

# 令和6年第1回志布志市議会定例会会議録

## 目 次

第1号（2月26日）	頁
1. 議事日程	18
2. 出席議員氏名	21
3. 欠席議員氏名	21
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	21
5. 議会事務局職員出席者	21
6. 開 会・開 議	22
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	22
8. 日程第2 会期の決定	22
9. 日程第3 報告	22
10. 日程第4 議案第1号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第16号）	24
11. 日程第5 議案第2号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	36
12. 日程第6 議案第3号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	37
13. 日程第7 議案第4号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	38
14. 日程第8 議案第5号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）	39
15. 日程第9 施政方針	41
16. 日程第10 議案第6号 志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	59
17. 日程第11 議案第7号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	60
18. 日程第12 議案第8号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	61
19. 日程第13 議案第9号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	63
20. 日程第14 議案第10号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	64
21. 日程第15 議案第11号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	66
22. 日程第16 議案第12号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について	68

23.	日程第17	議案第13号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……	68
24.	日程第18	議案第14号	志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	70
25.	日程第19	議案第15号	志布志市虐待防止条例の制定について……………	72
26.	日程第20	議案第16号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	74
27.	日程第21	議案第17号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について…	76
28.	日程第22	議案第18号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について……………	78
29.	日程第23	議案第19号	志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について……………	82
30.	延 会			83

## 第2号（2月27日）

1.	議事日程……………	84
2.	出席議員氏名……………	86
3.	欠席議員氏名……………	86
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	86
5.	議会事務局職員出席者……………	86
6.	開 議……………	87
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	87
8.	日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙……………	87
9.	日程第3 議案第20号 志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定について……	88
10.	日程第4 議案第21号 志布志市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について…	90
11.	日程第5 議案第22号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	91
12.	日程第6 議案第23号 志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について……………	92
13.	日程第7 議案第24号 志布志市生涯学習推進基金条例を廃止する条例の制定について……………	93
14.	日程第8 議案第25号 志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定について……………	94
15.	日程第9 議案第26号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について…	95
16.	日程第10 議案第27号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について……	96
17.	日程第11 議案第28号 市道路線の認定について……………	97
18.	日程第12 議案第29号 令和6年度志布志市一般会計予算……………	98

19.	日程第13	議案第30号	令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算	102
20.	日程第14	議案第31号	令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	103
21.	日程第15	議案第32号	令和6年度志布志市介護保険特別会計予算	104
22.	日程第16	議案第33号	令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算	105
23.	日程第17	議案第34号	令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	106
24.	日程第18	議案第35号	令和6年度志布志市水道事業会計予算	107
25.	日程第19	議案第36号	令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算	108
26.	日程第20	同意第2号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
27.	日程第21	同意第3号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
28.	日程第22	同意第4号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
29.	日程第23	同意第5号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
30.	日程第24	同意第6号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
31.	日程第25	同意第7号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
32.	日程第26	同意第8号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
33.	日程第27	同意第9号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
34.	日程第28	同意第10号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
35.	日程第29	同意第11号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
36.	日程第30	同意第12号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
37.	日程第31	同意第13号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
38.	日程第32	同意第14号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
39.	日程第33	同意第15号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
40.	日程第34	同意第16号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
41.	日程第35	同意第17号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
42.	日程第36	同意第18号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
43.	日程第37	同意第19号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
44.	日程第38	同意第20号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
45.	日程第39	同意第21号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	109
46.	日程第40	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	115
47.	日程第41	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	116
48.	散会			117

### 第3号（3月7日）

1.	議事日程	118
2.	出席議員氏名	119
3.	欠席議員氏名	119

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	119
5. 議会事務局職員出席者	119
6. 開 議	120
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	120
8. 日程第2 一般質問	120
西江園 明	120
小野 広嗣	130
野村 広志	159
9. 延 会	177

#### 第4号（3月8日）

1. 議事日程	178
2. 出席議員氏名	179
3. 欠席議員氏名	179
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	179
5. 議会事務局職員出席者	179
6. 開 議	180
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	180
8. 日程第2 一般質問	180
永田 梓	180
栢山 晋司	190
南 利尋	203
小園 義行	222
9. 延 会	242

#### 第5号（3月11日）

1. 議事日程	243
2. 出席議員氏名	244
3. 欠席議員氏名	244
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	244
5. 議会事務局職員出席者	244
6. 開 議	245
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	245
8. 日程第2 一般質問	245
隈元 香穂子	245

9. 散 会	264
--------	-----

## 第6号（3月27日）

1. 議事日程	265
2. 出席議員氏名	267
3. 欠席議員氏名	267
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	267
5. 議会事務局職員出席者	267
6. 開 議	268
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	268
8. 日程第2 議案第10号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	268
9. 日程第3 議案第11号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	269
10. 日程第4 議案第14号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	270
11. 日程第5 議案第15号 志布志市虐待防止条例の制定について	271
12. 日程第6 議案第16号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	272
13. 日程第7 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	274
14. 日程第8 議案第20号 志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定について	274
15. 日程第9 議案第22号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	275
16. 日程第10 議案第23号 志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について	276
17. 日程第11 議案第25号 志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定について	277
18. 日程第12 議案第27号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について	278
19. 日程第13 議案第28号 市道路線の認定について	279
20. 日程第14 議案第29号 令和6年度志布志市一般会計予算	280
21. 日程第15 議案第30号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算	287
22. 日程第16 議案第31号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	289
23. 日程第17 議案第32号 令和6年度志布志市介護保険特別会計予算	290
24. 日程第18 議案第33号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算	291
25. 日程第19 議案第34号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	292
26. 日程第20 議案第35号 令和6年度志布志市水道事業会計予算	293
27. 日程第21 議案第36号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算	294

28. 日程第22	議案第37号	志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	295
29. 日程第23	議案第38号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	296
30. 日程第24	陳情第1号	川内原発20年延長に関する陳情書	298
31. 日程第25	発議第1号	錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書の提出について	299
32. 日程第26	閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長)		300
33. 日程第27	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)		301
34. 閉 会			301

令和6年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月26日	月	本会議	開会・施政方針・議案上程等
27日	火	本会議	議案上程等
28日	水	休 会	
29日	木	休 会	
3月 1日	金	休 会	
2日	土	休 会	
3日	日	休 会	
4日	月	休 会	
5日	火	休 会	
6日	水	休 会	
7日	木	本会議	一般質問
8日	金	本会議	一般質問
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	本会議 委員会	一般質問 常任委員会
12日	火	委員会	予算常任委員会（現地調査）
13日	水	委員会	常任委員会
14日	木	委員会	予算常任委員会
15日	金	委員会	予算常任委員会
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	委員会	予算常任委員会
19日	火	委員会	予算常任委員会
20日	水	休 会	春分の日
21日	木	委員会	予算常任委員会
22日	金	休 会	
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	
26日	火	休 会	
27日	水	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第16号）
議案第2号	令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第3号	令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第4号	令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市虐待防止条例の制定について
議案第16号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	志布志市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について
議案第24号	志布志市生涯学習推進基金条例を廃止する条例の制定について
議案第25号	志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定について
議案第26号	志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号	鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

- 議案第28号 市道路線の認定について
- 議案第29号 令和6年度志布志市一般会計予算
- 議案第30号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 令和6年度志布志市介護保険特別会計予算
- 議案第33号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 議案第34号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 議案第35号 令和6年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第36号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算
- 議案第37号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書
- 発議第1号 錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書の提出について

閉会中の継続審査申出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

### 3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 西江園明	1 まちづくりについて	(1) 港湾や道路網の整備など、市内での大規模なプロジェクトが着々と進む中で、今後のまちづくりの考え方を問う。  (2) 自然災害を含め、あらゆる事態に対応するために、町原地区付近などへ広場（公園）を整備すべきではないか。  (3) 移住・定住対策の現状と今後の方向性を問う。	市 長  市 長  市 長 教 育 長
	2 介護保険制度について	(1) 本市における介護保険行政の在り方について問う。  (2) 本市では、入院中の方が介護保険制度を利用して住宅改修を行う場合、申請が可能となるのは退院後である。このため、完成までの間、対応に苦慮されている状況にあることから、他自治体のように、入院中でも申請できるような仕組みにすべきではないか。	市 長  市 長
2 小野広嗣	1 施政方針について	(1) 移住定住・交流の促進について 移住交流支援センター「エスプラネード」で移住に関する相談や支援をサポートし、情報発信の充実等を図るとともに定住支援事業の創設、空き家バンクの登録促進事業の創設が掲げられているが、本市のこれまでの移住定住・交流施策の成果と課題について問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 小野広嗣	1 施政方針について	<p>(2) 安心安全な住環境の確保を図る空き家対策について</p> <p>全国で空き家の増加が社会問題化して久しい。中でも、老朽化が進んでいる家は倒壊の危険性などが懸念され、対策は喫緊の課題である。本市も管理不全な空き家の所有者及び管理者に対して、空家特措法の一部改正に基づき対応するとともに、引き続き危険廃屋の解体及び撤去に係る費用の補助を行い、市民の安心安全な住環境の確保を図っているが、空き家対策の取組状況について問う。</p> <p>(3) 認知症対策等の充実・推進について</p> <p>本年1月1日に、共生社会の実現を推進する認知症基本法が施行された。国では、2025年には高齢者の5人に一人が認知症になると推計しており、認知症が私たちにとってますます身近なものになっている。本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、介護予防、健康づくり、認知症対策等の充実・推進に取り組むとあるが、その成果と課題について問う。</p> <p>(4) 情報発信と適切な管理について</p> <p>広報紙、ホームページ等多様な媒体を活用し、情報発信の充実を図るとともに、情報発信力の向上に取り組み、市民ニーズに合わせた、分かりやすい行政情報の提供に努めるとあるが、各種SNSなど、様々な媒体を活用した広報施策の成果と課題について問う。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 小野 広嗣	2 教育行政について	(1) 確かな学力の育成については、小・中学校に対してデジタル教科書を導入し、音声教材やモニター等を使用して動画教材等を使用するなど、より効果的で多様性のある授業展開を図り、学習理解度の向上や学習効率の向上に努めるとあるが、これまでの学力向上へ向けた成果と課題について問う。	市長 教育長
3 野村 広志	1 防災行政について	(1) 1月に発生した能登半島地震では、道路の寸断等により救助活動の遅れや避難行動に多大な影響があり、孤立集落等も多数発生した。 本市においても今後の大規模災害を想定した場合、どのような事が教訓となったのか。 (2) 施政方針でも、自助・共助の要となるコミュニティの重要性について述べられているが、自主防災組織等の具体的な取組について、どのような考えをもっているのか。	市長 市長
	2 住環境の在り方について	(1) 今後の人口減少や公営住宅の需要等を鑑みた場合、公営住宅の在り方について、具体的な方向性を示していく必要があるのではないか。 (2) 増え続けている空き家の問題について、施政方針で空き家バンク登録推進事業を創設するとあるが、空き家の現状と具体的な方策を問う。	市長 市長
4 永田 梓	1 出産・産後のケアについて	(1) 白血病や脳性麻痺、自閉症、小児難聴の治療にも活用されている「さい帯血」について、民間事業者が運営するさい帯血バンクを活用し、生まれてくる我が子のため、数年間にわたって保管しようとする場合に発生する登録費用を補助できないか問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 永田 梓	1 出産・産後のケアについて	(2) 産後ケア事業として、現在2つの助産院と提携しているが、市民の利用負担額を無料とする考えはないか問う。  (3) 育児中の方に対する心のケアのために、自宅からでもチャットを活用して相談できる体制が構築できないか問う。	市長  市長
	2 施設利用について	(1) 帖五区農産加工研修センター及び松山農産加工センターについて、土・日曜日や祝日の使用ができるよう、会計年度任用職員の雇用形態も含め、関係条例等の整備を行っていく考えはないか問う。	市長
	3 海水浴場施設の安全について	(1) 令和5年第2回定例会において、ダグリ岬海水浴場での水上バイクによる危険行為を制限する条例が制定できないか質問した。市長は、条例の内容を確認し、早急にできることがあれば対応したい旨で答弁されているが、その後の検討状況について問う。	市長
	4 生物多様性センターについて	(1) 生物多様性センターのオープンから1年が経過したが、これまでどのような活動が展開されたのか具体的に示せ。  (2) 今後の運営にあたって職員を増員する考えはないか問う。	市長  市長
5 栢山 晋司	1 森林の管理と防災について	(1) 木材輸出額は近年増加傾向にある中で、伐採されている山林が市内でも多くみられる状況となっている。事業者に対して、防災や植樹等の保全管理、災害発生時の対応等についての周知はどのようにになっているのか問う。	市長
	2 商業振興について	(1) 都城志布志道路は、令和6年度中に全線が開通する見込みであり、本市の交流人口増加につなげていくような施策の展開が期待されるが、現在どのような議論や検討がされているか問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
5 栞山 晋司	2 商業振興について	(2) 本年度から、創業に限らず、既に事業を営んでいる場合でも活用が可能な開業支援事業補助金へ変更したところ、多くの開業につながったと聞いている。そこで、さらなる民間活力向上のために、起業者を育成する学びの場を創設する考えはないか問う。	市 長
	3 自主文化事業の今後の展望について	(1) これまで、教育委員会の取組による様々な自主文化事業が実施されているが、内容の決定に至る考え方と、今後の展望について問う。	教 育 長
	4 リサイクル事業について	(1) 「食品リサイクル有機肥料」を活用した取組状況と、今後の展望について問う。	市 長
6 南 利 尋	1 人口減少対策について	(1) 人口減少対策について、どのような施策に取り組んでいるのか問う。	市 長
		(2) 次世代の本市を担う若者や移住、定住者の意見や要望を踏まえた新しいまちづくりの方向性を検討すべきではないか問う。	市 長
	2 環境行政について	(1) 令和5年第1回定例会において、埋立処分場の在り方について質問したところ、「バイオマス発電の調査・研究を行う」という旨の答弁があった。進捗状況を問う。 (2) 行政目線ではなく、市民目線に立ってごみ処理の在り方を検討すべきではないか問う。	市 長 市 長
3 道の駅整備について	(1) 多くの自治体で道の駅が整備され、賑わいを創出している。本市でも、道の駅整備事業にスピード感をもって取り組むべきではないか問う。	市 長	
	(2) 本市には農畜産物、水産物など多くの資源がある。6次産業化の推進を図り日本一の道の駅を目指す考えはないか問う。	市 長	

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6南 利 尋	4 ダグリ岬ベイサイド構想について	(1) 現在の進捗状況を問う。 (2) パラダイス跡地の撤去・解体について多くの市民の意見が届くようになった。対策に取り組むべきだと考えるが今後の対応について問う。	市 長 市 長
7小園義行	1 施政方針について	(1) 「市民が主役のまちづくり」「誰一人取り残さないまちづくり」を基に市民目線で市民の立場に立つとの方針で4つの行政経営指針をもって行政運営をされてこられたが現状をどのように認識しているか。 (2) 市民への接遇について7点ほど述べて職員にお願いをしているが、現状をどのように認識しているか。	市 長 市 長
	2 個人情報の在り方について	(1) 自衛隊への名簿提供について質問してきた。提供している事を住民に市報等で周知していくと答弁されてきたが対応を問う。 (2) これまで法的根拠がないと質問してきた。憲法第13条の視点から提供する事をどのように考えるか。	市 長 市 長
	3 虐待防止条例について	(1) 今回、児童、高齢者、障害者に対する虐待の防止を図る目的で市として条例を策定しているが、これまでの施策からどのように変わるのか。	市 長 教 育 長
	4 学校教育について	(1) 新しく入学する児童の入学に至るまでの経過を問う。 (2) 特別に配慮が必要と思われる児童への対応はどうか。	教 育 長 教 育 長
	5 会計年度任用職員制度について	(1) 会計年度任用職員制度の在り方に対する認識を問う。	市 長 教 育 長
8隈元香穂子	1 小児医療について	(1) 令和6年度の当初予算案に計上されている小児科開設支援事業補助金について、その詳細を問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
8 隈元香穂子	1 小児医療について	(2) リモート診療・オンライン診療が可能な体制を構築するための検討はされたのか問う。 (3) 本市における予防接種実施医療機関の契約状況について問う。	市 長 市 長
	2 産婦人科誘致について	(1) 離れた場所でも本拠地に準じた機能を提供する「サテライト方式」の産婦人科又は助産院を誘致できないか問う。 (2) 産後の母親は継続して支援することが必要と考えるが、現状とその在り方について問う。 (3) 産後ケア施設利用にあたって、利用料の全額補助及び利用要件の緩和を検討できないか問う。	市 長 市 長 市 長
	3 災害対策について	(1) 能登半島地震発生から2か月間ほど経過しているが、本市の災害対策における現状の把握、分析はできているか問う。 (2) プライバシーの侵害や盗難など、避難生活での発生が想定されるトラブルへの対策について十分に議論されているか問う。 (3) 女性が中心となった災害対策チームを設置する考えはないか問う。	市 長 市 長 市 長

## 令和6年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和6年2月26日（月曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第1号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第16号）
- 日程第5 議案第2号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第3号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 施政方針
- 日程第10 議案第6号 志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 志布志市虐待防止条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 日程第24 議案第20号 志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 志布志市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 志布志市生涯学習推進基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第32 議案第28号 市道路線の認定について
- 日程第33 議案第29号 令和6年度志布志市一般会計予算
- 日程第34 議案第30号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 令和6年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 令和6年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第40 議案第36号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算
- 日程第41 同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第42 同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第43 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第44 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第45 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第46 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第47 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第48 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第49 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第50 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第51 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第52 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第53 同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第54 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第55 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第56 同意第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第57 同意第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第58 同意第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第59 同意第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第60 同意第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第61 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第62 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開会 開議

○議長（福重彰史君） ただいまから、令和6年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————  
**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名します。

—————○—————  
**日程第2 会期の決定**

○議長（福重彰史君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの31日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から3月27日までの31日間に決定しました。

—————○—————  
**日程第3 報告**

○議長（福重彰史君） 日程第3、報告を申し上げます。  
先の定例会から議会運営に関する申合せの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第1号及び陳情第2号は、総務常任委員会へ付託します。

次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思えます。

ここで、2月24日付で2期目の教育長就任をされました福田裕生教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育長（福田裕生君） おはようございます。本会議の冒頭、お時間をいただきましたことに感謝申し上げます。

昨年12月定例会におきまして、議会の皆様方から再任の御同意をいただき、市長から2月24日付で2期目の志布志市教育長を拝命いたしました。本市の多岐にわたる教育課題の解決と「未来へ躍動する創造都市 志布志」の担い手育成を目指し、教育施策、事業等がさらに充実・発展するよう、強く気持ちを引き締め、心を尽くし、この重責を務めてまいりたいと、改めて決意した次第でございます。

これまでの3年間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のさなかであり、様々な制約がございました。しかしながら、市民の皆様と一丸となって、命と人権を守ることを共に深く学び合いながら、学校教育分野や生涯学習分野の活動や事業をその時期の状況に応じ、規模や方法等を工

夫し実施でき、一定の成果を得られたことに改めて深く感謝申し上げます。

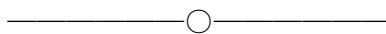
今後の学校教育分野の推進にあたりましては、いじめ・不登校への対応や子供の居場所、学びの多様化の問題、生きる力の基盤となる学力・体力・道徳心の育成や、部活動の在り方の問題、幼・保・小・中と連携した特別支援教育やインクルーシブ教育の問題、ICTやAI等デジタル技術を活かした教育の推進とSNS等の使い方の問題、食育等を通じた生活習慣の改善・健康・安全確保の問題、教員の資質向上や働き方改革に関する問題、地域や学校の特色や実情等を踏まえた学校の在り方の問題、教育施設設備の整備や運用の効率化の問題など、複雑・多様化する諸課題に対しまして、多角的・多面的な視点からアプローチしながら、スピード感をもって対応してまいりたいと考えております。

生涯学習分野の推進にあたりましては、人生100年時代の到来を見据えて、卒業後や就職したのちも学び続けることができるよう、リカレント教育の充実に取り組んでまいります。子供から大人まで、市民一人ひとりがそのライフステージに応じて、学びたいときにいつでも、どこでも、だれでも自分自身を磨き、それを生きがいとして社会に活かし、健康で豊かな人生を送ることができるよう、芸術、文化、スポーツ等、好きな分野に親しみ、興味を抱いて学べるよう各種学習機会の充実を進めてまいります。また、歴史的文化財等の修復・保存と、それらを活用した学びの機会の拡充やまちづくりにつきましては、市長部局、国や県の関係機関等との連携を密にして、計画的に進めてまいります。

教育とは、命と人権を守り、心を耕し、生きる力をつけ、夢を広げ、志を育む営みであると、私はそういう信念を持っており、それは今も揺らぐことはございません。その充実振興に向けては、「煮しめ・つけあげ・にぎりめし」の「きらり輝く3つのおしえ」に代表される志布志市の教育で蓄積されたその成果に、未来創造の新たな視点をしっかりと絡めながら、志布志市の教育行政を積極的に推進してまいります。志布志市の子供たちが「学校が楽しい」、「自分に自信がついた」、「友だちが増えた」と心の底からそう感じ、保護者の皆さんが「志布志市の学校に通わせてよかった」、「ずっと通わせたい」と思え、地域の方々が「学校は地域の誇りだ」と胸を張り、教職員が、「志布志市の学校で勤務したい」、「志布志市の学校で指導力が高まった」と実感できる学校づくりを、市民の皆さんと一緒に進めてまいりたいと考えております。

そのためにも、学校をはじめとする学びの現場や意見交換の場には積極的に出向き、子供、保護者、市民の声に積極的に耳を傾け、市長部局はもとより、県や各種関係機関とも緊密な情報共有と連携を図りながら、「志あふれる人づくり」と「伝統文化のまちづくり」に邁進する覚悟でございます。

これからも議会の皆様方からの御理解、御協力そして御指導、御鞭撻を賜りますよう、深くお願い申し上げます。



○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第4、議案第1号から日程第8、議案第5号まで、以上5件については、会議規則第39条

第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第5号までの5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



#### 日程第4 議案第1号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第16号）

○議長（福重彰史君） 日程第4、議案第1号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第16号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第16号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、産地生産基盤パワーアップ事業、障害児通所支援給付事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 議案第1号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第16号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算から3億8,449万1,000円を減額し、予算の総額を351億3,669万6,000円とするものでございます。

補正予算書の6ページをお開きください。補正予算説明資料は、1ページから2ページでございます。

第2表、繰越明許費補正でございますが、繰越理由につきましては、その事業の性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みがあるため、戸籍・住基情報システム改修事業ほか12件、総額12億6,140万3,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

なお、詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

予算書は7ページ、予算説明資料は2ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間を定め、限度額を1億円と定めるものでございます。

予算書の8ページをお開きください。

第4表、地方債補正でございますが、各種事業の追加及び事業の実績等により、起こすべき地

方債の額に変更が生じたことから、総額で7,130万円を減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の11ページから13ページの1款、市税は、課税額の決定等により、総額で1億435万5,000円増額しております。

14ページをお開きください。

11款、地方交付税、1項、地方交付税、1目、地方交付税は、再算定による増額のため、普通交付税を9,297万5,000円増額しております。

19ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の事業実績に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7,730万3,000円増額し、総額で8,038万5,000円増額しております。

21ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、産地生産基盤パワーアップ事業の増額や事業実績等に伴い、総額で3億278万7,000円減額しております。

24ページをお開きください。

17款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金は、昨年度から基金の一括運用を開始し、これを元手として今年度も債券を買い増したことに伴い、配当金が増額となったことなどから、総額で460万3,000円増額しております。

25ページになりますが、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、立木、分収木の売払金を1,523万5,000円増額しております。

予算書の26ページをお開きください。

18款、寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金等、総額で250万円増額しております。

27ページになりますが、19款、繰入金、1項、基金繰入金は、事業の実績等に伴い、総額で1億3,029万5,000円減額しております。

32ページから33ページにかけて、22款、市債は、事業の実績等に伴い、総額で7,130万円減額しております。

次に、歳出予算でございますが、事業の実績又は実績見込みによる事業費の減が主なものとなっております。

予算書は35ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、公共施設の将来にわたる維持管理等を図る観点から、施設整備事業基金への積立金を3億7,990万7,000円増額しております。

予算書は40ページ、説明資料は14ページをお開きください。

3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は、社会保障・税番号制度による振り仮名の表記追加に伴い、マイナンバーカード、住民票の写し及び戸籍の附票等への氏名の振り仮名記載に対応するため、住民基本台帳及び戸籍附票のシステム改修を実施するため、住基・戸籍

附票システム改修事業を467万5,000円計上しております。

予算書の45ページ、説明資料は19ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、障害福祉総務費は、令和4年度の負担金事業等の実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を3,825万5,000円計上しております。

説明資料は20ページになりますが、3目、自立支援費は、支給実績見込みにより、障害児通所支援給付事業を2,200万円増額しております。

予算書の47ページ、説明資料は22ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、令和4年度交付金事業等における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を2,089万7,000円計上しております。

予算書の48ページ、説明資料は24ページをお開きください。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、令和4年度的生活保護費等国庫負担金及び生活困窮者就労準備支援事業国庫補助金における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を5,174万2,000円計上しております。

予算書の51ページ、説明資料は16ページをお開きください。

4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、ごみ処理業務に係る処理量の増加に伴い、ごみ収集運搬・処理業務委託事業を638万円増額しております。

予算書の54ページ、説明資料は36ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、海外で需要の高い抹茶の原料であるてん茶の生産量を増加させ、収益性の向上を図るため荒茶加工施設を整備する産地生産基盤パワーアップ事業を7,673万1,000円計上しております。

説明資料は39ページをお開きください。

6目、畜産業費は、肉用子牛価格低迷により、厳しい経営状況にある生産農家の支援を行い、生産基盤の維持を図るため、肉用子牛臨時経営支援事業を1,775万8,000円増額しております。

以上が、補正予算（第16号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回、この債務負担行為をして、小児科開設支援事業ということでされています。2年間にわたって9,000万円として、そういう人的な経営安定ということで、500万円です。2年ということですね。今回、志布志市内において小児科がなくなっていく、先生たちが病院を廃業していくということで、今回新たに開設するという法人に支援をしていくということに至ったと思いますが、1点目は、小児科がこの地域からなくなって法人が廃業していく、その原因は大まかはどういうことだったのか。2点目は、廃業を受けて今回2年間という形ですけど、実際は約9,000万円をきちんとこういう形で債務負担行為を起こして、新たに小児科を開設してほしいというそういうことでもあります。本来、ここに至るまでにそれぞれ井手小児科、そして今回ひろた小児科が廃業となったわけですけど、開設支援事業は向こうの法人からの問いかけでこうい

うことになっているということであれば、それまで人口減少、少子化、そういったもの等々含めて、どういった経緯でこういうものになったのかという、併せて小児科をどうしても残したいという首長のそういう思いでしょう。それは、今後10年間ということですが、そういった先生たちとのつながり、医師会を含めてどういった経過であるか。全協では、少し個別の法人だけちょっと説明があったものですから、そこについて改めて説明してください。

三つ目に、医療制度の在り方、それについて当局がどんな認識を持っているのか。例えば、大学の医学部で学ぶ人たちの医療研修制度、これが医局からもなくなっているわけですね。「どこでも研修はいいよ」というような形で、小児科含めてほかの先生方も研修がどこでもできるようになった、医療制度の改革によって地方に医者が来なくなっているという状況です。そういったものについては、今後きちんとした形で確保できるというものがこの約1億円ですよ。そのことで、今後10年経ったらまた同じようなことになっていく。そういうものは冒頭に言った質疑等の関連で、国の医療制度の在り方、研修制度の在り方、そういったものをどういったふう当局として捉えて、今回のこの小児科開設支援事業補助金という形で事業名はなっていますが、そこについてお願いしたい。

そして、最後四つ目ですけど、井手小児科の先生が8月、9月ぐらいでおやめになって、現在閉じておられます。そういった二つの法人があったわけですが、法人との関係では、それぞれが廃業となった段階でしか手を打っていないのではないかという思いがあるのですが、そこについて行政として小児科医療、そういったものに対しての責任をどのように考えてここに至っているのかという、その4点についてお願いをします。

**○市長（下平晴行君）** 1点目でございますが、これはおっしゃるように、井手小児科が8月でやめられたということで、ひろた小児科のほうで頑張っていたところですが、先ほども説明しましたとおり、医療の勤務時間がすごく大変だと、1人で経営、運営して大変だということから、今回おやめになられたということでもあります。そのことについては、4番目の質問の答えになりますけれども、これまでも井手小児科の先生がおやめになるということで、お願いをしたところではありますが、本人の意志が固いということでおやめになられたということでございます。

**○保健課長（西 洋一君）** 2番目の質問の法人からの問い合わせ等の経過につきましては、今回弘田先生のほうから閉院をされるということの申出があった際に、先生のほうも個別に個人的なつながりがある先生であったり、医療センターの小児科部長であったり、そちらのほうにも相談をしていただいて、事業承継であるとか、そういったお話を伺っていたところでありました。ただ、その中で、やはり志布志市というところについては、「地理的な条件もあってなかなか難しい」というお声はいただいたところでもあります。そういった状況の中で、行政としてどういった支援ができるのかというところについては、私どももその先生方のつながりというものもない状況でありますので、行政でできる支援ということで補助金制度を創設するというところで、他の自治体の事例も参考にしながら、今回提案をさせていただいたところでございます。

**○市長（下平晴行君）** これまでには、医師会の会長等とも連携をしっかりと取りながら、お願い

をするというか、医師会の会長とは市としてはどういう考え方を持っているのかということも含めて、いろいろ協議をしてきたところではありますが、そのことが、今回開設事業あるいは承継事業についての予算計上をしたということでございます。

**○保健課長（西 洋一君）** 3点目の医療制度の在り方等々、研修制度等の在り方ですけれども、現在、おっしゃるように大学の研修制度等の内容について、いろいろ状況の変化があるところです。本市としまして、近隣市町、それから広域での取組、そういった中で医師の確保という取組はやっているところがございますが、なかなか難しい現状があるところです。また、県のほうも人材育成という形での取組はやっているところがございますが、ただ、その人材がすぐすぐ地域にくるという状況ではないところでもありますけれども、その辺を含めまして、単独の自治体でできること、それから広域で連携してできることについては、しっかりと今後も協議を進めていきたいと思っております。

[何言か呼ぶ者あり]

**○保健課長（西 洋一君）** 今回、ひろた小児科のほうが開院されるということでございますが、小児科に限らず、地域医療の担い手である先生方の高齢化が進んでいるというところで、今回小児科医が、専門の医療機関が市内になくなるということを受けまして、市長が掲げております「安心して子育てができるまちづくり」、そういった中で、やはり子供の医療というのは非常に重要なものであるということで、今回小児科に限定した補助金制度を創設させていただいたところでございます。

**○19番（小園義行君）** それぞれ医療の関係というのは専門性が非常に高いから、僕たちは理解が難しいところがあります。でも現実に、なぜ二つあった小児科がなくなっていくのか。もちろん高齢になったり、そういうものはあるでしょう。でも基本的に考えたときに、これだと2年間だけ努力しますということですよ。将来にわたって、この地域で安心して子供を産み育てていくというその視点で考えたときに、「2年間だけ努力しましたよ。でも、結果駄目でした」という、そういうことではまずいという思いがあります。なぜなら、教育委員会から私たち議会に示されている資料の中に、6年後には児童が半分ぐらいに減っていくというデータがあります。そうした時点で、小児科を開設するというもののリスクですね。経営をしていかなければいけないという視点からしたときに、非常に人口が少なくなっていくという背景と、少子化でいわゆる子供が少なくなっていく、産まれないという状況になったときに、足し算、引き算をする、いわゆる経営者として考えたときに、果たしてこの地域で新しく小児科を開設するというリスクを負って、親切な地域医療を行うというお医者さんがいていただければいいけれども、もしそういうことが難しいときは、誰が責任を取るかといったら、基本的には行政でないといけなわけですよ。だから、この債務負担行為で努力した後駄目だったときに、どういうふうな考え方が議論されて、この2年間の債務負担行為としたのか。そのことについてお願いをしたい。正直な部分でいくと、私はお医者さんの経営がどうあるのかというのが分からないんですよ。医師法でいうと、どの先生も全部小児科って書けるんですよ。でも掲げられていないわけですよ。ここに事業の中で、

いわゆる5年間ちゃんと臨床を研修した、そして10年間はここでやるという条件を付けていますけど、志布志市としてのその先生に対してそういう失礼なことではなくて、志布志市が安心してこの地域で小児科をずっと開設していくんだという、そういう思いを届けないと、「10年間やれば、よかたどがな」と、こういうことではないと思うんですよね。市長が目指しておられる「誰一人取り残さない」、「住んでよかったまち」としたときには、志布志市が小児科、いわゆる小児医療に対して責任を持つというメッセージを発信しない限り、私は、先生に来ていただきたいけれども難しいのではないかと。だからそういった意味で、この2年間やって駄目だったときに、どういうふうに進めていこうという形が見えないと、届かないのではないですか。だから、この事業が2年後に終わりますね。そのとき開設にならなかった場合にどうするのかという、そういったことまで議論されて、この2年間の債務負担行為となったのか。ここについて、再度お願いします。

○保健課長（西 洋一君） 今回2年間の債務負担行為ということで、1年目につきましては、開設準備に係るイニシャルコスト9,000万円という形、それから1年目の運転資金ということでランニングコストの500万円、それから2年目につきましては、運転資金の500万円ということで合計1億円、最大1億円という形で補助金を設定させていただいているところです。小児医療については、報酬単価も非常に安いということでの心配もあるということと、あとは地域に小児科を開設する際にあたっては、当然その地域の人口推移等も見ながら開設をされるというところがありますけれども、現在の状況において、今あるひろた小児科さんの経営状況については、ほかの小児科が今閉院されている状況を周知しているという部分もあって、経営状態については問題ないところではありますが、今後少子化が進んでいくというところでの状況が変わっていくのではないかとこのところではありますが、運転資金の2年間というところについては、こういった補助金を創設している他の自治体で助成を受けている医師のほうに直接お話を伺って、「開設の補助金を受けているほかに、どういった支援が必要ですか」とお尋ねしたところ、「やはり開設した後の初期経費いわゆる運転資金、そういったものがあれば助かる」というお声もいただいたものですから、今回、開設費用準備補助金プラス運転資金で2年間ということで、こちらとしては、2年間で経営を安定させていただければと考えているところで、今回2年間の対応ということで提案させていただいたところです。

○19番（小園義行君） この小児科としての経営をどのように考えていますかということについては、ちょっと答弁がなかったんですけど、3回目の質疑ですのでね。病院を経営するということは、慈善事業ではないわけですよ、正直な話。だから、小児科を経営していくという法人の理事長として、市内に開設するという人があれば、人口減少社会と少子社会になって、志布志市が公にしている、子供の数が少なくなっていくという中で、本気で志布志市がこの地域の小児医療に責任を持つというそういった覚悟がない限り、メッセージとしては弱いという意味で、このままでいいんですか、2年間はこうですよ。だからそこに対しては行政として、首長として、今後も努力していくというそういったものがない限り、この「債務負担行為を2年間だけ認めて

ください」とした場合、仮に2年後駄目だったときに、どうするんですか、市長の任期が終わるときですよ。だからぜひこういうふうにするときは、僕も経営したことがないから分かりませんが、小児科を経営していかれる理事長としては、非常に不安がある。人口が減っていく、少子化社会になっていくところに、果たして市内に来て「よし、僕、頑張るわ」というそういったものがあるかどうか、なかなか難しいと思う。だから先ほどから何回も言っていますが、行政が最終的に責任を持つというそういった意味での発信がない限り、私は難しいと思うわけです。かつて文教厚生常任委員会で、奈良県山添村に所管事務調査で行きました。町内の診療所として、2か所きちんと公が持っている。そういった姿勢がないと、基本的にはお医者さんたちも経営が成り立たなければ撤退するしかないわけですので、ぜひそういった行政として、首長としてのそういったきちんとした責任を持って、この地域の小児医療を守るといって、その発信がない限り、補償されませんよね。市長の口から、そういったことについての発信がない限り、これはなかなかですよ。「2年間だけ形で頑張りましたが、誰も来ていただけませんでした。終わり」、そうじゃないですよ。全てなくなったときに初めてこういうのが出てくるというのは、私から見たら小児医療というのは非常にリスクが高い科目だと思うのですが、そこについて、なくなると分かったからこういう形だって、僕はそうじゃないような気がして、首長として、この志布志市の小児医療にきちんと責任を持つという、そういったものの発信がこの中から汲み取れない。それが首長として今回、この2年間にしたということの背景には、こういうこともあるということがない限り、これは難しいのではないですか。いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり少子化の状況で、これからも減っていくという予測はされますけど、その反面、子育て支援等にもしっかりと予算計上して、志布志市にも住んでいただくということでの取組をしているわけでありますが、私は、今回のこの開設事業、承継事業も含めて、本当に小児科は若いお母さんにとっては絶対必要だという思いで、予算計上したところでもあります。そして、先ほどからありますように、その時点で来ていただくというのがまず基本ですので、お願いをして来ていただいた暁には、もちろん来ていただかないといけませんのでお願いします、その経営状況をしっかりと見極めながら、先ほど課長のほうでも、全協でも説明がありました、他の自治体の状況を確認して、そして志布志市は100%補助ということでの対応をしていくということでの小児科医の必要性、これをしっかりと説明して、そして先進事例がどういう状況で現在まで続いているのか、そのようなことをしっかりと把握しながら、来ていただいた医療機関には、絶対志布志市ですと医療を継続していただきたいというような考え方の中で、予算も含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** 今の市長の答弁は、これだけで終わらないということですよ。やはり本当にここに住んで、結婚されて子供が産まれましたと、できない方もおられるわけで、安心してここに、市長が目指しておられる「誰一人取り残さない」、「住んでよかったまち」「住みたいまち」というそういう視点からしたときに、もし駄目だったら、もう公立の病院を造るぐらいのそういったものがきちんとないと、難しいと思うんですよ。言葉が悪いんですけど、採算がう

まくいかないとなったら当然撤退されるわけで、最終的には行政がしっかりと地域のそういう医師会なり、そこと協力しながらもそうですけど、公立で病院を造るなり、そういったものがないと僕は過疎化が進み、少子化が進んでいくまちに住むというのは、非常に故郷を大事に思うからそうなんですけど、最終的には「そういった公立病院が必要だね」というぐらいの議論はなかったんですか。

**○市長（下平晴行君）** これは私も安心して住める社会の中で、医療費をしっかりと対応していくという、そういう病院も含めて公約として掲げているわけでありまして。そういうことを含めて先ほどからありますように、安心して子育てをするためには、おっしゃるとおり、小児科は絶対必要だという思いはしっかり持っておりますので、それは本当に志布志市に来ていただくためには、やはり小児科は必要であると、また移住もしていただけないということのようなことも含めて、思いを込めて予算計上をしたと。そして承継についても、ひろた小児科の施設が今あるわけでありまして、それを活用される方もいらっしゃるだろうというような思いで、開設も含めて承継も予算計上の中に入っているということでありまして。その思いはしっかりと持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（福重彰史君）** ほかに質疑はありますか。

**○17番（小野広嗣君）** 今、同僚議員からもこの債務負担行為の関係でありました。先ほど全協でも何点か質疑が出ておりました。今もありましたけれども、今回この開設準備支援補助金で9,000万円、そして安定化支援補助金で2年間で500万円、500万円、計1億円ということで、対外的には募集をしていくというようなお話も先ほどあったわけです。やはりすごく気になるのは、小児医療の現状を考えたときに、大変困難な状況がある。経営的にも大変ではないかなということで、市としてもこういった補助金の提案をされている。そしてこの議案が即決案件であるということを考えてとき、補正予算で出されたということを考えれば、すごく速いスピードで、こういった小児医療をしっかりと行っていただく方に志布志市に来ていただきたいと、そういう思いがあつてこのタイミング出されたんだろうというふうに思うのですが、なかなかまだ現状見えていないという御報告を、先ほど全協で受けたところでありまして。例えば、ここに出ていますが、2年間の安定化ということで補助金が出ていますが、これはその後の補助金という検討はなかったのか。いわゆる今後の経営状況等を考えたら、この2年間と限定して大丈夫だったのか、すごく心配ではないのですが、そこらについて、まずお示しをください。

**○保健課長（西 洋一君）** 今回、債務負担行為を提案させていただいた経緯といたしましては、3月で閉院をされるということで、4月から生じる空白期間を少しでも早く解消するための情報発信をするためには、債務負担行為を起こす必要があるということで、仮に候補者が見つかった場合であっても、例えばその方の融資先であったり、施設の改修や機器の更新であったり、スタッフの募集、それから仮にその対象者が勤務医であった場合は、今の職場との雇用の関係等もございまして、なかなかすぐということにはならないのですが、少しでもその期間を短くしたいということで、債務負担行為を起こさせていただいたところでございます。今回の経営安定化補

助金の1,000万円につきましては、2年間という形で対応させていただく予定にしているところですが、基本的には初期費用で経営を開始した後、診療報酬も遅れてくるということで、ほかの自治体での補助金をもらった医師のお話等々も踏まえまして、最初の経営2年間というところでの設定をさせていただいたところですが、一応、2年目以降について、制度としての継続は今のところ想定はしていないところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** これが即決議案でなければ、様々議論ができるんですけども、3回しか質疑ができませんので。先ほど同僚議員からも、いろいろと懸念されることで質疑があったわけですが、例えば、こういった方向で今後募集をかけていくということになりますよね、求めていくと。小児医療に携わる人を求めていくという市の姿勢を考えたときに、ここでは債務負担行為で2年間、安定化として2年間というふうに区切っていますけれども、継続的にやっていただかなければいけないというのは当然ありますよね。そうした場合、様々な協議をしていかないといけないし、覚書を交わすようなことが出てきますよね。そういったこともらんで、その内容もどうするのかというのが全然示されていないのですけれども、そのことについてはどうなのかお聞かせください。

それと、今もありましたように、先ほど市長が答弁されたことはよく分かるんです、思いがですね。昨年から志布志市の小児医療がなくなるということは、もう志布志市民のお父さん、お母さんたちの不安の声というのは、いっぱい駆け巡っていました。そういうことを考えたときに、この3月に補正予算を出して、この後即決案件でどうなるかですけれども、これを可決しても先ほど課長が述べられたように、開設の準備であるとか様々ありますね。募集をして決まっても、その後まだ相当空白期間があるわけです。その期間が1年になるのか、2年になるのか分かりませんが、その期間について、本市の子供たち、保護者の方々、こういった方々に対する説明責任というか、そういったものをしっかり行っていくという準備体制はできているのですか。そこもお聞かせください。

そしてもう一つ、例えば本市にまた別法人がいて、その別法人の医療機関が、新たに場所を移していくと。それはもう名前は申し上げませんが、今始まっていますね、土地の工事も始まっていますけれども。そういった医療法人がいわゆる総合医療という中で、医療科目を増やしていくという話も聞こえてくるわけですが、そういった中に小児科というのが入ってくるという情報はあるのか、ないのか。そこも併せてお聞かせください。

もう1点、ちょっと違いますけれども、これは総合政策課がらみでお聞かせください。今回、地域活性化起業者制度負担金が、いわゆる募集を行ったけれども受け入れに至らなかったということで、不用額が560万円発生しております。そしてこれは、当初予算で引き続きまた上がってきております。これはなぜこういうことになったのか、どういう手を尽くして求めたのか、こちらについてお示しをください。

**○保健課長（西 洋一君）** まず1点目の御質問についてでございますが、今後募集をかけて候補者が見つかった場合、一定の公募期間を設けまして、その期間内に1件ないしは2件以上であ

ったり、その件数はちょっと見えないところですが、応募があった場合については選考委員会を開催しまして、その中で事前承認の申請書、そういったものを出していただいて、その中で書類審査、必要であれば直接その申請者に聞き取りをするような形で、今後の経営状況や診療体制であったり、あと地域医療の考え方であったり、そういったもろもろの件についてお話を伺って、最終的に選考して申請をしていただくという流れになりますので、そこについてはしっかりと精査をしていきたいというところでもあります。

4月以降の小児科専門医療機関がなくなることに対する対応についてですが、当然かかりつけ医につきましては、市内で通院できるところがなくなりますので、小学生以上の子供さんや小さいお子さんについては、近隣市町の小児科専門医を受診していただき、市内にも小児科を標榜している医療機関が2か所ございますので、そちらで対応していただきたいと考えているところです。

あと、これまでひろた小児科が担ってきた健診業務等につきましては、今後においては、1歳半健診は鹿屋の医療センターに、それから3歳児健診については現在曾於医師会に依頼する予定としているところです。また、乳幼児の定期予防接種がございしますが、曾於医師会及び県医師会にお願いしておりましたが、今回ひろた小児科の閉院の影響を考慮しまして、令和6年度から志布志中央クリニック、それから都城市北諸県郡の医師会等を追加して対応する予定としております。

あと3点目の現在新たに病院を建設中のところが、小児科を開設する予定はあるのかということですが、今のところ、そういったお話は伺っていないところでございます。

**○総合政策課長（川上桂一郎君）** 御質問の地域活性化起業人制度の減額の件ですが、この地域活性化起業人制度につきましては、総務省に応募をいたしまして、人材の募集を行っていたところなのですが、当初、デジタルの関係と観光分野の関係という、二つの分野での応募を予定しておりました。ただ、デジタルにつきましては、やはり様々な市町村がデジタルの取組等を行っているところから、企業からそういった人材の派遣がなかなかできないと。こちらとしましても包括連携協定を締結している大手企業でありましたり、そういった様々な取組を行っている市と関係があるデジタル関連の企業といろいろ交渉は行ったのですが、今年度は人材の派遣までには至らないというようなことをお聞きしております。

また、観光につきましても、コロナ禍の規制も大分緩和されたところなのですが、そういった状況でも観光の起業というところまで今回応募には至っていないというところでございます。新年度につきましては、今のところそういったことも踏まえまして、デジタルにおいての人材というのが本市では必要ということから、大手の電気通信事業者と交渉を行っているところでございます。デジタル人材が必要であることから、令和6年度もこの地域活性化起業人制度を活用して、人材の確保を行いたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今のデジタルのほうですね。デジタル人材の確保ということは、もう再三僕も申し上げてきておりますので、その必要性は十分認識をしております。そのために、全力

を尽くしていただきたいとは当然思うわけですが、令和6年度の当初予算のほうにも同じ金額で当然計上されていますので、これが2年連続駄目だったということであってはならないと思うんですよ。総務省にお願いするとかだけではなくて、僕が言いたいのは、なぜ質疑しているのかというのは、あらゆる手を尽くして人材を探してくるという、その執念みたいなものがあったのかというのを聞きたいんですね。もう一回そこは教えてください。

あと、医療の関係で言えば、少し考え方なんです、市長。今回は、ここへ立て続けに市内の二つの小児医療機関がなくなるということになって、3月いっぱい廃業という状況になっておりますので、そうした状況に鑑みて、昨年末からずっと検討してきて、こういう提案になっているわけですね。これは分かるんです。ただ、考え方として、本来ならば、例えば私も申し上げておりますけれども、志布志市は産婦人科医がいなくて様々あって、市長はいわゆる総合病院を持ってきたいというのが施政方針にもあったわけですね。そうした場合、それがなかなか難しいのであれば、産婦人科医を誘致するために、こういった補助金制度を活用しているところがありますよねというやり取りが、私もですし同僚議員からもあったわけですよ。それは、そういう考え方、先手先手でそういった補助金制度を設けて手を打つ。今回は現実になくなるから、極端な場合、慌ててやるしかない。それは市民のため、市内の子供のためという市長の先ほどの思いのとおりであります。だからそこらの整合性といいますか、考え方、ここをしっかりとしていかないと、今後こういうことはほかの科目でも当然起こり得ることですので、そこらについてお考えだけお示してください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、総合病院ができないかどうかということも、これは国のほうとも補助金がどういう形で、どれぐらいの補助金が出るのかということも、実際に詰めてはおります。先ほど募集については課長から答弁がありましたとおり、私も医師会の会長と一緒にあって、これは当初、「弘田先生がひょっとしたら、おやめになるかもしれません」という、情報が公表される前の段階から一緒にあって、内々で話をしていたところです。というのは、鹿児島大学のほうに出向いたり、それからその関係機関との連携でそういう先生がいらっしゃるかどうかということも含めて、いろんな形で調査してきたところでもあります。もちろん、今、大隅地域での医療関係協議会等もできているわけではありますが、できれば、そういう形での単独での医療総合病院みたいなのが必要なのかなというふうには、実際私は公約の中に入れておりますので、思っていることは確かでございます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） この地域活性化起業人制度の募集につきましては、総合政策課としましては、市のホームページや総務省への起業人ホームページへの掲載、あと関連する企業、市の職員研修でIT部門とか、デジタル関連の業務で来られた企業に対しまして、デジタルの人材について総務省を介して、今募集をしていることを伝え協力を依頼したり、市と委託契約等を締結している企業に対してお願いをしたところですが、やはりどこも今人材不足ということで他の自治体も同様な状況にあるものですから、なかなか今回に関してはこの応募には至らなかったというところですが、来年度はもっとその取組というのを早めまして、先ほど申し上げまし

た大手通信事業者と、今いろいろ前段で協議を行っておりますので、条件を整えば新年度早々、そのところは進めてまいりたいと考えております。

○議長（福重彰史君） ほかにありませんか。

○5番（南 利尋君） 説明資料の16ページの上段について、お伺いします。ごみ処理運搬の事業に対しての見込みよりも予算の不足が生じたということですが、近年、人口減少とか、ごみの量は大幅減ったということのいろんな説明を受けているわけです。どういふごみが増えて、どういふ処理を行ったかということだけお伺いします。

○市民環境課長（留中政文君） お答えいたします。

ごみ収集運搬処理業務委託事業につきましては、県内の業者に、例えば塩化ビニールや木くず、そういったところをお願いしているところです。なかなか一度に量を持って行って処理ができないということで、在庫を抱えていた分がございまして、処理をお願いをしていたのですが、なかなか在庫が減らない状況がありました。今回、新たな処分先が見つかりましたので、そのことも話をしまして、今ある在庫の分を処理するというので、その分についての増額が主なものでございます。

○5番（南 利尋君） というのは、産業廃棄物的なもののごみ処理になるわけですか。例えば、農家から出たものとか、港湾から出たものとか、そういうものが増えてきたということですか。在庫がたまったということですが、どういふジャンルのごみがたまっているという状況があるわけですか。

○市民環境課長（留中政文君） 中身は畳とか粗大ごみで出ていますけど、一般廃棄物でございまして、畳や木くずとかそういったものになります。中にはビニールで出される中にも塩ビの部分もございまして、そういったところはプラスチックとしては処分できませんので、また仕分けをしてそういった処理できない資源ごみがたまっておりまして、その分を処分したところでございます。

○5番（南 利尋君） ということは、そのごみは結局、どこかの自治体に持って行って、焼却処分ですか。どういふ処分をされたということですか。

○市民環境課長（留中政文君） 今、県内で処分をお願いしているところもRPFの材料という固形燃料にするということをお願いしております。固形燃料をつくる際に、この業者は志布志市だけを引き取りしているわけではなく、県内の自治体から回収しておりますので、その固形燃料をつくるには、プラスチック系や木くず系、そういったのをある一定の量で混ぜないと固形燃料にはならないということで、そういった部分の処分がなかなか追いつかなかったというところがありまして、今回処分をお願いするところで、RPFの原料にするというところでございます。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

#### 日程第5 議案第2号 令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史君） 日程第5、議案第2号、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,984万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ44億6,195万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税を1,900万円減額するものであります。8ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を395万4,000円増額するものであります。10ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を533万4,000円、出産育児一時金等繰入金を166万6,000円減額する等し、合計で463万8,000円減額するものであります。

15ページをお開きください。

歳出の保険給付費の療養諸費は、一般被保険者療養給付費を1,600万円、一般被保険者療養費を357万円減額するものであります。

16ページを御覧ください。

歳出の保険給付費の高額療養費は、一般被保険者高額療養費を2,000万円増額するものであります。

26ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金は、国庫補助等返還金を3,508万4,000円増額するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第6 議案第3号 令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史君） 日程第6、議案第3号、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ191万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,638万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、普通徴収保険料を500万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を691万6,000円減額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を191万6,000円減額するものであります。

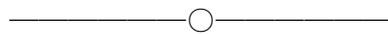
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第7 議案第4号 令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福重彰史君） 日程第7、議案第4号、令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、令和5年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,476万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億3,929万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の8ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を5,316万1,000円、地域支援事業支援交付金を203万2,000円減額するものであります。

9ページを御覧ください。

歳入の県支出金の県負担金は、介護給付費負担金を2,740万7,000円減額するものであります。

11ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、介護給付費繰入金を977万5,000円、地域支援事業費繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業分を94万1,000円減額する等し、合計で1,192万4,000円減額するものであります。

15ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、地域密着型介護サービス給付費を2,000万円、施設介護サービス給付費を6,000万円減額する等し、合計で5,920万円減額するものであります。

17ページをお開きください。

歳出の保険給付費の特定入所者介護サービス費を1,400万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第8 議案第5号 令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（福重彰史君） 日程第8、議案第5号、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億6,503万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,127万7,000円とするものであります。

まず、地方債補正につきまして、説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正であります。地域開発事業の事業費の確定により、地方債の額に変更が生じたことから、限度額を3億7,020万円減額しております。

続きまして、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、工業団地整備事業積立基金繰入金を433万6,000円増額するものであります。

8ページを御覧ください。

歳入の市債の商工債は、地域開発事業債を3億7,020万円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の財産収入の財産運用収入の利子及び配当金は、工業団地整備事業基金配当金を143万3,000円増額するものであります。

10ページを御覧ください。

歳出の管理費は、普通旅費を10万8,000円減額し、工業団地整備事業積立基金の積立金を143万3,000円増額し、合計で132万5,000円増額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、工事請負費等を3億6,576万4,000円減額するものであります。

12ページを御覧ください。

歳出の公債費の利子は、地方債償還金を30万円、一時借入金利子を29万9,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

○  
午前11時19分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第9 施政方針

○議長（福重彰史君） 日程第9、施政方針を議題とします。

市長の施政方針に関する説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 令和6年第1回志布志市議会定例会の開会に当たりまして、市政運営についての基本的な考え方を明らかにしますとともに、令和6年度における主要施策及び当初予算の概要について御説明申し上げます。

1月に発生しました能登半島地震は、最大で震度7を観測し、甚大な被害が発生しており、被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を願っております。

被災地への救援や復興への支援を通じ、多くの教訓を得て本市の地域防災力を高め、自助・互助・共助・公助の四つの連携した取組によって、市民の安全・安心対策に努めてまいります。

市政運営を担わせていただいてから7年目に入り、2期目の折り返し点を過ぎたことになりませんが、所信表明でお示した八つの政策ビジョンの実現に向けて、引き続き関係課で相互に連携し、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。「市民が主役のまちづくり」「誰一人取り残さないまちづくり」を基に、市民目線で市民の立場に立つという方針の下、四つの行政経営指針として顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理をもって、市民ニーズへの迅速な対応と行政運営の効率化に努めてまいります。

行政運営の際、市民の皆様への接遇については、「あたえたいこと」として挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳を職員一人ひとりが意識するよう、徹底してまいります。

現場主義の徹底を図り、多くの現場に出向き、その実態を把握し、課題を解決するための施策の実現に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

志布志港の産直港湾としての認定や都城志布志道路の令和6年度全線開通、志布志東部地区から始まる歴史遺産の活用、地域コミュニティ協議会と市との協働によるまちづくりなど、本市には限りない可能性が秘められています。先人たちが守り築き上げてきた「ひと」、「まち」、「みなと」、「ふるさと」を更に輝かせ、次の世代へと引き継ぎ、その可能性を最大限に生かすまちづくりを推進してまいります。

急激な物価高騰、人口急減や少子化・超高齢化による深刻な人手・担い手不足、異常気象や大規模災害、新たな感染症など、これまでの常識や経験では対応が難しい中においても、職員一人ひとりが志布志市職員としての誇りと自覚を持って、そして高い志を掲げて、市民の皆様信頼される市政の実現に向けて全力で取り組み、行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまちとなるよう、魅力あるまちづくりを目指してまいります。

そのためには、私自身が先頭に立って、市職員の可能性を最大限に引き出しながら、一緒になって様々な課題に挑戦し、将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

令和5年5月に、新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことに伴い、本市においても4

年ぶりに「志布志お釈迦まつり」や「志布志みなとまつり」、「大隅の國やっちく松山藩秋の陣まつり」を開催することができました。また、10月には、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」が開催され、本市では成年男子サッカー競技が行われ、鹿児島県の準優勝という奮闘に多くの方が応援に訪れていただきました。

これまでの市民の皆様の御協力により、幾つもの感染の波を乗り越えて、ようやくまちのにぎわいが戻りつつあることに、心から感謝申し上げます。

これまでの「当たり前」に大きな変化が起きた、いわゆる「ポストコロナ社会」においては、絶えず世の中の動きにアンテナをしっかりと張り、市民ニーズに機動的に対応できる体制の構築に努め、引き続き、コロナ禍による経済活動への影響からの回復や物価高騰対策について、国の制度を活用しながら全力で取り組んでまいります。

国内においては、宿泊業・情報サービス業・建設業・飲食業などで人材不足が顕著になっており、今後2030年代には若年人口が急激に減少し、2040年代には高齢者人口がピークを迎えることが予測されています。人口が増加することを前提に構築されてきた現在の日本全体の経済・社会システムは、急速に進行する少子化による人口減少と超高齢化により、その維持が困難になる可能性があり、これまでにない危機に直面しています。

これまでは、現在の課題や環境から将来の変化を予測して対応策を考える「フォアキャストイング」思考を中心に課題を解決してまいりました。不確実性が高く、これまでにない地域課題が増えていくと予測される今後は、先に実現したい未来を具体的に描き、その実現のために今必要とされる取組や選択肢のアイデアを数多く生み出すことを狙いとした「バックキャストイング」による考え方を持って、より効果的で効率的な施策を自ら展開していくことを目指してまいります。

SDGsの実現についても、2030年までに達成すべき17のゴールが先に描かれており、その理念である「誰一人取り残さない」世界の実現のためには、バックキャストイング思考による新たな発想や、性の多様性LGBTQ+の理解を高めたりパートナーシップ宣誓制度を浸透させたりするなど、お互いが個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できるまちづくりが重要であります。

本市の人口減少の現状は、死亡数の増加と出生数の減少により、年間200人から300人程度の自然減が続いており、高等教育機関がないことから進学等による若年層の流出が顕著であります。人口減少を防ぐための施策を構築する一方で、更新時期を迎える公共施設のうち、利用する対象人口が減少する中で何を残し何を活かすのか、また、行政サービスの提供体制についても、将来の人口構成に合わせて、デジタルの力を活用してどのように最適化するかなど、バックキャストイング思考を持ちながら施策の構築に全庁を挙げて取り組んでいく必要があります。

国におきましては、人口減少、少子高齢化や東京圏への人口一極集中などによる地方の過疎化に対し、デジタル化による大都市のような利便性と地域の豊かさを融合した「デジタル田園都市」を戦略的に構築するため、令和5年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を改定したところ

であります。戦略に基づき、令和9年度までの5年間で、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を構築し、デジタルの力を活用した地方創生を加速化・深化させる優良事例を横展開するとともに、従来の地方創生もさらに推進することとされました。

本市におきましても、令和4年度にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これまで地方創生に積極的に取り組んできたところですが、国の戦略改訂に合わせて現在本市の戦略も改訂作業を進めており、これまで進めてきた地域課題の解決や魅力向上に向けた地方創生の取組を、デジタルの力を活用してさらに推進してまいります。

以上の市政運営に当たりましては、一つの課だけでは解決できない課題も多いことから、庁内横断的に連携し、情報の共有と分析に努め、全課で取り組んでまいります。

限られた職員数で、市民サービスを向上させながら多種多様な課題に対応していくために、グループ制による連携強化や柔軟な組織運用による業務の平準化・働き方改革を進め、近年の社会情勢の急速な変化に対応するため、組織機構についても機能集約等の再編を進めてまいります。

令和6年度は、令和8年度を終期とする第2次志布志市総合振興計画後期基本計画の折り返しとなる重要な年であり、各施策の着実な推進に向けて、関係課で相互に連携し、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

以下、主要施策の概要につきまして、第2次志布志市総合振興計画で定めたまちづくりの七つの基本目標に沿って、順次説明を申し上げます。

基本目標1は、「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちです。

志布志港の整備・機能拡充につきましては、国際バルク戦略港湾の早期供用開始や原木流出防止等の安全対策の実施及び幹線貨物を取り扱う岸壁の耐震化に係る港湾計画への位置づけについての要望活動を行ってまいります。

令和5年5月に、志布志港における「農林水産物・食品輸出促進計画」の認定を受け、産直港湾「志布志港」としての新たなスタートを皮切りに、外貿定期航路の再編による物流サービスの強化や令和6年度中に都城志布志道路の全線開通が公表されるなど、港を取り巻く物流機能が大きく進展しております。この好機を逃さないよう、コンテナ貨物年間取扱量についてコンテナターミナル蔵置能力の12万TEUを目指し、官民一体のポートセールス活動や農林水産品・食品の輸出促進に国・県及び輸出事業者と連携して取り組むとともに、国内外と幅広く志布志港のPRや助成制度を周知し、より一層の輸出促進を図ってまいります。

国内物流においても、フェリー及びRORO船がモーダルシフトの受け皿としての役割が一層高まっていることから、RORO船及びフェリーさんふらわあに関するPR活動を行い、志布志港の利活用促進を図り、南九州地域の物流拠点として、志布志港のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

志布志港が、市民などの多くの方々に親しまれ、訪れやすい場所となるよう、志布志港内におけるにぎわい創出に取り組んでまいります。

広域道路網の整備促進につきましては、令和4年10月に東九州自動車道の夏井区間、串間区間

及び日南区間の着工式が開催されて以降、まだ未事業区間となっている宮崎県の南郷～奈留間の早期事業化について、全線開通に向けて関係団体等と連携して要望してまいります。

都城志布志道路につきましては、全延長の約80%が供用されておりますが、令和6年度中に都城IC～乙房間、志布志IC～志布志港が供用開始される予定であり、圏域の皆様の悲願であった防災・経済・医療の道として全線44.3kmが開通することになります。

これまで、官民一体となった要望等への御協力について、関係者の皆様にこの場をお借りして改めてお礼申し上げます。

このように、市内の高規格道路の進捗が見えてきた中、さらなる物流の効率化や利便性の向上に向けて、東九州自動車道と都城志布志道路を結ぶ「曾於志布志道路」につきましては、大規模災害時の支援物資等の輸送におけるダブルネットワーク化が期待されることから、関係機関等に早期事業化を要望してまいります。

基幹道路の整備につきましては、東九州自動車道夏井インターチェンジへのアクセス道路外之牧2号線の整備促進や県道の採択路線の早期完成に向け、積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正を図ってまいります。

市道整備につきましては、交付金事業を活用し、一丁田宇都鼻線やグリーンロード志布志線等の整備を計画的に推進してまいります。

地域公共交通につきましては、地域公共交通計画に基づき、地域の現状や課題を踏まえ、関係機関、交通事業者等と連携し、計画的に取り組んでまいります。

予約型乗り合い送迎サービス「チョイソコしぶし」につきましては、新たにインターネット予約受付の開始や中山間地域においては自治会や地域コミュニティ協議会との協議の上、住宅地停留所の設置を可能にするとともに、高齢者等会員と一般会員の会員区分を廃止することにより、チョイソコしぶしの利用しやすい環境を整備し、市民の利便性と乗り合い率の向上を図ってまいります。

利用者の減少や運行事業者の人手不足等の影響により、路線バスの大幅な見直しが行われている現状を踏まえ、地方バス路線を維持・確保するため、近隣自治体と連携して広域的な取組を検討するとともに、新たに市内に居住する高校生のバス通学に係る費用の一部を支援し、路線バスの利用促進を図ってまいります。

地域課題に応じた計画的な整備につきましては、将来の土地利用のあるべき姿を想定し、計画的な土地利用やにぎわいのある市街地・機能が集約されたコンパクトなまちづくりを推進していくために、立地適正化計画の策定に取り組んでまいります。

都市下水路につきましては、台風や集中豪雨などの自然災害に対応するため、計画的な改修を行う必要があることから下水道事業基本計画を策定し、計画的に改修を進めてまいります。

空き家対策につきましては、管理不全な空き家の所有者及び管理者に対して、空き家特措法の一部改正に基づき対応するとともに、引き続き危険廃屋の解体及び撤去に係る費用の補助を行い、市民の安全・安心な住環境の確保を図ってまいります。

情報通信技術の活用につきましては、公共施設や各地域コミュニティ協議会の活動拠点へ、公衆無線LANの整備を年次的に進め、災害時の避難所開設での利用など、ICTによる利便性の向上を図ってまいります。

基本目標2は、自然や風土と共生する安心で豊かなまちです。

住環境の整備につきましては、志布志市住生活基本計画に基づき、市営住宅の居住性向上等の住環境整備に取り組むとともに、木造住宅の耐震改修や危険なブロック塀の撤去、止水板の設置等への住宅リフォーム助成事業の活用を促進し、安全で安心して快適に生活できる住まいの形成に努めてまいります。

移住や交流の促進につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行後地方移住への関心が高まりつつあることから、引き続き、移住・交流支援センター「エスプラネード」で移住に関する相談や支援をサポートし、情報発信の充実等を図ってまいります。

住宅取得に係る支援につきましては、定住支援事業を創設し、これまでの移住者に加え、新たに市内居住者を対象にすることにより、人口流出を防ぎ、本市への定着を図ってまいります。

移住希望者から空き家バンクへの問合せも増加傾向にあることから、空き家バンク登録促進事業を創設し、空き家バンクに登録する空き家の所有者に対してリフォームや家財処分に係る助成を行うことにより、さらなる空き家の情報提供の充実を図ってまいります。

少子高齢化により人口減少が急速に進行する中、若者の移住定着の対策として、引き続き奨学金返還支援事業に取り組むとともに、若者・子育て世帯移住支援事業を創設し、若者と子育て世帯の移住を支援することにより、さらなるUIターンの促進を図ってまいります。

結婚支援につきましては、引き続き出会いの場の提供や新婚世帯の新生活に係る経済的支援を行い、安心して結婚できる環境の整備を図るとともに、新たに、若者が集い交流する機会の創出や婚活相談所の設置など、積極的に婚活に取り組む若者を支援してまいります。

市内高等学校支援につきましては、引き続き各種検定の受検を支援するとともに、新たに市内高等学校の魅力化を図る取組を支援し、地域に誇りを持ち、地域に根づくような人材の育成を推進してまいります。

生活道路の整備・保全につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画や舗装個別施設計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減を図ってまいります。また、市道の管理方法について、伐採作業の機械化や道路のメンテナンス・フリー化を進め、計画的な維持管理に努めてまいります。

公園・緑地の整備につきましては、都市公園内の施設更新を計画的に進め、誰もが利用しやすい市民の憩いの場となるよう公園の整備を進めてまいります。

良質で安定した水の供給につきましては、市民のライフラインである水の供給のため、水道施設の適切な管理と計画的な施設更新等を行い、長寿命化を図ることで、持続可能な水道事業の運営に努めてまいります。

水道課の事務所は、本年夏頃を目標に志布志町大原の農協前バス停付近へ移転し、業務効率化に取り組んでまいります。

再資源化の推進につきましては、これまでのモデル地区での実績を踏まえ、使用済紙おむつの市内全域回収を開始し、超高齢化社会の大きな課題の一つである紙おむつの再資源化に取り組んでまいります。

有明町伊崎田に令和5年度中に整備が完了する、常設のごみステーション（仮称）志布志市循環センターを活用し、市民のごみ出し機会の拡充を図るとともに、将来的には「5R」の推進を含めた環境教育の基幹施設としての活用を目指してまいります。

高齢や障害などの理由から家庭ごみの分別に支障を来している世帯につきましては、ごみ分別お助け袋による分別支援やごみ出し支援による個別回収により、安心してごみ出しができる環境づくりに努めてまいります。

「5R」の推進と併せて、浪費をなくしごみを出さない「ごみゼロ」を目指したライフスタイルへの転換を進めるため、環境学習会による普及・啓発を推進してまいります。

生活排水の適正な処理の推進につきましては、農業集落排水事業において公営企業法を適用したことにより、中長期的な視点によって適切な経営が図られるとともに、浄化槽事業の普及・啓発を図り公共用水域の環境保全に努めてまいります。

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進につきましては、令和4年12月に署名した世界首長誓約の事務局より協力をいただきながら、公共施設への太陽光発電設備等の再エネ導入や公用車のEV導入など、市民、事業者及び行政が一体となって市全体でのムーブメントを起こし、地球温暖化対策の取組を加速してまいります。

生物多様性の保全につきましては、自然観察会の開催など生物多様性センターを拠点とした環境教育の機会を創出し周知を図るとともに、専門家や国・県と連携した特定外来動植物の実態調査や駆除活動に継続して取り組んでまいります。

消防体制の強化につきましては、消防団員の研修、訓練による資質向上、各種助成制度の充実、団員確保を図ってまいります。

消防用設備等の充実につきましては、大隅曾於地区消防組合における女性消防士の採用に伴い、志布志消防署に女性消防士専用の仮眠室等を整備するほか、消防団の資機材等を整備し、災害に強いまちづくりの実現に努めてまいります。

地域防災力の向上につきましては、津波発生時の円滑な避難に資するため、標高表示板の増設や更新とともに、多くの市民や事業所の参画を促した地震津波防災訓練を実施し、災害対策本部の体制や各防災関係機関の連携強化を図ってまいります。

防災に関する講演会や出前講座などの開催により、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

能登半島地震においては、道路の寸断などライフラインが確保できない中、地域のきずなが強い地区で避難行動や安否確認、避難所運営等が円滑に行われており、自助・共助の要となるコミュニティの重要さや地域の実情を把握し、防災知識を持った地域内のリーダーの必要性が改めて認識されました。

災害時の状況は、地域ごとに特性があるため、市と各地域コミュニティ協議会と一体となって、

防災意識の高揚や防災訓練等に取り組んでまいります。

防災・減災対策の充実につきましては、近年多発する自然災害の対応に万全を期すため、県や気象台と連携を図りながら、気象に関する情報収集を的確に行い、市民の迅速かつ円滑な避難行動につながるよう、早めの避難情報の発令を実施するとともに、避難所における良好な生活環境の確保を図るため、各種備蓄品等の整備を進めてまいります。

豪雨等により宅地内に流入した土砂等の撤去を速やかに実施し、市民生活の安定を図るため宅地災害復旧作業支援事業に取り組んでまいります。

近年、激甚化、頻発化する災害に迅速に対応するため、災害発生時の一時的な事務量の増加に対してはグループ制を柔軟に活用し、国・県と連携を図りながら、災害箇所での早期復旧に取り組んでまいります。

交通安全対策の充実につきましては、高齢運転者の事故防止を図る観点から、警察及び交通安全協会と連携し、広報活動、交通安全教室や出前講座などの開催により、交通安全意識の向上に努めてまいります。

また、運転に不安を感じている高齢者を対象とした運転免許証自主返納支援事業につきましては、現金による交付へと変更することにより、さらに自主的な免許証返納を推進してまいります。

道路反射鏡、ガードレール等の交通安全施設の整備及び老朽化した施設の適正な維持管理に取り組んでまいります。

防犯対策の充実につきましては、自分たちの地域の安全を守り犯罪を未然に防止するため、警察及び防犯協会と連携し、オレオレ詐欺や預貯金詐欺などの特殊詐欺の被害防止広報や地域安全パトロール等を行うとともに、出前講座等による啓発を実施してまいります。

自治会等による防犯街灯の新設・更新・修繕に対して助成することにより、令和6年度末までに全ての防犯街灯のLED化を目指すとともに、夜間の防犯及び安全確保を図ってまいります。

また、消費者トラブルを解決するため、専門知識を有する消費生活相談員が法律等に基づきアドバイスや交渉の支援を行い、被害の回復を図るとともに、出前講座等により被害の未然防止に努めてまいります。

基本目標3は、大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまちです。

雇用・就労の支援対策につきましては、企業の人材不足の解消や地元就業への機会創出を目指し、合同企業説明会の実施や学生のインターンシップへの支援等を行ってまいります。

企業誘致の推進につきましては、企業訪問や企業立地フェアへの出展を行い、市内事業用地や国内外の航路、各種支援制度等の積極的なPRを行ってまいります。

工業団地につきましては、広域道路網や志布志港の整備促進により物流アクセスが優位となったことの周知を図りながら、インター工業団地の造成及び分譲を行ってまいります。また、その他の地区の工業団地につきましても整備を促進し、新たな企業の誘致を進めてまいります。

担い手の育成・確保につきましては、農業公社等の研修事業や親元就農で新たな担い手の確保を図るとともに、法人との担い手育成・確保に関する連携協定により、農業研修機関をさらに拡

大し、受入れ先及び関係機関との連携協力体制を強化することによって、多様な担い手の育成・確保に努め、農業振興及び地域活性化を図ってまいります。

国の新規就農者育成総合対策等を活用しつつ、本市独自の支援策として、昨今の資材高騰による初期投資を少しでも抑えるため、異業種から参入する新規就農者に対し、施設整備に対する追加の支援に取り組んでまいります。

農業の振興につきましては、本市の基幹産業である農業の分野では、他の産業と同様、高齢化、担い手の減少、後継者不足等の人材の問題に加え、農業用資材等の高騰による経費の増加など、様々な課題が山積しており、そのような課題に対応するため開設した農業サポートセンターを中心に、専門家や関係機関とさらに連携して、状況に応じた相談支援に努めてまいります。

また、国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、策定した本市独自の計画に基づき、関係団体と連携し、有機農業の推進や環境負荷軽減等の取組を推進してまいります。

サツマイモ基腐病につきましては、対策の基本である病原菌を「持ち込まない、増やさない、残さない」ことに重点化して取り組んできたところであり、その結果、令和5年産においても被害が減少傾向にあることから、引き続き農地耕作条件改善事業により生産者、関係団体等と連携し、防除対策、排水対策、土層改良等を総合的に支援し、産地の維持及び経営の継続を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲件数は増加傾向にあるものの、依然として農作物への被害が甚大であることから、市猟友会と連携し、一斉集中捕獲実践活動や猟期中における捕獲報奨金の支援の取組を継続し、さらなる個体数の抑制を図るとともに、電気柵や地域での侵入防止柵の設置など、「個体数を減らす、侵入を防ぐ、寄せ付けない」取組を推進し、引き続き鳥獣害に対する地域住民の意識高揚と被害の低減に努めてまいります。

茶業の振興につきましては、生産コストの低減及び収益性の向上を図るため、国・県の補助事業を活用し、設備の導入及び有機栽培への転換の支援に取り組んでまいります。

消費者ニーズの変化により販売価格が低迷するなど、依然として厳しい販売環境が続いていることから、「しぶし茶」のブランド力の向上を図るための各種品評会への出品支援、情報発信等に積極的に取り組んでまいります。

○議長（福重彰史君） ここで、昼食のため、しばらく休憩します。午後は、1時5分から再開します。

—————○—————

午後0時01分 休憩

午後1時05分 再開

—————○—————

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、市長の施政方針に関する説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 畜産の振興につきましては、全畜種において家畜伝染病の侵入リスクが

高くなっているため、侵入防止に向けた啓発と、消毒薬配付等の支援により自衛防疫の意識向上に取り組んでまいります。

令和9年度に北海道で開催される全国和牛能力共進会への出品を目指し、肉用牛産地の次代を見据えた地域のリーダーを育成するため、肉用牛改良青年部会の取組を支援してまいります。

戸数減少等による生産基盤の脆弱化が懸念される中、国の補助事業を活用した支援により、生産基盤の維持・拡大に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林の荒廃や公益的機能の低下を防止するため、森林経営管理事業により手入れの行き届かない森林の経営管理について所有者より委託を受け、森林パトロールなど森林の適正な管理を推進してまいります。

未来につなぐふるさとの森事業につきましては、曾於地区森林組合と連携して費用の一部を助成することで森林所有者の負担を軽減し、間伐や再生林などの適正な森林管理を推進してまいります。

集落周辺の森林の保全管理につきましては、竹の侵入等により森林が持っている多面的な機能の発揮が難しくなっており、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、森林所有者や地域住民等が協力して行う森林の保全活動や地域活性化の取組を支援してまいります。

森林整備等に必要な財源として、国税である森林環境税が令和6年度から個人住民税均等割と併せて課税され、その税収は、森林環境譲与税として市へも譲与されることを踏まえ、制度等の周知・広報に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、本市の海産物の魅力を発信するとともに、志布志漁協施設整備事業により漁協施設の整備及び維持を図り、漁業用燃油の価格高騰により経営が逼迫している漁業者等を漁業用燃料油価格高騰対策事業により緊急的に支援し、その経営安定を図ってまいります。

夏井漁港につきましては、水産物供給基盤機能保全事業を活用して防波堤の長寿命化に取り組むとともに、引き続き漁協、関係機関等と連携し、施設の保全を図ってまいります。

畑地かんがいの推進につきましては、土地改良区と連携し、畑地かんがい施設を適切に維持管理しつつ、長寿命化を図るとともに、さらなる水利用の普及拡大及び畑作物の収益性の向上を図ってまいります。

ほ場整備の推進につきましては、志布志地区の区画整理が完了する見込みで、上門地区、蓬原中野地区の早期完成に向けて取り組んでまいります。

また、安楽土地改良区の一部について受益者から整備要望があり、令和8年度の新規採択を目指して事業計画作成及び権利者の調査を進めます。今後も、関係機関と連携し、地元関係者の協力を得た上で、事業の早期完成に向けて取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農地及び農道・用排水路などの地域資源の保全管理に資するため、農家と地域住民との共同活動により、農村の多面的機能の維持・発揮に取り組んでいるところであり、関係機関と連携し、適切な保全管理に努めてまいります。

近年の鳥獣による農地被害の増加に鑑み、荒らされた農地を復旧する費用に対して鳥獣害復旧事業により定率助成を行うことで、農家の生産意欲の減退を防ぐとともに、耕作放棄地の減少に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、商工業開業支援事業により開業を促進するとともに、売上げを向上するための新たな取組を支援するため、チャレンジ補助金交付事業を創設し、経営力の強化を図ってまいります。

地域住民が安心して暮らすために最低限必要となる商業機能を確保するために、既存店舗等において、その地域で不足する必要な品物やサービスを新たに提供する事業者等に対して、住み良か地域づくり支援事業を創設し、支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症に関連する融資の返済が本格化する中で、返済負担の軽減を図るための新型コロナ貸付利子補給金交付事業を創設し、事業継続を支援してまいります。

また、障害者差別解消法の改正により義務化される、障害のある方への合理的配慮の提供に必要な店舗改修に対し、バリアフリー店舗改修助成事業を創設し、事業者の経営を支援してまいります。

志布志商店街モデル地区の商業・観光及び歴史資源等の素材を改めて整理・分析し、商店街の現地調査や意見聴取等を行いながら、地域活性化や新規出店を促進するために商店街エリア計画を策定してまいります。

観光の振興につきましては、第2次志布志市観光振興計画において重点コンテンツとして位置づけたダグリ岬一帯を、民間の活力を導入した開発手法を取り入れ、本市の観光拠点として引き続き整備に努めてまいります。

地域資源を発掘し、整備・活用するため、独自の知見やノウハウを持つ国の外部専門家制度を活用し、アドバイスを受けながら魅力や価値の向上を図り、交流人口の拡大に向けて取り組んでまいります。

新型コロナウイルスが5類感染症に移行されたことを受け、企画旅行や教育旅行の誘致を図るため、貸切バス旅行誘致助成事業について旅行エージェント等へ再度周知し、遠方からの観光客誘致に取り組んでまいります。

また、地域経済への波及効果が見込まれる国内外からのスポーツ合宿を誘致するため、スポーツ団体誘致推進協会と連携し、スポーツ団体や大会主催団体への支援及び誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

観光客の受け入れにつきましては、観光特産品協会と連携した受入体制の充実を図り、本市へ訪れる観光客へのきめ細やかなおもてなしを通じたお客様満足度の向上に努めてまいります。

特産品のPRと販路拡大につきましては、観光特産品協会と連携を図りつつ特産品事業者との関係性強化に努め、市内特産品のデータベース化により、効率的な特産品のPRや営業活動を行ってまいります。

また、本市の首都圏における活動拠点である東京駐在所による情報収集力や営業力を生かした

販路の開拓、消費者や取引先のニーズを的確に捉えた商品開発や情報提供をさらに加速させ、市特産品の販路拡大につなげてまいります。

ふるさと納税につきましては、本市の特産品の魅力を生かしたふるさと納税寄附を推奨することにより、安定的な財源の確保に取り組むとともに、本市の認知度向上や特産品の振興につなげてまいります。

併せて、本市へ寄附していただいた多くの方々と継続的な関係を築くシティセールスの基盤と位置づけて、さらなる事業推進を図ってまいります。

シティセールス事業につきましては、ふるさと納税事業の成果によって、全国的にも魅力的な特産品を有する地域として認知された本市の優位性を生かし、ふるさと納税と連動させた効率的な顧客管理により、本市の魅力的な資源である人・モノ・自然・企業力などの情報発信や特産品の販売促進を行うことで、志布志ファンを増やし、外部から人材・物財・資金・情報を呼び込んで経済活性化を図るシティセールスを推進してまいります。

そのため、本市へふるさと納税寄附ができる特設サイトや特産品をネット上で販売するECサイトを連動させ、観光誘客や移住定着につながる情報等を集約させた「(仮称)志布志ファンサイト」を新たに運用してまいります。

基本目標4は、生き生きと笑顔で暮らせるまちです。

自助・共助による健康づくりの推進につきましては、国の自殺総合対策大綱を踏まえて策定した、第2次志布志市自殺対策計画に基づき、ゲートキーパー養成講座を実施するなど、自殺対策の強化を図ってまいります。

緊急医療体制の確保につきましては、安心して医療を受けられるよう、曾於地域、大隅地域、都城地域の医療圏と広域で連携し、事業の継続に取り組んでまいります。

また、本市に不足している小児科につきましては大隅・曾於地域の医療関係者と連携を図り解決に取り組むとともに、小児科開設支援補助事業を創設し、医師への求人・転職情報配信サイトに掲載するなど、誘致を図ってまいります。

子育て支援の充実につきましては、幼児教育・保育に係る国の無償化制度に加えて、本市独自の子育て支援事業として、これまで有償となっていた0歳から2歳児の保育料について、保育料の完全無償化を行います。

また、物価高騰の中でも、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等が確保されるよう、県の補助事業を活用し、保育所等に対して必要な経費を支援するなど、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ってまいります。

児童手当につきましては、国の制度改正により、令和6年10月支給分から支給対象者を中学生から高校生までに拡充し、第3子以降の児童につきましては支給額を増額することにより、子育て世帯の生活の安定や児童の健やかな成長を図ってまいります。

これまで出産祝金として第1子・第2子に対しまして、5万円を給付しておりましたが、さらなる子育て支援の強化を図るため、第1子からの給付額を10万円に引き上げることで、少子化対

策、子育て支援の充実を図ってまいります。

病児保育事業につきましては、令和5年度から事業休止の状態が続いておりましたが、病児保育を実施する事業者の施設改修費用の支援等を行い、事業再開による保育の負担軽減に取り組んでまいります。

令和6年4月に施行される改正児童福祉法により、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対して、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされたため、設置に向けて検討してまいります。

母子保健の推進につきましては、新たに、アプリによりいつでもどこでも健康相談ができるオンライン相談事業、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の一部を助成する事業を開始し、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の構築に努めてまいります。

また、子育てに優しい地域環境を整備するため、庁舎内にベビーケアルームを設置し、妊娠・出産・子育て期に寄り添った支援に取り組んでまいります。

地域福祉の充実につきましては、新たに策定した第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画に、重層的支援体制整備事業実施計画・地方再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画を包含し、各計画に基づき様々な課題を抱える世帯に対し包括的な相談支援に努め、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の一体的な体制を整える重層的支援体制整備事業への移行準備を進めてまいります。

虐待の防止につきましては、全国的に虐待の発生件数が増加傾向にある中、本市においても年度による件数のばらつきはあるものの事案が発生しており、県内で初となる虐待防止条例を制定することにより、虐待の予防及び早期発見、防止等に関する本市の姿勢や取組の方向性を示すなど、虐待のない、誰もが安心して暮らせるまちの実現に努めてまいります。

志布志市健康ふれあいプラザの長寿命化を図るため、大規模改修工事実施設計を行い、市民の健康づくりとふれあいの場の拠点となる施設として維持管理に努めてまいります。

障害者福祉の充実につきましては、新たに策定した第5期障がい者計画等に基づき、関係機関と連携して施策の推進に努め、障害のある方のさらなる日常生活の利便の充実を図ってまいります。

発達障害への理解や、障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供に関する周知、啓発のために講演会等を実施してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域の需要に応じたサービス基盤を確保しながら、介護予防・健康づくりの充実、認知症対策などの充実・推進に努めてまいります。

認知症予防・ケアの推進につきましては、認知症に関する正しい知識の普及、認知症の人に関する正しい理解を深められるように、認知症カフェ「オレンジほっとカフェ」の活動を支援するとともに、認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターを「チームオレンジ」として組織化しながら活動の充実を図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、今後、厳しい財政運営が想定されることから、県や国保連合会と連携を図り、各種保健事業の推進に向けて取り組むとともに、健全な財政運営を確保しながら事業の安定化を図ってまいります。

第3次健康しぶし21を策定し、活動分野ごとに組織横断的に乳幼児から高齢者までライフステージに合った健康づくりを推進してまいります。

また、効果的な施策を企画、実施し、市民一人ひとりの健康意識の向上や生涯を通じた継続的な健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指してまいります。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を見据え、高齢者の健康状態を把握し、課題を分析するとともに、生活習慣病やフレイル予防対策を推進することで、高齢者の健康増進を図り、健やかな生活が送れるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組んでまいります。

基本目標5は、心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちです。

知・徳・体の調和のとれた教育の推進につきましては、次代を担う子供たちに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身に付けさせるために、地域にある自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼・保・小・中・高をはじめ関係機関等との連携を深め、児童・生徒自らが志を高く持つとともに、自らの郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育に努めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、小・中学校に対してデジタル教科書を導入し、音声教材やモニター等を使用して動画教材等を使用するなど、より効果的で多様性のある授業展開を図り、学習理解度の向上や学習効率の向上に努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、子ほめ条例を生かしたほめる教育の実践や体験活動を生かした道徳教育の推進、周りの人に感謝の気持ちを伝える「志の言の葉」の取組、司書補等を活用した読書活動の充実、学校・家庭・地域の連携によるコミュニティ・スクールの充実を図るとともに、いじめ、不登校、問題行動等の早期発見と解決に努めてまいります。

特にいじめ・不登校の未然防止につきましては、学校が全ての子供たちにとって心の居場所、きずなづくりの場となるように各関係機関との連携や、臨床心理士等による支援体制の充実を図りながら、魅力ある学校づくりを推進してまいります。

また、学びの多様化教室「松風」では、保護者会の開催による保護者との連携充実や特別支援教育支援員を配置することにより、学校と家庭、学校と松風をつなぐ支援体制を充実し、「飛び出せ松風」を目指してまいります。

健やかな体の育成につきましては、「体力アップ！チャレンジかごしま」の全学級実施、一校一運動に組み込み、体力向上推進アドバイザーを活用した体育授業の充実等により、児童・生徒の運動に対する関心・意欲の高揚を図りながら、体力・運動能力の向上に努めてまいります。

学校における感染症対策につきましては、これまでの経験を踏まえ、円滑な教育活動の継続を前提に、なお一層の予防と感染拡大防止に努めてまいります。

基本的な生活習慣の確立や食育の充実につきましては、栄養教諭の活用を図り、食の重要性や健康に関する意識の向上や実践化につなげるとともに、むし歯を予防するため、関係課が連携してフッ化物洗口に取り組み、さらなる歯と口の健康づくりについて、家庭への啓発も行いながら推進してまいります。

学校給食につきましては、地元の食材を活用した学校給食を提供することにより、児童・生徒に地域の食材の良さを認識してもらい、本市の特産品や郷土料理に対する理解と関心を深め、食を通じて感謝の心を育ててまいります。

学校給食費無償化事業につきましては、給食費を完全無償化することで、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を行ってまいります。

特別支援学校の分置につきましては、令和6年2月20日に開催されました鹿児島県議会定例会におきまして、知事が本市の伊崎田学園の敷地内に新たな特別支援学校を分置することを発表されました。令和元年に本市議会が県教育長に対して提出した「志布志市内への特別支援学校設置による対象児童・生徒の通学に係る負担軽減を求める要望書」から始まり、市民と一体となった要望活動が実を結んだことに、感慨深いものがございます。可能な限り早く通学等に伴う児童・生徒や保護者の負担が軽減されるよう、県と連携し、分置に向けて取り組んでまいります。

昨年、伊崎田校区コミュニティ協議会から、特別支援学校分置の要望に併せて伊崎田学園を義務教育学校とすることについての署名を添えた要望書が提出されました。これまで、伊崎田学園の在り方については、先進事例等の調査・研究等を含め、検討を進めているところでありましたので、期待される様々な効果等を踏まえながら、当事者である保護者の意見等を丁寧にお聴きした上で、伊崎田小学校の敷地内に、小学校と中学校の施設一体型の新たな小中一貫校の整備を進めてまいります。

また、今回、分置するとされたことにより、こども園から小学校、中学校、特別支援学校を含めた共生社会を推進するインクルーシブ教育の実現に向けて、県と連携し、取り組んでまいります。

教育環境の整備につきましては、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した校舎等の改修を行うとともに、児童・生徒が安全で安心して学べる教育環境の充実を図るため、防犯カメラ等を整備してまいります。

また、学校施設の照明については、脱炭素社会の実現に向けて計画的にLED化を進めてまいります。

学校給食センターの運営につきましては、委託業者との連携を密にして、より安全・安心な学校給食の提供に努め、栄養教諭によるさらなる食育指導の充実を図ってまいります。

生涯学習の推進につきましては、市民ニーズに対応した講座を開設し「いつでも、どこでも、だれでも」学べる生涯学習の推進に引き続き努めてまいります。

また、少子高齢化社会への対応と市民を主役にしたまちづくりの推進を図るため、創年市民大学を引き続き開設してバラエティに富んだカリキュラムを設定し、地域を愛する「地域学」をテ

ーマにした講座等の充実を図ってまいります。

図書館につきましては、市民が気軽に利用できる図書館を目指し、移動図書館車による貸出しサービスをはじめ、高齢者、障害者、交通弱者等への宅配サービスの充実を図ってまいります。

24時間いつでも・どこでも利用することができる電子図書館サービスによる、多様な読書機会の確保と利便性の向上に努めるとともに、読書通帳を活用し、紙書籍と電子書籍のバランスを考慮しながら、図書館機能の充実とサービスの質の向上、利用促進を図ってまいります。

また、乳幼児へのブックスタート事業、小学新1年生へのセカンドブック事業、小学校卒業時に心を耕す一冊の本を贈るサードブック事業を実施するとともに、学校や図書館ボランティアと連携して、家庭や地域・学校において心のつながりを育むきっかけとなる環境を提供してまいります。

社会教育の充実につきましては、教育の原点である家庭での教育が最も重要であり、家庭での教育力を高めるため、講座や講演会の開催、子育て手帳等による啓発活動の実施とともに、保育園、認定こども園、小・中学校における家庭教育学級の開設を推進し、学習の機会の充実を図ってまいります。

また、リーダー研修や国外研修の充実を図り、心豊かで志あふれる人間性や社会性を身に付けた青少年の育成に取り組んでまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、レインボー424スポーツクラブと連携し、スポーツ教室の実施やニュースポーツの普及を図り、市民が多様なスポーツ活動に取り組める環境づくりに取り組んでまいります。

また、スポーツ活動の拠点となる施設を利用者が安全で快適に利用できるよう維持管理に努めるほか、利用の多い施設へオンライン予約システムを先行して導入し、利用者の利便性向上を図ってまいります。

文化芸術活動の推進につきましては、小・中学校を対象とした演劇・音楽コンサート等を開催し、良質な演者を招聘することで、芸術に対する興味・関心の向上に努めてまいります。

伝統文化の保存・継承につきましては、地域に伝承されている郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するために継続的な支援を行い、次世代への継承に努めてまいります。

歴史遺産の保存・活用につきましては、埋蔵文化財センターで郷土の歴史や文化財に関する企画展を開催するとともに、志布志城CG動画等のデジタルコンテンツを活用することで、文化財の魅力を発信してまいります。

志布志麓庭園の整備活用につきましては、福山氏庭園の主屋建物の復元整備が完了するため、学びと体験の施設として公開を開始し、志布志麓や志布志城を訪れた観光客が立ち寄れる施設として、活用に努めてまいります。

また、平山氏庭園につきましては、本来の姿である寺院庭園としての整備を目指し、発掘調査を行ってまいります。

歴史のまちづくり事業につきましては、先人たちが築いてきた歴史遺産である日本遺産の「志

布志麓」、続日本100名城の「志布志城」などを魅力ある観光資源として、点と点をつなぐ活用を図るとともに、その魅力を発信してまいります。

歴史のまちづくり事業を先導する取組として、麓地区の古民家再生をリーディングプロジェクトとして掲げており、令和5年度に策定した古民家再生の個別計画である「志布志東部地区エリア基本計画」に基づき、古民家の利活用を進めてまいります。まずは、地域の志ある個人・企業等が参画した組織を立ち上げ、事業者や市民と一体となって歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくりを推進し、まちなかのにぎわい創出に努めてまいります。

基本目標6は、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちです。

新たな地域コミュニティの活動支援につきましては、市の地域づくりの対等なパートナーである地域コミュニティ協議会が市内全域で主体的に活発に活動できるよう、人材面・財政面・施設面等の支援を継続してまいります。

また、地域コミュニティ協議会が、地域の特性や資源を活かして地域の魅力向上につなげ、地域の課題解決を図る取組に対して地域魅力UP応援事業を創設し、支援を強化してまいります。

地域コミュニティ協議会と市との情報共有のツールとしてLINE WORKSを導入し、さらに連携を深めてまいります。

共生・協働・自立によるまちづくりにつきましては、2030年をゴールに設定した17の世界目標により「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsをより一層推進する上で、市民、団体、事業者等と一体となってSDGsの達成を目指すため、SDGsチャレンジ補助金を創設し、SDGsに資する活動を支援し、地域の魅力向上や課題解決を図ってまいります。

男女共同参画の推進につきましては、ジェンダー平等の実現に向けて、出前講座を中心とした周知啓発に努めるとともに、誰もが様々な場面で性別に関わりなく活躍できる未来につなげるための取組を進めてまいります。

ダイバーシティの推進につきましては、性別や性の在り方に限らず、人種・国籍・障害の有無・価値観など、個人個人が持つ背景を理解し、認め合うことがこれからのまちづくりに不可欠な視点であり、全ての人が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮しながら多様な生き方を選択できる魅力ある社会の形成を目指すため、令和6年1月から開始したパートナーシップ宣誓制度についての周知やセミナー等の開催により理解を深め、広報及び啓発に努めてまいります。

多文化共生の推進につきましては、増加している外国人住民のニーズを捉え、日本語教室や生活オリエンテーションを基礎とした、互いの文化や習慣を尊重できる地域づくりを目指してまいります。

基本目標7は、市民とともに歩む「ムダ」のない経営です。

人材育成の推進につきましては、顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理の四つの行政経営指針を基軸として、志布志市人財育成基本方針に基づく職員像「市民の目線に立って、

自ら考え行動する職員」を目指し、職員の育成に努めてまいります。

デジタル社会の構築に向けては、職員のITリテラシーの向上及び業務改善発想方法の確立が重要であり、地域課題の解決や市民サービスの向上のため、事業者のDX知見を活用したデジタル人材の育成に取り組んでまいります。

行政組織の効率化につきましては、社会情勢が急速に変化する近年において、限られた職員数で、市民サービスを向上させながら多種多様な課題に対応していくために、現状の枠にこだわらない組織内の幅広い連携や効率的な体制構築が不可欠であり、令和6年度から全庁へ導入するグループ制による連携強化や柔軟な組織運用により、職員間でカバーし合いながら一体となって業務を実施するなど、施策の推進体制の強化や職員の働きやすい環境の構築につなげてまいります。

また、本庁機能の集約や組織の再編を行いながら、さらなる市民サービス向上や簡素で効果的な組織を目指してまいります。

職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、自宅や別庁舎でも業務が行うことができるテレワークを推進してまいります。これにより、働き方を改革し、通勤時間の短縮、出張等の移動時間の活用が図られ、併せて通勤コストや時間外手当の削減などに努めてまいります。

職員がパソコンで日常的に行っている作業を自動化するRPAを拡充させ、定型業務の自動化を推進し、業務の効率化を進めてまいります。

また、庁舎内の文書と決裁の電子化を拡充させ、文書の保管スペースの削減や文書管理に係る業務の削減に努めてまいります。

行政サービスの利便性の向上につきましては、窓口業務の改革を進め、窓口支援システム（書かない窓口）等を導入することにより、市役所へ来庁される方の申請書の記載をなくしつつ、正確で漏れのない手続案内の実現に努めてまいります。

また、24時間、時間にとらわれず、市役所に来庁することなく、申請、届出等の行政手続を簡単に行うことができるよう、料金等の決済機能やマイナンバーカードを連携させ、電子申請サービスのさらなる拡充を図ってまいります。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、今後も施設入所者や長期入院患者、交通弱者など申請が困難な方に対する戸別訪問に加え、福祉施設等が行う申請サポート代理交付を支援してまいります。

住民税特別徴収税額通知や個人住民税申告につきましては、通知や申告の電子化を進めることにより、事業者や市民の利便性向上を図ってまいります。

また、昨年度二次元バーコードを利用した各種キャッシュレス決済を導入した軽自動車税種別割及び固定資産税に加え、市民税普通徴収、国民健康保険税についても対応し、多様化する納付環境のさらなる充実を図ってまいります。

契約事務につきましては、令和5年7月から本格運用を開始した電子契約により、これまで行っていた紙の契約書の印刷・製本・押印・郵送の省略に加え、印紙税の経費節減、契約事務の簡素化など、事業者の皆様に対する利便性向上を図ってまいります。

デジタルデバイドの解消につきましては、総務省の補助事業を活用したスマホ講座に加え、新たに本市独自のスマホ講座を開催するとともに、スマホ活用に関するパンフレットを作成し、デジタルが苦手と感じる方でもデジタル化の恩恵を享受できるよう取り組んでまいります。

デジタル庁が進める自治体情報システムの標準化・共通化に向け、令和7年度までに円滑な移行ができるよう、関係機関と連携し進めてまいります。

情報の発信と適切な管理につきましては、広報紙、ホームページ等多様な媒体を活用し、情報発信の充実を図るとともに、情報発信力の向上に取り組み、市民ニーズに合わせた、分かりやすい行政情報の提供に努めてまいります。

市公式LINEを市民に使いやすいサービスとして確立するため、多様化・高度化するニーズに的確に対応した情報発信や行政サービスの提供を集約してまいります。

歳入の確保につきましては、デジタルオルソ画像を更新することにより、効率的で正確な課税客体の現況把握に努め、固定資産税の適正な課税及び公平な税負担の確立に努めてまいります。

企業版ふるさと納税につきましては、本市が取り組んでいる様々な地方創生プロジェクトを効果的に事業者等へ情報提供し、共感を得て、多くの企業等とのパートナーシップの構築を図ってまいります。

民間事業者等提案制度等を通じて企業等との連携体制を積極的に構築し、パートナーシップの下、地域や市民の皆様との多様な関わりを深めることにより、地域の課題を解決し、関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

国の地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、企業等と協力しながら地域活性化を図ってまいります。

計画的な施設更新と公有財産の有効活用につきましては、志布志市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を計画的に推進するため、庁内横断的に地域ごとの各施設の方針を協議し、公共施設マネジメントの取組を推進してまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリや蓬の郷等の指定管理施設につきましては、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減を図るという目的を指定管理者と共有し、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応しながら多くの市民や観光客が利用する施設として適切な運営に努めてまいります。

市民サービスの向上、業務の効率化、グループ制の確立、庁舎スペースの確保等のため、老朽化した机等を更新し、グループデスク等を導入することにより、窓口や執務室の在り方を見直してまいります。

以上の主要施策等の取組を実現するために、令和6年度の当初予算を編成し、一般会計予算の規模は264億円となりました。

令和6年度は、第2次総合振興計画後期基本計画の折り返しとなる重要な年であり、後期基本計画の着実な推進による目標人口の確保を当初予算の柱とした上で、若者の地域定着支援、結

婚・子育て支援、魅力的で安心して暮らせるまち、DX・GX等の変革による地域課題の解決の四つの視点を持って施策を構築したところです。

今後の財政運営については、ふるさと納税に係る寄附額の伸びは堅調であるものの、その先行きは不透明であり、国・県補助金負担金の廃止、縮減など、歳入の伸びは期待できません。

一方で、増加している人件費や扶助費など義務的な経費に加え、高度経済成長期に集中して建築された公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の費用が見込まれ、さらに厳しい財政運営が続くことが予想されます。

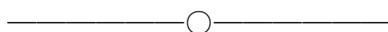
「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、事業の優先度を見極め、より効果の高い事業に重点的に取り組むことができるようメリハリのある予算編成に努め、令和6年度は令和5年度当初予算と比較し10億円、3.7%の減となったところです。

引き続き、所期の目的を達成した事業の廃止を前提に、整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業につきましても、ゼロから積み上げるなど、職員一人ひとりが徹底したコスト意識の下、国・県等の動向を注視しながら的確に対応しつつ、持続可能な財政基盤を構築するため、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでまいります。

以上、市政運営の基本的な考え方、第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に基づく主要施策、令和6年度当初予算の概要を申し述べました。

これらの施策を推進することによって本市の魅力をさらに高め、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」と思ってもらい、目標人口の確保に向けて、全庁一丸となって取り組むことにより、持続可能な市政運営を構築してまいります。

今後も引き続き、市民の皆様と共にまちづくりに取り組み、人口減少や物価高騰が続くこの難局を乗り越え、将来都市像「未来へ躍動する創造都市 志布志」を実現するためにも、市議会議員各位、そして、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。



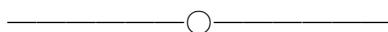
○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第10、議案第6号から日程第13、議案第9号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第9号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第10 議案第6号 志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第10、議案第6号、志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、志布志市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正による同法の条の繰下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、志布志市監査委員条例第6条及び第10条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、また、志布志市水道事業の設置等に関する条例第5条及び志布志市農業集落排水事業の設置等に関する条例第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に、それぞれ改めるものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第11 議案第7号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第11、議案第7号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和5年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第7号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料3ページをお開きください。

今回、提案いたしますのは、12月定例会で可決いただいた、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当について、6月期の支給割合を「100分の170」に引き上げ、12月期の支給割合を「100分の170」に引き下げ、支給する期末手当の支給月数を平準化するものであります。

付議案件説明資料、4ページをお開きください。

第1号関係、特別職の第6条「期末手当」において、6月に支給する場合においては「100分の165」を、12月に支給する場合においては「100分の175」を「100分の170」に改めるものであります。

第2号関係においても、議会議員の第9条「期末手当」を、6月に支給する場合においては「100分の165」、12月に支給する場合においては「100分の175」を「100分の170」に改めるものであります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第8号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第12、議案第8号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和5年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第8号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料は5ページをお開きください。

改定の内容につきましては、令和5年度の人事院勧告において、民間との格差を埋めるため、令和5年度は12月期の期末手当・勤勉手当の支給割合を引き上げることとされましたが、令和6年度以降は、6月期の支給割合を引き上げ、12月期の支給割合を引き下げること、6月期及び12月期の支給割合を等しくするものです。

6ページをお開きください。

令和6年度以降は、1の職員は、期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の122.5に引き下げます。また、勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の102.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の102.5に引き下げるものです。

続きまして、2の管理監督職は、期末手当について、6月期の支給割合を100分の102.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の102.5に引き下げます。また、勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の122.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の122.5に引き下げるものです。

7ページをお開きください。

3の定年前再任用短時間勤務職員は、期末手当について、6月期の支給割合を100分の68.75に引き上げ、12月期の支給割合を100分の68.75に引き下げます。また、勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の48.75に引き上げ、12月期の支給割合を100分の48.75に引き下げるものです。

続きまして、4の定年前再任用短時間勤務職員で管理監督職の期末手当について、6月期の支給割合を100分の58.75に引き上げ、12月期の支給割合を100分の58.75に引き下げます。また、勤勉手当についても、同様に6月期の支給割合を100分の58.75に引き上げ、12月期の支給割合を100分の58.75に引き下げるものです。

付議案件説明資料は8ページになります。

これまで説明しました件につきまして、新旧対照表でお示ししております。

なお、定年前再任用短時間勤務職員のうち、管理職手当を支給される職員につきましては、本市には対象者はおりませんが、国の改正に準じて改正を行っているため、規定のみ行っているところでございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回それぞれ職員の方、定年前のこういう方々については、会計年度任用職員については条例は別なかもしれませんが、国が期末手当の支給をするようになっていきますね。それについての今回の改定というのは、どういう状況だったのか。条例とかはありませんけど、それがもしありましたらお知らせいただけますか。

○総務課長（小山錠二君） 今、お尋ねの件については、期末ではなくて勤勉手当のことですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○総務課長（小山錠二君） 今回の場合は期末手当の改定分ですが、今後、勤勉手当ができるということになっているところでありますので、そこについては、次の議案のほうで提案予定でございます。

○19番（小園義行君） 今回のこの条例改正に合わせて、国のほうからは一切この会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の改定については、何も来ていないという理解でいいのですか。

○総務課長（小山錠二君） 会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、国のほうからできるということに来ておりますので、この後の議案の中に入っておりますので、そこで説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

### 日程第13 議案第9号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第13、議案第9号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制

定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、学校運営協議会が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置される機関であることに鑑み、同協議会の委員の報酬及び費用弁償の額を定めるものであります。

内容につきましては、学校運営協議会委員の報酬を日額3,000円とし、条例別表中に、同委員の項を加えるものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

#### 日程第14 議案第10号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第14、議案第10号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員について勤勉手当を支給できることとする措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加えるとともに、職員に支給される通勤手当との均衡を図るため、会計年度任用職員に支給される通勤に係る費用弁償の額の区分を拡充するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第10号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料は、11ページをお開きください。新旧対照表に基づき説明いたします。

まず、第3条「会計年度任用職員の給与」であります。勤労手当を支給するに当たり、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、それぞれ期末手当の後に「勤労手当」を追加するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

第15条に、フルタイム会計年度任用職員に対する「勤労手当」の項目を新設し、志布志市一般職の職員の給与に関する条例第26条の規定を準用する旨を追加いたします。

次に、13ページをお開きください。

第25条に、パートタイム会計年度任用職員に対する「勤労手当」の項目を新設し、志布志市一般職の職員の給与に関する条例第26条の規定を準用する旨を追加します。

次に、14、15ページになります。

第29条第2項第16号については、これまでパートタイム会計年度任用職員の費用弁償につきましては、通勤距離が片道25km以上は全て790円としておりましたが、職員の通勤距離に合わせることを望ましいと考え、今回片道25km以上30km未満を790円にするものです。

続いて、第17号から第19号につきましては新設になります。第17号については、片道30km以上35km未満を935円とし、第18号については、片道35km以上40km未満を1,080円とし、第19号については、片道40km以上を1,220円とするものです。

次に、ページが戻りますが、11ページの第13条は、これまで「第17条」に規定するとしておりましたが、第15条の新設に伴い、1条繰り下がるもので「第18条」になります。

また、第14条の中で「第23条第2項及び第3項」とありますが、同じように1条繰り下がり、「第24条第2項及び第3項」となります。

続いて、12、13ページになりますが、第15条から第23条までは第15条の新設により、それぞれ1条ずつ繰り下がります。

続いて、14ページになりますが、第15条、第25条の新設により、第24条から第34条までは2条ずつ繰り下がることになります。

また、2条ずつ繰り下がることにより、第20条、第21条で「第25条第1項」に規定するとある箇所については、「第27条第1項」になります。

また、これまで第22条で「第25条」に規定するとあるものは、「第27条」となります。

また、第25条の「勤労手当」を新設することにより、第23条中の「以下この条において同じ。」については、「以下この条及び次条第1項において同じ。」といたします。

次に、第25条中、「第19条から第21条までに」を第15条が新設されたことにより、「第20条から第22条までに」とし、第1項、第1号から第3号中、それぞれ「第18条第1項、第2項、第4項」を「第19条第1項、第2項、第4項」とし、第2項第2号中、「第18条第4項」を「第19条第4項」とします。

最後になりますが、15ページをお開きください。

今回、勤勉手当の新設を行うことにより、志布志市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の第3条で、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条第1項を引用しているため、1条繰り下がり、第19条第1項とします。

また、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回のこの条例で、フルタイム会計年度任用職員というのは、これまでゼロだったというふうに認識しているのですが、今回のこの条例改正に基づいて、令和6年度からはフルタイムの職員が何人ぐらい増えるのか。そして、パートタイムが何人いるのかということをお願いいたします。併せて、本来この会計年度任用職員という言葉が、非常に差別されているというふうに僕は思います。会計年度任用職員です。本来だと一般職と同じような感覚で仕事をしていただいているというふうに、首長も何回も答弁されております。本来だと、そういったものも少し問題だなと思います。まず、そのフルタイムが令和6年度からどれぐらい増えるのか、パートタイムが何人いるのかというのをちょっと教えてください。

○総務課長（小山錠二君） 令和6年度のフルタイムにつきましては、これまで同様、0人というところでございます。パートタイムにつきましては301人を予定しているところであります。

○19番（小園義行君） それは当局の考え方でしょうけども、実際にこの301人のパートタイムの会計年度任用職員がフルタイムで働くという、そういった希望というのは全くないという状況の中で、こういうふうに当局が提案となっているのですか。

○総務課長（小山錠二君） これまでもフルタイムのことについては質問があったところですが、これまで毎年翌年度に向けての会計年度任用職員に対する各課のヒアリングを行っているところであります。以前市長の答弁もあったかと思うのですが、必要であるとする職種があるとするれば、フルタイムという職種としての位置づけも出てくるだろうということでもあります。現在、各課のヒアリングの中においては、パートタイムということでございますので、また今後そのような必要性があった場合については、対応してまいりたいとは考えております。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

#### 日程第15 議案第11号 志布志市行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第15、議案第11号、志布志市行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法別表第2を廃止する等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正する等するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第11号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

条例改正の内容につきましては、付議案件説明資料16ページの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第2条第5号及び第6号につきまして、法律別表第2が廃止されることに伴い、条例で法別表第2を準用していた事務について、「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」として定義するものでございます。

次に、第4条第1項及び第3項では、法別表第2に規定されていた事務について、先ほど第5号で定義しました「特定個人番号利用事務」に改め、同表に規定された特定個人情報を同じく第6号で定義した「利用特定個人情報」に改めます。

最後に、条例においての別表第1及び第2の第5項に規定している地域活性化住宅条例に係る事務につきまして、既に条例が廃止されていることから、今回の改正に合わせまして削除するものでございます。

また、附則で、この条例は、法律の施行の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

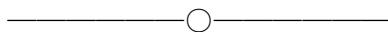
○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第16、議案第12号及び日程第17、議案第13号、以上2件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号及び議案第13号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



**日程第16 議案第12号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（福重彰史君） 日程第16、議案第12号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、物価統制令による公衆浴場入浴料金統制額の指定に基づき、その範囲内で利用料金を定めるため、利用料金に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、利用料金の上限額を変更するものであり、条例別表1回入浴の部、大人（12歳以上の者）の項中「420円」を「460円」とするものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

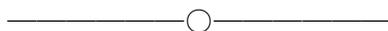
これから採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定しました。



**日程第17 議案第13号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（福重彰史君） 日程第17、議案第13号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本等及び除籍謄本等の改称並びに戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額の設定等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第13号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の19ページをお開きください。

令和元年5月31日に、戸籍法の一部を改正する法律が公布され、市民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとされました。

このことを受けまして、令和6年3月1日に、戸籍法の一部を改正する法律の附則第1条第5号に掲げる規定が施行され、次に掲げるサービスを提供することが可能となったところでございます。

今まで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても可能となる広域交付でございます。他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号（戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号）の発行が始まります。

また、婚姻届など戸籍関係の届出等の書類をスキャンした画像情報（電子化された届書等情報）の内容に係る証明書についても、交付又は閲覧が可能となります。

条例改正の目的としては、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、志布志市手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものでございます。

改正の概要ですが、戸籍謄本等の広域交付に伴い、「磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面」という表記を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は、戸籍謄本等の交付手数料と同額、1通につき戸籍は450円、除籍は750円とします。

次に、電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加し、戸籍に係る発行手数料の額は1件につき400円、除籍に係る発行手数料の額は1件につき700円です。ただし、マイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とするものでございます。

20ページをお開きください。

戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できるようになることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額、交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円とするものです。

なお、この条例は、令和6年3月1日から施行するものであります。

21ページから23ページは新旧対照表になります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第18 議案第14号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第18、議案第14号、志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、子育て支援のさらなる強化を図るため、出産祝金の支給額を改めるものであります。

内容につきましては、これまで第1子及び第2子は一人につき5万円、第3子以降の子は一人につき10万円としていた支給額を、第1子から10万円とするものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行し、この条例の施行の日の前日までに出産した方に係る出産祝金の支給につきましては、これまでどおりの額とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（小野広嗣君） 所管が違うものですから、少しお聞かせください。これまで第1子、第2子5万円と、第3子以降10万円という事業をずっと展開されてきたわけです。ただいま提案理由にあったように、さらなる子育て支援を強化していくという目的になっておりましたけれども、庁内でこういった議論がなされてきて、長い間こういった支援があったわけですが、ここへ来て国のほうでも出産育児一時金を令和5年4月よりまたアップして50万円ということになっておりますけれども、そういった国の手当と合わせて、市もさらなる手当をしていくということで、子育て世代にとっては本当に喜ばしいことであろうと思います。こういった提案になるまでの議論

の内容を少し簡単で結構ですので、お示してください。

**○福祉課長（若松利広君）** 出産祝金を第1子から10万円とすることにつきましては、本市が掲げます合計特殊出生率の目標につきまして、志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、令和7年に2.20人としているところでございます。現在、本市の合計特殊出生率が1.60人ということになってございまして、高い目標を設定されているところでございます。そういったこともありまして、第1子から10万円を支給することでその目標値に近づけるように、今回第1子からの10万円の給付というふうに至ったところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、課長の答弁でいうと、合計特殊出生率の推移を見ながら、なかなか目標へ届かない、また少子化が止まらないという状況の中で、さらなる手当をしようということであろうと思うのですが、一方で、今の若い人たちは、出産以前に結婚をしないという大きな課題がありますよね。結婚しなくても一人で生きていけるし、楽しいことがいっぱいあると。そういう状況がある中で、なかなか少子化に歯止めが利かないということがありますね。そういった観点での議論をしながら、子育て支援というのはもっといっぱいあるんですよ、具体的に言えば今言った結婚支援とか。そういった観点も含めての議論があったのかどうかお聞かせください。

**○総合政策課長（川上桂一郎君）** 今回、出産祝金の第1子から10万円という条例改正の提案なのですが、総合政策課としまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、令和8年度までに2万8,500人の人口を維持したいというところで、福祉課、保健課、それぞれ出産に関連する課と令和4年度の事業の効果検証と令和5年度の事業の取組状況を確認し、令和8年度までに2万8,500人の人口を維持するため、人口減少に歯止めをかける施策について議論を行いました。結婚につきましては、新年度予算で移住・定住の関係で、若者の結婚支援というような事業も盛り込んでおります。また、その前段での出会いのサポートやそういった事業というのも複合的に考えまして、今、令和6年度の予算、事業化を提案するということになっております。今回、このまち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、このような出産の支援、またその前段であります結婚、またその前段であります出会いの支援というところからつながるような事業展開が図られるように検討し、今回の提案に至っているというところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 先ほどありました本市の合計特殊出生率、そして人口減少の推移、そういったものを見ていったときに、当然2040年問題等もありますので、そういったものを視野に入れながら、今、総合政策課長が答弁されましたので、そういった観点での総合的な戦略の上での今回の提案ということになっているということで、十分理解はするのですが、そうであれば今おっしゃったように、多岐にわたっての子育て支援というものをしていかなければいけない。そういう意味では、先ほどの市長の施政方針の中に、新たな施策が多く盛り込まれておりましたので、十分理解をするわけですが、もう1点確認をさせていただきたいのですが、こういったいわゆる出産祝金、例えば鹿児島市は一人当たり5万円とかいう中で、各自治体が様々な施策をやっていますが、今回、志布志市が第1子から10万円の祝金を支給するというのは、全国はいいですよ、鹿児島県内の状況としたらどうなのですか。そこだけ確認させてください。

○福祉課長（若松利広君） お答えします。

県内19市で申し上げますと、14市で出産祝金等の支援を実施しているところでございます。そのうち第1子から10万円を支給しているところにつきましては、阿久根市が実施しているところでございます。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託します。



### 日程第19 議案第15号 志布志市虐待防止条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第19、議案第15号、志布志市虐待防止条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市虐待防止条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する基本理念を定め、虐待のない、誰もが安心して暮らせるまちを実現するために、市、市民及び関係団体の責務及び地域社会の役割を明らかにするとともに、本市の虐待の防止等に関する施策の総合的な推進に関し、基本となる事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（若松利広君） 議案第15号、志布志市虐待防止条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料は、25ページになります。

初めに、条例制定の目的といたしまして、全国的に虐待件数が増加傾向にある中、本市においては、年度によりばらつきはございますが、虐待事案が発生している状況でございます。

このため、第1条では、虐待の予防及び早期発見、防止等に関する本市の姿勢や取組の方向性を示し、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現を定めております。

第2条につきましては、本条例で使用される用語の定義を定めております。

第3条につきましては、虐待の防止等のための基本理念といたしまして、三つの基本的な考え方を定めております。

一つ目は、虐待は、人権を著しく侵害する行為であり、決して行ってはならないこと。

二つ目は、児童、高齢者及び障害者の利益が最大限に考慮されること。

三つ目は、市、市民、関係団体及び地域社会が協力して、条例の目的の実現に向けて取り組むことを定めております。

続きまして、第4条から第7条までにつきましては、条例の目的の実現に向けた市、市民、関係団体が果たすべき責務及び地域社会の役割を定めております。

第8条から第13条までにつきましては、具体的な施策に関しまして、基本理念に基づく取組の方向性を定めております。具体的には、通告・通報や相談しやすい環境づくりに努めること、養護者等の支援に関する施策の充実に努めること、専門人材の確保・育成に努めること、啓発活動を行うことなどを定めております。

第14条につきましては、本条例に基づき虐待防止の取組を推進する上で必要となる体制の整備について定めております。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（福重彰史君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○17番（小野広嗣君）** これも文教厚生常任委員会に付託となっておりますので、この条例の一つ一つについては、当然、委員会で確認もあるかと思っておりますので、基本的なことだけ一点お聞かせください。これまでこういった「虐待防止に向けて条例を策定すべきではないのか」ということを再三私も議場で申し述べてまいりました。市長もまたこういったことに対しては相当思い入れがあって、コラム等でも書かれたこともありますし、前向きであったというふうに理解はしているのですが、ここに至ってどういう議論を経て、この条例の提案になったのか。そのタイム的なもの、ここを少しお示しをください。

**○福祉課長（若松利広君）** この条例を制定するに当たりまして、まずは児童虐待防止条例を制定しようということから始まったところでございます。この児童虐待防止条例の制定を考えていくうちに、課内で協議をしてまいりましたが、当然高齢者、障害者の虐待事案も発生しているというところで、この三つを包含した条例が制定できないかというところで検討してまいりました。他市の状況と全国の市町村の状況等も参考にしながら、この条例制定に至ったところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 考え方としては分かるんですよ。今回の提案は、十分理解できる内容だというふうに思っております。いわゆるこの条例を制定するに至るまでのスタート地点はどこからスタートして、どういった関係機関、様々ないわゆる庁内だけでも関連がいっぱいありますし、庁外でも関連機関がいっぱいありますね。そういったところ等も含めての議論、スタートの時期とそういった関係機関との議論、そういったものが少し見えないものだからお示しください。

**○福祉課長（若松利広君）** 具体的には、外部の関係団体、関係機関との協議というのは行っていないところでございます。庁内会議におきましても、まずはこの条例を制定しまして、この条例を制定後に各関係機関との連携が発生するだろうと思っておりますので、まずは福祉課の内部で協議を十分した上での今回の制定に至ったというところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** ということは、今回庁内では例えば福祉課や保健課、あるいは地域包括支援センターとか様々ありますよね。人権の関係でもあるし、虐待の関係でいきいきセンターも

絡んでいますよね。そういった総合的なところで議論をして、この市の虐待防止条例を提案されているわけではないということですね。そこをもう一回確認をさせてください。そして、今の課長の答弁でいえば、この条例をつくってからこまごまとしたことは議論していくというか、そんなふうには聞こえたんですけど、そういうものではないだろうなと思えるものだから、ちょっと答弁を、もう一回しっかりやってもらえませんか。

○福祉課長（若松利広君） 虐待に関しましては、それぞれ地域包括支援センター、福祉課、保健課それぞれで情報共有しながら取り組んでいるところでございます。そういった中で、日々協議をする中でこの条例が生まれたものだというふうに認識しているところでございます。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この虐待防止条例、「虐待」というその言葉の意味は、広辞苑とかいろんなので引くと見えているわけです。ここで言う虐待とは何かというのを、児童虐待防止法第2条、そして高齢者等にあります第2条第3項、そして障害者の虐待、それぞれ法が求めている虐待とはどういうことを指しているのか。そのことをもって我がまちの全体としての虐待防止条例をつくるということになったこの経緯ですね。その虐待とは何ですか。

○福祉課長（若松利広君） 虐待とは、被養護者の人権を著しく侵害する行為というところで認識をしているところでございます。

○19番（小園義行君） その言葉一つでここに規定されている条例第2条でいうと、私はこの児童、高齢者、障害者、養護者、これ全て該当します。この虐待というそのこと自体については、非常に定義が難しいというふうに思うわけですね。それぞれが感じる部分、これはいいでしょう。今おっしゃったその人権侵害に当たるようなことが虐待だということで、答弁は結構です。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託します。



#### 日程第20 議案第16号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第20、議案第16号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、重度心身障害者の福祉の向上に資するため、新たに精神障害者保健福祉手帳の1級を所持する方を重度心身障害者医療費助成制度の対象に加えるとともに、手続の簡素化を図るため、

申請手続を省略できることとする規定を加えるほか、所得による助成の制限を新たに設けるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○福祉課長（若松利広君）** 議案第16号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、三つの改正点に対応するもので、まず1点目が、助成対象者の追加として、これまでの対象者に、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方を加え、通院に係る医療費について、医療機関等で支払った自己負担分を全額助成とする点でございます。

2点目が、今回新たに所得制限が導入された点でございます。

3点目が、助成金の交付申請方法の変更です。これまでの受給者が市町村に交付申請を提出する「償還払方式」から、交付申請が不要となる「自動償還払方式」へ変更となった点でございます。

それでは、付議案件説明資料の27ページをお開きください。

まず、第2条第1項第4号につきましては、重度心身障害者の定義に、新たに「精神障害者保健福祉手帳1級の所持者」を追加するものでございます。

次の同条第2項の改正につきましては、施設入所前の居住地の市町村が支給決定を行うとされる居住地特例施設を助成対象者に定めるものでございます。

次の同条第8項につきましては、所得の定義を定めております。

次に、第3条では、第2条第1項第4号で新たに定義した精神障害者保健福祉手帳の1級を所持しているもののうち、入院に係る費用を除く、いわゆる通院のみを支給対象とすることを新たに定義しております。

続きまして、第4条助成の制限では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令を準用し、所得が一定以上ある方を支給の対象外とする所得制限を新たに定めるものでございます。

第5条から第7条第2項までと、第8条から第10条につきましては、第4条を新たに追加したことにより、条をそれぞれ繰り下げるものでございます。

最後に、第7条第3項につきましては、これまでの償還払方式を見直し、窓口での申請が不要となる自動償還払を新たに導入することを定めるものでございます。

なお、この条例は、令和6年7月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（福重彰史君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福重彰史君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託します。

**日程第21 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（福重彰史君） 日程第21、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度から令和8年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、第1号被保険者の標準段階を多段階化する等の措置が講じられたため、当該被保険者の区分に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（西 洋一君） それでは、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の介護保険条例の一部改正の内容につきましては、所得段階の見直し、介護保険料率の見直しでございます。

付議案件説明資料の30ページをお開きください。

今般の国の制度改正に伴い、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化する目的で、国の標準段階が現在の9段階から13段階に多段階化されることとなったところでございます。また、保険料の標準保険料率は、低所得者層においては、第1段階から第3段階の保険料率を引き下げ、高所得者層において、多段階化により第10段階から第13段階を創設し、従前より高い保険料率が設定されたところでございます。

また、公費による保険料軽減制度については、軽減率が縮小されることとなったところでございます。

本市の第9期保険料の所得段階については、今回の制度改正に合わせ、国の標準段階と同じ13段階とするところでございます。

付議案件説明資料の31ページをお開きください。

介護保険料の見直しでございますが、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業の給付費の必要額を積算し、介護保険料を算出したものであります。

第9期の介護保険料の設定ですが、給付費見込額を基に、第1号被保険者の所得段階の区分にて保険料を算定いたしまして、第9期の保険料基準額は、月額6,200円としたところでございます。

内容としまして、上段の保険料収納必要額の見込みの表、①標準給付費見込額は、3年間で112億2,281万9,268円を見込んでおり、必要保険料については、3年間で、⑩の保険料収納必要額20億5,389万7,995円と見込んでいるところでございます。

この必要額に過去の保険料収納実績を勘案いたしまして、収納率を97.1%として算出し、下段

の第1号被保険者の保険料の表において、第1段階から第13段階の保険料を月額と年額でお示ししております。

付議案件説明資料の32ページをお開きください。

第1号被保険者の課税、非課税及び合計所得段階区別の保険料率、保険料を第1段階から第13段階まで、段階ごとに第8期と比較したものでございます。

保険料は、第5段階が基準額となります。第9期においては月額6,200円、年額7万4,400円となり、第8期の保険料月額、年額と同額としております。

保険料の額につきましては、合計所得金額に応じて異なります。

第8期におきましては、国は9段階を標準としておりましたが、志布志市ではさらに細分化を行い、12段階の保険料段階としておりました。

第9期におきましては、国の標準段階と同様とし、表の段階ごとの対象者の合計所得金額において、第7段階では合計所得金額120万円以上210万円未満に、第8段階では合計所得金額210万円以上320万円未満に、第9段階では合計所得金額320万円以上420万円未満に、第10段階では合計所得金額420万円以上520万円未満に、第11段階では合計所得金額520万円以上620万円未満に、第12段階では合計所得金額620万円以上720万円未満に、第13段階では合計所得金額720万円以上に改正し、また、保険料率については、第1段階を0.455に、第2段階を0.665に、第3段階を0.690に、第7段階を1.30に、第8段階を1.50に、第9段階を1.70に、第10段階を1.90に、第11段階を2.10に、第12段階を2.30に、第13段階を2.40に改正を行うものであります。

第8期で実施をしておりました独自の軽減・加算につきましては、第9期においても引き継ぐこととし、第2段階は国の標準保険料率と比較し、マイナス0.02、第6段階は国の標準保険料率と比較してプラス0.05としております。

付議案件説明資料の33ページをお開きください。

第8期の介護給付費の実績と第9期の給付見込額であります。第8期の令和5年度は、12月までの実績と令和6年1月から3月までの実績見込値であります。

次に、付議案件説明資料の34ページから36ページが志布志市介護保険条例の一部改正の新旧対照表でございます。

まず、保険料率ですが、第2条第1項において、該当となる年度の改正、また、第1項第1号から第13号までは、第1号被保険者の第1段階から第13段階までの保険料を規定するものでございます。

次に、36ページの第2条第2項の改正ですが、所得の低い第1段階から第3段階に該当する第1号被保険者の介護保険料につきまして、減額賦課を行う措置を講じ、保険料の軽減強化を図るものであります。

第2項では、第1段階で、適用年度及び基準額に乗じる割合0.17を超えない範囲内において、市町村で定めることができるとされており、0.455から0.17引き下げて保険料率を0.285とし、保険料の年額2万2,320円を軽減後の2万1,204円に、第3項では、第2段階で、適用年度及び基準

額に乗じる割合0.20を超えない範囲内において、市町村で定めることができるとされており、0.665から0.20引き下げて保険料率を0.465とし、保険料の年額3万5,712円を軽減後の3万4,596円に、第4項では、第3段階で、適用年度及び基準額に乗じる割合0.005を超えない範囲内において、市町村で定めることができるとされており、0.69から0.005引き下げて保険料率を0.685とし、保険料の年額5万2,080円を軽減後の5万964円に改めるものであります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます

経過措置といたしまして、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料は、従前の例によるとしております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第22、議案第18号及び日程第23、議案第19号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号及び議案第19号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第22 議案第18号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第22、議案第18号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス等につきまして、書面掲示規制の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、身体拘束等の適正化の推進等に係る基準を加える等の措置が講じられたため、これらの措置

に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○保健課長（西 洋一君）** それでは、議案第18号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、介護保険サービスのうち地域密着型サービス等の指定基準は、厚生労働省令の基準に基づき市町村の条例で定めることとなっているため、第1条では、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、第2条では、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、第3条では、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、第4条では、志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、4条例の一部を改正するものでございます。

付議案件説明資料の37ページをお開きください。

第1条から第4条までの各条例において、共通する主な改正概要でございます。

主な内容としまして、書面掲示規制の見直しにつきましては、事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてWEBサイトに掲載することを義務付けるものでございます。

次に、管理者の兼務範囲の明確化につきましては、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営するため、同一敷地外の他事業所等の管理者を兼務できるようにするものでございます。

次に、身体的拘束等の適正化の推進につきましては、多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、訪問系サービス等について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、行う場合においては、記録を義務付けるものでございます。

次に、第1条、第2条関係における主な改正概要としまして、2段目になりますが、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けにつきましては、事業所における生産性の向上に資する取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるものでございます。

次に、協力医療機関との連携体制の構築につきましては、居住系・施設系サービスにおいて、利用者の急変時に、医師等による夜間休日を含めた相談体制や診療体制を確保することのできる

協力医療機関を定めることを規定するものでございます。

次に、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携につきましては、居住系・施設系サービスにおいて、新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとし、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けるものでございます。

次に、人員配置基準の緩和につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護において、見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、生産性向上に先進的に取り組む施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準の緩和を行うものでございます

38ページをお開きください。

次に、第3条、第4条関係における主な改正概要としまして、まず初めに、介護予防支援の円滑な実施につきましては、居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員配置、管理者の要件、市に対する介護予防サービス計画の実施状況の情報提供等、所要の規定の整備を行うものでございます。

最後に、ケアマネジャー一人当たりの取扱件数の緩和につきましては、ケアマネジャー一人当たりの取扱件数の上限を現行の35人から44人に緩和するものでございます。さらに、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行うケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合については、49人に緩和するものでございます。

以上が、改正の概要でございます。

付議案件説明資料の新旧対照表39ページから81ページが、条例の条項の改正、新設となっております。

なお、附則第1項において、本条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。附則第2項重要事項の揭示に係る経過措置、第3項身体的拘束等の適正化に係る経過措置については、施行日から令和7年3月31日まで、第4項利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、第5項協力医療機関との連携に関する経過措置については、施行日から令和9年3月31日までの経過措置とするものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 一点だけ、緊急やむを得ない場合の事態という、そのことですね。利用者本人が自死、そして他の利用者に対する傷害とかそういったものを起こし得るといふ、そういうことだろうと思うのですけれど、その判断は、その施設長なり担当の職員の人で共有した基準がないと、仮に職員が5人いて、5人がそれぞれ違う認識だと問題があるわけですね。新しく新

設する「緊急やむを得ない場合」というのは、どういうものを想定されているのかをお願いします。

○保健課長（西 洋一君） 緊急やむを得ない場合というのは、今おっしゃったように、他人に危害を加える場合であったり、そういったものを想定している状況になろうかと思っております。あとは、その判断につきましては、当然担当の職員、それから施設長等がおりますので、そのことの情報の共有をした上で、緊急やむを得ない場合と判断した場合は、身体拘束を行えるということで、基本的には身体拘束は行ってはならないということで規定がされているものと考えております。

○19番（小園義行君） この施設において、毎日職員の人はいろいろ変わりますよね。その施設において、緊急やむを得ない場合というその判断については、きちんとした基準がないと、従業員の一人ひとりの判断ではまずいわけで、そこについてはしっかりとしたものが担保できていて、その施設自体が緊急やむを得ないと判断した場合に、身体拘束が可能であるというふうに理解するわけですけど、そこを曖昧にしては、今、介護関係というのは人手が足りないということで、つい身体拘束ということを行ってしまうことは問題だと思うんです。そういうことはないとは思いますが、この条例の改正ですので、緊急やむを得ない場合について、施設施設がきちんと共有した基準がないといけないと思うんです。そこについては、当局としては明確なものを持っていないと、条例ですので、そこはとても大事なことだと思うんですよ。ぜひそこについては、もう一回ね、私も過去に精神障害の人が自死する、2階から飛び降りるとか、そういうときに警察、保健所というところと緊急措置入院という形での対応を一緒にさせてもらったことがあったんですけど、そういう事案の判断がそれぞれ違うと間違ったことになるから、その施設においては共有した基準でないといけない、それがきちんと担保できているようなものになっているという理解でいいですか。

○保健課長（西 洋一君） 今回の制度改正の大きな趣旨としましては、人材不足が叫ばれる中での介護の質を下げずに、業務の効率化を図りながら、なおかつ職員に対しても人材教育をやっていくというような趣旨も含まれているところがございます。そういった中で、今後私どもも具体的な運用に関するQ&A等も国のほうから示される予定になっております。今後また3月にも事業者に対する研修会であったり、実地指導等もございますので、そこも含めて各事業所にはしっかりと周知していきたいというふうに考えております。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第23 議案第19号 志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第23、議案第19号、志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、校区公民館が地域コミュニティ協議会に移行することに伴い、志布志市農業振興対策協議会の委員を改めるものであります。

内容につきましては、第3条第2項第7号を、「校区公民館長」から「地域コミュニティ協議会会長」に改めるものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から、引き続き本会議を開きます。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後 3 時14分 延会

## 令和6年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期日：令和6年2月27日（火曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第3 議案第20号 志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第21号 志布志市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第22号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第23号 志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第24号 志布志市生涯学習推進基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議案第25号 志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定について
- 日程第9 議案第26号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第27号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第11 議案第28号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第29号 令和6年度志布志市一般会計予算
- 日程第13 議案第30号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第31号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第32号 令和6年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第33号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第17 議案第34号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第18 議案第35号 令和6年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第19 議案第36号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算
- 日程第20 同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第26 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第31 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第32	同意第14号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第33	同意第15号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第34	同意第16号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第35	同意第17号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第36	同意第18号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第37	同意第19号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第38	同意第20号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第39	同意第21号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第40	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第41	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名します。



#### 日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（福重彰史君） 日程第2、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員に2人の欠員が生じたため、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（福重彰史君） ただいまの出席議員は、20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に西江園明君及び丸山一君を指名します。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配布）

○議長（福重彰史君） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長(福重彰史君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福重彰史君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(福重彰史君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長(藤後広幸君) それでは、順にお願いします。

1番、永田梓議員。2番、栢山晋司議員。3番、稲付洋平議員。4番、隈元香穂子議員。5番、南利尋議員。6番、市ヶ谷孝議員。7番、青山浩二議員。8番、野村広志議員。9番、八代誠議員。10番、小辻一海議員。11番、持留忠義議員。12番、平野栄作議員。13番、西江園明議員。14番、丸山一議員。15番、玉垣大二郎議員。16番、鶴迫京子議員。17番、小野広嗣議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。

○議長(福重彰史君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福重彰史君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。西江園明君及び丸山一君、開票の立会いをお願いします。

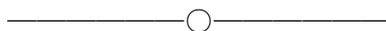
(開票)

○議長(福重彰史君) 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票であります。有効投票のうち、松元正明君0票、迫杉雄君17票、柴立豊子さん3票。以上であります。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)



### 日程第3 議案第20号 志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福重彰史君) 日程第3、議案第20号、志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(下平晴行君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げ

ます。

本案は、公益社団法人鹿児島県森林整備公社の経営状況に鑑み、収益分収の歩合を変更するため、持分に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○耕地林務水産課長（折田孝幸君）** 議案第20号、志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足して御説明申し上げます。

木材価格の長期低迷や造林経費の増大など、林業の経営環境の背景により経営が悪化している公益社団法人鹿児島県森林整備公社から、経営改善の一環として、締結している分収造林契約における分収割合を市が2分、公社が8分に見直す依頼があったところです。鹿児島県森林整備公社の経営継続のためにはやむを得ないと判断し、鹿児島県森林整備公社との分収林の収益分収の歩合を引き下げするため、志布志市分収林条例の一部を改正する必要があることから提案するものでございます。

付議案件説明資料の83ページを御覧ください。

第3条第1項につきましては、「収益分収の歩合は、市が3分、造林者が7分とする。」と規定していました部分につきまして、第1項から分けて第2項に規定することとし、併せて字句の整理を行うものでございます。

第2項につきましては、これまで第1項で規定していた分収林の収益分収の歩合を規定するとともに、ただし書を加えて、市長が特別の事情があると認める場合は、市が3分、造林者が7分以外の歩合とすることができるよう規定するものでございます。

第3項は、これまで第2項に規定したものの字句を整理して、新たに第3項とするものでございます。

様式第1号につきましては、市が3分、造林者が7分と記載していたものを空白にすることで、市が3分、造林者が7分以外の契約に対応するとともに、字句の整理を行うものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（福重彰史君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○14番（丸山 一君）** 新しいほうには歩合の数字が書いていないのですが、これは市長が特別認める場合というのは、数字はどういうふうになるのですか。7：3が、例えば8：2になるとか、10：0になるとか、そういうことも想定されるわけですか。

**○耕地林務水産課長（折田孝幸君）** 今回、鹿児島県森林整備公社からのお願いということでありまして、今の7：3から8：2に変更するというような内容になります。

**○14番（丸山 一君）** であれば、その8：2という数字が具体的に想定されたのであれば、新しい条例のほうにもそういう数字を入れたいのですか。

**○耕地林務水産課長（折田孝幸君）** 今、分収林契約をしている物件につきましては、そのほと

んどといいますか、森林整備公社以外は7：3で締結しているものでございます。したがって、今回がその森林整備公社との契約における8：2というのはこの物件だけになりますので、当然今継続しているほかの分収林契約は7：3で継続するということです。それ以外について、社会経済情勢の変化によって様々な案件が出てくる可能性もありますので、その場合においては、市長が特別の分収割合で設定できるというような内容にしたところでございます。

○議長（福重彰史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、産業建設常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第4、議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第4 議案第21号 志布志市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第4、議案第21号、志布志市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、志布志市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、漁港漁場整備法の一部改正による同法の題名の改正に伴い、条例中の当該法律名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

#### 日程第5 議案第22号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第5、議案第22号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、子育て世帯等の支援を図るため、裁量階層の入居者資格のうち、子育て世帯の子の年齢を引き上げ、裁量階層に新婚世帯の要件を新設するとともに、単身者の入居を促進するため、単身での入居要件を緩和するほか、施設の老朽化に伴い、市営住宅の一部の供用を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（富岡 裕君） 議案第22号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本案は、子育て世帯等の支援を図るため、市営住宅の入居要件を緩和するもので、住宅確保について特に配慮が必要な世帯である裁量階層の子育て世帯の子の年齢を引き上げ、裁量階層に新婚世帯の要件を新設するものです。また、単身者の入居を促進するため、単身での入居要件である住戸面積及び居室数の要件を緩和するものです。併せて、市営住宅の施設の老朽化に伴い、若浜住宅の一部の供用を廃止する必要があることから、条例改正を行うものであります。

それでは、付議案件説明資料の86ページをお開きください。

子育て世代の入居要件を緩和するために、裁量階層である子育て世帯の子の年齢を引き上げるため、第6条第2項第3号中、「中学校就学の始期に達するまで」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に改めます。

裁量階層に新婚世帯を新設するために、第6条第2項第4号に、「同居者に過去5年以内に得た配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）がある場合」を加えます。

単身での入居要件を緩和するために、第6条第4項中、「供用」を「共用」に、「50平方メートル未満で、かつ、」を「60平方メートル未満又は」に改めます。

老朽化した市営住宅の一部の用途廃止をする必要があるため、別表（第3条関係）の市営住宅から、若浜住宅の一部、志布志市志布志町安楽192番地9及び志布志町安楽192番地15を削除するものです。

以上で、補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第22号は、産業建設常任委員会に付託します。



#### 日程第6 議案第23号 志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第6、議案第23号、志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全・安心な生活環境の保全を図るものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（富岡 裕君） 議案第23号、志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について補足して御説明を申し上げます。

議案書及び付議案件説明資料87ページをお開きください。

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、市民の安全・安心な生活環境の保全を図る必要があるため、その必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は「目的」、第2条は「定義」でございます。

第3条は、「所有者等の責務」を規定しています。所有者等は、市の施策に協力するよう努めるとしてあります。

第4条は、「当事者間おける解決の原則」を規定しています。

第5条は、「空家等の情報に関する提供」を規定しています。管理不全な空き家等があった場合、市民が市へ情報を提供するとしてあります。

第6条は、「関係機関への協力要請」を規定しています。関係機関とは、所轄警察署及び消防

署、国・県などの関係機関としています。

第7条は、「緊急安全措置」について規定しています。空き家等による危険な状態を回避するために必要最小限の緊急安全措置を講ずることができるとしています。なお、緊急安全措置にかかった費用を空き家所有者等に請求するとしています。

第8条は、「委任」について規定しています。

また、この条例は、令和6年4月1日から施行としています。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号は、産業建設常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第7、議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第7 議案第24号 志布志市生涯学習推進基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第7、議案第24号、志布志市生涯学習推進基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、志布志市生涯学習推進基金条例を廃止する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、だれでも、いつでも、どこでも学べる生涯学習の推進を図り、住民一人ひとりの生きがいある豊かな人生の創造に資することを目的とする、志布志市生涯学習推進基金の所期の目的の達成に伴い、同基金を廃止するものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第24号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決することに決定しました。



### 日程第8 議案第25号 志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第8、議案第25号、志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、歴史遺産の適切な保存及び活用を図り、市民文化の向上及び歴史的資源を活用した観光まちづくりに資するため、志布志麓庭園福山氏庭園を設置することとし、その名称及び位置、開園時間等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（江川一正君） それでは、議案第25号、志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料は、88ページになります。

今回、平成29年度に着工しておりました福山氏庭園の主屋建物が令和5年度中に完成し、令和6年度に一般の方々へ公開を予定していることから、その適切な保存及び活用を図るため制定するものでございます。

それでは、議案書を御覧ください。

第1条では「設置目的」を、第2条では「名称及び位置」を規定しております。

第3条では、「開園時間」を規定しており、午前9時から午後5時としております。

第4条では、「休園日」を規定しており、1号で「月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）」、2号では「12月29日から1月3日まで」としております。

第5条では、「入園料」を規定し、無料としております。

第6条では「利用の許可」を、第7条では「利用の制限」を、第8条では「利用権の譲渡禁止」を、第9条では「原状回復義務」を規定しております。

第10条では、「使用料の納入」について規定しており、金額については、次のページの別表により規定しており、主屋建物を利用する場合「1時間につき400円」、四半的体験をする場合「1人1回につき300円」と定めております。

第11条では「使用料の減免」を、第12条では「使用料の不還付」を規定しております。

第13条では「損害賠償義務」を、第14条では「委任」を、第15条では「過料」を規定しております。

なお、附則において、この条例は、令和6年4月1日から施行すると規定しております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第9、議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第9 議案第26号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第9、議案第26号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政の権限を、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、第5条第1項及び第37条第2項ただし書中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第10 議案第27号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（福重彰史君） 日程第10、議案第27号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更につきまして、説明を申し上げます。

大隅圏域の課題解決に向け、定住自立圏構想における現行の取組を推進することに伴い、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定を変更するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 議案第27号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、補足して説明いたします。

付議案件説明資料の90ページをお開きください。

初めに、1の定住自立圏構想についてです。定住自立圏構想は、人口減少・少子高齢化の急速な進行を背景として、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への流れを創出することで、人口流出の抑制と定住促進による地域活性化を目指す地方再生の取組となります。具体的には、中心地と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する定住自立圏構想を推進し、地方圏における定住の受皿を形成するものです。

2の大隅定住自立圏についてです、定住自立圏は、人口5万人程度以上の中心地とその近隣市町村が自らの意思で1対1の協定を締結していくことで形成していく圏域であり、中心市宣言を

行った鹿屋市と本市を含め、2市5町が平成21年10月に「大隅定住自立圏の形成に関する協定書」を締結しました。当該協定に基づき、具体的取組を推進するため、定住自立圏共生ビジョンを策定し、現在、圏域の救急医療体制の整備、地域公共交通のネットワークの構築等に取り組んでおります。

付議案件説明資料の91ページをお開きください。

3の大隅定住自立圏の経緯についてです。平成21年3月に鹿屋市が中心市宣言を行い、同年9月に構成市町の議会において、協定の締結が議決され、10月に鹿屋市とそれぞれの市町が大隅定住自立圏形成協定を締結しました。

これまで、平成21年度から平成25年度までの第1次大隅定住自立圏共生ビジョン策定、平成26年度から平成30年度までの第2次大隅定住自立圏共生ビジョン策定、令和元年度から令和5年度までの第3次大隅定住自立圏共生ビジョンを策定したところです。

4の今回の大隅定住自立圏形成協定の変更についてです。現在の第3次大隅定住自立圏共生ビジョンの期間が令和元年度から令和5年度末までで終了するため、令和6年度から令和11年度までの第4次大隅定住自立圏共生ビジョンを策定しているところです。その策定に合わせ、大隅定住自立圏形成協定書にある第3条関係別表第1から第3までを変更するものであります。

変更の内容は、(1)生活機能の強化におきましては、ア、福祉分野の取組における認知症高齢者に関する文言修正、イ、大隅ブランドの確立に係る取組内容の文言修正、ウ、畜産業の振興に係る取組の追加、エ、鳥獣被害対策の推進に係る文言修正、オ、魅力ある雇用の場の創出に係る取組の追加、カ、児童・生徒に対するきめ細かな支援体制の確立に向けた取組の追加。(2)結びつきやネットワークの強化におきましては、交流人口の増加のための交通ネットワークの構築に係る文言修正。(3)圏域マネジメント能力の強化におきましては、広域の計画策定や研修を通じた圏域内市町職員の交流の促進に係る文言修正。

5の定住自立圏に取り組む市町村に対する支援措置ですが、包括財政措置として、中心市及び近隣市町村に対して、特別交付税の措置があります。

付議案件説明資料92ページから97ページまで、変更協定書の新旧対照表になります。

この表におきましては、表中甲の役割が鹿屋市の役割で、乙の役割が志布志市の役割となります。

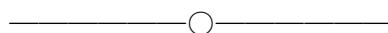
以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託します。



日程第11 議案第28号 市道路線の認定について

○議長（福重彰史君） 日程第11、議案第28号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、市道路線の認定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、路線の整理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（富岡 裕君） 議案第28号、市道路線の認定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料98ページをお開きください。

本案は、路線の整理を図るとともに、周辺環境の住宅化に伴い、新たに路線番号1030号から1033号までの4路線、延長460.8mを認定するものでございます。

説明資料には、平面図のほか、路線番号・起点終点の位置・延長を示しております。

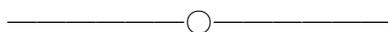
以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号は、産業建設常任委員会に付託します。



## 日程第12 議案第29号 令和6年度志布志市一般会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第12、議案第29号、令和6年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、令和6年度志布志市一般会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市一般会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和6年度志布志市一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ264億円となり、前年度と比較しますと、10億円、3.7%の減となるものであります。

これは、畜産クラスター事業、燃ゆる感動かごしま国体運営事業等の補助事業等が減額となったことが主な要因であります。

本市の財政状況は、ふるさと納税に係る寄附額の伸びが堅調ではあるものの、その先行きは不透明であるとともに、高度経済成長期に集中して建築された公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の費用が見込まれることから、厳しい財政運営が続くと予想されます。

このことを踏まえた上で、令和6年度の当初予算編成に当たりましては、引き続き「入るを量

りて出ざるを制す」を基本方針として、事業の優先度を見極め、より効果の高い事業に重点的に取り組むことができますよう、メリハリのある予算編成に努めました。

それでは、予算書及び予算説明資料に基づきまして、説明を申し上げます。

初めに、債務負担行為及び地方債につきまして説明を申し上げます。

予算書は8ページ、予算説明資料は5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、令和9年度志布志市土地評価策定業務委託、農業制度資金利子補給及び立地適正化計画策定業務委託で、限度額を総額で8,578万4,000円と定めるものであります。

予算書は9ページになります。

第3表、地方債につきましては、総額で14億8,770万円を限度額とするものであります。

続きまして、歳入予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書は10ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

事項別明細書の歳入であります。まず、自主財源の柱となる1款、市税は、家屋や償却資産に係る固定資産税の伸びが見込まれるものの、個人住民税の定額減税の影響を勘案し、0.4%減の36億3,180万円計上するものであります。

11款、地方交付税は、国の定める地方財政計画や令和4年度の交付実績を勘案し、12.2%増の64億4,000万円を計上するものであります。

15款、国庫支出金は、保育所運営費や児童手当交付金の増額により、10.7%増の31億5,602万7,000円計上するものであります。

16款、県支出金は、畜産クラスター事業、燃ゆる感動かごしま国体運営事業等が減となったこと等に伴い、38.4%減の21億8,217万4,000円計上するものであります。

18款、寄附金は、0.1%増の30億500万3,000円計上するものであります。

予算書の11ページをお開きください。

19款、繰入金は、財源調整として財政調整基金を減額したこと等により、6.6%減の47億9,745万5,000円計上するものであります。

22款、市債は、合併特例債、過疎対策事業債、臨時財政対策債等、20.4%減の14億8,770万円計上するものであります。

次に、歳出予算につきまして、目的別に説明を申し上げます。

予算書は12ページになります。

1款、議会費は、2.7%減の1億7,612万5,000円計上するものであります。

2款、総務費は、8.4%増の60億503万8,000円計上するものであります。

3款、民生費は、4.6%増の74億5,471万6,000円計上するものであります。

4款、衛生費は、10.8%増の15億3,972万円計上するものであります。

6款、農林水産業費は、44.8%減の17億1,994万5,000円計上するものであります。

7款、商工費は、3.7%増の26億1,476万2,000円計上するものであります。

8款、土木費は、2.3%増の14億6,828万7,000円計上するものであります。

9款、消防費は、0.1%増の6億3,543万8,000円計上するものであります。

10款、教育費は、11.5%減の23億1,408万2,000円計上するものであります。

このほか、11款、災害復旧費に1,201万7,000円、12款、公債費に24億3,987万円、14款、予備費に2,000万円、それぞれ計上するものであります。

それでは、それぞれの予算の内容につきまして、主な事業を説明してまいります。

予算書は70ページ、予算説明資料は28ページであります。2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、これまでの移住者に加え、新たに既に本市に居住している方の住宅取得の支援を行うことにより、人口流出を防ぐとともに、本市への定着を図るため、定住支援事業を1億8,750万円計上するものであります。

予算書は71ページ、予算説明資料は30ページであります。市民、団体、事業者と一体となってSDGsの達成を目指すため、その活動を支援し、地域の魅力向上や課題解決を図るため、SDGsチャレンジ補助金を90万円計上するものであります。

予算書は78ページから79ページにかけて、予算説明資料は59ページであります。3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は、自治体DXによる市役所窓口の窓口支援システム及び遠隔相談システムの導入により、行政のデジタル化を推進し、市民サービスの向上及び事務効率化を図るため、デジタル化推進事業を5,104万7,000円計上するものであります。

予算書は92ページ、予算説明資料は86ページであります。3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、国の無償化制度に加えまして、市独自の子育て支援事業としまして保育料の完全無償化を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料無償化事業を1億736万1,000円計上するものであります。

予算書は98ページ、予算説明資料は96ページであります。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は、小児科を診療科とする医療機関を市内に開設する方に対し、その費用の一部を助成することにより、市民が安心して子育てができる環境を整備し、地域における医療体制の構築を推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進に寄与するため、小児科開設支援事業補助金を9,500万円計上するものであります。

予算書は99ページから100ページにかけて、予算説明資料は99ページであります。3目、母子保健費は、安心して出産や子育てができる環境を構築することで、子育て環境に不安を抱く子育て世代の不安軽減に努め、年少人口の減少抑制を図るため、安心子育て環境構築事業を857万1,000円計上するものであります。

予算書は104ページ、予算説明資料は64ページであります。2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、家庭から排出される資源ごみ、一般ごみ、生ごみ等を収集運搬し、ごみの適正処理、減量化、再資源化を図り、生活環境の保全、公衆衛生の向上に努めるため、ごみ収集運搬・処理業務委託事業を3億7,598万1,000円計上するものであります。

なお、令和6年度からは、モデル地区での実績を踏まえ、市内全域回収を開始し、超高齢化社会の大きな課題である紙おむつの再資源化に取り組んでまいります。

予算書は107ページから109ページにかけて、予算説明資料は103ページであります。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、有害鳥獣捕獲を迅速かつ円滑に行い、鳥獣による生活環境や農林水産業被害の防止及び軽減を図るため、有害鳥獣捕獲事業を1,865万円計上するものであります。

予算書は112ページ、予算説明資料は116ページであります。6目、畜産業費は、海外悪性伝染病、豚熱等の侵入・発生を防止するため、防疫対策及び消毒資材の購入に対し助成を行うことにより畜産経営の維持に寄与するよう、家畜伝染病侵入防止対策事業を705万円計上するものであります。

予算書は120ページ、予算説明資料は129ページであります。3項、水産業費、2目、水産業振興費は、本市の海産物の魅力を発信するとともに、志布志漁協施設の整備及び維持を図り、及び漁業用燃油の価格高騰により経営が逼迫している漁業者等を緊急的に支援し、その経営安定を図るため、水産振興事業を291万6,000円計上するものであります。

予算書は123ページ、予算説明資料は42ページであります。7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、地域の暮らしを支えるために最低限必要となる商業機能を確保するために、既存店舗や事務所等で、その地域に不足する必要な品物やサービスを新たに提供する事業者等を支援する、住み良か地域づくり支援事業を100万円計上するものであります。

予算書は123ページから126ページにかけて、予算説明資料は44ページであります。3目、観光費は、ふるさと納税の寄附者への感謝の気持ちの表明及び本市地場産品PRを目的に、寄附金額に応じた地場産品を発送し、本市への応援者を募るふるさと納税推進事業を17億7,032万2,000円計上するものであります。

予算書は126ページ、説明資料は51ページであります。4目、港湾振興費は、志布志港のイメージアップを図るため、志布志港内の景観を維持する緑地管理や釣り振興に向けた取組及び志布志港内でのイベントを開催する、市民が親しむ港づくり推進事業を1,104万1,000円計上するものであります。

予算書は132ページ、予算説明資料は134ページであります。8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金等を活用して市道の整備を行うことにより利便性の向上を図り、産業の振興及び市民の安全で快適な通行を確保するため、道路新設改良事業を3億6,277万6,000円計上するものであります。

予算書は135ページ、予算説明資料は136ページであります。志布志市内の将来のあるべき姿を想定し、土地利用の規制、誘導、整備を行い、公共の福祉の推進に寄与するとともに、法に基づき秩序あるまちづくりを図るため、都市計画事業を1,142万8,000円計上するものであります。

予算書は140ページから141ページにかけて、予算説明資料は15ページであります。9款、消防費、1項、消防費、4目、災害対策費は、防災・減災対策の充実を図るため、各種防災対策に

関する計画の作成及び更新、避難対策の実施、災害時備蓄品の整備、防災訓練の実施等により、防災・減災対策を推進する、災害対策事業を1,911万8,000円計上するものであります。

予算書は146ページから147ページにかけて、予算説明資料は143ページであります。10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、脱炭素社会の実現を推進するため、小学校の照明器具を計画的にLED化することで、学校施設の適切な維持管理を図る小学校施設LED照明整備事業を4,620万円計上するものであります。

なお、予算書は148ページから149ページにかけて、予算説明資料は147ページであります。3項、中学校費、1目、学校管理費に、同様の中学校施設LED照明整備事業を6,502万7,000円計上しております。

予算書は154ページから155ページにかけて、予算説明資料は162ページであります。4項、社会教育費、6目、文化財保護費は、歴史的資源を活用した志布志東部地区の観光まちづくりを推進するまちづくり協議会を設立し、地域と連携を図りながら「まちづくり会社」の組成を推進するため、志布志東部地区エリアマネージャー事業を481万円計上するものであります。

予算書は161ページ、予算説明資料は151ページであります。5項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、児童及び生徒を養育している世帯の学校給食費を全額補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を行う学校給食費無償化事業を1億3,205万2,000円計上するものであります。

以上が、令和6年度志布志市一般会計当初予算の主な内容であります。

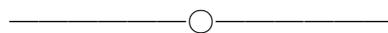
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第29号は、予算常任委員会に付託します。



### 日程第13 議案第30号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第13、議案第30号、令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、令和6年度国民健康保険特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億4,570万6,000円となり、前年度と比較しますと、1億8,237万1,000円、4.1%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の180ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、令和6年3月末で退職者医療制度が廃止されることから、退職被保険者等国民健康保険税を廃目とし、5億7,736万円計上しております。

182ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を31億9,858万2,000円計上しております。

184ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を3億2,830万8,000円、185ページの基金繰入金を5,000万円、それぞれ計上しております。

196ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養費、退職被保険者等高額療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費を廃目とし、療養諸費を26億3,320万円、197ページの高額療養費を4億4,845万円、199ページの出産育児諸費を1,500万7,000円、それぞれ計上しております。

なお、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除く保険給付費の総額は、歳入の県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金と同額になるものであります。

202ページをお開きください。

県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県に納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、退職被保険者等医療給付費分及び退職被保険者等後期高齢者支援金等分を廃目とし、医療給付費分を7億1,500万5,000円、203ページの後期高齢者支援金等分を2億3,051万8,000円、204ページの介護納付金分を7,287万6,000円、それぞれ計上しております。

205ページ及び206ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、特定健康診査等事業費を3,734万5,000円、疾病予防費を928万4,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託します。

—————○—————

#### 日程第14 議案第31号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第14、議案第31号、令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,440万7,000円となり、前年度と比較しますと、4,617万9,000円、9.9%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の219ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を2億1,500万円、普通徴収保険料を1億1,020万円、それぞれ計上しております。

221ページをお開きください。

歳入の繰入金は、保険基盤安定繰入金を1億8,581万4,000円、事務費繰入金を175万5,000円、それぞれ計上しております。

229ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を5億1,111万4,000円計上しております。

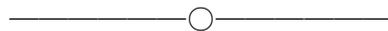
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託します。



#### 日程第15 議案第32号 令和6年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第15、議案第32号、令和6年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、令和6年度志布志市介護保険特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市介護保険特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和6年度志布志市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億1,486万4,000円となり、前年度と比較しますと、758万円、0.2%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の239ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を6億5,500万円計上しております。

241ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、保険給付に対する国の負担金を6億7,999万円、242ページの調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金等を3億4,506万3,000円、それぞれ計上しております。

243ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億6,454万6,000円計上しております。

244ページをお開きください。

歳入の県支出金は、保険給付に対する県の負担金を5億8,205万3,000円、245ページの地域支援事業交付金等を1,462万5,000円、それぞれ計上しております。

246ページをお開きください。

歳入の繰入金金は、介護給付及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の一般会計繰入金を5億6,294万6,000円、247ページの介護給付費準備基金繰入金を5,000万円計上しております。

254ページ及び255ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、要介護1から5までの認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費を34億9,550万円、256ページ及び257ページの要支援1又は2の認定を受けている方の給付費である介護予防サービス等諸費を7,820万円、258ページのその他諸費の審査支払手数料を300万円、259ページの自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費を1億1,030万円、260ページの介護及び医療の両方を利用した自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス等費を1,540万円、261ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担の所得に応じた上限を超える部分を給付する特定入所者介護サービス等費を1億8,080万円、それぞれ計上しております。

264ページから266ページの地域支援事業費は、総合相談事業、見守りの必要な方の配食支援事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業等に関する包括的支援事業、任意事業費を3,767万9,000円、267ページの要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や介護予防ケアマネジメント作成に関する介護予防生活支援サービス事業費を5,111万7,000円、それぞれ計上しております。

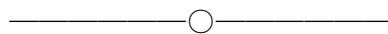
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第16 議案第33号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第16、議案第33号、令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,069万1,000円となり、前年度と比較しますと、4,565万9,000円、約130.3%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の278ページをお開きください。

歳入の公営企業収入は、指定管理者からの納入金を10万円計上しております。

280ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を8,057万8,000円計上しております。

283ページをお開きください。

歳入の管理費は、国民宿舎の維持管理に関する経費を6,804万1,000円計上しております。

284ページをお開きください。

歳入の公債費は、地方債の元利償還金を1,215万円計上しております。

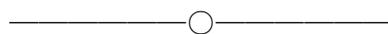
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号は、総務常任委員会に付託します。



#### 日程第17 議案第34号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第17、議案第34号、令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,210万2,000円となり、前年度と比較しますと、1億3,926万8,000円、31.4%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の289ページをお開きください。

第2表の地方債につきましては、地域開発事業債の限度額を2億3,880万円としております。

292ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を343万2,000円、293ページの工業団地整備事業積立基金繰入金を3億3,810万円、それぞれ計上しております。

294ページをお開きください。

歳入の市債は、地域開発事業債を2億3,880万円計上しております。

299ページをお開きください。

歳出の事業費は、インター工業団地の造成等に係る工事請負費等を1億6,000万円、インター工業団地開発における用地取得に係る公有財産購入費を6,230万円計上しております。

300ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を3億4,083万8,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務常任委員会に付託します。



#### 日程第18 議案第35号 令和6年度志布志市水道事業会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第18、議案第35号、令和6年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、令和6年度志布志市水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成しました予算の原案に基づき、令和6年度志布志市水道事業会計予算を調製しましたので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和6年度志布志市水道事業会計予算につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入としまして、水道事業収益を6億1,865万1,000円計上し、サービス提供に係る費用である収益的支出としまして、水道事業費用を5億7,377万9,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、総額301万3,000円計上し、資本的支出につきましては、老朽管更新及び耐震化対策による布設替えに係る費用として、4億261万8,000円計上するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億9,960万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等の内部留保資金で補填するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第35号は、産業建設常任委員会に付託します。

—————○—————

#### 日程第19 議案第36号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第19、議案第36号、令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、令和6年度志布志市農業集落排水事業会計につきまして、説明を申し上げます。

本案は、志布志市農業集落排水事業が作成しました予算の原案に基づき、令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算を調製しましたので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算につきましては、農業集落排水施設使用料を主体とする収益的収入としまして、農業集落排水事業収益を2億6,059万3,000円計上し、収益的支出としまして、農業集落排水事業費用を2億5,899万4,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、総額1億5,831万5,000円計上し、資本的支出につきましては、建設改良及び企業債償還金に係る費用としまして、2億2,165万3,000円計上するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,333万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

—————○—————

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

日程第20、同意第2号から日程第41、諮問第2号まで、以上22件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号から諮問第2号までの以上22件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第20	同意第2号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21	同意第3号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22	同意第4号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23	同意第5号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第24	同意第6号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第25	同意第7号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第26	同意第8号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第27	同意第9号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第28	同意第10号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第29	同意第11号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第30	同意第12号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第31	同意第13号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第32	同意第14号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第33	同意第15号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第34	同意第16号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第35	同意第17号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第36	同意第18号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第37	同意第19号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第38	同意第20号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第39	同意第21号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（福重彰史君） 日程第20、同意第2号から日程第39、同意第21号まで、以上20件については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号から同意第21号まで、農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、一括して説明を申し上げます。

本案は、令和6年3月31日をもって任期が満了する農業委員会委員に同意第2号から同意第21号までの20人の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

まず、同意第2号は、上野克比古氏であります。

上野克比古氏の略歴につきましては、説明資料99ページに記載してございます。

次に、同意第3号は、吉野寅三氏であります。

吉野寅三氏の略歴につきましては、説明資料100ページに記載してございます。

次に、同意第4号は、畑山豊子氏であります。

畑山豊子氏の略歴につきましては、説明資料101ページに記載してございます。

次に、同意第5号は、坪山博志氏であります。

坪山博志氏の略歴につきましては、説明資料102ページに記載してございます。

次に、同意第6号は、坂中則雄氏であります。

坂中則雄氏の略歴につきましては、説明資料103ページに記載してございます。

次に、同意第7号は、宮脇茂樹氏であります。

宮脇茂樹氏の略歴につきましては、説明資料104ページに記載してございます。

次に、同意第8号は、神宮司順子氏であります。

神宮司順子氏の略歴につきましては、説明資料105ページに記載してございます。

次に、同意第9号は、福岡剛氏であります。

福岡剛氏の略歴につきましては、説明資料106ページに記載してございます。

次に、同意第10号は、小園広行氏であります。

小園広行氏の略歴につきましては、説明資料107ページに記載してございます。

次に、同意第11号は、宮脇勇氏であります。

宮脇勇氏の略歴につきましては、説明資料108ページに記載してございます。

次に、同意第12号は、山迫洋一氏であります。

山迫洋一氏の略歴につきましては、説明資料109ページに記載してございます。

次に、同意第13号は、隈元健二氏であります。

隈元健二氏の略歴につきましては、説明資料110ページに記載してございます。

次に、同意第14号は、平川眞由美氏であります。

平川眞由美氏の略歴につきましては、説明資料111ページに記載してございます。

次に、同意第15号は、平井利昭氏であります。

平井利昭氏の略歴につきましては、説明資料112ページに記載してございます。

次に、同意第16号は、柳井義郎氏であります。

柳井義郎氏の略歴につきましては、説明資料113ページに記載してございます。

次に、同意第17号は、中之内瑞穂氏であります。

中之内瑞穂氏の略歴につきましては、説明資料114ページに記載してございます。

次に、同意第18号は、萩迫修作氏であります。

萩迫修作氏の略歴につきましては、説明資料115ページに記載してございます。  
次に、同意第19号は、栢山信彦氏であります。

栢山信彦氏の略歴につきましては、説明資料116ページに記載してございます。  
次に、同意第20号は、福岡裕幸氏であります。

福岡裕幸氏の略歴につきましては、説明資料117ページに記載してございます。  
次に、同意第21号は、福留幸嘉氏であります。

福留幸嘉氏の略歴につきましては、説明資料118ページに記載してございます。  
以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑についても一括して行いますので、個別の案件に対する質疑の場合、議案番号を述べて質疑に入ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから同意第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。

お諮りします。同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

これから同意第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。

お諮りします。同意第3号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

これから同意第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

これから同意第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

これから同意第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第6号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は、同意することに決定しました。

これから同意第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第7号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。

これから同意第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第8号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は、同意することに決定しました。

これから同意第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。

お諮りします。同意第9号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は、同意することに決定しました。

これから同意第10号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第10号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は、同意することに決定しました。

これから同意第11号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第11号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第11号は、同意することに決定しました。

これから同意第12号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第12号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は、同意することに決定しました。

これから同意第13号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第13号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第13号は、同意することに決定しました。

これから同意第14号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第14号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第14号は、同意することに決定しました。

これから同意第15号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第15号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は、同意することに決定しました。

これから同意第16号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第16号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第16号は、同意することに決定しました。

これから同意第17号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第17号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第17号は、同意することに決定しました。

これから同意第18号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第18号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第18号は、同意することに決定しました。

これから同意第19号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第19号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第19号は、同意することに決定しました。

これから同意第20号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第20号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第20号は、同意することに決定しました。

これから同意第21号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第21号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第21号は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第40 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（福重彰史君） 日程第40、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和6年6月30日をもって任期が満了する谷口誠一氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

谷口誠一氏の略歴につきましては、説明資料の119ページ及び120ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第41 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（福重彰史君） 日程第41、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月30日をもって任期が満了する竹之内京子氏の後任として、木佐貫一也氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

木佐貫一也氏の略歴につきましては、説明資料の121ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日から3月6日までは休会とします。

3月7日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時53分 散会

## 令和6年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和6年3月7日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園	明
小野 広	嗣
野村 広	志
永田	梓
栞山 晋	司
南 利	尋
小園 義	行
隈元 香	穂子

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正
危機管理監 萩 原 政 彦	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名します。

○  
日程第2 一般質問

○議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、西江園明君の一般質問を許可します。

○13番（西江園 明君） 本日は、トップバッターということで一般質問をいたします。会派、志民の声の西江園でございます。今回は2件だけの質問ですので、答弁次第では早く終わるのではないかと思います。施政方針にもありますように、市民が生き生きと笑顔になる答弁を期待いたします。私どもも一般質問をするに当たっては、いろいろ準備をしますが、12月議会が終わり、3月議会ではこれとこれを質問しようと考えていたところ、年明け早々御存じのとおり、能登半島で大きな地震が発生し、大災害が発生しました。地震列島日本の宿命かと思いました。被災された方へのお悔やみと地域の早急な復旧をお祈りいたします。そして、ある学者の意見として、次は南海トラフが危険という報道もありました。また、今回の能登半島では、被災地への初期段階の対応の遅れが度々指摘されておりますが、道路などインフラ施設の災害がその大きな要因であると指摘されております。何せ現地への道路が不通となり、現地に入れない期間が長すぎたのです。これらの報道を見たとき、幸いに我がまちでは港を含め、命の道として道路網の整備が急速に進められております。

そこでまず、市長にお伺いしますが、志布志市の今後のまちづくりについて、どのような見解、考えを持っていらっしゃるのか伺います。

○市長（下平晴行君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

本市では、東九州自動車道のさらなる整備に加え、都城志布志道路の令和6年度全線開通、志布志港の産直港湾認定など、着実にインフラ整備が進んできております。一方で、人口の急激な減少や少子高齢化、物価高騰、防災などの課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められております。今後については、そのような課題に対応しながら、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画や総合戦略、各個別計画等を確実に進捗させていくことで、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指し、本市の魅力をさらに高めるまちづくりを進めてまいります。

○13番（西江園 明君） 先ほども言いましたように、能登半島のような災害、被災地の状況を見て、改めて私は思ったのですが、以前も約10年ぐらい前になるのかもしれませんが、一般質問

をしたことがありました。私は原則、同じ質問はしないつもりでおりますが、状況が変わりましたので、改めてお尋ねします。

志布志中学校正門前にあります市道町原線沿いに、広場というか公園を整備すべきではないかと提案、質問いたしました。今回も同様の趣旨です。中学生が下校の際、正門を下りて右側のほうですね、志布志小学校のほうに下って行きますと、志布志小学校に隣接したところに駐車場とトイレがありますが、左側のほうの山宮神社方面にはありません。だから、この中間付近というか、町原地区付近に、大きな広場を整備すべきと質問したところでした。この道路の沿線に、現在はうなぎの駅ができておりますけど、当時はこの一帯の畑を候補地として提案したところでした。ここは、大きな道路に2か所面しており、土地所有者も1人か2人だったと思います。残念ながら、しばらくすると民間が購入されました。私になぜ広場の整備を提案するのかというと、今回の能登半島地震を見ても、十数年前の東日本大震災を見ても、災害発生後の対応の遅れの一つに、被災者の避難場所の不足が指摘されました。一時的には学校の体育館を使用せざるを得ませんが、いつまでもとどまることはできません。能登半島でもいまだに体育館を使用している状況です。大事な子供たちの学習の場を災害を理由に長く止めるべきではないと思います。そのためにも、仮設住宅の建設場所、あるいは膨大な災害ごみの仮置き場にしても、大きな広場は行政の責任において確保しておくべきという意見です。その広場は、災害などで使わないことに越したことはありませんが、その間はトイレぐらいは整備し、普段は公園として利用して、グラウンド・ゴルフができるぐらいの整備でいいですよ、そんな難しい大規模じゃなくても。公園という施設は、郊外に造りがちですが、やはり街中に、便利なところにあるべきと考えます。現状を見ても、市街地内にある公園のほうが利用者が多いのが現状です。市長、どうですか、市長の見解を求めます。

**○市長（下平晴行君）** 公園の整備については、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画において、誰もが利用しやすい市民の憩いの場のほか、災害時などの地域防災拠点としても位置づけられる公園緑地の整備を推進するとして、令和6年度から3年間で策定する予定の立地適正化計画の検討の過程において、公園整備の場所等について調査をしてまいりたいと考えております。

**○13番（西江園 明君）** 今、振興計画で令和6年度から調査をするという、その3か年が調査だけに終わらないように、前向きな答弁でしたので期待をするところですが、海に面した我がまちでは、避けて通れないまちづくりの一つだと思います。そう遠くないうちに庁舎の建て替えも計画しなければなりません。そのためにも広い土地を確保しておくことは、今の志布志市では大きな喫緊の課題と考えます。香月地区公民館の隣に志布志保育園がありました。東日本大震災後、我がまちでも津波の心配が大いに騒がれた時期がありました。そのような危険区域に保育園があることから、上の台地に移転されました。大事な子供を預かっている以上、災害に巻き込んでほならないという思いから移転されました。しかし、これで解決したわけではありません。安心ではないんです。移転したのはいいが、今度は子供を遊ばせるところがないのです。移転前は近くにアピア下の公園がありました。施設内ばかりで遊ばせるわけにはいきませんから、今はアピア

下の公園とか、付近の公園まで車で連れて行かねばなりません。これが現状です。先生たちいわく、「危険だから引っ越したのに、今は危険なところに遊ばせに連れて行かなければならないということに、ジレンマを感じる」と話をされています。確かに上の台地には住宅が急速に増えましたが、遊ぶところはありません。簡単な遊具を置けばいいですよ。こういう意味からも、広場、公園の整備は、多くの市民も望んでいます。早めに対応を取るべきだと思います。市長が今、次の計画の中で、令和6年度から3か年というような取組がありましたけど、今、私のそういう上の台地の状況を聞いて、令和6年から3か年という、それは調査だけというふうに理解しているのか、再度市長の熱意を聞きます。

**○市長（下平晴行君）** これは、まず調査をして、そういう場所の問題、その面積の問題等々がありますので、もちろん道路とかそこ辺の調査をして、できればおっしゃるように調査が早めに終わるように努力して、できるだけ早めにいわゆる公園整備に当たっていきたいというふうに考えております。

**○13番（西江園 明君）** 志布志市は、立派な土地開発公社というところもあります。そういうところを利用して選考しておくというのは可能なわけですから、今、市長が「調査だけでは終わらずに、そういう適地があれば進める」という答弁がありましたので、期待をして次に入りたいと思います。

次に、定住・移住について伺います。最近は、マスコミ報道でも、高齢化率や人口減少などが多く見られます。全国の自治体が抱える大きな課題です。先般も新聞を御覧になったと思いますが、ありましたよね。2050年県内高齢化率41%、大体志布志市がそういう県内の平均値みたいですが、これを見ても、志布志市も最近の人口の減少は著しいものです。そこでまずお尋ねしますが、人口減少が進む中、市長は、定住・移住についてどのような見解をお持ちか伺います。

**○市長（下平晴行君）** 人口減少につきましては、国の予想を上回るペースで進んでいるというふうに認識しているところであります。本市としましても喫緊の課題と認識しておりますが、移住・定住対策の現状としましては、令和2年度に移住・交流支援センター「エスプラネード」を設置して、移住から定着までの移住者のニーズに対応したワンストップ支援や移住体験メニューの提供などの事業展開を図るとともに、U・Iターン者の住宅購入や東京圏からの移住に対する支援、定住促進住宅用地の分譲、空き家バンク制度と一体的な取組を行い、今年度から奨学金返還支援事業を創設し、若者の定着の促進を図っているところであります。今後の方向性につきましては、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画に基づく、令和8年度の目標人口2万8,500人の達成に向けて、令和6年度から新たに人口流出を防ぐための定住支援や若者・子育て世帯の移住支援に取り組むとともに、さらなる移住・定住の促進を図るための施策を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

**○13番（西江園 明君）** 人口の減少は、高齢化が進む中、このような地方の過疎地では、自然減というのが、どうしても大きいですから、避けて通れません。しかし、このような中、先ほど

も言いましたが、我が志布志市は志布志港をメインに、高速道路網などインフラ整備が進み、自治体としては県内でも今後発展が期待されるまちとして、意外と脚光を浴びています。しかし、脚光を浴びておりますけれども、人口が増えることは期待できません。今、市長の答弁にもありましたように、「様々な対策を講じ、今後も施策を検討する」という答弁でございます。そういう対策を講じ、展開をしておりますが、これからは自治体間の競争です。移住を希望する人は、自分が思い描いているまちに近いかという、「どこだろうか」と言って探すわけですね。先般、テレビのニュースでもありましたけれども、移住希望者に対して自治体間のドラフト制度的な取組が、我がまちにというような番組が紹介されていまして。各自治体が応募して、志布志市がこれに応募したかは分かりませんが、どこの自治体も「ぜひ、我がまちへ」と誘致合戦です。市長の答弁にもありましたように、移住希望者は若い人が多いですから、子育ての環境、子育て支援、住宅支援など、当然比べることになります。これらの条件がクリアできても、志布志市にはごみ問題という高いハードルがあります。これをクリアするぐらいの支援策を提供しないと、自治体間の競争は厳しいと思います。そうでしょう。志布志市という地名だけでは、移住は期待できません。これだけ道路網が整備されれば、志布志市に住む必要はないのです。通勤が一気に便利になりました。職員の皆さんも買い物に行くでしょう、鹿屋市とか都城市にですよ。ニトリやユニクロに行くでしょう。通勤が便利になったから、わざわざ行くんだったらそこに住んだほうが便利でしょう。自治体間のドーナツ化現象です。今回一般質問する大きな理由の一つになりました医療関係をもても、ついに志布志市から小児科の病院がなくなります。子育ての若い世代は、病院もあり、買い物も便利なところに住むでしょう。移住を推進する我がまちでは、大きなマイナス要因になってしまうという懸念を持ってしまいます。一般質問通告をしてから、この小児科の病院の件で説明がありました。この説明の中で、今回は同僚議員からも同様の一般質問通告がされているようですから、詳しいことはお聞きしませんが、今回の提案に至った経緯の中で、いつも言いますように、職員の中でどのような議論があったのかというのをお聞きしたいのですけれども。その説明の中で、「先進地の事例から金額を決めた」と説明がありました。私はこれを聞いて、ドクターを募集するわけですから、1億円ではなくて数億円の補助を提案するぐらいの議論はなかったのかなと思ってしまいます。病院という施設をどうするのか、ドクターにとっては大きな課題、負担だと思えます。閉鎖する病院を再利用するのか、新しく建設するのかで大きな差が出ます。前から出ていますように、有明庁舎もあるじゃないですか。ここを改修したほうが安くできるのではないかと。そして今後も、開業医が新たに志布志市で病院の設置を必要とするようなときは、有明庁舎に入ってもらえるようにすれば、初期投資は少なく済み、開業医が同じ場所で診療していただくと、そのうち総合病院になるかもしれません。市民に夢を与えるのも政治です。そしてまた先進地の事例から決めたという説明でしたが、私も議長時代に県の議長会で北海道稚内市を訪問し、研修したことがありました。ここは、志布志市よりも地理的条件は厳しいです。だから、稚内市は、医療の確保については必死でした。ドクターに来てもらうために、多くの補助を準備していました。先ほど担当者から我々にも説明がありましたけれども、今、稚

内市の話をしてしまったけれども、職員にも現地に行って、生の話を聞いてほしいと感じたところでした。この件については、今後の展開を待たざるを得ませんので、期待をせざる得ません。

そこで、ちょっとそれてしまいましたけど、市長に伺いますが、先ほども言いましたように、仕事場がある志布志市まで通勤できるようになったのです。道路網が整備されたからといっても、定住・移住については、そのような心配はないというふうにお考えですか。道路網が整備されましたが、私の見解は、これは通勤道路として利用され、現在も朝晩の通勤はすごく乗用車が多いです。ですから、道路網が整備されたからといって、志布志市が移住先として選択されるという安易な考えをお持ちではないかという見解です。

**○市長（下平晴行君）** これは全く逆で、道路が整備されたことを、志布志市の魅力のあるものとしてどう活かすかということで、私は「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、あらゆる事業が「住んでよかった」ということにつながるということで、全課がそういう考え方を持って、事業に取り組んでいこうという話をしているところであります。

**○13番（西江園 明君）** 市長のいろいろな考えの話から、そういう答弁かなというふうに思います。ただ現実には、今病院の問題とか、道路網の整備は一気に通勤に便利になりましたから、そういう懸念もあるということ、まず私の意見として申しました。

次に教育委員会にお聞きしますが、最近学校や保育園などでは、転出者が多くて転入者が少ない結果、新年度では今まで学年2クラスだったのが1クラスになるのではというふうに、現場では心配をされています。転出の理由は様々でしょうが、自治体のその移住に対しての補助制度や子育てに有利なところに引っ越した人もいるかもしれません。また道路も整備されるので、今後出てくるかもしれません。保育園は、民間ですから結構ですけど、小学校で転出者と転入者の今までの数字がありましたらお示してください。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

まず令和4年度の数字をお示しいたします。令和4年度における本市16小学校の児童の転入・転出者数は、転入者が21人、転出者が32人となっており、11人の転出超過となっておりました。また、本年度につきましては、2月末時点で転入者が19人、転出者が25人で6人の転出超過となっております。ちなみに中学校5校におきましては、令和4年度は転入が8人、転出が5人の転入超過となっており、令和5年度におきましては、転入3人、転出も3人でプラスマイナスゼロというような状況でございます。

**○13番（西江園 明君）** 今数字について、教育長から答弁がありましたけれども、これは理由は分かりませんが、転出者が多いという数字が小学校では出ております。これが今言いましたように、志布志市の道路網の整備というのが理由でないように、市長のこれからの施策に期待をいたします。数年前に私は都城市の市長と話をしたときに、「高規格道路を造ったのはいいが、まだ完成はしていないのに、インター付近に急速に人口が増え、小学校の児童が一気に増え、校舎が不足してしまいました。これは予想外でした」と話し、道路の整備の影響を痛感したと話をされていました。道路の整備による人の動きの典型的な例です。数年前からそのような事態が

発生しているわけです。そこは緊張感を持って対応すべきと思います。転勤などで志布志市に住んでいる人は、「志布志市はいいところですね。でも、永住しようとは思いません」とよく話をされます。「ごみが厳しいですからね」と、ほとんどの方が言われます。住むための高いハードルだと思います。教育委員会が一昨年、小学校の在り方に関するアンケートを全保護者に配布し、その結果が調査報告として説明がありました。多くの保護者が、熱心に志布志市の将来を考えていることが書かれています。この中にも移住・定住のことについての意見が多くあります。この中で、移住については、先ほど私が言ったとおりのことで、「市が変わらなければ、子供は増えない。高速道路も開通し、志布志市は商業に有利と考えている。仕事のまちだけでなくベッドタウンも視野に入れたいといけないと思うが、全く考えていない。ベッドタウンにして人口が増えれば、税収も増える。志布志市に大学ができれば、大隅半島の人口も増える」というふうに書かれた保護者の方もいらっしゃいます。そして「志布志市は、ごみの分別が大変すぎて住みたくない」とよく聞きます。定住する方が少ない理由の一つではないでしょうか、そして「志布志市はごみ分別が面倒だし、ファストフード店など子供が遊ぶような喜ぶ店もないので、他県から移住してきたり、結婚して新居を持つときの選択肢として、鹿屋市などに住んだほうが良いと思う方が多いと思う」というような意見。そしてこれは、野神小学校の方ですかね、「志布志市は、国・県と連携して子育てのサポートをもっと充実させてほしいと思う。補助金や住む家、土地、子供を命がけで産んでくれるお母さん方のことなど、もっと話を聞いて考えてほしい」というような、ちょっと一部の抜粋ですけど、非常に厳しく現実を見た意見が網羅されております。このように、ごみ問題の意見が書かれています。まさに私が言いたいことと同じです。このアンケート結果は、職員の皆さんも行政を預かる人としては非常に役に立つ資料ですので、再度また見ていただければと思います。今言いましたように、市長は、このごみの処分は今の方法でやむを得ないとお考えですか、伺います。

**○市長（下平晴行君）** アンケートについては、今、議員のおっしゃったことで確認をしております。しかし、御承知のとおり、SDGsとして持続可能な開発目標が示されております。持続可能性というのは、経済、環境、社会の三つの側面から成り立っているとされており、その中で環境問題では、地球温暖化、気候変動、再生可能エネルギー、プラスチック廃棄、食料廃棄物などなど、大きな課題となっております。ごみの処理については、17の目標の中にいっぱいあるのですが、特に12番の「つくる責任、つかう責任」に当てはまるというふうに私は思います。このようなことから、市民の皆様には、今年4月から、分別品目の見直しをすることや週に3日搬入できる循環センターの設置によるごみを出しやすい環境の整備を図ってまいりますので、引き続き、御理解、御協力を賜りながら、ごみの分別に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

**○13番（西江園 明君）** 処分の方法については、今のこの時勢の中で進めるということですね。定住・移住策については、どのような対策が万全か判断することは難しいことと理解いたします。職員が知恵を出し合って、明るい将来が見えることを期待します。先の議会で、南議員が北海道

東川町のことを紹介されました。私も一緒に行きました。ここは、現在移住者を断っている状況です。宅地の分譲をすると、30分ぐらいで完売になるそうです。この東川町は、人口1万人にも満たない小さな町ですが、国道はない、鉄道の駅もない、ないない尽くしからのスタートだったそうです。隣にある旭川市との合併も当然話に出たそうですが、職員が「合併せずに自分たちが頑張る」という声で、単独の道を選んだそうです。職員の声です。私どものその研修の会場で、職員と一緒に議長、副議長も対応していただいたのですけども、その副議長も移住者でした。その人いわく、「職員、特に管理職は、情報収集のためのアンテナを常に張っているのが大きな仕事です。その情報収集から様々なアイデアが出され、それを実現、実践し、その結果、日本中で知名度を上げています。その例として、隣の大崎町がふるさと納税の返礼品のことで協議に来た」と話をされています。大崎町の職員の情報収集と行動力に感心したところでした。私は、度々一般質問の中でも言いますように、志布志市でも職員がまちづくりに簡単に意見を言える環境にあるのか、そしてそれを実現するための研修に行くぐらいの仕組みがあるのか、今こそ職員に投資すべきと思います。市長の施政方針の中にもありますよね。基本目標7に、「自ら考え行動する職員を目指し、職員の育成に努めてまいります」というふうにあります。これからの志布志市を背負っていく、覚悟を持った職員に活躍してほしいと思います。

そこで、次に伺いますけれども、職員がどのような考えで市民に接しているのかを、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。少子高齢化を迎え、介護も社会全体で担うものという考えでスタートした介護制度ですけども、市長は、我がまちの介護制度、介護サービスについては、どのような見解をお持ちか、充実しているとお考えか、伺います。

**○市長（下平晴行君）** 本市における介護サービス事業所で提供される介護保険サービスの現状については、人員の確保が難しいことによる事業所の休止等の課題があるものの、市内介護サービス事業所等に御尽力をいただきながら、一定のサービス提供水準を維持できているものというふうに考えているところであります。また、介護保険サービスの自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス費、医療と介護の両方を利用した自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス費、要介護者等の生活をする環境を整え、在宅での自立した生活を支援する福祉用具購入費や住宅改修費等については、法令等の基準に基づいて、償還払いにより利用者に給付を行っているという状況でございます。

**○13番（西江園 明君）** 施政方針の中にも今ありましたように、「介護保険事業については、高齢者が地域で安心して生活できるように」というふうな表現があります。私は、今回通告にもありますように、介護サービスの一つのメニューであります、これがちょっと正式名称かは分かりませんが、住宅改修事業についてお尋ねします。この件については、私は約10年ぐらい前に質問をいたしました。下平市長の時代ではないですから、安心して下さい。でも、下平市長になって6年たちますけども、それでも改善されていないということで、一般質問をいたします。一昨年でしたか、ある同僚議員から私が一般質問したことを覚えていらっしゃるようで、これから私が質問します件が「全く改善されていない」と話してくれました。「再度質問しろ」

という催促か、激励かと思ったところでした。では、本題ですけれども、高齢化などの様々な理由で体が不自由になったとき、最低限の住宅の改修を、段差解消とか、手すりとか、そういう整備を行うとき、保険制度で補助金を受けられる制度があります。満額20万円ですよ、自己負担が1割、2割というふうに聞いておりますけれども、まず担当のほうで結構ですが、補助金の内訳を答弁願います。

**○保健課長（西 洋一君）** 住宅改修の給付費の財源の内訳でございますが、住宅改修の介護給付費につきましては、今、御質問がありましたように、例えば、20万円の住宅改修をした場合、本人の自己負担割合は1割になると仮定して積算をした中で、利用者負担については1割の2万円となります。一旦利用者が改修費用を負担した後、18万円を介護給付費から支給するということとなります。その給付費の財源内訳につきましては、国の負担分が25%の4万5,000円、それから県・市の負担分がそれぞれ12.5%の2万2,500円ずつ、残りの50%の9万円を第1号及び第2号保険者の介護保険料で負担することとなるところでございます。

**○13番（西江園 明君）** 全体で20万円かかった場合は、2万円が自己負担で、残り18万円のうち、9万円分が国とか、県とかの負担があつて、残りを保険料で賄うと。そして、志布志市の負担は、細かく言えば2万2,500円、約2万3,000円です。たった2万2,500円を志布志市が負担するんです。ここから私が言いたいことなのです。この制度を利用したい人が、入院して、退院して自宅にやっとの思いで帰ってから、住宅改修の申請をしなければならぬのが志布志市の保険事業です。一番欲しいとき、一番必要なときには間に合わないんですよ。ほかの自治体は違います。入院中に申請を受け付け、工事が終わってから退院です。だから大隅半島では「志布志ルール」といって、そういうふうな笑われるようなルールがまかり通っているんです。以前、私は鹿屋市とか串間市を訪問して、いろいろ聞いてきました。そのときも「志布志ルールのことは聞きます」と、笑いながら話してくれました。ケアマネジャーの人たちも、「広域での会議があるときは、恥ずかしいです」と話してくれました。今回も隣の曾於市に聞いてみました。当然、「ケアマネジャーから提出されるケアプランのとおり、退院前に家の住宅の改修が終わるように進めています」とのことです。これが普通なんですよ。ところが、我がまちは違うんです。退院後に申請を受け付け、それから市役所の職員と日程調整をして、職員が現場を見て、そしていろいろ注文があつたり、注文を付けたりで、それは時間がかかるはずですよ。私の近所に、以前曾於市の病院に勤務していた看護師さんがいらっしゃいますけども、「志布志市は違うんですね、びっくりしました。かわいそうと思いました」というふうに話をしてくれました。今回の一般質問の中でも、施政方針の中でも、市長は「住んでよかった」とか「市民目線」ということで話をよくされますけれども、「どこを見て、誰のために仕事をしているのか、どこが市民目線か」と、私は言いたいんです。市長、今、私の意見を聞いてどのように思われましたか、伺います。

**○市長（下平晴行君）** 私も議員の質問通告があつた後、ほかのまちとの違いは何なのかと、なぜできないのかということの確認したところではありますが、これが国の補助であつたり、県で対応しているということから、しっかりと確認をして事業展開をしたいというようなことでありま

した。しかし、おっしゃるように、ほかの自治体では確認もなしに早急に対応をやっているというようなことで私も聞いておりましたので、そこができるのであればそういう形で、国も県もそういうことを認めているということであれば、そういう流れの中で対応していかなければならないのかなとは思ったところでもあります。今後は、そこをもう一回精査して、この前の質問の中でも担当課との協議の中で私はそう思っていました。先ほどもありましたように、いろんな面でしっかりとアンテナを張ってやるようには課長会等でもしよっちゅう言っているわけですが、ただ、今質問がありましたとおり、ほかのまちでやっていて我が市でできないということは、基本的にはおかしいということで、それはもう重々分かっておりますので、そこは十分内部で協議し、これはもう早いうちにそれが可能なのか、不可能なのか、問題はないのかどうかということも含めて、しっかり対応してまいりたいと考えております。

**○13番（西江園 明君）** 私は、できないことを無理してやれと言っているのではないですよ。何億もかけて何か施設を造れとか、そんなことを言っているのではないんです。人並みに、ほかの自治体と同じようにすべきではないかと話しているんです。さらに、志布志市の残念な例があります。今、話した件と同じなのですが、親が入院して、家を改修しなければならない。そういうことで、子供たちがいろいろ動いたらしいんですが、退院後の補助金の申請にすごく時間がかかるということが分かったので、結局、子供たちは兄弟でお金を出し合って、全額自己負担で改修をしたそうです。これが1件ではないんですよ。「幾つもありますよ」と、事業所の方が話をしてくれました。介護保険料は、皆さん納めているでしょう。長期間にわたって、強制的に天引きされていますよね。これを利用しないことが元気の証ですから、これに越したことはありません。でも、利用しなければならない状況になっても、保険料は、強制的に年金から天引きされていますよね。強制的に天引きされているけども、この仕組み、制度を利用できないのが我がまちです、残念です。市の負担は、先ほどありました、たった二万二、三千元ですよ。市長の施政方針の冒頭のほうにも書いてありますよね。「誰一人取り残さないまちづくりを基に、市民目線で」というふうに書いてあります。こういうふうに、施政方針でも行政サービスを提供するというふうに話をされていますけども、取りこぼしどころか、市民の権利を奪っているというふうには私は思うんですよ、もらう権利があるのに。市長、どう思いますか。市長は、先ほど、今後ほかのまちができるとか、いろいろ調査をしてというふうに話をされましたけど、こういう自己負担で100%しているという家族もいるという現場を見て、どのように思われますか。

**○市長（下平晴行君）** 私は、先ほど言ったとおりでありますので、現状がどうなのかは課長に答弁させます。

**○保健課長（西 洋一君）** 住宅改修の流れにつきましては、申請があった場合に、こちらのほうで書類を確認しまして、日程調整をして事業者、それから御本人、ケアマネジャー等々の立会いの下、現地で確認をして許可を出すという流れになっているところです。あくまでも、私どもは、その現場のほうに行って、本人の身体の動きであったりとか、そういった部分を確認する必要があることから、現地調査を行っているところでありますので、申請があった場合には、今、

御指摘があるように、速やかに対応するように努めていきたいということと、あと入院中の方につきましては、申請が全くできないということではなくて、退院のめどが立ったときに、一時退院をされる場合があれば、その日に合わせて現地確認をする。一時退院ができない場合は、御家族の立会いの下、現地確認をしているところで、退院に間に合うように改修ができるように努力はしているところなんですけども、実際その辺りが、私ども説明不足であったというところは、大変重く受け止めておりますので、先ほど市長が説明しましたように、事務の流れの再確認をするとともに、改善策をしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○13番（西江園 明君） 課長からそういうふうに聞きましたけど、そんな「申請すればできます」みたいな、そういった対応が「上目線の行政」と言うんですよ。今、課長から現地調査をして、日程調整をしてとありましたが、ほかのところは、ケアマネジャーが作ってくるケアプランをそのとおりに100%信用して、それに基づいてやっているんですよ。そういうふうに担当課は、「国の指針ではこうです」とか、今言いましたように「申請すればできるんですよ」というふうに、市長のほうにもいろいろ言い訳をするでしょう。でも、そんなのは、ホームページにもないんですよ。そんな上目線で言い訳みたいな答弁をして。市長も先ほどもありましたよね、志布志市役所の考え方は、「国の指針は現地を見て云々というふうに書いてあるから、それに則ってしているんですよ」という。では、ほかの自治体がやっていることは、間違っていることかということなんです。何が市民目線、取りこぼさない仕組みかと。市長が今後協議するというのでありまして、当然担当課は、今課長が言ったように、「申請すればできるんですよ」とか、「国の指針はこうなっているんです」と、言い訳をするでしょう。改善されないということでは、10年前の私の一般質問でもそうだったと思います。ですから、10年前もあることがあったんですよ。私が一般質問をしました。私はそのとき、常任委員会がほかのところだったんですけども。一般質問の後、常任委員会がありますよね。その中で文教厚生常任委員会のほうに、多分保健課だと思うんですけど、私の一般質問に対しての説明が始まったらしいです、言い訳がましく。常任委員会の委員がびっくりして、「議題と何も関係ないが」という、議会の仕組みも無視したような担当課の言い訳で、当時の課長が私のところにちょっとおわびというか、こういう報告がありまして、そのくらいの必死になるような言い訳をしなければならないような仕事をしているのかということ、そういうこともあるんですよ。ですから、ケアプランは、A4の用紙に小さな文字でびっしり書かれていますよね。ほかの自治体は、全てこれで処理をしているんですよ。現場に行くことはありません。だから早いんですよ。先ほど言いましたが、私は「志布志市はケアマネジャーが作成するケアプランや添付される見積書を信用していないのかな」というふうに思ってしまう。ほかの自治体は、当たり前として行っている行政サービスなんです。志布志市もできて当然なんです。今、市長が「今後、協議をする」というのは、ちょっと後ろ向きのような答弁だったように私は受け取ったんですけど、ちょっとその辺を聞いて、この議場だけの答弁にならないように、再度、市長の見解を改めて確認をして、答弁次第では私の質問を終わります。

○市長（下平晴行君） 私はかねがね職員には、行政の目的は市民の満足の向上だというふうに

いつも話をしております。市役所の目的は市民の生命・財産を守るということですので、絶えず課長会等、それからヒアリング等でも話をしております。ただ、先ほど課長が説明しましたように、そういう基準に則ってやっているということですので、そのことが、ほかのまちとどういふふうに違うのか、そこもしっかり確認をして、おっしゃるように、早急に対応ができるような取組をしてまいりたいというふうを考えております。

○13番（西江園 明君） 今、市長が協議をして対応するという、意外と役所というのは検討して協議しましたけどできませんでしたというのが多いんですけど。じゃあ協議した結果、担当課長でも、市長でも結構ですけども、もし、そういうふうに関後方針を変えるのであれば、先ほど課長は言いましたけど、申請すれば云々というのはホームページにも出ていないんですよ。ですから、そんな上目線の行政をしているのかと。では、今後の取組について事業者とか市民に対しては、どのような周知をしていくつもりかを聞いて終わります。

○市長（下平晴行君） ほかの自治体ができているわけですから、できないわけではないと思いますので、そこはしっかりと対応してまいります。

○13番（西江園 明君） 終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

次に、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。初めに、本年1月1日の石川県能登地方を震源とする大規模な地震により、お亡くなりになられた方々の御冥福を謹んでお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地域の一日も早い復興を心より祈念申し上げます。

それでは早速、施政方針に関連して質問いたします。

まず、移住定住・交流の促進について質問いたします。施政方針では、移住・交流支援センター「エスプラネード」で移住に関する相談や支援をサポートし、情報発信の充実等を図るとともに、新たに定住支援事業を創設し、これまでの移住者に加え、新たに市内居住者を対象にすることにより、人口流出を防ぎ、本市への定着を図ることや空き家バンク登録促進事業を創設することなどが盛り込まれておりますが、今回の方針に至る本市のこれまでの移住定住・交流施策の成果と課題について伺いたいと思います。

次に、市民の安心・安全な住環境の確保を図る空き家対策について質問いたします。全国でも空き家の増加が社会問題化して久しいわけですが、中でも老朽化が進んでいる家は、倒壊の危険性などが懸念され、対策は喫緊の課題であります。本市も管理不全な空き家の所有者及び管理者に対して、空家特措法の一部改正に基づき対応するとともに、危険廃屋の解体及び撤去に係る費用の補助を行い、市民の安心・安全な住環境の確保を図るとされております。空き家が増加すると、景観の悪化、火災の発生の誘発、防災や防犯機能の低下が危惧され、ごみの不法投棄や悪臭の発生など環境面も懸念され、近隣住民にとっては深刻な問題であります。

そこで、本市の空き家対策の取組状況について伺いたいと思います。

次に、認知症対策等の充実・推進について質問いたします。本年1月1日に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。国は、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると推計しており、認知症が私たちにとってますます身近なものとなっております。本市では、高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が地域で安心して生活できるよう様々な認知症施策を展開されておりますが、これまでの成果と課題について伺っておきたいと思います。

次に、情報発信と適切な管理について質問いたします。施政方針では、「広報紙、ホームページ等多様な媒体を活用し、情報発信の充実を図るとともに、情報発信力の向上に取り組み、市民ニーズに合わせた分かりやすい行政情報の提供に努めるとともに、市公式LINEを市民に使いやすいサービスとして確立するため、多様化・高度化するニーズに的確に対応した情報発信や行政サービスの提供を集約していく」と述べておられます。

そこで、各種SNSなど、様々な媒体を活用した広報施策の成果と課題について伺いたいと思います。

次に、教育行政に関しては、確かな学力の育成について質問をいたします。施政方針には、「小・中学校に対してデジタル教科書を導入し、音声教材やモニター等を使用して動画教材等を使用するなど、より効果的で多様性のある授業展開を図り、学習理解度の向上や学習効率の向上に努める」とありますが、本市ではこれまでも様々な学力向上へ向けた施策を展開されておりますので、まず、これまでの成果と課題について伺っておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、施政方針のうち、移住定住・交流の促進につきましてお答えいたします。

移住定住・交流の施策としまして、移住・交流支援センター「エスプラネード」を拠点とし、市の状況や移住・定住等に関する情報などを自ら収集し、その情報を市外住民に向け都度発信しております。また、移住・住まい・子育てといった相談や移住セミナーの出店・開催、お試し移住体験などを実施し、移住から定着までワンストップで支援できるように取り組んでいるところであります。さらに、移住・交流支援センター「エスプラネード」につきましては、県の補助事業を活用し、2階部にコワーキングスペースを設けるなど、独自の取組を行っているところであります。

続きまして、施政方針のうち、安全・安心な住環境の確保を図る空き家対策につきましてお答えいたします。

本市の空き家対策の取組状況につきましては、平成22年度から危険廃屋の解体撤去に伴う解体費用の一部を補助しており、また、空き家の利活用として平成25年度から空き家バンク、平成28年度からは空き家リフォームなどの取組を行っております。また、平成29年度に公益社団法人志布志市シルバー人材センターとの間に、空き家等の適正な管理の推進に関する協定を締結しているところであります。しかしながら、全国的に空き家は増加傾向であり、本市におきましても、空き家率は高くなっているところであります。このことから、国において空き家等対策推進に関

する特別措置法を一部改正し、さらなる対策が図られているところであり、本市におきましても空き家対策のさらなる充実を図り、安全・安心な住環境の確保を進めてまいります。

続きまして、施政方針のうち、認知症対策等の充実推進につきましてお答えします。

認知症対策等につきましては、現在、令和元年6月に国が閣議決定した認知症対策推進大綱に基づき、本市におきましても、認知症についての正しい知識の普及・啓発をはじめ、認知症地域支援推進員によるもの忘れ進行予防相談会の開催や認知症サポーターの養成、認知症カフェの設置の推進など、様々な施策に取り組んでいるところであります。しかしながら、地域包括支援センターに寄せられる認知症関係の相談件数は増加傾向にあり、相談内容につきましても多様化してきているところであります。本年1月1日に施行されました共生社会の実現を推進する認知症基本法や、今後法律に基づき国において策定予定の認知症施策推進基本計画の内容を確認しながら、現在の施策の効果検証を行い、認知症の人が尊厳を持ちつつ、希望を持って暮らすことができるよう取組を一層進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、施政方針のうち、情報の発信と適切な管理につきましてお答えいたします。

行政情報につきましては、広報紙、ホームページをはじめ、行政告知放送、行政放送番組、デジタルサイネージなど、多様な情報発信媒体でそれぞれの特性を活かし、市民の皆様のニーズに合わせた分かりやすい情報発信や市民の皆様が情報を入手しやすい環境の整備に努めているところであります。また、SNSの活用につきましては、令和元年度からLINEの運用を活用し、それと同時に定期発信を行い、プッシュ型の情報発信にも取り組んでいるところであります。今後の課題としましては、市民ニーズを把握し、情報発信の内容をどのように充実させていくかが何よりも大事なことであり、そのために職員一人ひとりが情報発信の重要性や必要性を認識するとともに、スキルアップを図り、情報発信力の向上に取り組む必要があるというふうに考えているところであります。

続きまして、教育行政についてお答えいたします。

本市における第2次志布志市総合振興計画後期基本計画に基づきまして、学校教育におきまして知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を目指し、学力の向上、心の教育の充実及び健康の増進や体力の向上などの充実に取り組んでおります。特に、学力の向上につきましては、学校の最大の責務と考えており、教育委員会におきましては、これまでも様々な取組を推進していただいているところであります。各種調査等の結果を見ますと、まだ全ての児童・生徒に十分な学力が定着していない現状が見られます。一方で、自己肯定感、自己有用感に係る質問項目では、肯定的な回答をした児童が全国よりも上回っているものも多くあります。教育委員会におきましても、現在実施している様々な施策につきましてもしっかりと検証を行いながら、今後その成果を出していくことを期待しているところであります。詳細につきましては、教育長がお答えします。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

第2次志布志市総合振興計画後期基本計画では、全国学力・学習状況調査におきまして、全国や県の平均を上回るという目標を掲げております。先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、

小・中学校ともに、その目標の達成にはまだ至っていないところであります。一方で、「将来の夢や目標を持っていますか」という質問項目につきましては、小学校において全国が81.5%であるのに対し、志布志市では89.2%、中学校におきましては全国が66.3%であるのに対して、志布志市では76%と全国を大きく上回っております。また、「自分には良いところがありますか」という質問項目につきましては、令和4年度と比較いたしますと、本年度は小学校で1.6%、中学校では7.6%高くなっており、自分の特技や良さを積極的に発揮し、そして自分の可能性を広げ、高い評価を得る子供たちが増えているという実情もございます。これは、子ほめ条例に基づく取組と、平成29年キャリア教育推進文部科学大臣賞を受賞以来、本市において特に力を注いでいるキャリア教育推進の成果ではないかと捉えております。また、志布志市独自で、学力向上推進校、算数教育推進校、ICT教育推進校、体力向上推進校などを指定し、優先的に大学や指導主事の派遣を行い、その学校において全職員が一丸となって研究・実践をしたところ、着実に成果を上げている学校もございます。教育委員会といたしましては、これらのことを踏まえて、授業における主体的・対話的で深い学びの充実、演習問題の計画的な実施、補充指導・個別指導の充実のこの三つの柱と併せまして、計画的な家庭学習の習慣化と研究推進校をより拡充していくことを基に、さらなる教育の質の向上に努めてまいりたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** それでは、市長、教育長それぞれ答弁をいただきましたので、まずこの移住定住・交流の促進について、市長のほうへお聞きをしてみたいと思いますが、本市では、令和2年12月に先ほども答弁がありました移住・交流支援センター「エスプラネード」を開設し、そこに移住・定住支援コーディネーターを配置し、ワンストップでの相談支援や情報発信を行っていただいておりますけれども、この「エスプラネード」設置以降の具体的な成果について、データ的にお示しをいただければと思います。

**○総合政策課長（川上桂一郎君）** お答えいたします。

令和2年12月に移住・交流支援センター「エスプラネード」を開設いたしまして、まず令和2年につきましては51件の相談件数、令和3年につきましては129件の相談、令和4年度につきましては224件、令和5年度につきましては令和6年1月末時点ですが246件と、令和2年12月から令和6年1月までに延べ650件の相談を受けているという状況でございます。問合せの内容につきましては、やはり生活に関連する空き家バンクや就業に関すること、子育てに関すること、やはり一回現地に訪れたいということでお試し移住とか、そういった相談等を受けているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、総合政策課長のほうから答弁をいただきました。データのなものについて細かいデータについては、事前にお出しいただけるようお願いをしておりました。そういったことに関しては、十分見させていただきまして理解をいたしましたけれども、この「エスプラネード」という名称について、市民の方でその名称の意味を理解されている方は、意外と少ないなというのを感じておりますが、この意味は何なのですか。

**○総合政策課長（川上桂一郎君）** エスプラネードの意味なのですが、やはり志布志市は港、海

があるというところで、散歩道とかいうそういった意味合いで、やはり海の近くにあるまち、海のあるまちというところをPRするというような名称でございます。

○17番（小野広嗣君） 多分、どれだけの方がその意味を理解されているんだろうかというふうに思うんですね。どういう背景でこういった名称になったかとか、遡ってお聞きはしませんけれども。本当に多様に、多岐にわたって様々な事業に取り組んでいただいているということを通じて評価しているんです。そういう意味では、こういった知名度をもう少しアップしていただきながら、引き続きこの事業の展開をやっていただきたいというふうに、これはお願いをしておきたいと思います。

あと、市長、昨年の施政方針では、「移住希望者の交流と仕事に係る循環をより一層推進するため、地域おこし協力隊の募集や活動支援について、主体的な実施体制を構築していくんだ」と述べているわけですが、その体制は現在しっかりと構築されているのか、その確認をさせていただきます。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

令和5年度の施政方針に、地域おこし協力隊の募集、活動支援についての実施体制の構築というところでお示ししております。地域おこし協力隊に関する業務につきましては、令和5年度から移住・交流支援センター「エスプラネード」と業務委託契約を締結して、その仕様書の中で、地域おこし協力隊員の募集活動の支援と着任後は「エスプラネード」のスタッフとして雇用する支援体制を構築したところでございます。

○17番（小野広嗣君） 昨年の施政方針でも述べられておりますので、しっかりと実施体制が構築されていなければいけないというふうに思うわけですが、この地域おこし協力隊のこれまでの着任状況を見ると27人で、本市に定住されている方が9人ということで、3分の1にとどまっているということは、やはり体制づくりが弱いのではないかなというふうに思うのですが、そこらについては、どのような考えなのでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今、小野議員がおっしゃった27人の地域おこし協力隊員がこれまで志布志市で活動されて、うち9人が定住というような形につながったわけなのですが、それ以外の方は、地域おこし協力隊として本市を訪れてその業務を行う中で、やはりそういった気持ちやなかなか続かなかつたりとか、気候に合わなかつたり、コミュニティの関係とか、そういったところが、それぞれの思いがなかなか続かなかつたというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） この後も申し上げたいと思っておりますが、しっかりと寄り添って支援をしていただきながら、本市に定着をするように取り組んでいただければと思います。

あと、今回の施政方針には、「移住希望者から空き家バンクへの問合せも増加傾向にある」ということを述べられております。それで、空き家バンク登録促進事業を創設するというようになっておりますので、今回の予算説明資料にも多少出ておりますが、その具体的な内容と現状における問合せの内容等は、こういったものがあるのか、お示しをください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） まず、今回の令和6年度の当初予算につきまして、空き家バ

ンク登録促進事業というのを新規で御提案をしております。まずその前段で、この空き家バンクの登録促進事業の創設に至った経緯としましては、令和2年度からなのですが、空き家バンクに対する相談件数というのが令和2年度において42件、そのときの物件が14件、令和3年度につきましては23件の相談件数において11件、令和4年度につきましては35件の相談件数において、そのときの登録物件が9件、令和5年度につきましても相談件数が25件あるのですが、登録物件としましては19件という相談に対応できる物件登録数が少ないということから、やはり様々な相談者の御意見、あと空き家の所有者の方の空き家バンクとして登録を考えているのですが、水回りのものがちょっと古くて使えないとか、まだ中に家財が残っていたりとか、いろいろ相談を受けまして、今回、空き家バンク登録促進事業につきましては、まず空き家のリフォームの支援補助金ということで、空き家バンクに登録をされた物件につきまして、空き家に限りましてリフォームに要する費用の一部を助成すると、上限を50万円で事業費の2分の1ということですので、仮にリフォーム費用が100万円かかった場合は、50万円を限度にということですので。あと先ほど申し上げましたが、その空き家の中にやはりもう使用されない家財道具とか、そういったものの処分というのも、今回事業費の2分の1、上限を10万円、仮に20万円の処分費がかかるのであれば、10万円を限度に支援をするということが、今回の空き家バンク登録促進事業の内容でございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、少し予算説明資料より詳しくお話をいただきましたので、大分理解をいたしました。新たな取組として、期待もするところでありますけれども、全国的にも人口減少が進んでいる中で、各自治体が様々な施策を講じているわけですよ。だけれども、この人口減少に歯止めがかからない。これは、本市にとっても同じような状況であろうかと思うわけです。ですから、本市でも多くの様々な施策を展開されているわけですが、よりインパクトのある、分かりやすい、それでいて中身の充実した目玉となるような施策を思い切って打っていかないと、この解決に至らないと思うのですが、その点については、市長、お答えをいただければと思います。

**○市長（下平晴行君）** これはまさにおっしゃるとおり、それぞれのまちが移住・定住の取組をしているわけでありますが、やはり志布志市の魅力を活かした子育て支援も含めて、どういう形での移住者が増えるのか、そこ辺を含めて先ほどから説明がありますように、いわゆる市として、全課として、先ほどの「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」、これをしっかりそれぞれの事業に合わせて、取組をしていかなければいけないというふうに思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長の答弁は、理解をいたしました。

あと、本市と関わり、つながりをつくり出す取組として、関係人口の創出があらうかと思えます。本市では関係人口創出事業として、観光特産品協会へ委託を行っているわけですが、本市の関係人口創出に関する全般的な取組の成果についてお聞かせをください。

**○総合政策課長（川上桂一郎君）** お答えいたします。

まず、関係人口、交流人口の創出ということで、議員から特産品協会のお話をされましたが、

総合政策課としましては、先ほどありました地域おこし協力隊というのをまず関係人口というふうに捉えております。それとまた、移住・交流支援センター「エスプラネード」への来所をされる方、これも関係人口というような捉え方をしております。特産品協会のことにつきましては、特産品協会の東京駐在所というのがございますので、志布志市のPR、またそういった志布志市を知っていただきたいというようなところで、様々なイベント等にも参加をしております。また、観光の入込客も交流人口や関係人口でございます。それと、ふるさと納税の特設サイトによります会員というの、関係人口というふうに捉えております。

**○17番（小野広嗣君）** 基本的な本市の捉えている関係人口というのは分かりました。今回の施政方針でも、「新型コロナウイルス感染症の5類への移行後、地方移住への関心が高まりつつある」ということを市長は述べていらっしゃる。まさしくコロナ禍以降、若い世代を中心に地方での暮らしに関心を持つ人が増えているようであります。そういった中で注目されているのが、都市部と地方の双方に生活拠点を持つ二地域居住という暮らし方です。政府は、本年2月9日に、二地域居住を推進するための広域的地域活性化基盤整備法の改正案を閣議決定しております。地方での受入環境を整えることにより、地域活性化につなげることを目的としており、極めて大事な視点であるかと私は思うわけでありますけれども、この二地域居住についての市長のお考えをお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** この二地域居住促進のため、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されたところであります。内容については、今後整備されていくと思いますが、私は、都市と地方の双方による二地域での暮らし方の仕組みが整備されることで、移住などに向けた選択肢が広がり、新たな生活スタイルが確立されていくことで、より地方移住へ関心が高まっていくものと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** この点に関しては、私の手持ちの資料も当局にお渡しをしておりましたので、市長も十分理解をされていると思いますが、今回のこの広域的地域活性化基盤整備法の改正案では、地方暮らしを希望する人が二地域居住を始めやすくするように、市町村が促進計画を策定できる仕組みを新設し、そして住居や職場環境の整備に対して財政支援を行うことが柱になっております。そして、全国的な人口減少や東京一極集中の進展で、地方は定住人口を増やすことが難しく、二地域居住などで定期的に滞在するといった、先ほど申し上げましたが、関係人口の拡大に期待を寄せているわけですが、本市もそういった国の流れをしっかりと捉えて、今後の計画をしっかりと練り上げていってほしいと思うのですが、その点どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 市が作成可能となる特定の居住促進計画につきましては、二地域居住に係る事項内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を鹿児島県が先に作成する必要があることから、今後の状況を踏まえた上で検討していきたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 国・県の流れがありますけれども、状況的な政策の流れは分かっておりますので、庁内では十分事前に協議も含めて進めていく体制を取っていただければというふうに思います。

一方、地方暮らしに関心のある人も、その多くは、移住するのはハードルが高いと考えておりまして、改正案ではその橋渡しをすることで、地方への人の流れを創出拡大することが狙いであると言われております。そして、国交省の審議会が1月に発表した報告によりますと、地方暮らしをためらう要因として、この住まいですね、そして仕事、そしてコミュニティへの懸念が大きく指摘をされております。こういった指摘を受けて、市長は、どのような感想をお持ちなのかお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、地方暮らしに関心がありつつも、実際に移住するとなると住まい、仕事やコミュニティの人間関係もあるというふうに思います。このことから、私は住まいについては、市内に多数ある空き家を掘り起こし有効活用することや、実際に地域の実情を知るためのお試し移住といった取組が必要であるというふうに考えおり、仕事、コミュニティにつきましても、現在多様な働き方がある中で、コワーキングスペース等をうまく活用して、併せて地域コミュニティと移住者との交流場所などが必要であるというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長の答弁は理解できるわけで、今後、こういった施策を国が展開しますので、しっかりと国の動向を見据えながら計画を練り上げていく体制を取っていただければなと思って質問をいたしております。こういった中で国が示している先進事例として、長野県富士見町では、個室型オフィスや会議室などの複合施設に宿泊施設を併設した「富士見森のオフィス」を官民協働で設立し、お試し居住や地元住民との交流の場として活用し、地域のにぎわい創出に貢献しているようであります。国としても、こうした取組が各地に広がることを期待されているわけでありましたが、こういった先進事例の取組について、市長の考えをお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 「富士見森のオフィス」につきましても、先ほど言われましたように、長野県富士見町が移住促進施策として大学の研修所棟として使われていた木造施設をリノベーションし、平成27年から個室型オフィス、コワーキングスペースや会議室、食堂、さらにはキャンプもできる複合的な施設として利用されているようであります。この取組につきましても、都市部との交通アクセスがよいこともあるとは思いますが、都市部との二地域での暮らしの在り方として、有効的になるのではないかとというふうに思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長の今の答弁を聞いて、市長も十分理解をされていると思いますので、本市に適した在り方として、こういったものを参考にさせていただければというふうに思います。移住に関しては、先ほど申しましたように、仕事や住まい、地域でいうところの人間関係、そういったものがあります。そして、Uターンで本市に戻られる方も含めると、それまでの生活を一変する大きな決断になることから、移住を検討する方々は様々な不安を抱えていらっしゃると思うんですね。だから、本市のコーディネーターや本市の職員、それぞれの経験や専門知識、個々のネットワーク、こういったものを活用しながら、安心して本市で暮らしが始められるよう伴走型の支援をやっていかなければいけないなと思います。そして、これまでの移住者の声や暮らしに関する情報など、移住検討者に役立つ様々な情報を発信していただきながら、今後も適宜内容を充実し、周知していただけたらと思っております。そうした取組を通じて、移住検討者の

生の声を把握する中で、不安が軽減、解消し、本市への移住の意向が高まってくると、そのように思うわけでございますけれども、この点について寄り添った伴走型の支援という観点からも、市長のお考えを伺いたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 議員のおっしゃるとおりで、特に都市部からの移住者につきましては、生活状況が変わってまいります。これまでは移住予定者への情報発信が中心になっておりますが、今後は移住・交流支援センター「エスプラネード」などを通じて、移住者が感じたメリット、デメリットなどの情報を集約し、移住者に対しても情報発信をしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今後とも、移住・定住の対応の在り方としては、今、市長から答弁をいただいたように、しっかりとした取組をお願いしておきたいと思っております。

次に、空き家対策に移りたいと思っております。本市では平成29年9月に、志布志市空家等対策計画を策定して、空き家の適切な管理や空き家の発生予防などの対策を進めているわけでありましたが、計画策定以降の空き家の数の推移と、現在どのくらいの空き家があり、市の空き家率は何%ぐらいなのか、数値的にお示しをいただければと思います。

**○建設課長（富岡 裕君）** 本市の空き家数の推移でございますが、国において5年ごとに実施されます住宅・土地統計調査のデータによりますと、平成20年が19.64%、平成25年が20.78%、平成30年が20.26%となっております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、平成30年までということ、実際は令和5年にも調査を行っていて、国が今集約中でありませうね。そのデータに関しては、まだ本市には届いていないということだろうと理解をいたしました。今、本市の現状について課長のほうから答弁していただきましたが、国は、空き家問題の抜本的な解決策として、御存じのように平成27年5月に、空家等対策の推進に関する特別措置法を全面施行し、昨年12月にはさらに特措法が改正施行され、対策に本腰を入れております。この特措法以降、この法が示した本市における管理不全な空き家等の件数と指定空き家等の件数、それらに対する市の対応についてお聞かせください。

**○建設課長（富岡 裕君）** お答えいたします。

先ほどお話しされましたとおり、平成27年5月に空家特措法が施行され、今回令和5年12月に空家特措法の一部が改正されたところでございます。改正に伴って、これまで特定空家の定義のみでございましたが、今回新たに管理不全空家という形で、管理を怠った場合、そういった特定空家になる住宅というところで定義されたところでございます。国は空き家対策に一層力を入れているというふうに感じるところでございますし、この管理不全空家については、現在法改正に基づいて定義されておりまして、この基準につきましては、国が示したガイドラインに沿って、本市の独自のガイドラインに基づいて対応するということになると思います。今まで私どもは市内の空き家につきましては、平成28年度から管理不全空家について、取り組んでおりました。空き家の相談やパトロールによる調査を行い、約90件の管理不全空家について通知などの対応を行い、解決に至った件数としては61件となっているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、この管理不全空家の件数等も含めてお話をいただきました。この特定空家の数というのは、これまでゼロだったり1件だけあったけども、それは取り壊しになったということで、現在ゼロということによろしいですね。

○建設課長（富岡 裕君） 特定空家については、具体的な取組についてなのですが、平成30年において1件、特定空家として認定を行いました。この認定については、市役所内の関係課で構成する空家等庁内連絡会、それと外部有識者で構成します空家等対策協議会において協議を行い、認定を行ったところでございます。翌年の令和元年6月に空家特措法第14条、特定空家に対する措置に基づき相続人全員に指導を行ったところ、相続人の1人から解体の申出があり、本市の危険廃屋解体撤去補助事業を活用して解体に至ったところで、現在のところ特定空家はございません。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。今回の法の改正によって、特定空家に加えて管理不全空家も市区町村からの指導・勧告の対象となったわけですね。特に、この特定空家や管理不全空家とみなされてしまうと、これまでの6倍の固定資産税がかかることになるため、早め早めの対策が不可欠となってくると思うんです。そういった意味では、この件に対する市民への周知徹底をしっかりとやっていただきたいと思うわけですが、この点どうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 今回、空家特措法が改正になり、この中でやはり今回の改正に伴うそういった所有者の義務化であったり、特定空家を未然に防止するための措置がされたこともございますので、改めまして広報紙やネット等を通じて広報活動に努めてまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 理解をいたしました。この空き家の現状を知る上で、様々実態把握の手法としてはあると思うんですね。民生委員であるとか、自治会長から連絡をいただく、あるいは市民からの通報、先ほどありました職員によるパトロール、あるいはシルバー人材センターとの協定があると思うのですが、これまでの在り方としてはどのようにして取り組んでこられたのか。そして、以前6、7年前でしたが、空き家の持ち主、オーナーに対してアンケート調査をされて、いろんな声を拾っていらっしゃいましたけれども、そのフォローアップはちゃんとできているのかお示しをください。

○建設課長（富岡 裕君） 空き家の対策でございますが、まず空き家等につきましては、その建物の所有者が建物を適切に管理するという義務がございますので、やはりそういった管理が行き届いていない空き家の所有者に対しましては、こちらからの情報提供、危険廃屋解体撤去補助事業を活用していただくとか、シルバー人材センターと協定を結びまして、よそに住んでおられる方になかなか空き家の管理ができない方に関しましては、シルバー人材センターのほうで管理をしていただく。また、空き家の利活用に関しましては、空き家バンクに登録して、その空き家を活用していただくという対応をしております。また、建設課のほうで対応しております危険廃屋解体撤去補助事業につきましても、やはり建物を解体していただいて、そこでまた新たな活用を図っていただければということで、相談とか情報提供という対応をしているところでございま

す。

**○17番（小野広嗣君）** その件については理解をいたしますけれども、先ほど国のデータを基に実態調査、実態把握の報告があったわけですが、この実態調査や意向調査の実施については、合併当初から私も再三申し上げてきておりますし、同僚議員も昨年の3月議会で質問しておられました。いわゆる自治体によっては、最新の水道の閉栓データを基に、新たな空き家が生まれていないのかとか、そういった調査をやっているところもあるんです。だから、あらゆる手法を通じて庁内機関、あるいは関係機関と連携を取りながら、この実態把握をやっていただかなければいけないと思うのですが、その辺について市長にお考えを伺いたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、よそにいる方等もいらっしゃるわけでありまして、そういうあらゆる角度から実態調査をしてまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長から実態調査をしっかりとやるということで、その推移を見守りたいと思います。まず、この空き家対策を進める上では、空き家等の発生予防、空き家等の活用の促進、そして管理不全な空き家等の除却の三つの段階があるのではないかなと私は思っているわけですが、本市の計画を見ていきますと、この除却の観点では、危険廃屋解体撤去補助事業などの取組があります。また、空き家の利活用の点では、今回提案されている空き家バンク登録促進事業を創設する予定となっています。そして、空き家の予防に向けた観点では、広報紙やホームページ等へ空き家等の適切管理に関する情報を掲載し、所有者等への啓発に努めるとされてはおりますけれども、この空き家の発生予防に向けた取組については、少し弱いように思えてなりません。この点について、市は、今後どのような支援を考えていらっしゃるのかお示しをください。

**○建設課長（富岡 裕君）** 空き家対策の取組でございますが、まずは空き家所有者の意向調査というか、実際所有者がどのようなことを考えておられるかということで、平成29年度に、志布志市住生活基本計画を策定いたしました。その中で空き家についての意向調査を行ったところでございます。そのアンケートのちょっと中身を言いますと、調査枚数としては1,000通、回収率としては322通、松山、志布志、有明地域にアンケートを依頼しておりまして、その中で空き家を所有されている方、そして10年以内に空き家になる可能性がある家を持っておられる方が約26%おられました。空き家の利用についての質問は、「特に考えていない」が42%、「除却を考えている」という方が38%でした。空き家の課題についての質問に対しましては、「除却費が高い」が44%、「特に困っていない」が約25%でございました。やはりそういった中で、「特に考えていない」というところと、「除却費が高い」ということもございまして、やはり建設課としても、空き家の活用、維持、管理、解体については、情報を広く知っていただくということが必要ではないかというふうに協議したところでございます。そして、関係課と再度協議を行い、空き家バンク事業であったり、空き家リフォーム助成事業、そして危険廃屋解体撤去補助事業、シルバー人材センター空き家等管理業務の情報を記載したチラシを翌年の平成30年に納税通知書に同封し発送する取組を行ったところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、お話をいただいたように、本市でも大分前ですけども、チラシを配布して周知をされたことがあるということでもあります。市長、先進自治体の例を見ていきますと、今後空き家になる可能性がある物件も対象とした取組として、不動産、建築、法律などの専門家団体と協定を締結し、各種セミナーや相談会を開催し、さらに、自治会長や民生委員の協力を得て高齢者の単身世帯に対して市が発行する空き家ガイドを配布したり、管理不全物件に気づいた際には市に情報をすぐさま提供してもらうシステムを構築しているところなども既にあります。また、まちづくり出前講座のメニューとして、空き家にしないための予防策、空き家になった場合の留意点や活用策を実施しているところ、そして広報紙では空き家で将来困らないために今からできること・考えること等のそういった特集記事を数回にわたって掲載し取り組んでいるところ、様々あるわけです。だから、空き家を発生させないための取組をしっかりと本市でも進めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはもうおっしゃるとおり、まずそういう情報提供をしていくということが第一段階ではないかなというふうに思います。それと併せて、民間事業者の活用も一緒になって、例えば包括連携協定等を結びながら、そういう空き家の活用をしていただくような取組ができないかというふうには思っているところであります。

○17番（小野広嗣君） あと、この国が示しているデータによりますと、空き家の発生要因の5割強は相続であると、そのうち所有者の4分の1が遠隔地に居住しており、空き家が発生してしまった場合、「所有者が分からない」、「所有者が遠方にいる」、「権利者が複数人いる」、「対応してくれない」、様々な課題があり解決が困難で、職員の事務量も増えてしまうわけですね。ですから、空き家になる前の予防が大変重要だとなるわけです。一般的に65歳以上の高齢者しか住んでいない持ち家のことを「空き家予備軍」と言うんです。これは、データ等もあると思うのですが、このデータをしっかり掌握されていれば、それをお示しください。あとですね、持ち家にお住まいの高齢者世帯を対象とした直接的な周知活動や高齢者等が集まるイベント等での周知活動というのは、やろうと思えばすぐにでもやれることなんですよ。そうしたことは考えられないのかお答えいただければと思います。

○建設課長（富岡 裕君） 65歳以上の持ち家を持っておられる方のデータでございますが、平成30年度住宅・土地統計調査において、一戸建ての総数ですが約1万1,420戸ございます。それに対しまして、65歳以上の持ち家戸数は4,790戸ということで約41.94%が65歳以上の持ち家という形で、やはり半分近くになっているということでございます。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。あと1点、本市の県内における空き家率、空き家の状況をお示しください。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

県内での本市の空き家状況でございますが、同じくやはり平成30年住宅・土地統計調査でございます。鹿児島県内の21市町の調査結果が公表されております。これによりますと、本市は、県内で3番目に高いという空き家率の状況です。

○17番（小野広嗣君） 市長、今答弁いただいたように、県下でも3番目の空き家が多いということでもあります。これは本当に喫緊の課題だと思いますので、しっかりとした対応を要請しておきたいと思います。先の移住・定住の質問でも触れたわけですが、地方への移住へのニーズが高まっているということは、市長も御理解されているとおりで、問合せ件数も本市においても増えている状況の中、こういった移住ニーズを逃さずに国の施策をはじめ、移住・定住促進などの他の施策とも連携し、この空き家対策につなげてきたら相乗効果が生まれるというふうに僕は思うのですが、こういった点については、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、そういう相乗効果は十分あるというふうに思っておりますので、それはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長がそういう対応をするということなので、理解をいたしました。市長も空き家対策については、十分認識をされているので、今定例会では、志布志市空家等の適正管理に関する条例の議案を提出されているというふうに理解をするわけですが、今回の条例に関してかいつまんで3点ほどまとめて伺いたいと思います。第5条には、「市民等は、管理不全空家等について、市にその情報等を提供するもの」とあるわけですが、条例制定が可決された場合、この点について市民の理解を得るためにどのような手法を考えておられるのか、まず1点お聞かせください。また、第6条には、「市長は、空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他関係機関に対し、必要な協力を求めることができる」としておりますけれども、この「空家等による危険を回避するために必要があると認めるとき」とは、どういうときを指すのかお聞かせください。そして3点目、第7条には、「市長は、空家等による危険を回避するために緊急やむを得ないと認めるときは、当該空家等の状況に応じて必要最小限度の措置、緊急安全措置を講ずることができる」としてありますが、「危険を回避するために緊急やむを得ないと認めるとき」とは、こういったときなのか。「必要最小限度の措置、緊急安全措置を講ずる」場合の「措置」とは、こういったものを指すのかお聞かせください。

○建設課長（富岡 裕君） 今回、条例を提案いたしました理由でございますが、建設課でこれまで平成29年に空家等対策計画を策定して、法に基づく対応を行ってきたところでございます。しかしながら、空き家が26.26%、約4件に1件の空き家があるという状況で、やはりこれまで建設課として取り組んだ中で、特に必要があるということで緊急安全措置などについて、特措法で具体的に規定されていないため、今回条例で定義し、令和5年12月に施行されました改正特措法と一体的に運営を行い、空き家に対する取組をするために条例を提案させていただいたところでございます。議員が言われましたように第5条、第6条、第7条については、特に必要としたところでございます。

その中身でございますが、第5条の市民からの空き家等の情報に関する提供についてでございます。これまで管理ができていない空き家等につきまして、関係者から電話相談などを受け、現地に行きまして、場合によっては近所に聞き取りを行いながら対応しておりました。しかし、空き家の所有者やそこを管理している管理者の情報提供などについての対応について、大変苦慮し

た事例があったところです。そのことから、今回条例を制定し、スピード感をもって対応ができるものと考え、今回提案をさせていただいたところでございます。

第6条の関係機関への協力要請でございますが、これにつきましては、危険を回避すると認めるとき、不特定多数に被害が及ぶおそれがある、例えば国道や県道沿いにおいて屋根の部材などが落ちかかっているとか、飛散するおそれがある場合などを想定しております。警察によります交通規制や防犯対策、消防に関しましては、防火対策も含めて高所など危険が高い緊急性を要する対応など、国道・県道に関しましては、そこを管理する国道220号や県道などの危険回避であったりも含めて対応という形で協力をいただくというものでございます。

第7条の緊急安全措置につきましては、空き家において所有者、管理者等と連絡が取れない、また遠方においてすぐに対応できない場合を想定しております。措置については、割れたガラスの落下防止などを想定しており、飛散防止のための網やシートで囲い、ロープ等で固定します。これにつきましては、緊急安全措置の判断基準により、統一的に対応していきたいと考えております。

○議長（福重彰史君） ここで昼食のため、しばらく休憩します。午後は、1時5分から再開します。

—————○—————  
午前11時59分 休憩  
午後1時04分 再開  
—————○—————

○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

○17番（小野広嗣君） それでは、午前中に引き続きまして、今しばらくお付き合いをいただければと思います。

次に、今回のこの空き家対策で一番特に聞きたかったことでありますけれども、本市の危険廃屋解体撤去補助事業は、住宅が補助額上限30万円、附属家が上限15万円の3分の1補助事業でありまして、市民に大変喜ばれている事業ではありますけれども、昨今は工事費等の高騰によって、業者の提示する解体撤去費用もこの事業開始の時期よりかなり高額になっており、市民から補助額のアップを求める声も少なくありません。木造家屋はもとより鉄筋コンクリート造などの解体撤去ともなると、相当な金額になり、ちゅうちょされている市民も少なくない中で、今後は、この上限額を例えば50万円あるいはそれ以上にアップするとか、敷地内に建物が複数ある場合も、その補助対象にするなどの取組も必要ではないかと思うわけでありまして、この点に対して市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、先ほどからありますように大変喜ばれている事業でございますので、物価高騰等も含めてこれは十分検討して、そういうものに近いような形での対応をしてみたい。また、鉄筋コンクリート造の住宅の解体についても、しっかりと対応してみたい。それから、住宅等附属棟のことだろうと思うのですが、その件についても、一緒に

やはり解体できるような仕組みづくりをするべきだというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長の答弁を聞きまして、市長も十分そういった思いに立たれていると思います。市長の非常に前向きな答弁をお聞きしましたので、その意気込みは十分に理解をいたしました。次へ移りたいと思います。

次に、認知症対策について伺ってまいりたいと思います。先ほども述べましたように、本年1月1日に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されたわけでありますけれども、この通称認知症基本法は、認知症の人が自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるようにするための法律でありまして、国や地方公共団体の責務などの条文もありました。行政を通じて認知症の人が社会で活躍するための基盤をつくっていくことが求められております。本年2024年が、この認知症基本法の施行から幕を開けたということは、この社会にとって大変に象徴的なことだと私は思うわけでありますが、市長は、このことをどのように受け止められたのか、まずお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 本年1月1日に施行されたいわゆる認知症基本法は、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としております。法律の中では、認知症の人、認知症でない人、ケアする人、ケアされる人といった関係性ではなく、対等な社会の構成員として共生社会を実現していくことが強く打ち出されており、国及び地方公共団体は、基本理念に則り、認知症施策を策定、実施する責務を有すると規定しております。本市としましても、今回の法律の制定は、今後認知症の方の増加が予想される中で、認知症施策の新たな転換点であるということ捉えておりまして、法律において努力義務とされております市町村計画の策定も視野に入れながら、認知症の方やその家族等の意見を踏まえ、取組を進めてまいりたいと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長のお考えはお聞きをいたしましたので、それでは、市の施策の中から何点か具体的に伺ってまいりたいと思います。まず、認知症地域支援推進員について伺いたいと思います。この認知症地域支援推進員は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療・介護・地域をつなぐ役割を担っているわけでありますが、本市では何名配置されているのか。その活動状況もお示しをください。併せまして、認知症は、早期発見と早期治療がとても重要なことから、本市にも認知症初期集中支援チームによる支援等がございますけれども、その支援者数とチーム会議等の開催状況などが分かれば、お示しをいただきたいと思っております。

**○保健課長（西 洋一君）** 認知症地域支援推進員につきましては、現在8名いらっしゃるところでございます。活動としましては、もの忘れ進行予防相談会の相談対応、それから認知症対策検討会への参画、また、地域で認知症の疑いのある方を地域包括支援センターにつなぐなどの役割を担っているところです。令和5年度の認知症初期集中支援チームの訪問者数につきましては、令和6年1月末現在で54人、そのうち継続支援が必要な支援者数は23人でございます。また、チ

ーム員会議につきましては、支援の方針や方法をサポート医と一緒に検討しておりまして、今年度は2回開催をいたしまして、今月も1回開催予定でございます。

○17番（小野広嗣君） 今、課長から答弁いただいたデータに関しては、提出をいただいておりますので、確認をさせていただいたところであります。活動状況については、理解をいたしました。本市では、認知症に関する正しい知識の普及、また、認知症の人に対する正しい理解を深められるように、認知症の方々への対応を学ぶ場として、例えばこの認知症ひとり歩き声かけ訓練、いわゆる徘徊模擬訓練ですね。また、認知症カフェ「オレンジほっとカフェ」の活動の支援、そして社協等が関わってきてくださっておりましたが、この認知症サポーター養成講座など様々な施策の展開をこれまでしていただいております。そういった中で、まず、この認知症サポーター養成講座についてお聞きをしたいと思うのですが、その内容と実施回数、そしてこれまでのサポーター養成人数などの状況をお示しをいただければと思います。

○保健課長（西 洋一君） 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族をできる範囲で支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症高齢者等が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することをこの認知症サポーター養成講座の目的としているところでございます。今年度の実施回数は2回で、これまでの養成人数は延べ3,510人でございます。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。今、サポーター人数が延べ3,510人ということで確認をさせていただきましたが、それでは、この認知症サポーター養成講座受講後の取組についてお聞かせをいただきたいと思っております。今回、施政方針では、「サポーターを『チームオレンジ』として組織化しながら活動の充実を図りたい」とされているわけですね。これまでに多くの方が受講をされているわけでありましてけれども、受講してその数にはカウントはされておりますが、受講されたそれぞれの方々が、その後もしっかりとサポーター役を担うためのフォローアップができていくのかという点が、大変に気になるところであります。今後の連帯を図る上での組織化が本市ではまだ遅れているように思われるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 認知症サポーター養成講座のこれまでの受講者数につきましては、3,510人ということですが、その後の取組といたしましては、受講後の方々に対しまして、ステップアップ講座等を開催し、サポーターが支援チームをつくって、具体的な支援につなげる取組、組織化を図る、今御指摘のありました「チームオレンジ」を令和7年度までに整備するようになっております。本市におきましては、今月ステップアップ講座を実施し、「チームオレンジ」を設置する予定としております。今後も、ステップアップ講座を実施し、認知症サポーター活動促進支援体制の整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、課長の答弁で本年3月に実施をする予定だということで、少し遅れてきているなというふうに思うのですが、令和7年を目指してしっかり取り組んでいくということでもあります。できれば、そういった中からこの認知症キャラバンメイトの育成ということをや

っていただきたい。そして、育成されたその方々が今度は講師になって伝えていくという在り方をしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） キャラバンメイトと言われる方々につきましては、いわゆる認知症サポーター養成講座の講師役という役割がございます。この方々につきましては、認知症を対象とする家族の会、それから民生委員等でキャラバンメイト養成研修の修了者というふうになっておりますので、この後、この方々の責務として年3回以上講師をする必要があるということで、現在キャラバンメイトは4名いらっしゃるということなのですが、実際この講座を受講された方になっているというところではございません。別途、研修を受けた方がキャラバンメイトになっているということで、今年度は、このキャラバンメイト1名の方に養成講座等の講師をお願いしている状況でございます。

○17番（小野広嗣君） 1名の方に本年度は要請をしているということで、そういった方がしっかりと講師となって、サポーター養成をさらに進めていただければというふうに思います。

次に、この認知症カフェについてお聞きをしたいと思います。本市では認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指して「オレンジほっとカフェ」いわゆる認知症カフェを設置していただいております。現在、6か所で実施をされておりますけれども、現在のこの認知症カフェの取組状況についてお聞かせをください。

○保健課長（西 洋一君） 認知症カフェにつきましては、現在市内で6か所設置しているところです。来年度新たに1か所の設置希望があったため、来年度予算に1か所分の予算を計上しているところであります。それぞれの取組につきましては、毎月認知症の方はもちろんのこと、その家族、認知症の知識をいろいろ学びたいという方が、交流を深めるような様々な取組を行っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 取組状況については理解をいたしましたけれども、今述べていただいたこの「オレンジほっとカフェ」は、認知症に関心のある方、悩みのある方、認知症の御本人や御家族など、認知症の方を支える居場所、いわゆる拠点として、今後も設置の推進が当然望まれるものと思うわけですが、今後のその方向性とまたこの「オレンジほっとカフェ」の機能を満たすためには、地域包括支援センターなどの専門職の方々やキャラバンメイト、ボランティアの方々など、いわゆる官民協働の支援が必須であると僕は思っているんですけども、その点についても併せてお聞かせください。

○保健課長（西 洋一君） 今後の認知症カフェの取組につきましては、今年度策定いたします第9期介護保険事業計画におきまして、令和8年度の目標数値を8か所というふうに定めておりまして、年次的に設置箇所を増やして、より市民に身近な存在とすることができればというふうに考えております。それから、認知症カフェに対する地域包括支援センター職員等の専門職の関与につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、現在十分な取組ができていないところでありますが、今後につきましては、認知症地域支援推進員、それから認知症サポーター等と一体となった活動支援体制を構築できるよう取り組んでまいりたいと考えて

おります。

**○17番（小野広嗣君）** 答弁に対しては、理解をいたしました。あと少し視点を変えてお聞きをしたいと思うのですが、鹿児島県では、外見から援助等が必要なことが分からない方が配慮や支援を受けやすくなるよう、令和元年7月1日からヘルプカードを配布し、また、令和3年7月1日からは新たにストラップ型のヘルプマークを配布しております。本市においても福祉課を中心に広報し、配布をするようになっておりますが、まだまだ市民に深く浸透していないように思われます。現状をどのように理解されているのかお示しをください。

**○福祉課長（若松利広君）** ヘルプカード、ストラップ型のヘルプマークにつきましては、福祉課の窓口におきまして、初めて障害者手帳を取得された方を中心に、周知・広報等を行っているところでございます。また、市報では、令和4年12月号で周知を図ったところでございますが、年間で10件未満の申請状況でございます。これには「都会に比べ、行動範囲の中で利活用する機会が少ない」といった意見や、「自ら周りの方に障害がありますと掲示することに抵抗感がある」といった声も伺っているところでございます。そのような状況の中から、なかなか申請につながっていないのではと考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** これは、全国的な展開を見ていただければ分かるように、これをどれだけ周知徹底するかによって、人の命が救われるんですよ。福祉課は、そういった視点を持たないといけないのではないかと僕は思っています。これの発展形ですけども、オレンジヘルプカードというものがありまして、全国的に今広がりを見せつつあるわけですが、認知症の症状の一つには、見当識障害というものがございます。この見当識障害は、例えば今日は何年何月なのか、何日なのか、今が何時か、今自分がどこにいるのか、誰と話をしているかなどの状況の把握が正確にできなくなっている状態をいうわけですね。また、認知症状によって自ら困ったことを伝えられない人、困っていることを自覚できていない人もいらっしゃるわけです。このオレンジヘルプカードは、認知症の人が普段から持ち歩く、例えばカバン等に先ほど言いましたヘルプマークとともに携帯しておくことで、困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなるカードで、全国的に今活用されております。本人、家族、周囲の方々にとって安心できる取組として、本市でも先ほど言いましたストラップ型のヘルプマークと併せて取り組んでいただけたらと思うのですが、お考えをお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、ヘルプマーク及びカードについても、いわゆる見当識障害等も含めて、これは絶対必要であるというふうに思っておりますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長のほうから前向きに検討していきたいということで、答弁は理解いたしますが、あと2点ほど情報を提供したいと思います。いわゆるこの認知症本人の行方不明などの事案が全国的にも増えてきており、本市や近隣市町などでもそういった事案が起こって、防災無線などを通して情報を求めたりしておりますけれども、そういった時代状況の中で、不測の事態に備えて、GPS機能を使った位置情報検索サービス導入費用の補助に取り組む自治体が増

えてきております。本市においても超高齢化社会の対応の一つとして、この位置情報検索サービス導入時の導入費の支援、導入後の支援、様々あるのですが、こういったことは考えられないかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 私もこの話を聞いたときに、これはもう早急に対応すべきだというふう  
に考えておりますので、しっかりと検討してまいります。

○17番（小野広嗣君） 市長がよく理解を示していただいておりますので、今後の取組に期待を  
いたしたいと思っております。あともう1点、似たような観点なんですけど、全国の自治体の先  
進事例というよりはもう広がっているのですが、簡単にできる取組です。自治体によってはあん  
しん見守りキーホルダーの配布事業を実施しているところはかなり増えてきております。このあ  
んしん見守りキーホルダーというのは、キーホルダーに個別番号、いわゆる見守りナンバーを刻  
印しまして、それに消防署や警察署などの連絡先が記載してあり、キーホルダーを杖とか、カバ  
ンとか身の回りの物、あるいはシルバーカーなどに付けてもらうことで、例えば外出先で意識を  
失った場合や認知症の方が徘徊などで保護されたときに、この見守りナンバーを基に24時間、  
365日体制で、身元の確認、緊急連絡を行うものであります。当然、自治体によって対象者はそ  
れぞれのくくりを設けてはおりますけれども、このあんしん見守りキーホルダーを配布している  
自治体が、今かなりの数に上っておりますので、本市もこういったことを参考に導入を含めて検  
討していただければと思います。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどのヘルプカードと併せてGPSの位置情報検索機器等も含めて、  
このキーホルダーについてもしっかりと検討してまいります。

○17番（小野広嗣君） 今回、3点ほど提案をさせていただきましたが、認知症本人や家族の皆  
さんが地域で少しでも安心して生活ができるよう、今後、本市における必要性について十分に調  
査・研究をして、実現につないでいただきたいというふうに思っております。今回は、認知症を  
発症しても安心して暮らせる社会づくりの観点から質問をいたしましたけれども、認知症の人が  
希望を持って暮らすことのできる認知症施策のさらなる展開を市長に期待して、次の質問に入り  
たいと思います。

次に、情報の発信と適切な管理について質問いたします。まず、広報関連では、市報しぶしに  
ついてであります。私も表紙のデザインや記事の掲載方法など、毎月気を付けて見ておりますが、  
市民においては「親しみやすくなった」とか、「記事が見やすくなった」という声を聞く一方で、  
「文字が小さく読みづらい」とか、「ページ数が多くて情報量も多すぎてあまり読まないよ」と  
いう方など、市民それぞれでありますけれども、当局はどのような方針で市報しぶしを作成され  
ているのか、まず、その戦略について伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 平成29年度に広報戦略推進委員会を設置し、戦略的な広報施策の検討を  
してまいりましたが、各媒体を活用した広報活動全般に係る具体的な方向性を示した指針等は策  
定していないところでございます。市報の作成に当たりましては、一方的な情報発信にならない  
ように、市民が必要としている行政情報や各種制度、市民生活に関する記事など、市民ニーズに

寄り添った情報を掲載することを心がけているところであります。市報をはじめとした多様な媒体を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を行うためにも、広報活動全般に係る情報発信の柱となる戦略的な指針等の必要性については、認識しているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** ただいま、市長の認識についてはお聞きをしました。まずは、何よりも市民の手に取ってもらうということが第一義でなければいけないと思うわけですが、そういった意味では、例えば具体的にいうと、表紙に季節感を入れたりとか、人物をしっかり配置するとか、また目次にもインパクトを持たせて特集記事を組んだり、市民のインタビューを多く取り入れる。そのことによって読んだ方に共感をいただけるよう、興味のあるページをすぐ開いていただけるように、いわゆる親しみやすさを身近に感じていただける、こういった取組も大切であると思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、やはり市民の皆様は、親しみや愛着を持っていただけるような市報でないといけないというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 当然、担当者の方々に一生懸命考えて作成をされても、一部の方々からは「届いてもすぐに捨ててしまう」とか、あるいは「読みづらい」、こういうことを言うてくる方もいらっしゃいます。全ての方々が満足できるものを作成するというのは、本当に難しいと思います。けれども、今以上に「本市の志布志市報っていいよね」と市民が言っていただけるように、ぜひこのことに対しては研究を深めていっていただきたいと思えます。この市報しぶしの目次のページにも実はQRコードを貼って、市の公式ホームページにもいけるようにしてあるわけですが、本市のホームページは、これまでも何回かリニューアルをされ、目的の情報にたどり着きやすくなるよう、様々な検索方法をまとめて配置したりしていますけれども、ホームページにおける情報発信の戦略としては、どのような考えの下に作られているのか、お聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** ホームページにおきましても、戦略などの具体的な指針は策定していないところでありますが、ホームページの利用者は、スマホの普及とともに増加しており、広報紙とともに重要な情報発信媒体と認識しております。ホームページは、リアルタイムに情報発信をすることができることから、日々最新の情報がアップデートされていることが、その自治体の信頼性や利用者の満足度につながっていくというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 市長が今言われたように、これからのホームページは、広報みたいにただあるだけではいけないんですね。全国の自治体がホームページを持っていて、住民に向けて情報発信に取り組んでいるわけですよ。コロナ禍以降は、以前よりも市のホームページを閲覧する人が増えているわけですね。そうなってくると、このページに関わる職員一人ひとりの能力や意識の違いで見つけやすいページがあったり、見つけにくいページが混在している状況が、本市のホームページを見ても見受けられるんですね。そうなってくると、市民に対して適切に情報を発信できている部署とそうでない部署が見えてしまう、そういうことにもつながるわけです。ですから、今後は、市外の方や住民に対して情報発信をする中核であるこのホームページについては、いわゆる来訪者の活用度合い、これを数値でモニタリングしながら改善に取り組むことも先

進自治体ではもう既に行っておりますので、本市もしっかりと研究を重ねていってほしいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 国・県をはじめ、先進的な自治体がホームページの解析等を行い、品質改善に取り組んでいることは把握しているところでございます。ホームページの品質を改善し、内容の充実を図ることが、市民サービスの向上に直結すると考えているところでございますので、先進自治体等の取組を調査・研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） ぜひともですね、前向きに調査・研究を重ねていってほしいと思います。本市のホームページへの来訪者が利用しやすくなるような取組やそういった運営はもちろんなんですけど、もうDXの時代で、社会がデジタル化としてどんどん進んでいく。そういった中で本市のホームページが、社会に取り残されるようなホームページの在り方であっては決してならないというふうに思っているんですね。その意味でも、市民にどのように情報を届けるかというノウハウを学ぶ職員研修は、かなり重要になってきていると思うのですが、市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 情報発信の充実を図るためには、職員一人ひとりが広報活動の担い手であることを意識し、実践することが重要であるというふうに考えております。これまでは情報発信に関する職員研修等の取組は行っていないところでありますが、令和6年度におきましては、広報研修会の開催を予定しており、職員のスキルアップを図り、情報発信力の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今後とも、本市のホームページによる情報発信がさらに充実するように、より進化を目指して調査・研究を進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に市ではLINE等のSNSによって情報発信を行っておりますけれども、市のLINEやフェイスブック、インスタグラム、YouTube等のSNSにおける戦略の考え方がまず1点と、今回の施政方針には、「市公式LINEを市民に使いやすいサービスとして確立するため、多様化・高度化するニーズに的確に対応した情報発信や行政サービスの提供を集約する」と述べられておられますけれども、その具体的な内容についてお聞かせください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

SNSにつきましては、戦略の具体的な指針というのはまだ作成していませんところですが、情報発信媒体の多様化により様々な媒体で情報を入手することができるようになっており、SNSの重要性は高まっているものと考えております。SNSもホームページ同様にリアルタイムに情報を発信することができることから、継続的にアップデートされていることが、利用者の満足度につながっていくと考えているところでございます。また、施政方針におきまして、デジタル化が加速化し、オンラインによる行政サービス提供のニーズが高まる中で、来年度につきましては、AIチャットボットによる総合案内やオンライン申請等の連携、道路異常や有害鳥獣の通報等のサービスを開始するなど、単なる情報発信にとどまらず、小さな市役所となり得るオンラインサービスができるような取組を考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、答弁をいただきましたけれども、いわゆる各種SNSについて一つ一つ細かくは聞く気もありませんけれども、各媒体を使って市の情報発信をしていくという、これはとてもいいことだと思っているわけであります。近年スマートフォンの普及に伴って、SNSがより身近な情報収集の手段となっていることから、今後も積極的にSNSを活用し、できればターゲットに合った情報をタイムリーに発信すること、いかにフォロワー数を増やしていくのかと、こういった点に視点をしっかりと据えて取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 議員おっしゃるように、今後、スマホの普及というのは進んでいくというふうに考えております。令和6年2月28日現在でのLINEのお友だち登録というのが7,582人という状況でございます。そういった方たちを増やす意味でも、LINEにつきまちはフォロワー数を増やすということで、リアルタイムな情報をそれぞれの世代、性別とかターゲットに合った情報を提供するという形で取り組んでまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。これまでも本市においても実施されてはきているのですが、現在このデジタル化の波が大きく押し寄せてきている中で、今後の自治体DXを推進する上では、改めて市の広報活動全般に関して、市民の皆様の満足度やどのような方法で情報を入手しているかなどを把握して、今後の広報施策に役立てるためにも、広報に特化する形で市民の意識調査を実施するべきではないかと私は思っております。市長に先ほどから答弁をいただいております。一つ一つ確認をさせていただきましたけれども、広報に特化した戦略がまだ練られていませんので、そういった戦略を練る上でも、こういった調査は必要ではないかと思っております。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員からありましたとおり、将来的には本市の広報戦略を策定する際には、市民アンケートによる実態調査をする必要があるというふうに考えておりますので、しっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。広報関連の最後の質問になるかと思いますが、例えば今回の施政方針のシティセールス事業のところを見ると、様々な施策を展開することで「志布志ファン」を増やすと、初めて表現をされておりますけれども、今後のシティセールス戦略プランとしては、今述べましたように、多様な立場から効果的に情報を発信して、まちへの関わりを深めていただくことで、本市のイメージアップを図り、移住・定住の質問でも述べましたように、交流人口や定住人口の増加につなげていただくことが重要であると思っております。まずは多くの方に本市の魅力を届けるために、広報紙や各種SNSなどをシティセールスの重要な媒体として捉えていただき、積極的に活用をしていただきたいと思います。そして、「志布志ファン」の皆さんと一緒に、まちの魅力を多角的に発信し、市長が言われる「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」をつくり上げていただければと思いますが、最後にいま一度、広報紙や様々な媒体を活用した広報戦略の今後について、どのように取り組むお考えなのか、お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 議員からありましたとおり、多様な媒体を活用した広報活動を効果的に、かつ、効率的に行うためには、より戦略的に行うとともに、広報活動を行う職員のスキルアップを図り、情報発信力の向上に取り組む必要があるというふうに認識しているところであります。将来的には広報活動全般に係る広報戦略の策定に向けて、先進自治体等の取組を調査・研究するとともに、併せて継続した職員のスキルアップを図ってまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長が今言われたとおりで、この施政方針にもあります市長のシティセールス戦略と直接リンクする内容がこの広報戦略でありますので、この点については、十分庁内で議論をしていただいて、練っていただければと思います。

それでは、確かな学力の育成についてをお聞きしたいと思います。初めに鹿児島県教育委員会では、令和5年度全国学力・学習状況調査の公立学校分の分析を行って公表をしておりますけれども、まずはこの結果について、市長、教育長は、どのように受け止めておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。冒頭にも少し触れていただきましたけれども、お願いを申し上げます。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

いわゆる知識・技能に関する数値化された学力に関して申します。小学校におきましては、国語・算数とも全国との差が開いております。中学校においては、国語・数学ともに全国・県との差を縮める結果となっております。今後につきましても、やはり授業として分かる授業をしっかりと磨いていく必要性を感じております。基礎基本の定着を図るための継続的な取組を推進するとともに、一方では夢や目標、憧れの思いを抱き、子供たち自身が学びへ向かう、そういう力を付けていくような取組を推進してまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） 教育長、この調査は、一人ひとりの学力を伸ばすことを目的にしているわけですよね。だけれども、例えば順位を目標とするとかではなくて、生徒がどういったところでつまづいているのかと、そういった気づきを与えるための取組でもありますね。だから、結果を分析して、そのことが学力向上に向けてつながっているのか、先生たちお一人お一人にとっても授業改善につながっているのか、子供たちの成績アップにつながっているのか、その点をこの結果分析の中からお聞きしたいんです。

○教育長（福田裕生君） この結果を基にいろいろ分析する中で、総体的に申し上げますと、本市の子供たちは、複数の情報を整理して自分の考えをまとめたり、書き表し方を工夫したりすることや日常生活の問題を解決するために式や言葉を用いて説明することに課題があるというふうに捉えております。また、一人ひとりを見れば、個々に応じて得意な部分もあれば、なかなかまだ基礎・基本が十分定着していないというところも見て取れますので、それらをそれぞれの学校で分析した上で、「この子供にはどういったところを中心としたフォローをしていけばいいのか」、また一方では、「授業として、どういう授業づくりをしていけばいいのか」ということを、現在も進めているところであります。授業としては、簡単な言い方をしますと、教師が説明する、話す時間が、やはりこれまでの授業でも長くなりがちでございました。そのことによって、子供

が実際考えたり、友だち同士で考えを交流したりとか、発表する時間が短くなる。そのことによって、今求められている力が十分に育っていないという部分もございましたので、そういう部分からの授業改善にもこれからまた取り組んでいく必要があると思っております。

**○17番（小野広嗣君）** いろいろと教育長でなければいけない答弁を今お聞きをしましたけれども、やはり授業改善というのは、それで終わりということはないと思うんですよね。そういった意味では、今後とも取組をしっかりとやっていただければと思うのですが、この質問の中で、一点だけ市長にお聞きをしたいことがございます。思いなんですけどね。例えば、今回市長の2期目の任期ももう既に残すところ2年を切ってきたわけですけども、市長が四つの行政経営指針として参考にされた、兵庫県小野市の蓬萊務市長、御存じのとおりです。全国市長会副会長も歴任をされて、現在7期目の当選を果たされて、現在77歳ですよ。この方に変わる人がいないというぐらい優れた人なんですけど、5年前に私も視察に訪れ、その施策の先見性や多様性に圧倒されて帰ってまいりました。その小野市では、この蓬萊市長の下、学校教育課の予算が年々増額をされていってございまして、それを受けた教育委員会としても、それに恥じない教育改革を多岐にわたって進めているわけですね。いわゆる「市長の思いに込めたい」という思いもあるわけですよ。本市も学校教育予算には、これまでもしっかりと取り組んできていただいているところでありますけれども、市長の残された任期中において、さらなる予算措置をはじめ、新たな施策を期待するところであります。教育総合会議を招集される市長の立場から、思いをぜひお聞かせいただければと思います。

**○市長（下平晴行君）** これは今、いろんな角度で教育長を含めて子供の育成に力を入れているわけでありまして、やはり子供は、何といたっても次の世代を担う大切な宝でございます。そういうことを考えると、教育の必要性は重々理解しているところでありますので、志布志市は、そういう面では、予算も十分とは言えませんが、子供にかかる、教育にかかる予算は確保しているというふうに理解をしているところであります。今後は、またそれ以上に、本当に「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、教育関係も含めてしっかりと予算計上をしてまいりたいと考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 今、市長のほうから予算のことがありましたけれども、具体的なことで少し説明をいたしますと、多様化・複雑化するこの教育課題に向けては、やはり人材、マンパワーの必要性もあるところでございます。令和6年度に向けましては、いじめ、不登校、問題行動等や特別支援教育の充実を図るために、学校教育専門員、それから特別支援教育支援員をそれぞれ1名ずつ増員をしております。また、部活動指導員につきましても、4人の増員で予算を計上させていただいたところでございます。また、指導者用のデジタル教科書を小学校では2教科から8教科へ、中学校では4教科に導入し、学習環境の充実も図るよう進めております。授業の継続を含め、来年度の増額予算措置を行って、学校教育の充実に努めていきたいということで、市長部局とも十分に協議しながら提案をさせていただいたところですので、またよろしくお願いたします。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。人的措置も含めて、予算が必要な場合が相当あると思うんですね。そういった意味では、先ほど市長から前向きな答弁をいただいておりますので、教育委員会としては遠慮することなく、予算を上げていただければと思います。

令和5年1月17日から18日に、児童・生徒の学習に関する意識や学び方等の学習状況と各学校の学力向上の取組等を把握するために、鹿児島学習定着度調査が実施をされておりますけれども、その結果をどのように捉えておられるのか、これは教育長にお聞きをしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） まず数値的なことで申し上げますと、小学校、中学校とも県平均を下回る結果となりました。小学校におきましては、国語・算数とも若干県との差が開きました。中学校1年生においては、国語・数学・理科・英語については、前年度より県との差を縮める結果となっております。学校によっては、この2年間で確実に成果を上げたところもあります。併せて、全国学力・学習状況調査と同様に、調査問題や誤答傾向を各学校が分析し、今すぐ実行できること、継続して取り組むべきこと、それから一方で成果を上げた他校からその取組の在り方を学んで、自分の学校に活かすといった取組方を推進しているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今回質問しております学力、このことについては、人間のごく能力の一つであって、それが全てではないということは私も十分承知しております。そうはいっても、高校受験、大学受験、進学するにはやはり成績が関わってきますし、就職するにおいてもやはり成績であるとか、学歴であるというのが、必須だともでは言いませぬけれども、やはり影響してくる。そういう状況下にあっては、やはりしっかりと周りで学力向上に向けて取り組んであげることが、その子供たちの未来の視野を広げるし、有効になってくるわけですね。そういった意味では、本当に本市も一生懸命取り組んでいただいていることは分かっております。例えば、昨年の施政方針にもあったわけですが、「諸検査結果を基に学力の実態を把握し、児童・生徒の主体的な学びを推進するため、鹿児島大学等との包括連携や学力向上推進アドバイザー、鹿児島大学附属小・中学校への派遣研修等を活用して、授業改善や教員の資質向上に努める」とされてきているわけで、できればこの成果についてはどうだったのか、お示しをいただければと思っております。

○教育長（福田裕生君） 鹿児島大学と連携し、専門性を活かした授業づくりを始めてからちょうど3年目になります。また鹿児島大学教育学部附属小学校・中学校への教員派遣研修、それから鹿児島県の総合教育センターとタイアップした夏場の授業力アップセミナーは、昨年度から始めております。これらの取組を通して、一つは教員のモチベーションがかなり上がってきたということを実感しております。それはなぜかと申しますと、各学校がいわゆる研究授業をします。先生が行う授業をその学校の教員がみんなを見て、授業の在り方等について学び合う、自分の学級の子供にとってより良い授業はどうあるべきかというのを行うのがこの研究授業なのですが、まずこの研究授業の数がそれぞれの学校でも増えてきております。それから、先生方の中で専門性をより磨きたいということへの意欲が高まってきていると思いますし、それと併せて教師としての自分を変容させることへの情熱であるとか、新たな教師としての高い目標を掲げる教員が増

えてきたと思っています。その表れといたしましては、1年間の実践を教育実践論文という形にして提出していただくことも取り組んでおりますけれども、この提出者が本年度で150名ほどでしたか、年々このことに自主的に取り組みながら自分の指導力を磨いていこうという先生方の姿がたくさん見られるようになったということは、大きな変容であると思っております。そのことが普段の授業づくりに活かされたり、影響したり、そしてそのことが子供たちの学力を付けていくことに徐々に繋がってきているというふうに把握しております。

**○17番（小野広嗣君）** 昨年の施政方針を受けての成果については、今お聞きをしましたので分かりました。あと、本市では、中学生と対象にした土曜の学習教室、いわゆる志学教室や、小学3年生から6年生を対象にした夏休み学習教室等にも取り組んでいただいているわけですが、そのことが、今回質問している確かな学びに少しでも結び付いていれば有り難いなど思っているわけでありまして、その現状と人的体制は、しっかりと整っているものと理解していいのか、お聞かせをお願いしたいと思います。

**○教育長（福田裕生君）** 本年度は、夏休み学習教室の申込者数は125人、それから中学生を対象とした年間通しての志学教室については130人が登録をして学んでできております。指導者につきましても定数としての数字に達しておりまして、学びの充実を応援する体制は整ってきているところでございます。主に、学力の向上や生活習慣の確立を図って、土曜日や夏休みの教育環境をこれまで以上に豊かにすることを目的としております。それから、昨年度からは中学生を対象とした志学教室の中で、いわゆる座学だけではなくて、外に出て本市の幾つかの企業を見学させていただいたり、そこで働いておられる方々のお話を伺うことによって、より学びへ向かう意欲を上げるようなそういった取組もしておりまして、これは子供たちもその保護者からも大変好評を得ているところでございます。つまりキャリア教育と学習意欲、そして学力向上を結び付けていくという、そういう取組を今後も継続して推進してまいりたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** この事業のことは、私も理解をしているつもりでありますけれども、大事な取組であると思しますので、今後ともさらなる充実を図っていただきたいと思っております。

あと、現在脳科学に注目が集まってきていることは、教育長も御存じのことと思うわけでありまして。私も興味があって、そういった書籍をよく読んだりもするわけですが、この脳科学的には家族とのコミュニケーションが多いほど、児童・生徒に目的意識や探究心が育まれるとされております。自治体によっては、この脳科学の知見を活かして、毎年脳科学者の講演会を開いて、家族とのコミュニケーションの多さが積極的な学習態度や自主的な学習習慣と相関関係にあるという点を保護者にしっかりと伝えることによって、理解が進んでいるところもあるようではありますが、こういった点については、教育長は、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

**○教育長（福田裕生君）** 私もこの脳科学の知見を活かした取組というのは、非常に重要なことだと思っております。学校教育現場、それから教育委員会サイドでの取組もそうなんですけれども、子供たちが日々生活している家庭でのこの脳科学の知見を活かした取組ということは、非常

に重要なことだと思っております。今、議員のほうから一つ提案がございました、例えば教育講演会の場でこの専門家の方に来ていただいてお話をしていくようなことも、今後また検討してまいりたいと思っております。つまり、家庭の中で親子が言葉を通した対話をしたり、表情をもって自分の思いを行き交わせることによって心が穏やかになったり、精神が安定したり、そして、一方でやってみたいこと、してみたいことを口に出して話すことによって学びへの意欲がつながり、豊かに生活してみようということにつながっていくというふうに思っておりますので、こういうことは、現在も志アップ子育て手帳の中で、少しそういう大切さも盛り込んでおります。そして、一方でまた、「志の言の葉」というのを3年前から発行しております、普段口に出して言えないことを文章にして家族に伝える、地域の方に伝えるということもしております。これもやはり対話の必要性、コミュニケーションの大切さがあるということから、このような取組を続けておりますので、今後もこの家庭におけるコミュニケーションの大切さ、対話の必要性、それから褒めるとか、前向きな言葉を発してあげることによって子供たちが育つということ、いろんなところで啓発してまいりたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 分かりました。それでは、先ほども少し述べていただきましたけれども、この教員の授業力の向上の取組についてお聞きをしたいと思っております。当然教員の授業力という点では、ばらつきもあるかと思うわけですがけれども、市内においても授業研究会のようなものをよくやっていたいただいて、先ほども御報告いただきました。そういったところでの成果というものをお互いの先生たちが共有して、授業改善につながっているのか、お聞かせください。

**○教育長（福田裕生君）** 教育委員会といたしましては、日々行われている先生方の授業、それから先ほど申しました研究授業、そして一方では授業以外の学習活動、家庭学習等々、こういったものをしっかりと絡めていくことが非常に重要であるということをお伝えしておりますし、また、それぞれの学校もそういう認識であります。各学校の校長のリーダーシップの下で、各学校が学力向上アクションプランというものを毎年策定しておりますので、それに基づく取組を継続していただいているところであります。また、学校と教育委員会とのコミュニケーションがいかにあるかということは、非常に重要なことだと思っております、学校と教育委員会との風通しの良さというものも、ここ2年ぐらいかけて大事にしてきております。学校に「教育委員会に対して、何か要望はありますか」とか、「どういう姿勢で教育委員会側はいたらいいと思えますか」といったような率直な声を拾い上げながら、それぞれがいい関係性の中で日頃から情報共有がしっかりとできて、そしてそのことが授業力の改善につながり、子供たちの成長につながるようなことのシステム構築もしているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** あともう1点、このGIGAスクール構想を持ち出すまでもなく、情報機器の活用が叫ばれて久しいわけですがけれども、本市においては、教職員、子供たちの情報機器の活用能力が上がることによって、それが着実に学力向上に結び付いてきているのか、その点についてお聞かせください。

**○教育長（福田裕生君）** GIGAスクール構想における一人1台端末によって、教職員は、授

業中に子供一人ひとりの理解や取組状況を把握できております。双方向型の授業が可能になっております。また、授業の中で子供たちは、自分の考えをタブレットを使って大型画面に映し出したりとか、友だち同士で交流したりとか、そして自分の考えていることをタブレットの中に入力をして、複数の子供たち同士で交換するといったようなことも、日常化に向けて取り組んでおります。それによって、非常に効率的に理解できるようになっているという報告も受けておりますし、これまではなかなか理解しづらかった内容を、このタブレットを用いることによって、より短い時間で理解できるようになったというような成果は出てきているところであります。今後につきましては、タブレット端末を利用し、それぞれの子供に応じて現在も活用しておりますが、AIドリルをさらにいかに活用していけば、一人ひとりの確かな学力につながるかといったようなことを今後の課題としながら、取組を進めてまいりたいと思います。

**○17番（小野広嗣君）** 分かりました。このGIGAスクール構想が着実に本市において根づいているということを確認をさせていただきました。あと、県教委の大隅教育事務所は、毎年大隅学力向上リーフレットを各小・中学校に配布をしておりますが、これについては、どのような活用がなされているのか。また、併せまして、県教委では、児童・生徒の確かな学力の向上を図るため、「学びの組織活性化」推進プロジェクトやかごしま学力向上支援Webシステムの活用、コアティーチャーネットワークプロジェクト等を推進していますが、これについてもその活用がしっかりとされているのか、確認をさせてください。

**○教育長（福田裕生君）** 本市におきましても、かごしま学力向上支援Webシステムに掲載された問題は、定期的に活用をさせていただいております。大隅学力向上リーフレットも校内研修、それから教育委員会の研修の中でも、具体的な使い方等について説明をしながら、21校でより良い使い方等についての共有等もさせていただいております。併せて、小・中学校教職員のコアティーチャープロジェクトチームによるモデル事業、そこには複数の学校から一つの学校に教員が集まって、中学校の授業であっても近隣の小学校の先生も見たり、その逆のやり方もございますが、そういった取組を年次的に計画的に行っているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** しっかり取り組まれているということで確認をさせていただきました。そこで、一つ先進事例を御紹介させていただきたいと思います。福島県いわき市では、令和4年度から学力向上チームを設置してございまして、全国学力・学習状況調査などの結果を分析し、市内の公立小・中学校それぞれの実情に応じた学校カルテをつくり、学力向上策を講じております。全国学力テストを全体の平均値で判断するのではなくて、学校単位で詳細に分析し、学校ごとに状況を見える化し、結果を基に学力向上チームがそれぞれの小・中学校を訪問しております。メンバーのうち、学力向上アドバイザー、いわゆる退職校長にこれは委嘱をされておりますが、授業視察も踏まえて学校経営の観点から校長に助言し、指導主事は各教員に授業改善に関する技術的アドバイスを送っております。昨年度は、さらに学力向上チームの体制を強化し、訪問回数を増やしております。また、本市にもありますけれども、特別支援教育アドバイザーを増員し、支援が必要な子供たちに向けて学習環境の改善指導を図っております。学校カルテも進化しており、

全国学力テストに加え、県が独自に実施している学力調査やいわき市独自のアンケートのデータも活用しています。このような学力チームの設置や学校カルテなどは、本市においても十分参考になるものと思われませんが、教育長のお考えをお聞かせください。

**○教育長（福田裕生君）** 教職員や学校は、時代の変化を前向きに受け止めて、求められる資質能力は何かを問い続け、継続して学び続けていくことが必要であると思っております。今、議員のほうから御提示いただきました先進事例等についても、いわき市の事例も含め、様々な市や町の取組について、現在、私たちも情報収集をしながら取組を進めているところでありますし、今後もそれは続けていきたいと思っております。先ほど説明の中にありました学校カルテでございますが、「学校カルテ」という呼び方はしておりませんけれども、本市の場合には、それぞれの学校が取り組んでいる内容、それから実情等を学校運営報告会の資料、様式が3、4枚ほどになります。その中に随時入力してもらうようにしております。そして、それをそれぞれの学校間で1月の学校運営報告会の中で、教頭先生方に報告をしていただいて、どういったことが効果を上げる要因となったのかをお互いに学び合って、そしてそれをまた自校に持ち帰るようなそういった取組はしておりますけれども、今、議員がおっしゃったような学校カルテといったような、もう少し整理されたような内容にしていくことは、今後また検討させていただきたいなと思っております。教育委員会としましては、先ほどから説明いたしました3年前からアドバイザー授業であるとか、大学の先生を招聘しての授業であるとか、そういったことは進めております。また、次年度に向けての準備もしているところでございますので、様々な方向から情報収集し、今の志布志市にとって何が必要かという視点で取組を続けてまいりたいと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 「釈迦に説法」かもしれませんが、県教委よりこの学び続ける教師の手引書として、「学びの羅針盤」が発刊をされ、これまで各学校の授業改善を目指した校内研修など、様々な機会でも活用されていると思います。昨年3月の改訂版にあります、「発刊によせて」の部分を読みますとこうあるんですね。「児童・生徒の学びの深まりや学力は、授業の質や学校全体の取組により大きく左右されます。だからこそ、個々の教職員、学校は、一人ひとりの児童・生徒と学校全体の学力に真摯に向き合い、質の高い授業の実現や学校の組織的な取組の充実を目指さなければなりません」そして、「この資料を媒介として、そもそも子供たちはどんな存在なのか、そもそも学力とは何か等、そもそも論に立ち返って教師同士で意見を交流したり、授業改善の在り方を論議したりしてほしいと思います。また、保護者の方々とも同様に学力向上について語り合う姿も期待します」とありました。この点について、この「学びの羅針盤」の本市の活用状況と今述べた点についての教育長の思いをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

**○教育長（福田裕生君）** 「児童・生徒の学びと教師の学びは、相似形である」とも言われているように、教員が自らも夢中になって学び続ける姿は、児童・生徒のより良いロールモデルになるというふうに私は考えております。この県が示している「学びの羅針盤」（改訂版）の中の義務教育課長の書かれている内容につきましても、非常に心に響くものがございまして、大事にしていきたいという思いで、それぞれの学校長とは話をしたり、研修の中で取り上げたりしている

ところでございます。また、この「学びの羅針盤」につきましては、全ての教職員も手にすることが出来ますので、それぞれの学校でも校内研修のとき、職員会議のとき、あらゆる場を使って、教師としての在り方を自らに問い続けながら、子供にしっかりと向き合っていくという、そういう先生方になっていただくためにも使える資料であるというふうに受け止めております。本市におきましても、教育課題は、多種多様でございます。そういった課題に向き合うためにも、このような国や県が示している資料、そしてそれを基に本市独自に作成した資料等をしっかりと絡め合いながら、本市の子供たちがその子にとっての必要な学びをしっかりとし、そして学力を身に付け、社会に出て行けるようにしていきたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） 終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。



午後 2 時 11 分 休憩

午後 2 時 23 分 再開



○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

○8番（野村広志君） 改めましてこんにちは。志みらいの野村広志であります。早速、通告してあります2点について、防犯行政と住環境の在り方についてお聞きをしてみたいです。

初めに、防災行政についてお聞きいたします。今年1月1日夕刻に、「またもか」としか言いようがございませんが、衝撃的な地震と津波が能登半島地方を襲いました。当初は、情報も錯綜しており、その全容がなかなか把握できなかったわけではありますが、時間の経過とともに次々に報道されるその被害の全容に、これほど甚大なものであったのかと想像を絶した被害に驚かされたところでありました。改めまして、ここに被災されました皆様方にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興と復旧をお祈りさせていただきたいと思っております。本題に戻りますけれども、このことは能登半島という特異的な地形によるものかもしれませんが、道路等の寸断も多く発生をし、その全容把握に時間がかかったようであります。

そこでお聞きいたします。我が志布志市に置きかえて考えてみていただきたいと思っておりますが、今回の地震では、道路の寸断等により救助活動の遅れや避難行動にも多大な影響があり、孤立集落等も多数発生をしたわけであります。今後の本市においても大規模災害等を想定した場合、今回のような事案についてどのように今回受け止められ、教訓として、これは防災津波訓練や防災計画等に反映していくおつもりなのか、まずはその点についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

今年1月1日に発生した能登半島地震においては、地震による家屋の倒壊や津波による死者241人、住家の全壊9,050棟、道路の寸断、水道や電気などのライフラインの復旧が長期化するな

ど、甚大な被害が発生しております。本市においては、南海トラフ巨大地震による地震や津波による被害が最大規模のものとして想定されておりますが、同じ半島に住むこの地域も、似通った状況になるのではないかと感じております。また、今回の災害においては、「孤立」という言葉が報道でも大きく取り上げられており、今後は、地域防災力の向上とともに、インフラなどの更新や整備などをどのように進めていくかが課題と考えるところであります。なお、災害対応の中心となる職員の資質向上を図るため、総務課で職員向けに災害対応に関する研修動画を作成し、動画視聴研修も実施し、改めて意識の高揚を図ったところであります。

**○8番（野村広志君）** これは、以前にもお話をしたことがあるかと思いますが、我々は、この災害によってでしか経験をしない、得られない、大変不本意でありますけれども、貴重な生の教訓として受け止める必要があるのかなと思います。次に起こり得るかもしれない災害にどのように活かしていくのか、そのことが問われており、重要であると、当然これは当局の皆様方も十分に御認識していらっしゃるかと思います。こういった地震や津波といった災害については、抑止をしたり未然に防ぐことはおそらく不可能なんだろうと思いますが、だからこそ、可能な限り想定できるあらゆる準備をしていかなければ、やはり怠ってはならないものだと思っております。そして、仮に被災したといたしましても、人命が失われないことを最重要視し、経済的な被害についてもできるだけ少なくなるよう被害を最小化し、敏速な回復を図る減災の考え方が大切なんだろうなと考えております。

そこで、幾つか今回の能登半島地震で感じた教訓を基に、お聞きしてまいりたいと思います。まずは、崖崩れや崩落等によって道路等の寸断が多く見受けられ、救助活動や避難行動にも影響が出た点についてであります。本市においても、中山間地域を多く抱えている現状がございます。特にこの崩落等の危険箇所として御認識されている箇所がどの程度あるのか、その点について、まずお聞かせいただけますか。

**○危機管理監（萩原政彦君）** お答えします。

現在、本市に想定されている危険箇所でございますが、土砂災害のおそれのある地域を示した土砂災害警戒区域が606か所ございます。また、土砂災害特別警戒区域が580か所ございます。さらに、南海トラフ巨大地震による地震や津波による被害で、建物の全壊が2,000棟、津波による死者が680人と想定されているところです。

**○8番（野村広志君）** 今、数字を少しいただきましたが、では、あくまでこれは想定区域としてお聞きいたしますけれども、道路等の寸断が発生した場合、現在、当局として想定されている孤立してしまうおそれがある自治会、地域の箇所がございますか。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 過去に発生しております大雨、台風等による土砂災害の事例から確認している部分ですが、中山間地域において孤立した地域があったところです。なお、短時間の孤立で土砂災害自体が小規模なもの、あと倒木等が小規模なものであったことから、短期間で復旧できたというのが過去の事例であるところです。

**○8番（野村広志君）** これは、全ての危険箇所の不安を解消していくということは、なかなか

難しいのかなと感じております。先ほど崩落箇所が606か所であったりとか、土砂崩れのところが580か所あるということでしたけれども、これは優先度をもって、この危険箇所の対策を取っていくということになるかと思えます。そういった解消に向けた計画というのはお持ちでしょうか。そこはどうか。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 土砂災害を防止するための法面の保全工事等々には、莫大な費用がかかります。まずは、住んでいらっしゃる方々がいかに安全に避難できるかという対策を、先に講じていく必要があると考えているところでございます。

**○8番（野村広志君）** これは、必要以上に不安をあおるようなことというのは不本意であります。想像を超える災害という言葉についても、東日本大震災等でも多く聞かれたわけでありますので、私は、当局としてはやはりあらゆる可能性について俎上に上げていただき、協議をすべきだなと考えております。では、仮の話というのはなかなか答弁しづらいとは思いますが、あらゆる悪条件が重なり、先ほどもございました孤立集落等が発生した場合、これら集落全体という捉え方だけではなくて、その一部でも孤立した場合、その被害の状況や安否等の確認もままならない状況が想定されます。これらの災害は、今まで台風や大雨等でそういったことがあったということで答弁をいただきましたので、災害等の教訓も参考にして、関係機関と連携を取りながら、この孤立集落の解消に向けた想定訓練等については非常に大事なのかなと考えておりますが、現在まで、その具体的なそういったことを想定した訓練というのは行われておりますでしょうか。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 訓練の御質問であります。現在、消防団において過去の災害等を教訓に、チェーンソーなどを使った道路啓開訓練を実施しているところであります。孤立集落が想定されるエリアにつきましては、本市では、隣接する自治体との連携も重要になるのではないかとこのように受け止めているところです。能登半島地震におきましては、孤立地域に対する物資の支援で、ドローンを使用したりというような事例もあるようです。私どもも、現在、ドローンの活用についても検討を開始しているところでございます。通信手段につきましては、数は限られてはいるのですが、衛星電話を保持しているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 今、危機管理監からありましたが、これは当然具体的な訓練となりますと、そういった危機管理監からあったようなことになるのかなと思えます。実際に道路が寸断をして、その孤立された集落に行けないというような状況が発生した場合を想定して、消防団による土砂の撤去の訓練等は行われているということで、聞き取りの中でもあったところでしたけれども、そういった可能性のある自治体の方々も一緒にこの訓練をするということと併せて、このドローンの模擬飛行訓練、併せて衛星電話を活用した訓練等も必要になってくるのかなと感じたところでした。そういったことも想定されているということでもありますので、ぜひ訓練のほうで、そういったことを行っていただきたいなと思っております。

では、もう1点、災害における情報伝達の在り方についてのところを少しお聞きいたします。こういった訓練と併せて、俗に言われるインフラとしての電気・ガス・水道等が不通になり、災

害の状況も含めて、そのことを市民の正しい情報としていかに敏速にお伝えするかであります、市としてこういった災害時の市民への情報提供手段としては、どのようなことをお考えでしょうか。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 能登半島地震においても、通信手段の重要性を改めて教訓として受け止めているところでございます。現在、本市におきましては、防災行政無線や行政告知端末、緊急速報メールやエリアメールといった登録型のメール、公式LINEなどにより防災に関する情報の伝達を行っているところです。しかしながら、災害発生時には携帯電話など発信を制限される場合や能登半島地震においては、防災行政無線が被災し、情報伝達が困難となっている地域もあったようです。複数の通信手段を組み合わせることで情報発信を行っていく必要があると考えております。

**○8番（野村広志君）** これは、どこの自治体だったか忘れたのですが、アマチュア無線を活用した、そういったことも想定するというような自治体もあるようでした。また当然、これは本市でもそういった取組は想定されているかと思えますけれども、携帯通信会社による移動基地局のことであったりとか、Wi-Fiの提供をいただくとか、充電施設の整備を行うとか、そういったこと等で通信の手段、今、危機管理監が答弁されたように、実際、携帯電話等はつながりづらくなるというようなこともありますので、どうやって情報を伝えていけばいいのかなということについては、もう少し掘り下げて検討していただければなと思っております。それと併せて、先般、南日本新聞のほうを御覧になられた方が多いかと思えますけれども、災害時のラジオの存在感が大きく取り上げられておりました。災害発生時には、先ほど申しましたとおり、携帯電話等はなかなかつながりづらくなるということで、乾電池等でも受信可能なラジオが再注目されているようでありました。また、災害時には通常放送を休止して、防災に関する情報を流す協定を自治体と結んでいるということでありまして、本市でも志布志コミュニティ放送の「FM志布志」がございしますが、このコミュニティ放送「FM志布志」とは、実際にそういった災害における協定みたいなものは、結ばれているわけでしょうか。そこはどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これまでの防災訓練においては、「FM志布志」を活用した情報伝達の訓練はしていないところであります。今後は、そういう「FM志布志」さんとも協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。協定は、締結しております。月に一回、緊急割り込み放送の訓練は実施しているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 協定は結んでいるが、訓練はしていないということでありました。これは同じコミュニティFMであります「あいらFM」は、始良市と協定を締結しているようであります。いち早く防災訓練の中で、臨時局を立ち上げて訓練を実施したという記事が載っております。そこで、本市としてもやはり今ありましたとおり、今後そういった訓練もしていく必要があるんだよなということを認識されているということでありましたので、その必要性については、市長もう一度、十分に認識されているというようなことでよろしいですか。

**○市長（下平晴行君）** はい、そのように考えております。

○8番（野村広志君） では、併せて、この臨時局の開設についてでありますけれども、こういった災害時においては、電源と燃料の確保については課題があるようでありました。そういったことも含めながら、これは関係機関と協議をしていく必要があるのかなと思っております。ぜひともそういったことも含めながら、協議をしていただければなと思います。ただいまの件については、理解をいたしたところでは。

では、もう1点お聞きいたしますが、今回やはり電気や上下水道といったインフラの復旧にも、時間を要したようであります。特に上下水道については、長らく市民生活に影響する、また避難所での生活にも不便を強いることになり、早急な復旧が望まれるところではあります。本市としては、そのような事案が発生した場合、具体的なインフラ、上下水道等の復旧の計画はお持ちでしょうか。

○水道課長（新崎昭彦君） 水道におきましては、志布志市水道危機管理計画がございます。内容につきましては、応急給水、応急復旧及び応援受入れ等が記載してあります。

○市民環境課長（留中政文君） 農業集落排水でございますが、現在、復旧計画はございませんが、いずれの施設においても供用開始から20年以上を経過しているために、早急に復旧計画を作成する必要があると考えております。

○8番（野村広志君） 上下水道と一遍にお聞きしましたので、上水と下水の考え方、答弁も少し違いましたけれども、当然これは老朽化しているその管については、布設替えは速やかに、年次的に実施をしていかなければならないと思いますが、もう1点お聞きします。これは上水、下水各々お聞きいたしますけれども、耐震化率はどれぐらい進んでいるのか、その点について、まずお聞かせいただけますか。

○水道課長（新崎昭彦君） お答えいたします。

令和3年度末時点で、耐震化率は、14.3%でございます。

○市民環境課長（留中政文君） 農業集落排水におきましては、現在の耐震化率は、13%でございます。

○8番（野村広志君） 数字を聞いて、なかなか厳しい数字だなと感じたところではありますけれども、では、もう1点お聞きします。本市での南海トラフ地震が被害想定をされておりますけれども、国の想定では、最大震度6弱の揺れと最大津波高7mの津波が発生をし、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されております。そういった最大値の地震が発生した場合、震度6弱でありますけれども、本市の上下水道管において、この耐震化適合率についてはどうでしょうか。これは、イコールということでしょうか、それとも数字が違いますでしょうか、答弁をお願いします。

○水道課長（新崎昭彦君） 水道におきましての耐震化適合率は、49.8%でございます。これも令和3年度末時点の数値でございます。

○市民環境課長（留中政文君） 耐震化適合率は、把握をしていないところでございます。

○8番（野村広志君） 地震に耐え得る割合が耐震化適合率という数字になるとは思いますが、実際に本市で震度6の地震が発生した場合、なかなか厳しい数字だろうと感じております。そう

いったことを受けて、実際、能登半島地震では、特にこの下水道管のほうの実に52%程度が機能不全であったというような報道がなされたところでした。これまで発生したほかの地震よりも、52%とかなり突出しているような数字だというようなことでしたけれども、なかなかこの耐震化が進んでいかない現状が露呈された形になったのではないかなと思います。やはりこの上下水道管の耐震化については、どこの自治体においても財源の絡み等もあるのか優先度が低くなっているというような、今の数字を聞けばそういった感じに取ったところでしたけれども、市長は、これをお聞きになって、どのように感じられておられますか。

○市長（下平晴行君） やはりこれは、もうちょっと率自体を上げる対応をしていかなければいけないというふうに思ったところであります。

○8番（野村広志君） 確かに数字だけを見ると、そういったことになろうかと思います。国のほうでも、このことについては、大変問題意識を持っているようでありますので、そういったことがまた国からある程度示されてくるのではなかろうかなと思いますけれども、市としても、本市の上下水道管の耐震化状況を十分に鑑みながら、今後の布設替えの計画等にも反映していただければとお願しておきたいと思えます。

では、次は上水について少し伺いますけれども、本市は比較的豊富な水源に恵まれているという認識でいるわけですが、実際災害が発生した場合、上水管の破損によって断水が発生した場合の対応については、どのような計画をお持ちなのかお聞かせいただけますか。

○水道課長（新崎昭彦君） 断水した場合と言いますと、配水管の破損、配水池の破損、水源の水が送れない状態といろいろございますので、配水管の破損に関しましては、応急給水で対応するしか方法はないと考えております。また、水道におきましては、日本水道協会が中心となりまして、水道事業体で相互応援体制を取っておりますので、その対応になると思えます。

○8番（野村広志君） 今、課長のほうから答弁がありましたけれども、先ほど水道危機管理計画の中で、少し計画されているということでありました。こういった断水等を想定したような計画というのは、実際持っていないという捉え方でよろしいわけですか。その相互応援体制という形で対応していくと、実際に何か訓練でそういったことをやっていくということではないわけですか。実際に防災の訓練とかございますけれども、一緒にこういった断水発生時のための対応等については、実施をした実績もないという捉え方でよろしいですか。

○水道課長（新崎昭彦君） 訓練等におきましては、まだやっていないところがございます。

○8番（野村広志君） では、もし断水が発生した場合の危機管理上の対応の在り方という計画は、水道課のほうでは持っていないという理解でいいですか。

○水道課長（新崎昭彦君） 先ほど申しましたように、水道危機管理計画がありまして、内容につきましては、応急給水、応急復旧及び応援受入れ等を記載しておりますので、その中で対応することになると思えます。また、応急給水につきましては、今所持しているものが給水タンク2,000リッターが2個、給水タンク1,200リッターが1個、給水タンク1,000リッターが3個、給水タンク500リッターが1個、給水タンク500リッター未満が4個、そしてポリ容器18リッターが

60個、ポリ容器10リッターが30個、そして背負い式のビニール袋6リッターが1,000体ございます。

○8番（野村広志君）　ということは、そういったことも想定しながら、準備はされているというごとの理解でよろしいですね。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志君）　はい、分かりました。ちなみに、これはいちき串木野市でありますけれども、災害時に使用できる井戸について、調査をしてマップ化するという計画があるようでございます。本市が井戸水まで必要とするかどうかについては分かりませんが、これは一度調査していく必要があるのではないかなと思います。そこはいかがですか。

○市長（下平晴行君）　井戸水については、市内の有志がオアシス水環境研究会をNPO法人で立ち上げております。その中で井戸の実態調査をしておりますので、そこ辺りちょっと確認をしながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君）　実際に志布志市で災害が発生して、水が不足して、そういったことになるのかどうかというのは、想定域は越えませんが、そういったことも想定できるあらゆる手だてについて考えておく必要があるのかなと思っておりますので、調査いただければと思います。

では、次に橋梁についてお伺いをいたします。災害時に崩落等により橋梁が通行不能となった場合、これはまさに救助や避難、また復旧活動等にも多大な影響を及ぼす可能性があるわけですが、そこで、本市の主要幹線道路の橋梁の耐震化についてお聞かせいただけますか。何本ぐらい橋梁があるのかということと、その耐震化率についてお聞かせいただきたいと思っております。

○建設課長（富岡 裕君）　市内の橋梁の数でございますが、建設課が管理しています市内の橋梁につきましては、198橋ございます。耐震化率につきましては、93%でございます。そのうち市が管理しています市道8路線をその他の緊急輸送道路に指定しております。その橋梁につきましては、78%という状況でございます。

○8番（野村広志君）　全体で198橋ある中の93%ということですので、かなり高い数字なのかなとは思いますが、では、今答弁がありました緊急輸送道路、これは、鹿児島県が指定している緊急輸送道路ネットワーク計画の中で、高規格道路第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路というような形で指定があろうかと思っております。これは、78%ということですが、国道ないしは県道の部分を含んでいるから、このように数字が悪くなっているという理解でいいですか。その説明をいただけますか。

○建設課長（富岡 裕君）　お答えいたします。

市が管理していますその他緊急輸送道路は、8路線ありまして、橋梁が9橋ございます。そのうち2橋が耐震化に至っていないということで、国・県につきましては、全て耐震化が終わっているということで、市の2橋だけが耐震化がまだということでございます。

○8番（野村広志君）　この2橋については、当然緊急輸送道路に指定されているということで

ありますが、これは解消していく、耐震化をしていくという計画はございますか。

○建設課長（富岡 裕君） この2橋につきましては、今後調査、設計、補強工事等について検討を行っていきたいと考えております。

○8番（野村広志君） 検討を行っていくということは、緊急性はないという理解でよろしいですか。

○建設課長（富岡 裕君） 本市におきまして、橋梁につきましては、橋りょう長寿命化計画を策定しております。その橋りょう長寿命化計画に基づきまして、定期点検や維持管理について管理を行っております。今回の耐震化につきましても、国が求める耐震の要求性能というのは、「地震による損傷が限定的なものにとどまり、柱としての機能が速やかに回復しているレベル」ということで国が示しております。本市の橋梁につきましても、耐震化の2橋については、まだございますが、現在のところ、通常使用については、橋りょう長寿命化計画の定期点検等において異常はないということでございます。そういった国が求めるレベルについては、まだ達しないところがございますので、今後どのような形で対策ができるかを含めて、検討を進めていきたいと考えております。

○8番（野村広志君） 理解いたしました。

では、ほかの観点からお聞きをいたします。避難物資についてでありますけれども、現在、本市では、庁舎内であるとか、公民館施設等に分散して備蓄をしているということでお聞きをしておりますが、能登半島地震やそのほかの災害等の教訓を基にした場合、これは、十分な量と適材適所の備蓄になっているのかということについて、まずお聞かせをいただけますか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

現在、市の備蓄計画に基づいて、議員御質問のように各庁舎等、公民館等に備蓄をそれぞれ分けながら配備しているところでございます。現在のところ備蓄量の確保については、十分なものというふうにはまだ至っていないところです。保管スペースなどいろんな条件等もありまして、そのスペースの確保を検討しながら、消費期限の適正な管理も併せて、年次的に備蓄量の増加を目指しているところです。協定締結による始良市との協定、隣接自治体との協定等もあるところです。そういったものを含めて、流通備蓄の確保を行っているところでございます。

○8番（野村広志君） この十分な量という基準は、こういった基準になりますか。

○危機管理監（萩原政彦君） 一つの基準にはなるのですが、最大想定される被害想定いわゆる避難者数等を加味して、それぞれの県、自治体で協議した上で、これは、統一事項ではなくて、それぞれの都道府県ごとに考え方を整理しているのではないかなというふうに私は受け止めているのですが、おおむね避難者数等の3分の1から4分の1の備蓄を、それぞれの自治体で行うという考え方があると認識しているところです。それ以外の不足する部分については、プッシュ型支援なり、近隣の自治体等を通じて、備蓄品を供与するというような考えではなかろうかなというふうに思っているところです。

○8番（野村広志君） 今、基準が示されましたけれども、考え方ですけれども、市民の方々に、

実際各自でそういった備蓄も若干お願いをしていくということも、非常に大事なのではないかなというふうに思っております。そのところが抜けているから、全てこれを行政で賄っていこうとすると、かなり無理が出てくる。当然、災害のときにそのものを持ち出していけるかどうかという課題もあろうかと思えますけれども、まず第一には、各自が避難のそういったものについては、準備をしていくということが大事ではないのかなと思えますが、市長いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** これは、おっしゃるとおり、「自助」、自分のことは自分でしっかり守るという観点からいきますと、それなりの備蓄はしっかり確保すべきだというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** では、そういったことについては、しっかりと市民の方々に告知をしながら促していくというような行動を取ってもらいたいなど、啓発をしていただきたいと思えます。実際のところ、当然、市販されているものもあろうかと思えますが、市民の方々がどれくらい自分でそういった避難の備蓄品を備えていらっしゃるのか、そういったこと等を調査されたようなものはございますか。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 市長が答弁いたしましたように、市民の方々には東日本大震災発生以降は、「避難生活を送るために、おおむね3日間程度の備蓄をお願いしたい」ということはお話ししているところでございます。では、その市民の方々が、実際備蓄を行っている割合はどうかということにつきましては、調査は行っていません。

**○8番（野村広志君）** ぜひそういったことも啓発をしながら、促していただければなどお願いをしておきたいと思えます。

もう1点、報道もされましたけれども、奄美市において、災害時の防災拠点となる防災倉庫の整備がなされたとのことでありました。防災倉庫には、防災時に使用される油圧シャベルやトラック、水上バイクなどが配備されているほか、段ボールトイレや発電機なども備えられているようです。これらの費用についてであります。B&G財団からの交付金による支援金で、総額5,900万円が充てられて整備されたとのことでありました。また、この交付金においては、重機を操作する市の職員の研修費などにも活用できるとのことです。また、同様のこういった有利な起債等もあるようでございますので、市長、いかがでしょうか。志布志市においても、この防災拠点となる防災倉庫の整備を進めていく考えはございませんか。

**○市長（下平晴行君）** 今後備蓄量が増加していく中で、保管スペースの確保や搬入・搬出に当たって、課題が生じることは予想されるところであります。その中で、備蓄倉庫の整備については、有効な手段ではないかというふうには理解しているところであります。備蓄スペースが増加することで、備蓄量の増加や消費期限の適正管理が容易になり、またトラックやフォークリフトなどによるスムーズな搬入・搬出ができるようになるというふうに考えております。また、機器を操作できる人材育成につきましても、今ありましたとおり国の補助等もあります。民間の方々の協力を含め、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。今後、備蓄倉庫を含めた災害対策の対応の拠点をどこに、どのように整備していくのか、内部でしっかりと協議して対

応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 防災の拠点として前向きに検討されるという答弁をいただきましたので、お願いをしたいなと思います。これは、危機管理上の問題でありますけれども、適材地として必要な条件等は、何かございますか。

○危機管理監（萩原政彦君） その場所につきましての御質問ですが、今後、協議していく中で出てくる話かと思えます。鹿児島県のプッシュ型支援の拠点となっておりますのが、志布志町の公設市場がプッシュ型で鹿児島県が物資を搬入する場所になっているところです。一番問題なのは、私も岡山県の備蓄倉庫を見てきた者として、一番難しいのは、全国から集まる物資を、能登半島も一緒ですけども、プッシュ型で送られている部分をコントロールしていく、動かしていく、管理していくという難しさと、食するものと実際避難生活で使う仮設の資機材ですね、段ボールベッドとか、パーティションとかそういった使い分けを、同じ場所でなく使う用途として分けていかないと管理が難しいですので、1か所でいいという話でもないですし、それぞれの地域ごとに、というのも必要な部分です。どこが適切かというところは、しっかりと協議していきたいと思っております。

○8番（野村広志君） 危機管理上というような聞き方をしましたけれども、県のほうでは公設市場をプッシュ型の拠点の場所として指定をされているようなことであります。実際この防災倉庫については、同じところにあるほうが良いのかどうかを含めながら、ぜひ、課内で十分な検討をしていただければなおお願いしておきたいと思えます。それぞれの自治体では、やはり災害時の初動が的確に行われるように、あらゆる可能性について、できる最善の準備を怠らないように万全を期していると思えますが、志布志市においても同様、様々なこれまでの教訓を基に、準備を怠ってはならないものだなと思えます。日々多様化してきている社会情勢も、緩和された時代に即した防災計画であったりとか、訓練計画であってほしいものだなと思えます。

それでは、次にこの2番目のところで、施政方針でも示されました、自助・共助の要となるコミュニティの重要性について述べられておりますが、防災行政の観点から、自主防災組織の具体的な取組について、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

特に大規模な災害が発生した際に、被害の拡大を防ぐためには、「公助」と言われる国や県、市などの防災関係機関だけでは限界があることから、自分の身は自分で守る「自助」と地域や近隣の人同士が協力し合う「共助」に加えて、互いに助け合う「互助」による地域防災力の向上が言われております。しかしながら、生活様式の多様化や過疎化、高齢化等により人間関係の希薄化、地域防災活動の担い手不足などにより、地域防災力の低下が懸念されるところであります。現在、地域活動の中心となる地域コミュニティ協議会の設立が各地域で進んでおりますが、それぞれの地域づくり計画の中にも、消防、防災に関する項目も含まれているようでありますので、今後、地域コミュニティ協議会の御意見も伺いながら、防災に関する研修会や出前講座を開催するとともに、防災訓練の実施など、防災意識の高揚、地域防災力の向上を図ってまいりたいとい

うふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） これは、以前にも、「地域コミュニティ協議会において、避難所の運営等が可能であれば理想的である」というお話もしたところでありましたが、その前提となるのが、この自主防災の組織化ではなかろうかなと考えております。そこで、この地域コミュニティ協議会単位で、当然防災部でしょうか、そういった組織が各地域コミュニティ協議会の中にはあろうかと思えますけれども、もう一步踏み込んだところで、自主防災組織を実際に立ち上げて、地域コミュニティ協議会の中で組織化されているというところが、どの程度あるか押さえてらっしゃいますか。

○危機管理監（萩原政彦君） 自主防災組織の組織率になりますが、令和5年4月現在で県のほうにも報告してある数字になります。組織率84.2%となっております。

○8番（野村広志君） この数字は、地域コミュニティ協議会単位ということではなくて、自治会単位という捉え方ですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 失礼いたしました。自治会単位の率になります。

○8番（野村広志君） 以前、自治会単位でこういった自主防災組織を立ち上げましょうということで御案内もあって、各地で立ち上がったという経緯は理解いたしますけれども、実際に機能するかどうかということも含めながら、少し検証していかなければならないのかなと思っております。この数字をそのまま信用するのは、なかなか難しいのかなという気がいたします。そこで、御提案しているのが地域コミュニティ協議会単位、当然その自治会単位の集まりが地域コミュニティ協議会単位になりますけれども、ある程度大きい単位でこういった避難所であったりとか、避難場所ということが構成されてくるということであれば必要なのかなと思えます。市長は、どういう考えに基づいて組織化を図っていければよろしいとお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまで自主防災組織の活動や資機材整備に係る費用の補助を実施してきたところであります。今後は、地域コミュニティ協議会の中に、消防防災に関する部門も設置されているようでありますので、地域でできることやどのように支援が必要なのか御意見等も伺うとともに、地域と連携を図りながら、研修会の開催や防災訓練等の実施により、防災意識の高揚、地域防災力の向上を互いに連携しながら図ってまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 実際にこの組織化が図られた場合、災害等が発生した際の役割や権限についても少し整理をしておかなければならないのかなと思えます。これは、大きな負担をお願いするような場合も発生するかもしれませんし、想定されるかもしれません。その辺についてはどうなのでしょう。

○市長（下平晴行君） これは、やはり地域コミュニティ協議会が、地域の課題解決としたような考え方をもって形成されておりますので、そこも含めて十分理解していただいて、取組をしていただきたいというふうに思っております。

○8番（野村広志君） 当然、先ほども説明をする必要があるということで、市長から答弁がありましたけれども、これは、地域コミュニティ協議会を対象とした卓上の訓練であったり、運営

をしていく上でのマニュアルの整備であったり、運用の手法のマニュアルだったりといったことも示しながら、お願いをしていかなければならないのかなと思います。これは、早急にそういった形が整わないと、自主防災組織の組織化だけをお願いしても、先ほど申しました自治会単位で84.2%の自治会が組織化は図ったけれども、実際にそれが機能するかどうかというのは未知数であるという状況にもなりかねませんので、具体的にそこまで落とし込んで、ぜひこういった組織化を図っていただきたいなと思いますが、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、やはり地域との連携をしっかりとって、そして研修会等も開催しながら、防災訓練等の中身を理解していただかないとできないというふうに思いますので、そのような考え方で取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） これは、先進事例も幾つかあるようでありますので、調査・研究していただければなおお願いしておきます。

あと、自主防災組織を育成していく上で、何らかの支援についてお考えはございませんか。以前は、この自治会単位で自主防災組織をつくった場合は、支援事業がございましたけれども、現在このコミュニティ単位ではそういったものがないようですけども、何か今後この育成をしていく上で考えていることがございますか。

○市長（下平晴行君） 今、地域コミュニティ協議会のいわゆる協力体制ということで、地域魅力アップ応援事業というのを予算計上しておりますので、その予算がどういう形でお願いができるのか、そこも内部で十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） では、次の視点でお聞きしてまいります。地域の中には、外国人技能実習生の方々も最近多く見られるようになってまいりました。この方々の安全の確保についても、大変心配されるところでありますが、避難訓練等への参加について、これは、雇用事業者がいらっしゃると思いますので、雇用事業者を通して何らかの協議等ができているのかどうか、そこについてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 昨年度開催した鹿児島県総合防災訓練において、避難所運営訓練の中に、鹿児島県国際交流協会の協力をいただき、在住外国人への避難所でのルール等の説明支援や多言語シートの掲示等による情報伝達の助言などを行ったところであります。現在、志布志市内に外国人技能実習生が320人程度いるようであります。雇用事業者による技能実習生の安全の確保が図られているものと認識しているところであります。御相談などを受けた場合には、一緒になって安全確保について検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 実態把握という意味では、今、外国人技能実習生が320名程度いるということで、この方々の安心・安全にもつながることは非常に重要なことかなと思いますので、こういった雇用されていらっしゃる企業の方々とも協議をしていただいて、安全・安心につながるような行動につなげていただければなと思います。

あともう1点、このところで、異言語による防犯マップについてであります。WEB上に記載してあるということでありましたが、実際にWEB上に言語としては、どのような言語で記載

されているのか。私は、ちょっと確認ができなかったのですが、教えていただけますか。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 英語で記載したものになるようです。ただ、各外国人技能実習生を雇用されている雇用事業者の方々には、少しやはり情報提供がまだ足りない状況であるのではないかというふうに受け止めているところです。

**○8番（野村広志君）** やはり、広く周知していただきたいなと思っております。実際に、ある企業の外国人技能実習生の方と少しお話ししましたが、「言葉がなかなか読み取れない」であるとか、「伝わらない」ということで、「どこに私たちは逃げればいいのか」というような話も少しあったところでしたので、そういったことも含めながら、ぜひその雇用事業者の方々を通して、広く周知をお願いしておきたいと思っております。あと、外国人技能実習生の実態については、ある程度把握されているということではありますが、地域コミュニティ協議会の最大の強みである各組織体が、今、横串を刺すような形で連携協定を得ることによって、一番身近な場所で安心できる方々と共に手を差し伸べ合って、助け合ってコミュニティを維持していくという、そういった理想の組織体を完成させることが必要であると感じておりますが、現実的にはなかなかこの理想どおりにはいかない部分が多くございます。しかし、コミュニティの中に、こういった外国人技能実習生の方々を認識させるということは、安心して暮らしていける環境を共につくっていくという議論については、早めに構築していく必要があるのかなと考えております。災害はいつ何時、起こり得るか分からないことでもありますので、十分な備えと万全を期して怠らずに、市民のみならず、全ての方々が安心して生活ができるように準備をしていただきたいと思います。ぜひ、この技能実習生を雇用されている事業者の方々と協議をして、こういった方々も地域と一緒に、地域活動に参加できるような環境を整えていただけるような協議をしていただきたいと思います。市長いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** これは、以前、外国人の実態調査ということを示したところでありますが、その結果はまだ聞いておりませんが、そういうことも含めて、今、働いてもらっている外国人の実態調査と併せて、事業者がそれぞれ雇用の形態が違うようでもありますので、そういうことも含めて実際の生の声を聞いて、そういう対応するということと併せて、外国人実習生の安心・安全ということも含めて対応していければというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 今朝の新聞だったと思いますけれども、志布志警察署のほうで、夜間の自転車の無灯火等の安全啓発について、雇用主と併せて研修したというようなことが記載されておりました。そういった形でこういった外国人技能実習生の方々にもクローズアップしながら、いろんな組織でも多様化は進んでおりますので、ぜひともこの防災についても、こういった方も巻き込みながら、一緒にこの志布志市に来て良かったと思えるような環境をつくっていただければなお願いをしておきたいと思っております。

では、次にまいります。住環境の在り方についてお聞きをしてみたいです。今後の人口減少や公営住宅の需要等を鑑みた場合、公営住宅の在り方についても、少し具体的な方向性を示していく必要があるのではないかと感じております。そこでお聞きいたしますが、志布志市住生活基

本計画に基づく公営住宅の整備や廃止等についての考えを、まずお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市が管理運営する公営住宅につきましては、志布志市住生活基本計画を上位計画とする志布志市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した公営住宅の計画的な建て替えやリフォームなどの住宅ストック事業をはじめ、良好な住環境の形成に向け、市営住宅の適切な維持管理を行ってきたところであります。今後についても、公営住宅等長寿命化計画に基づき、旧耐震基準で建てられた老朽化した市営住宅の用途廃止、居住性向上やバリアフリー化を含む個別改善を計画的に行うことで、安全・安心かつ快適な市営住宅のストックを確保してまいりたいというふうに考えております。また、今後も定期的に住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行いながら、誰もが安定して生活できる住宅セーフティネットの構築に向けて、良質な公営住宅の適正な管理戸数の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） では、少し具体的な数字をお聞かせください。空き家の戸数と今後廃止予定の住宅戸数について、お聞かせいただけますか。

○建設課長（富岡 裕君） 市営住宅の空き家状況についてですが、令和5年12月末現在で、住宅総数476戸を管理しております。そのうち345戸が入居、53戸が空き室、78戸を政策空き家として新たな募集を行っていないところでございます。

○8番（野村広志君） この政策空き家は、政策的にもう後は入れないというのが78戸あるということで、この具体的な理由についてお聞かせいただけますか。

○建設課長（富岡 裕君） 政策空き家につきましては、新耐震基準以前の老朽化した木造住宅であったり、ブロック造であったり、耐用年数をかなり超えた住宅を指定しております。用途指定した住宅のうち、退去により空き家となった場合は、新たな入居は受け付けず用途廃止、解体を進めていくという形です。政策空き家としては、78戸ございますが、そのうちの2戸につきましては、来年度宝満団地のユニットバス化ということで10戸改善工事をいたしますので、その仮入居先ということでそういった政策的な意味で確保しておりまして、残りの76戸が今後用途廃止、解体という形になっていく住戸になります。

○8番（野村広志君） 少しお聞きしますが、現状として公営住宅476戸のうち53戸が空いているということですが、公営住宅の需要という捉え方でいった場合、当局としては、これはどのように捉えていらっしゃいますか。

○建設課長（富岡 裕君） 市営住宅の需要についてでございますが、令和5年12月末現在で入居率が86.7%ございます。市内、市外の方々から定期的に入居についての問合せがあることから、今後も継続して需要があると考えております。ただし、やはり長寿命化計画でも位置づけていますが、今後人口減少が起こるということで、今後の推計値というのもございまして、それに向けて管理戸数の削減という形で計画しているところでございます。

○8番（野村広志君） 問合せはあるということで、需要があるというような答弁だったと思いますが、これは公営住宅でありますので、人気の偏りというか、地域の偏りとかそういったもの

の課題はございませんか。

○建設課長（富岡 裕君） 人気の偏りといいますか、やはり市街地について入居率が良いという状況でございます。郊外になると、なかなか入居率が悪い状況でございます。

○8番（野村広志君） では、先ほどありました76戸廃止予定ということではありますが、この廃止を考えている住宅について、老朽化や人口減少などを鑑みた場合、ある程度仕方がないのかなとは思いますが。これは建て替えではなくて廃止とした場合、その跡地の利活用については、非常に心配される場所ですが、何か計画されていること、ないしは協議できておりますでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 用途廃止後の跡地利用についての協議でございますが、用途廃止として位置づけた団地につきましては、全ての住宅が解体撤去された時点で、庁内における跡地の有効活用や分譲としての整備等について、全庁的に検討を行っているところでございます。

○8番（野村広志君） これは次の計画がなかなか想定されていないとなると、公営住宅が建っていた近隣の自治体であるとか自治会等については、やはりどんどん疲弊してくるなということで心配される懸念があるのかなと思いますが、何らかの影響を及ぼすのではないかというその心配については、市長はどのようにお考えですか。それは致し方ないという形で、跡地の活用については、十分に検討していくというような捉え方でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長から答弁もありましたように、どういう跡地の活用の仕方がいいのかどうか、しっかりと内部で検討してまいります。

○8番（野村広志君） 住宅政策において非常に重要な点として、例えば子育て世代に特化した戸建ての住宅の整備を考えるであるとか、先ほど課長からもありましたとおり、分譲地として再区画整備をして販売するとか、その地域がなるべく疲弊していかないような方策を検討していただきたいと考えております。今後こういったことを含めながら、課内で十分な検討をしていただきたいなと思っております。

では、もう1点お聞きいたしますが、この廃止をする予定の公営住宅について、古いものでも廃止をしなければならないものについては、仕方がありませんけれども、仮にこの53戸空いていて、1棟丸々空いているというようなところもあるのかなと。少し細かいところまでお聞きしませんでした。民間の資金を活用するという観点から、市内に誘致企業、進出企業が多数ございますけれども、そういった社用社宅として、こういった公営住宅を活用していくことというのは考えられないかなと思っております。誘致企業にとりましても、人口減少のあおりを受けて、従業員の確保に奔走されていると聞いております。ぜひ企業の福利厚生の一環として、丸ごとになるのかどうか、その条件であったり状況にもよりますけれども、市営住宅を利活用した取組の制度を提案していただきたいなと思っております。これは、貸付けがいいのか、譲渡がいいのか、様々な手法があろうかと思っておりますけれども、そういったことを企業側に提案をしてみること、民間の資金を利用したりノベーションをして利活用を図るということは、当然これはその土地も活用できますし、周辺の自治体、自治会等の活性化にもつながってくるものかなと思っております。まずはそういった需要や希望があるかどうかの市場の調査等を実施してみてもいいかなと思

いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 継続的な空き家状態や棟全体が空き家となっている住宅については、空き家対策として検討する必要があるというふうに考えております。なお、公営住宅を社宅や外国人技能実習生の寮などについて使用することは、目的外使用となるために、地域対応活用計画を策定して国の承認をもらうことで活用が可能となりますので、そういうことを含めて、活用の在り方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 目的外の使用というようなこともありましたので、様々ハードルがあるのかなと思いましたが、この点については、検討いただければとお願いをしておきたいと思っております。施政方針でも示されておられますとおり、人口減少にはなかなか歯止めがかけられていない現状で、でき得ること、最大の効果を生み出す知恵やアイデアについては、ぜひチャレンジをしてみたいと思います。

それでは、もう1点お聞きいたします。増え続けている空き家問題についてお聞きをいたします。先ほどの小野議員の質問と大分重複する部分がございますので、先ほどお聞きした分については割愛していきたいと思っておりますけれども、市内の空き家の現状については、答弁があったかと思いますが、現状の空き家の具体的な戸数について、もう一度戸数だけ教えていただけますか。

○建設課長（富岡 裕君） 空き家の戸数でございますが、平成30年の住宅・土地統計調査によりますと、住宅総数が1万8,050戸に対しまして空き家総数が4,740戸ということで、空き家率が25.26%となっております。

○8番（野村広志君） これは、平成30年度の数字ということですが、その前の数字がございすか。

○建設課長（富岡 裕君） 平成25年度でいきますと、住宅総数が1万7,420戸に対しまして空き家総数は3,620戸、そしてまた平成20年の調査でいきますと、住宅総数が1万8,130戸に対しまして空き家総数が3,560戸でございます。

○8番（野村広志君） これは、5年に一回行われるということで聞いておりますけれども、今の数字を聞いて確実に増えているのかなど。これは平成30年ですので、新しい速報値は、まだ出ていないということですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○8番（野村広志君） 理解いたしました。隣接する建物に影響を及ぼすような空き家、また倒壊するおそれのある空き家、衛生上に影響を及ぼすような空き家の件数についても答弁があったかと思いますが、この数字だけもう一度教えていただけますか。

○建設課長（富岡 裕君） 建設課が空き家対策ということで、平成28年度から調査、パトロール等を行いまして、相談件数でございますと約90件ということで、その中身につきましては、やはり「家屋が傷んで、近隣に迷惑がかかっている」とか、「瓦等が飛散するので、何とかならないか」とかいうこと等の相談がございまして、こちらのほうからその所有者に対して、改善要求、情報共有して対処していただいた件数が61件、残り29件につきましては、相続放棄であったり、

所有者不明等でなかなか対応ができていない方々があるところでございます。

○8番（野村広志君） この調査方法については、先ほどの答弁の中では、「シルバー人材センターにお願いをした」ということでありますが、実際にこの調査方法というのはお分かりですか。

○建設課長（富岡 裕君） シルバー人材センターが3年をかけまして、全棟調査という形で志布志地域、有明地域、松山地域を調査して、空き家の状態を確認して調査を行っております。

○8番（野村広志君） これは、何年に実施をしたものでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） シルバー人材センターが行った空き家の調査でございますが、2015年から調査を始めまして、有明地域が2015年から2017年の間にかけて調査を行っております。そして、志布志地域に関しましては同じく2015年から2018年、松山地域が2016年から2017年に調査を行っております。

○8番（野村広志君） これは、市独自で調査をしたということですので、最新版でこれを調査するという考えはどうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） この調査が終わり、結果報告が2018年3月29日に行いました。それ以後もやはり空き家が増えている状況もございましたので、改めましてシルバー人材センターさんのほうで調査していただいたところ、もう一回調査する必要があるということで、昨年度から、まずは志布志地域の都市計画区域内の調査を行ったところでございます。ただ、まだ調査中なので、推計値、数値等については集計中でございます。

○8番（野村広志君） 市長、以前も空き家の状況を調査するのであれば、「地域コミュニティ協議会等の協力をいただければ、より正確で丁寧な情報が拾えるのではないか」という御提案を申し上げたところでしたけれども、なかなかそこに進んでいかないという、実際にシルバー人材センターのほうでこういった数字が出てきていけば、それはとりわけ問題がないという捉え方なのか、そこについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長が答弁しましたように、シルバー人材センターがその調査の基本的な考え方で対応しておりますので、そちらのほうの方が早いのではないかなというふうには思うところでございます。

○8番（野村広志君） 理解いたしました。では、今年度実施をしているということですので、また速報値が出ましたら、お聞かせいただければと思います。あと、今回、この空き家バンク登録推進事業という形で、今定例会に提案がされておりますけれども、これは、先ほど説明がございましたので、ここはお聞きいたしません。空き家バンクの登録に効果的に影響されることに期待するわけですが、この件については、あくまで空き家バンク登録への誘導、移住・定住、人口減少対策という一面が強いという認識でいるわけですけれども、この空き家バンク制度について関連してもう1点お聞きいたします。この空き家については、一般住宅として捉えてよいかと思います。一方ではモデル商店街地区を中心として、様々な空き店舗対策が展開をされております。この空き店舗については、その多くが店舗付き住宅として居抜きになっているケースがあるかと思いますが、このことに特化した調査というのはできておりますでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 直近のその商店街モデル地区での状況ということでございますが、モデル地区内におきましては、店舗付き住宅の件数が25件ございます。うち、6件が店舗として閉まっているというような状況でございます。

○8番（野村広志君） これは、モデル地区だけということで、市内全域ではそういう調査はないということですね。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 市内全域では調査をしていないところでございます。

○8番（野村広志君） このケースを掘り下げて、空き店舗の観点から考えてみますと、店舗リフォーム助成事業というのがございます。この兼ね合いなども出てまいります。実際のところ、移住・定住に直接つながりやすいという点で考えてみますと、こういった店舗付き住宅のほうが移住につながりやすいのかなと、私自身少し思っているところです。移住いたしましても、まず仕事はどうするのかということになりますし、店舗付き住宅であれば、何かと活用する方法もやり方も出てくるのかなと思います。また、同じようなケースとして、農地付きの住宅という考え方も出てくるのではないかなと考えております。移住したいという方には、当然、田舎暮らしや農業などにも興味を持っていらっしゃる方もいろいろいらっしゃるのではないかと、そういったことも少しこの事業全体を含めながら、また整理をしていく必要があるのかなと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、農業をしたい人の農地のある、あるいは住宅を建てる、あるいはその土地を活用する、それと併せて今おっしゃいましたその空き家の商業としての活用、これも開業支援事業があるわけでありますので、それと併せてどのような活用で移住していただくのか、今おっしゃった土地の活用、住宅の活用の方法も十分含めて、しっかり内部で検討していかなくてはいけないというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 検討されるということでありますので、住宅と空き家、両方付いている場合で、今回のこの提案されている空き家バンク登録推進事業としていくのか、ないしは先ほど言ったリフォーム事業を活用するのかというようなことも出てまいります。当然、二重交付はなかなかできないということもございますので、そういったことは、整理していかないといけないのかなと感じたところでした。これは、積極的に検討していただきたいと思っておりますけれども、理想的な住環境を考える上では、現存しているこの空き家をいかに有効に活用するべきかということが大事だろうと思っております。移住・定住へつながり、人口減少対策まで言及するような施策であれば、理想的であるなと感じておりますので、まずは正確なこの空き家の情報に基づいて、所有者へその空き家をどうしたいかということを確認するという作業が、やはり大事になってくるかなと感じております。先ほど小野議員の答弁の中でもアンケートを取ったということで、実態の調査と動向調査をしたということではありますが、この空き家をどうしたいかという意向について、もう一回しっかりとした情報を取っていただいて、その空き家の活用につなげていくということが必要ではないかと思っておりますが、市長、そこについてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 持ち主の人がリフォームをしていく分については、住宅リフォーム助成

事業を利用し、開業支援事業を利用する人であればこれは利用できないわけですので、外から入ってきてくださった方は、開業支援事業を活用していただくという考え方でございます。

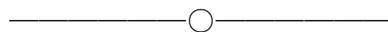
○8番（野村広志君） 非常に分かりづらい部分もありますので、そこは、少し今後検討していただいて、実際に移住される方が「志布志市に来て良かった」と思えるような、そういったいい出会いですね、空き家等の出会いになりますので、農地付きであったり、店舗付きであったり、また一般住宅であったりとか、そういったこともろもろあるかと思えますけれども、良い出会いができるような制度設計を考えて、この空き家バンク制度を活用していただければなと思っております。

最後に、この点をお聞きいたします。市長自身がお考えになっている効果的なこの空き家対策について、総体として市長はどのようなお考えをお持ちなのかなということをお聞きして終わりたいと思いますが、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） 今、いわゆる空き家をどう活用して、移住・定住も含めてですね、それは、大変重要なことだと思っておりますので、この空き家バンクの事業あるいは開業支援事業等々を含めて、移住あるいは事業を展開していただけるような、その情報提供をしっかりとしていかなければいけないというふうに思っております。

○8番（野村広志君） 住環境の問題については、先ほども申しましたとおり、特に子育て世代を意識した施策も大変重要ではないかなと考えております。近年では、各自治体で人口減少対策としての施策による子育て世代の争奪戦の様相が激化しているように感じられます。本市としても魅力的な特徴ある施策の実現によって、「住んでみたいまち、住んでよかったまち」の実現に向けて、全課一丸となって御努力いただけるものと御期待申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（福重彰史君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。



○議長（福重彰史君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後3時47分 延会

## 令和6年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和6年3月8日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

永 田 梓

栢 山 晋 司

南 利 尋

小 園 義 行

隈 元 香穂子

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正
志布志支所産業建設課長 八 木 辰 浩	松山支所産業建設課長 重 山 浩



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名します。

日程第2 一般質問

○議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、永田梓さんの一般質問を許可します。

○1番（永田 梓さん） おはようございます。早速ですが、通告書に従って、大きく四つの項目に分けて質問をしていきたいと思っております。

一つ目の質問です。出産・産後のケアについて質問します。白血病や脳性麻痺、自閉症、小児難聴の治療にも活用が期待されているさい帯血バンクについて、現在、公的さい帯血バンクと民間さい帯血バンクがあります。この二つのさい帯血バンクの違いは、公的バンクの場合、第三者に提供され、本人に使われることはないのですが、民間バンクの場合は、本人または型が適合すれば、家族にも使用ができるというところの大きな違いです。今回、本人が使えるように、生まれてくる我が子のため、数年間にわたって民間バンクに保管しようとする場合に発生する登録費用を補助できないかということです。

先に、このさい帯血について説明をさせていただきます。さい帯血とは、胎児と母体をつなぐへその緒の中に含まれる胎児血で、血液疾患患者への移植の医療に広く用いられています。国立がん研究センターのがん対策情報センターによると、鹿児島県は白血病死亡率都道府県ランキングで1位となっています。人口10万人当たり4.87人の死亡者で、全国平均が2.47人となっていますので、全国平均の2倍の多さとなっています。白血病に限らず、新しい命を迎える御家族にとって、我が子にもしも病気や障害が見つかった場合、治療の方法として、可能性を少しでも広げておきたいというのが親の気持ちだと思います。先ほども言いましたが、さい帯血は、へその緒の中にある血液を採らなくてはいけないので、出産するときには採ることができない貴重な血液です。

そこで市長、質問です。これらの様々な病気に備えて、さい帯血バンクを活用したいと親御さんが希望した場合、民間のさい帯血バンクへの登録、保管費用を補助できないか伺います。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えいたします。

厚生労働省のさい帯血関連情報によりますと、現在、全国6か所にある公的さい帯血バンクには、約1万本のさい帯血が保管されており、白血病や再生不良性貧血など、厚生労働省で定められた特定の病気に罹患し、さい帯血移植が必要となった場合には、公的さい帯血バンクからさい

帯血の提供を受けることが可能とされております。お子さんの将来のために、民間のさい帯血バンクと保管契約を結び、御自身でさい帯血を保存するかどうかについては、個人の選択肢の一つであると認識しているところであります。現段階では補助を考えておりませんが、今後の再生医療の発展や国や県の動向に注視しながら、調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 個人の選択、確かにそうなんです。考えていないということですが、私もほかの自治体でしているところはないかなと探してみたのですが、残念ながらほかの自治体で、こういう民間バンク等に補助を出しているという自治体は見つけることはできませんでした。ただ、さい帯血ではなくて、骨髄ドナーになってくださった方に助成金を交付していたり、様々な取組がされているようです。11月に私も出産をした際、さい帯血バンクを利用させていただきました。メリットとして、医療の治療をした際に副作用のリスクが少ないことや、もし型が適合すれば、家族にも利用でき、脳梗塞、心臓病、糖尿病、リウマチ、認知症にも治療の用途として期待をされているようです。これから先、私たち世代、親の介護問題というのも出てきます。先ほどお伝えしたような病気に活用できるのなら、私は大いに期待したいと思っています。また、この保管の期間が過ぎたさい帯血については、本人が希望すれば、研究機関に提供され、今後の治療に役立てられるそうです。そのような活用ができるなら、市長は、さい帯血やさい帯を保管すること自体には意味があるとお考えになられますか。

○市長（下平晴行君） そうですね、今説明がありましたとおり、そういう貴重なものといえますか、それは、その取り方によっては違うかもしれませんが、貴重なものだというふうには思っております。

○1番（永田 梓さん） 本当に貴重なもので、出産するときには、そのときにしか採ることができない血液です。志布志市においては、市内唯一の小児科が令和6年3月で閉院することもあり、保護者の不安というのは、非常に大きなものです。今回、小児科誘致をするための予算が組まれていましたが、確認です。現在、志布志市に小児科が開院するのか、めどは立っているのか教えてください。

○保健課長（西 洋一君） 現在、来年度予算で小児科開設の補助金を御提案しているところですが、今のところ、今後小児科を開設したいという御意向が寄せられている状況はないところです。

○1番（永田 梓さん） ないというか、そういう状況ですね。うちの次男は14歳なのですが、年明けに胃腸炎になり、かかりつけ医がお休みだったこともあり、当番医に電話したのですが、小児科ではなかったため、対応してくれませんでした。中学生でも小児科受診になるので、高校生以上でないと診てもらえないということでした。大きい病院は、紹介状がいりますし、嘔吐で苦しんでいるのに病院が見つからない。よくたらい回しにされるというふうにニュースとかでも取り上げられますが、志布志市の場合、まず病院が見つからないんです。水分も取れなかったので、脱水症を非常に心配しました。結局、隣の都城市の小児科で3時間待ちして、それでも治療

してもらえず、都城市郡医師会病院に入院することになりました。医療体制というのは、隣の都城市と本当に大きな違いです。病院がない地域に移住する方は、よっぽどのメリットがない限り移住されないとします。市長は、その点どう考えられますか。

○市長（下平晴行君） それは、もう当然なことでありまして、以前からそういう話、情報を前の井手小児科がやめられた時点から、いろんな形でそのことの実組はしているところでもあります。ですから、そんないい加減なことではなくて、本当に真剣にそのことを考えて、実組をしているということでもあります。

○1番（永田 梓さん） 本当に病院誘致というのも大変なことだと思いますが、そうやってしているうちに、病院を探しているうちに、脳に障害が出るような病気を引き起こすということも可能性はあるわけですね。志布志市がほかの地域にないような飛び抜けた子育て支援というのをしない限り、移住者というのもなかなか増えてこないと思いますので、ぜひ、前向きにさい帯血バンクの助成について検討していただけたらと思います。もう一度、お伺いします。今後、そのさい帯血バンクへの助成について、検討していただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど、最初に答弁しましたとおり、そういう動向、現状は中身が分かりませんので、そういう国・県、それからその必要性等々を注視しながら、必要となりますと、当然それはしっかりと支援はしてまいりたいというふうに思います。

○1番（永田 梓さん） では、次の質問に移ります。現在、志布志市では、都城市のほのか助産院と肝付町の助産院ここいやしの2か所と提携して、産後の母乳・育児相談などに対応されていますが、提携してからの利用者がほぼいらっしやらないというふうにお聞きしています。助産院ここいやしさんの志布志市民の宿泊での利用は、「2020年に1件、2021年に2件、それ以降は利用がない」というふうに伺っております。また、ほのか助産院については、「志布志市からの利用は、まだ一度もない」というふうに伺っておりますが、まず確認します。これで間違いないでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 産後ケア事業につきましては、令和元年度からの事業になっておりますが、初年度の実績はないところです。それから、令和2年度は宿泊型の利用が2件、令和3年度は宿泊型が1件、令和4年度は実績はゼロです。それから、令和5年度から通所型を開始しておりますが、2月末時点で令和5年度の利用は5件となっているところで、全て助産院ここいやしの利用となっているところでございます。

○1番（永田 梓さん） この通所された5件については、母乳のケアということによろしいでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 詳細については、ちょっと把握はしていないところですが、おそらく、そういった母乳ケアの授乳相談等々で通所されたというふうに認識はしているところです。

○1番（永田 梓さん） もう一つ、助産院ここいやしさんに行かれたということで、なぜこちらを選んだかという理由は、お聞きされていないですか。

○保健課長（西 洋一君） 特にこちらを選んだ理由までは、伺ってはいないところです。

○1番（永田 梓さん） 宿泊が合計3件と通所が今年、現在で5件ということですね。ほのか助産院もあるのですが、なぜ利用者がいないというふうな見解になっていますでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 都城市のほのか助産院につきましては、令和3年度からの契約ということで取り組んでおりますが、若干の周知不足というのもあると思います。あとは、利用料金が助産院ここいやし、ほのか助産院それぞれ自己負担がございますので、そういったことも利用しない理由の一つというふうには考えているところです。

○1番（永田 梓さん） 料金なのですが、一泊二日利用した場合の自己負担額が、助産院ここいやさんのほうで1万8,000円、ほのか助産院さんで1万350円ということですね。産休・育休でお金に不安がある中、自己負担額があるのなら、体調が悪いけど行かないという方がいらっしゃると思うのですが、実際、そのような事例というのがあったというのをお聞きしています。そこらは、いかがでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） これまでの問合せの中で、利用希望があった際に助産院の紹介はしているところですが、やはり利用料の負担があるということで、利用に至らなかったというケースは実際あるところですが、ただ、そのほかには利用を考えたが家族等の支援があって利用しなかったというケース、それから子育て世代包括支援センターの窓口のほうでも対応していますので、助産師の訪問などで不安解消に至ったというケースもあるところですが、やはり一番大きな理由としては、利用料がネックになっているというふうには考えているところです。

○1番（永田 梓さん） そのような話というのが実際あるということですね。産後の母親の負担というのは、「交通事故に遭った時と同じ」とよく言われるように、肉体的なダメージというのはもちろんなのですが、精神的な不安というのは、ものすごく大きくなります。日本産婦人科医会によりますと、産後うつは、およそ10%の方がなるとされていて、気分の落ち込みや楽しみの喪失、自責感や自己評価の低下など、産後3か月以内に発症することが多いとされています。産後1か月までは産婦人科もよくケアをしてくれるのですが、それ以降というのは頼れる場所がありませんので、「助けてください、きついです」と言ってきた市民の方、または行政のほうで、「この方はサポートしたほうがいい」という方がいらっしゃるにもかかわらず、「お金がかかるようなら行けない」などというようなことがないように、ぜひ支援していただきたいというふうに思います。ちなみに、この産後ケア事業については、曾於市も都城市のほのか助産院さんと提携されていますが、曾於市の利用料は、自己負担はないそうです。市長、この産後ケアに係る費用を無料にしていきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど課長のほうでも利用料がネックというようなことでもありますので、内部で十分検討して、対応してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 検討してまいりたいということは、「無料にする」とは、今、断言はできないということですか。

○保健課長（西 洋一君） 令和6年度の予算において、自己負担額がこれまで若干のネックで

あったということで、利用料金を見直しまして、負担額を低く設定をさせていただいて、今回予算を提案させていただいたところですが、本年2月に入りまして、県から産後ケア事業に関する新たな助成事業の設立の案内があったところです。ただ、まだ具体的な要綱の内容が示されていないところですが、今、県からもらっている情報によると、今回、県の新規事業で、産後ケア費用の無償化に取り組む自治体に対して補助金を交付する事業ということで創設される予定となっております。その内容につきましては、今回令和6年度の料金体系を見直したことで自己負担額が引下げになったということで、県の要件に該当する見込みとなっておりますので、利用者の自己負担分を県の補助金で賄うことで、実質無料になるのではないかとというふうには考えております。

○1番(永田 梓さん) ちょうど県からそういう情報があったということで、ぜひですね、本当に私も初産のときに産後うつになったのですが、本当にきついで、このような経験というのを一人で抱えてほしくないですし、誰でもいいから相談してほしいというふうに本当に思っています。その県からの助成で自己負担額がなくなるということは、本当にありがたいことですので、今後利用される方が安心して行けるように、ぜひこの事業というのを紹介して、たくさんの方に利用していただきたいと思います。

次も、ちょっと関連のある質問なのですが、まず確認させてください。施政方針の32ページに「母子保健の推進につきましては、新たにアプリによりいつでもどこでも健康相談ができるオンライン相談事業」というのがあったのですが、この事業というのをまず説明していただけないでしょうか。

○市長(下平晴行君) 妊産婦を含む子育て世帯の感じる身体的・精神的不安や地域の小児科や産婦人科等医療不足に対する不安軽減を目的に、令和6年度より医療相談アプリを導入予定としております。オンライン診療ではないため、診察を受けた薬を処方していただくことはできないところですが、いつでもどこでも、365日、24時間、気軽に医師と健康相談が可能となります。

○1番(永田 梓さん) このオンライン相談に対応される方というのは、どなたになるのでしょうか。

○保健課長(西 洋一君) 今回のこのオンライン相談の対象者につきましては、妊婦の方、それから未就学児のいる子育て世帯を対象にしております。一世帯5人まで利用が可能ということになっております。

○1番(永田 梓さん) この相談したその先には、どなたがいるのでしょうか。

○保健課長(西 洋一君) 今回の医療相談アプリにつきましては、登録している医師が400人以上いるということで、その中で子供に関係する診療科ということで小児皮膚科、小児眼科、小児外科等々の小児科の先生方もいらっしゃるということで、チャットで相談したときに、そのチャットを見られた医師の方が回答するというような内容になっているところです。

○1番(永田 梓さん) お医者さんが回答してくれるということで、安心感は非常にあるのかなと思うのですが、ここら辺のお医者さんというわけではないということですね。

○保健課長（西 洋一君） このアプリにつきましては、民間企業のアプリを導入するという  
ことで、その事業者が医師を募集しまして、登録をしてその方々が回答するという  
ことになっておりますので、市内医療機関の先生方が相談に対応するという  
ことではないところです。

○1番（永田 梓さん） すごくいいアプリではないかなというふうには思う  
のですが、近くの先生ではない、実際その相談した先生が診てくれるわけ  
ではないというのは、不安が少しあるのかなというふうに思います。子育て  
支援環境構築事業として、このアプリも含めて予算書に新規事業で上がって  
きています。ベビーケアルームも設置されるということですが、こちらは、お  
父さんも使えるようにはなっていますか。

○保健課長（西 洋一君） 今、御指摘のありましたベビーケアルームにつ  
きましては、庁舎内に設置をする予定としておりまして、庁舎内ロビーにス  
ペースを設けて設置をするということで、男性の方、女性の方、誰でも利  
用できるようにはなるところです。

○1番（永田 梓さん） 男性も入れるということで非常にありがたいと思  
います。全体的に非常にいい取組だと思っております。今回提案させていただ  
いた、心のケアのために、自宅からでもチャットを活用して相談ができる  
体制というのは、私が考えていたのは市の助産師さんとなつがるというイ  
メージでしたので、少し違うのですが、今回、助産院を見学させていただ  
いたり、産婦人科の先生や産婦人科で働いていらっしゃる助産師さんと話  
をさせていただいたのですが、「いつでも電話してきていいですよ」と言っ  
てはいただけるのですが、「病院とかだと、忙しいだろうな」とか「こんな  
ことを、なかなか電話したら迷惑かな」などですね、いろいろちょっと考  
えてなかなか電話というのはできなかつたです。また、若い世代というの  
は、携帯電話の普及によって、電話離れ、電話をかけるのが怖いという  
方も多いようで、SNSでその悩みについて調べても、いろんな情報が出て  
きますので、どれが正しいのかも分かりません。もし、間違えた情報を  
信じてしまったら、事故にもつながりかねないと思います。夜中に授乳も  
した、おむつも替えた、やることは全部したのに泣き止まない。新生児の  
授乳は、3時間おきですから、親は、もちろん寝不足なわけで、授乳して  
次の授乳までずっと抱っこし続けるとか、そんな状況も本当にざらにある  
わけで、本当に心が折れます。そんなとき、どこかにつぶやければ、少し  
気持ち楽になるのかなと思ったので、市の助産師さんにチャットして、勤  
務時間中でいいのでチャットで返してくれる。少しでも助産師さんが「  
この方は、ちょっとうつ傾向があるな」とか、いち早く気づいてあげること  
ができるのかなというふうに思ったので、今回この質問をさせていただきました。  
ここでちょっと質問です。こうした育児中の心のケアというのにいち早く  
寄り添うために、いつでもどこでも相談できるように、チャットを活用した  
相談体制というのを構築できないか伺います。

○保健課長（西 洋一君） 今回の提案しております医療相談アプリにつ  
きましては、体の局所の不具合というのはもちろんですが、心の悩みにつ  
いても相談体制ということで対応できるようになっております。その中でフ  
リー相談であったり、チャット形式での相談であったり、様々な活用が  
できるということになっております。また、相談をした場合に、このアプリ  
においては、

付近の医療機関も紹介するという機能も付いておりますので、例えば、旅行先で具合が悪くなった場合とか、そういった場合も近くの病院を紹介するというような機能もあります。そういったいろんな機能を活用していただければというふうに思っております。

○1番（永田 梓さん） 今回、その導入するアプリの利用でかなり便利になるのかなというふうに感じます。早期に親御さんの心のケアをすることで、うつの防止、ネグレクトや虐待といった重大な事件というのを未然に防止することができると思います。今回は、その新しく導入されるアプリの活用というのを大いに期待して、また様子を見させていただきたいと思います。

大きなくくりの二つ目の質問に移らせていただきます。産業建設課所管で、帖五区農産加工研修センターと松山農産加工センター、この2か所について、この施設は、お味噌やふくれ菓子、おこわなど地域の方が作るために活用されているようですが、まず、年間の使用回数と使用される方の年齢層などが分かれば教えてください。

○市長（下平晴行君） 本年度の利用回数と利用者の年齢層につきましては、帖五区農産加工研修センターが2月末までに47回、40歳未満が10人、40代が14人、50代が23人、60代が56人、70歳以上110人の延べ213人が利用されております。松山農産加工センターは、2月末までに90回、40歳未満が7人、40代が10人、50代が24人、60代が146人、70歳以上151人の延べ338人が利用されているところであります。

○1番（永田 梓さん） 回数的にはそんなに多くないように感じますが、人数でいうと思った以上に利用されている方がいるんだなというイメージです。特に70代以上の方、60代以上の方、すごくたくさんの方が活用されているようです。ちなみに、この二つのセンターについて、仕事をされている世代の方から「使用したいのですが」という問合せというのは、今までになかったのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在の担当課が知り得る範囲では、土日や祝日の利用については、特に問合せはなかったということでありませう。

○1番（永田 梓さん） 問合せは、今までにないということですね。私、ちょっと川西地区公民館の加工指導員さんにもお話を聞いたのですが、指導員さんのほうには、割と若い世代の方が「使いたい」というふうに言われると。また、若い世代でそういうグループがあって、川西地区公民館のほうにはいらっしゃるというふうに伺っています。ほかにも「仕事を休んできましたと言う方もいらっしゃいます」というふうに聞いています。今、若い方も体にいいものを選んで生活したいという方が増えてきたように思います。昔ながらの味噌づくりなど、地域の方との交流にもつながります。松山農産加工センターで、2月28日におこわを作る教室というのが開催されました。このような取組というのは、個人的に非常にいいなと感じていまして、私も参加したかったのですが、ちょっと周りも仕事の都合で参加ができないということだったので、参加できませんでした。2月28日に行われた教室は、ちなみに何名参加されて、どのような方が集まったかというのが分かりますか。

○松山支所産業建設課長（重山 浩君） 2月の下旬でございますが、これまで利用されたこと

がない方を対象に講習会を開催しました。7名の参加があったところで、非常に和気あいあいと会話をされながら作っていただいたということでございます。参加人数の構成につきましては、40代の方が2人、50代の方が1人、60代以上が4人ということになってございます。

○1番（永田 梓さん） やはりちょっと30代、20代という方の利用というのは、なかなかないのかなというふうに感じます。施設内には非常にいい機械が設備されているということで、ぜひ、たくさんの方が気軽に使用できる環境になればと思うのですが、帖五区農産加工研修センターと松山農産加工センターについて、土日・祝日の使用というのができるように、会計年度任用職員の雇用関係も含めて、関係条例等の整備を行っていく考えはありませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほど年代別の利用の説明をしたところでありますが、若い人が少ないということもありますので、その若い方を対象としたアンケート等を取って調査ができれば、その上で検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） もしかしたら、若い方は、この施設自体を知らない可能性も非常に高いと思いますので、そのアンケートを取って調査していただくというのは、非常にありがたいですね。ぜひ実施して、土日開けられるように調査をしていただきたいと思います。昔ながらの方法でお味噌を作ったりする経験というのは、食育にも非常にいいことだと思います。ただ、その加工指導員さんの勤務状況とかが変わってしまいますので、もし土日開けられるようになるならば、休日手当等もしっかり検討していただいて、よりたくさんの方の市民の方が気軽に活用できるようになることを期待しています。

次の三つ目の質問に移ります。令和5年第2回定例会において、「ダグリ岬海水浴場での水上バイクによる危険行為を含め、海の利用について制限する条例を制定することはできないですか」と質問したところ、市長は、「条例の内容を確認し、早急にできることがあれば対応したい」というふうに答弁されました。この後、どのような検討が行われたのか教えてください。

○市長（下平晴行君） 本件につきましては、ダグリ岬海水浴場の水上バイクによる危険行為から利用者の安全を確保するための対策について検討してきたところであります。本市といたしましては、海水浴場を管理する指定管理者と協議し、二重ブイの設置による安全対策を検討したところでありますが、波の影響等により設置するまでには至らなかったところであります。しかしながら、安心して海水浴場施設を利用するための対策は、必要であると判断しておりますので、水上バイク等の危険行為を制限し、安全面を確保するための条例の制定に向けて対応するように、担当課に指示をしたところであります。

○1番（永田 梓さん） 設置するように指示をされたということで、ありがとうございます。本当に毎年見ていると、非常に危ない走行、あとスピードを出しすぎている、近くに子供たちが泳いでいるのに、すごく海水浴場のブイで囲ってあるそばまで来る、そういう行為というのが毎年見受けられますので、事故が起こる前にぜひ、この条例をつくっていただきたいなと思います。ダグリ岬は、いろんな市や県や国の管理が入り混じっていることから、なかなか対応が難しいと思いますが、今まであやふやにしていたところが、指定管理者にかなり負担となっているのかな

というふうに思います。これからは、観光地として開発も計画されているので、やはりある程度のルールというのは、先に決めておいたほうがいいと思います。できれば、周辺海域も含めて検討していただきたかったのですが、今回は、海水浴場のブイで囲っている中のみということによるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりであります。ただ、条例を制定するときに、やはり先進地事例がありますので、どういう条例の在り方が市民をより守れるのか、そこを含めてしっかりと検討してまいります。

○1番（永田 梓さん） ぜひ、ほかの自治体の事例なども見ながら、いい条例というのをつくっていただきたいと思います。

では、最後の質問に移ります。生物多様性センターについて、これまでほかの議員からも数回この場で質問というのがされてきましたが、令和3年11月のオープンから、1年と少し経過いたしました。現在の正直な感想ですが、どのような活動に取り組みられてきたのか見えない部分というのがありますので、具体的にどのような活動をされていたのかということをお教えください。

○市長（下平晴行君） 生物多様性センターにつきましては、令和4年11月の開所以来、パネル展示、ホームページ開設、ケーブルテレビ取材対応などの生物多様性に関する情報の発信、ネイチャーウォッチングなどのイベントの開催、野鳥や希少野生動物等の観察、外来生物の調査・駆除、講演会の開催などを行ってきております。今後も、引き続きイベントを開催するなど、生物多様性の市民への認知度向上、生態系の保全に貢献していくように充実させていきたいと考えております。

○1番（永田 梓さん） 私も先日、2月1日現在の活動報告というのをいただいたのですが、来場者についてリピーターがいらっしゃるのかはわかりますか。

○市民環境課長（留中政文君） 来場者は、令和4年度が410名、令和5年度が695名ということですが、リピーターについては、把握はしていないところです。

○1番（永田 梓さん） 私もそんなに頻繁に行くわけではないのですが、パネルも当初オープンしたときから変わっていないように認識しています。リピーターの方が来られても、何か新しいことが分かるのかなというような状況だと思います。

どうしてもこの報告書を見ると、どちらかというと特定外来生物の駆除に時間がかかっているようですが、その点はいかがでしょう。

○市民環境課長（留中政文君） 外来生物の発生が多かったということで、去年はアルゼンチンアリであったりとか、その前はハイイロゴケグモとかの外来生物もありましたので、そういった調査等も行っておりますが、基本的にはセンター来場者への対応とか、野鳥や希少野生動植物等の観察、外来生物の調査・駆除のほかにイベントなどの準備、展示資料の作成、経理などの事務、またセンター周辺の清掃、環境整備も行っているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 希少野生動植物の観察というふうにあるので、こちらは、データを取って一般の人が見られるようにということはされているのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 希少野生動植物の観察については、絶滅危惧種のアワブキとかウマノズクサとか、そういった絶滅危惧種の確認調査を行っておりますが、その調査結果についての展示や情報発信までには、まだ至っていないところでございます。

○1番（永田 梓さん） ちなみにこの生物多様性については、志布志市生物多様性地域戦略推進委員会というのが年に一回開催されていますが、私も推進委員になっています。12月21日に開催された会で頂いた資料の中に、膨大なこれから取り組む内容というのが122掲載されているのですが、令和12年までにこの計画を行って、第4章に記載されている指数というのを達成することができると思いますか。

○市民環境課長（留中政文君） この地域戦略において、主な取組ということでそれぞれ項目を出しております、その取組について評価をしていくということで、数値目標が達成したかどうかというのを確認するようにしております。議員おっしゃいました2回目の中で、地域戦略の評価方法について協議を行ったところでございまして、この地域戦略自体は、10年間の計画になっておりますが、令和7年度が中間というようなことで、中間評価に向けて関係各課に点検評価をお願いしていこうという協議になったところでございます。

○1番（永田 梓さん） 次の2の質問と関係が出てくるのですが、このやはり生物多様性というのは、膨大な業務というか本当に多い業務がありますので、現在されている方も、あの広い敷地の草刈りや整備もしながら、この外来種の対応や在来種の希少生物などの対応もされていて、とてもじゃないけど、やはり手が回らないと思うんです。人員不足だと思うのですが、今後の運営に当たって、よりスピーディーに生物多様性地域戦略を進められるように、生物多様性センターの職員を増員する考えというのはありませんか。

○市長（下平晴行君） 職員の増員につきましては、センター職員とも協議をしておりますが、これまでもイベントや調査・観察などの際に、生物多様性地域戦略推進委員の御協力をいただきながら、活動を行っているということで、令和6年度も同様の体制でいきたいと。これは、先ほど言いましたように、推進委員の皆さん方の御協力をいただくことで、現在勤めている職員から「対応ができる」というようなことをお聞きしておりますので、そのような対応をしております。そういうことを踏まえて、実際必要となりましたら、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） オープン当初、市長は「やりながら」とおっしゃっていたんです。1年3か月ほど経って、実際運営されてみて、現在のスピード感とか、生物多様性センターの在り方が、現在の状態で市長の中では満足しているということでよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 満足というのは、どの程度を満足というかちょっと分かりませんが、今、職員に聞いてみますと、現在は対応できているということでありますので、そのようなことで先ほど答弁したところであります。

○1番（永田 梓さん） 生物多様性戦略を推進するために、この生物多様性センターというのは設置されたわけで、実際、職員の方は「対応できる」とおっしゃっているようですが、展示を

しても説明する人がいない。現在、無人の状態というのが結構あると思うんです。無人の状態は、私は非常にまずいと思っていて、常駐する方が何も知らない無知な方でも困るので、専門の知識がある方々がいたほうがいいと思います。埋蔵文化財センターも、常に人がいらっしゃいます。見に来られた方が、説明する人がいないと展示物の意味も分からないですし、生物多様性について深い理解というのはなかなかできないと思います。専門性の高い施設には知識のある職員を配置しないと、せっかくつくった施設の意味というのもなかなか市民にも伝わらないと思いますので、市長がいつもおっしゃっている「行ってみたいまち」をつくろうと考えたら、しっかり志布志市の生物多様性について広い分野の情報が得られる、また体験ができる、学習がしっかりできる施設にしないといけないと考えます。もう一度、伺います。人員を増やしてより良い施設にするために、まずあの施設に無人の状態がないようにすることというのはできないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども答弁いたしましたとおり、今のところはそういう対応ができていますということでありまして。おっしゃるように、やはり誰もいない施設というのは、基本的にはおかしいというふうに思っておりますので、そこは十分担当関係課と協議しながら、その対応策をしてみたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） もちろんですね、現在一人で全ての業務をされている職員の方というのは、大変な努力をされていると思います。私も推進委員として、もちろん協力はできる限りさせていただきますが、生物多様性については、一年一年というのが貴重な時間だと思っておりますので、せっかくつくった施設が悪評にならないように、より努力をしてほしいなと思っております。最後に、市長の生物多様性センターへの今後の思いというのを伺ってよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、県内でも本当はない、新たにできたセンターでありますので、そのことをしっかり取組をして、市民の皆さんに情報提供をしていくということで対応してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 以上で、終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、永田梓さんの一般質問を終わります。

次に、2番、栢山晋司君の一般質問を許可します。

○2番（栢山晋司君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、志みらいの栢山晋司でございます。先月2月をもって、初めて市議会議員の席を預かりまして2年が経ちました。個人的には、大変時間の流れを早く感じております。今期議員として半分が経過したわけですが、これまで合計で19件の一般質問をさせていただきました。内容としまして多いのは、開業支援など多くのやり取りをさせていただきました商工振興関係、学校・子育てに関する質問、人口に関する課題などが質問項目として多くございました。今回は4件、5項目の質問となります。今回も市長と政策論争ができますよう頑張ってお取組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。施政方針に、「バックキャストिंग」という言葉がありました。私も「バックキャストिंग」を使った意見のやり取りを多くの場で行っております。ここでも「バックキャストिंग」の思考を使って、互いに明るい志布志市の未来の可能性をより高めるための時間となることを願って、

質問に入らせていただきます。

それでは、通告に基づきまして、4件の質問をさせていただきます。

では、1件目、木材輸出額は、近年増加傾向にある中で、伐採されている山林が市内でも多く見られる状況となっております。事業者に対して、防災や植樹等の保全管理、災害発生時の対応等について、周知はどのようになっているのかをお伺いさせていただきたいと思っております。昨日の一般質問でも、災害時の対応や崩落危険予測箇所などの答弁もございました。能登半島の衝撃的な震災、現在も避難生活を送る多くの方々がおられ、現地で活躍する災害支援団体などの仲間から日々断片的な情報もいただいております、胸が苦しくなりますが、自分がどうあるべきかを改めて考えさせられる日々でございます。被災された皆様、現地に関わる全ての皆様へお祈りを申し上げます。質問の続きになりますが、林野庁のホームページによりますと、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度」というところで、森林所有者などが森林の木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務付けられているという文言が書かれています。これは、森林法ということで、本市でも適用となることだと思っております。木の伐採には造林の計画がセットということになるのかなと思っておりますが、併せて、造林後の完了の検査も行うことになっているのかも確認させていただきたいと思っております。お願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 栢山議員の御質問にお答えいたします。

森林の伐採を行う場合は、1本切の場合でも事前に伐採届を市に提出する必要があり、届出書のほか、伐採の計画書と造林の計画書も同時に提出していただいております。また、伐採後と造林後にもそれぞれ状況報告書を提出することになっており、伐採前の現地確認と併せて、状況確認をしているところであります。

**○2番（栢山晋司君）** 市のほうでもしっかりと、そういう確認と対応をしていただいているということを確認させていただきました。

では、質問の中にあります防災や植樹等の保全管理、災害発生時の対応等についてという部分になります。伐採後、もしくは造林途中、もしくは造林を行ってすぐなど、その山林に木がないというような状態になるかと思っておりますが、例えば木が若い状態である場合も含めてですけども、雨が降れば、地盤も緩みやすい状況になるかと思っております。今、3月でございますが、次の6月議会では、既に梅雨時期に入っている可能性もありますので、今、確認させていただきたいところなのですが、土砂崩れなどの問題が起きた場合、誰がどのように取り組むことが望ましいのか。また、そのような場所とみられる場合、想定される箇所も含め、指導等はどのように行うのか。また、実施完了までの調査も行うのか。本市の規程で決まっていることがあれば、教えてください。

**○市長（下平晴行君）** 山林で災害が発生した場合は、所有者が誠意をもって速やかにその解決に努める必要があるというふうに考えております。それから、伐採届が提出された場合は、内容を確認し、所有者、伐採事業者両方に通知を出しておりますが、その中で人工造林を推奨するとともに、令和6年度からは伐採、搬出に当たって土地の保全、水源涵養、環境保全等への配慮や

土砂の流出・崩壊などの災害が発生しないよう、十分留意するよう注意を促すこととしております。

○2番（栞山晋司君） 所有者が対応することが、正しい対応であるというところを確認できました。現在、本当に多くの木材輸出のため、山林の伐採が行われておりますので、十分注意をしていただきながら、しっかりと安全な計画を持って取り組んでいただきたいと思います。先ほども申しましたけれども、しばらくすると梅雨時期がまいりますので、木材輸出の取組が盛り上がっている中、市民の生活が安全に守られつつ、経済も発展することが望ましいと思います。安心・安全な経済の構築を今後も願って、1件目の質問を終わらせていただきます。

では、次に2件目、商工振興についてでございます。まず（1）都城志布志道路は、令和6年度中に全線が開通する見込みであり、本市の交流人口増加につなげていくような施策の展開が期待されているが、現在どのような議論や検討がされているかをお伺いしたいと思います。高速道路や高規格道路などの発展により、いわゆるストロー現象が起きているのではないかと思います。市としてストロー現象については、どのように検討しているか。また、本市でもストロー現象が想定されているのであれば、どのような対応が実行されてきたかなどがあれば、お伺いさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 都城志布志道路の開通後は、志布志港から都城インターチェンジまでの所要時間が約70分から約40分へと短縮されることになり、防災・経済・医療の面においても大きな効果があると期待されているところであります。本市といたしましても、インターチェンジ周辺への工業団地の整備や観光資源の魅力向上、イベントを通じた入込客の増加、ふるさと納税を通じたシティセールスを進めるなど、庁内各部署で連携をしながら、道路のメリットを活かしたまちづくりを進めているところであります。令和6年度以降も志布志東部地区における歴史のまちづくりや民間活力を導入したダグリ岬一带の観光拠点整備による観光資源の魅力向上に取り組みながら、交流人口の増加を図ってまいりたいというふうに考えております。先ほど申しましたとおり、交流人口の増加策としましては、志布志東部地区における歴史のまちづくりや民間活力を導入したダグリ岬一带の観光拠点整備による観光資源の魅力向上に取り組んでおります。併せて、祭りやスポーツイベント、マルシェなど様々なイベントを通じて、入込客の増加に努めております。さらに、全国規模での認知度向上につながっているふるさと納税を通じた志布志市のファン獲得を強化し、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」につながるシティセールスを展開し、交流人口の増加を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○2番（栞山晋司君） 非常に多くの交流人口創出のための取組というのを、本市でも様々な民間の方々とともにされていらっしゃるの、十分理解をしているところであります。また、その内容について、ダグリ岬周辺の今後の取組であったり、また志布志麓地区のお話も今いただきましたが、本当に様々な取組を検討していらっしゃるんだなというところで非常に期待をしております。冒頭、施政方針にもありましたバックキャスティングの考え方について触れましたが、掲

げる未来で今の取組が変わるかと思ひます。想像・想定する未来の違ひが、今後の取組の違ひに反映されるということだと思ひますが、関わる者がいかに情報・知識・経験をよく持っているかが想定幅につながるかと思ひます。しかし、バックキャストは、自由に想像・想定できることが、とても良い点だと私は考へております。先ほど市長のほうからもありました民間活力を高める取組というところで、都城志布志道路が全線開通した場合、都城市のホームページにもありましたが、志布志―都城間は約40分、都城―宮崎市間は30分、つまり、志布志―宮崎市間は70分という、そういう想定ができるのではないかというふうに考へます。現在でも、高規格幹線道路を使用して霧島市に向かっても、同じような時間ではないかと思ひます。一昔前、国道220号で鹿屋市の中心地まで行くのも、同じぐらいの時間がかかっていたのではないかというふうに思ひます。つまり、宮崎市までの移動時間は、以前の生活圏であり、通勤圏であり、身近な経済圏になってくるのではないかということが言えるのではないのでしょうか。産直港湾として海外への輸出、小口混載、農産物の輸出、港を活用した取組の連携も十分に取れる距離感となる可能性もありそうですが、市長は、全線開通後の経済状況の未来をどのように想定されていらっしゃるのでしょうか。思ひや考へがあればお願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** これは本当に、都城志布志道路そして東九州自動車道、それに加えて志布志港、いわゆる産直港湾志布志港として認定がされたということで、今、動き出しているわけですが、私は、やはり先人たちがこのように培っていただいた港、それから文化財、そういうものをしっかりと活かして、この志布志のまちが活性化するように、そして次の世代にしっかりと継承してまちづくりが発展するように考へておりますので、全体的には本当に港、道路をより活かしたまちづくりを進めていかなければいけないというふうに思っております。

**○2番（栢山晋司君）** 市長の思ひも伺ったところでございますが、宮崎空港と志布志市が70分ほどの時間でつながるといふ状況であります。今後いかに志布志市に来ていただけるのかが、極めて重要なことになってくるのではないかというふうに考へます。都城広域定住自立圏構想協議会というのがあるようで、令和6年度までの第3次共生ビジョンにおいて、様々な連携を行うことが示されております。宮崎の空の玄関口、宮崎空港から志布志市まで1時間。私は、この共生ビジョンを見たとき、非常に興味深い部分を確認しまして、先ほどありましたインフラの部分ですね、防災の道、医療の道そして経済の道という三つの道が、大きく発展するのではないかというのが書かれております。その次のページ、30ページになるのですが、圏域に来訪しない理由という部分があるのですが、観光ニーズ調査というところで、「空港から遠い、時間がかかる」これは来訪しない理由、来ない理由ですね、何と5.9%と実は大変低い数字になっております。ですが、トップ3は「観光に関する情報がない」30.7%、「日帰り旅行のための時間的な余裕がない」29.7%、「その地域を知らない」27.9%、これが先ほど申しました共生ビジョンの中に記されておりました。やはり、宮崎空港まで1時間という目の前という距離感であるならば、宮崎空港そのものが志布志市のアピールの場というふうに考へてもいいのかなと思ひます。宮崎は、今、全国から様々なお客様がいらっしゃる大変人気の地域となっており、観光地

もたくさんありますので、そこに志布志市をアピールしていくというのも、大きなポイントだと思います。そういうようなPR戦略をしていくことはいかがかと思いますが、市長、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、一番はやはり情報の提供だろうというふうに思いますので、PR広告をして、志布志市を知ってもらおうということでシティセールス課を設けようとしているわけですが、今回は駄目でしたけれども。一つは、なぜシティセールス室を設けたかという、志布志市の名を売っていくという営業なんですね。そういうことも含めて、今のパーセントを見ても認知度が30%程度ということになりますので、知っていただくことが一番大事だということでは、しっかりとそういう取組をしてまいりたいというふうに考えております。

**○2番（栞山晋司君）** 様々なまちづくり勉強会などでも、行政の売り込みという部分に関しては、とにかくまず行政が自らを売り込んでいくべきだという話が各所で出ているところを、私自身も見聞きさせていただいているところであります。しかしながら、売っていくだけではなかなか難しい部分もあるかと思えます。それは、地域の魅力がなければその部分が空振りに終わってしまっただけでは、これは非常にもったいないというところで、人気やお客様を勝ち取るために特色あるまちづくりが必要になってくると思えます。そのまちづくりの力の大きな源としては、民間の力というのが大変大きな力になってくるかと思えます。

そこで、（2）の質問に移らせていただきます。本年度から、創業に限らず、既に事業を営んでいる場合でも活用が可能な開業支援事業補助金へ変更したところ、多くの開業につながったと伺っております。そこで、さらなる民間活力向上のために、起業者を育成する学びの場を創設する考えはないかをお伺いしてまいりたいと思えます。まず、民間活力向上の観点から、開業支援事業補助金によって、これまで何店舗が開業されたか教えてください。

**○市長（下平晴行君）** 実績としまして、14事業者から1,266万8,000円の補助金申請があったところであります。昨年度は、11件の755万3,000円でしたので、件数、金額とも増加をしている状況であります。

**○2番（栞山晋司君）** 十分に効果が表れたのかなというふうに感じます。では、この投資効果ですね。市にとっては、予算を支出したわけですので、投資効果として一定の効果があつたと考える営業年数や営業状態などの指針があるのかをお伺いしたいのですが、どの部分を見ればよいのかをお伺いさせていただきます。

**○市長（下平晴行君）** 本年度の商工業開業支援事業の実績として新規創業の10件以外に、昨年度まで補助対象となっていなかった創業以外の開業が4件ありますので、開業が促進されたというふうに認識をしているところであります。

**○港湾商工課長（大迫秀治君）** 具体的な数字ということでは、こちらとしては指定していないところではございますが、当然その新たに事業を始めまして、事業を継続してしっかりと稼いでいくと、そういったところが一つの成果、投資効果というふうに考えているところでございます。

**○2番（栞山晋司君）** 担当課長のほうからも、併せて答弁をいただきましたが、継続して稼い

でいくというところが、やはり投資効果になっていくのかなと。例えば、事業を途中でやめないといけなくなってしまった場合などに、市に対して返還という部分もあるかと思いますが、その部分に対しては、3年事業を行えば返還はないというところで、例えば、3年目ぐらいまでの取組がしっかりと行なわれていれば、投資効果があったのかなというような考えを持っているのか。「別にそうじゃないよ」というところなのか、ちょっと僕のほうではそのあたりなのかなという想定はしていたのですが、そこはどうでしょうか。

○**港湾商工課長（大迫秀治君）** 補助要件としましては、3年という一つの期間があるところでございますが、当然その3年後もしっかりと事業を継続していただくというところに関しましては、商工会等に参加していただいて、支援をしているところでございます。

○**2番（栢山晋司君）** やはり長く経営をしていただくことが地域のためにもなりますし、経営者にとっても喜ばしい状況につながっていくのではないかとこのように考えます。開業をされた方々が経営ノウハウを持っていらっしゃるかどうかは分かりませんが、それぞれ大変さがあるかと思えます。これまで委員会等々の答弁でも、当局から「伴走支援も行う」と返答をいただいていたと記憶しておりますが、どのような伴走支援を行ってきたのかを教えてください。

○**市長（下平晴行君）** 志布志市商工会の担当者が巡回し、創業後も伴走型支援を行っております。内容は、経営・金融・税務など多岐にわたりますが、当初の事業計画の達成状況を見ながら、売上向上や生産性向上等に関して、課題解決を支援しているところであります。また、経営全般にわたる必要な知識の習得ができる創業塾や各種セミナーの受講促進も行っているところであります。また、鹿児島県よろず支援拠点の定期相談会においても、SNSを活用した売上向上等の相談があり、専門家からアドバイスを受けているところであります。

○**2番（栢山晋司君）** 商工会もしくは県の事業を活用しながら取組をしていると。では、例えば起業者もしくは起業をされたい方、ノウハウを持つ方、持たない方だけでなく、会社員の方、「まちづくりに協力したいな」と思われる方なども含め、事業やまちづくりの勉強会などを半年や1年のプログラムで実施する取組を行う自治体や組織が県内にもあります。民間活力向上という点から、本市もそのような民間活力が向上するような取組を行ってはどうかと考えますが、市長に見解をお願いいたします。

○**市長（下平晴行君）** 商工会では起業を考えておられる方を対象に、創業に必要な知識を習得できる創業支援セミナーや創業塾を開催しております。また、実際に起業する際は、経営指導員が事業計画書の作成を支援しており、御提案の起業やまちづくりをしたい方の学びの場の創設に関しては、先進事例を参考に調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○**2番（栢山晋司君）** ぜひ、先進事例の調査をしていただきたいなというふうに思います。事例としまして、そういう研修会、勉強会のプログラムを卒業する際に、空き家や店舗を利用した事業のプレゼンを行ったり、実際に事業を開始するなどの取組も行っております。本市におきましては、志布志麓エリア、商店街の近隣地域には、多くの空き家などもあります。店舗だけでなく空き家も改修することで、店舗の活用を行う事例というのは、これまでも多くの地域で取り組

んできているまちづくりの手法であると、私は認識しております。このような学びと魅力ある地域づくりと空き家対策、民間活力向上を同時に貢献できる取組ではないかというふうには私思っているのですが、御提案のほうをさせていただきたいというところで、今回質問させていただきました。その取組をすることによって、昨日も同僚議員のほうからありました空き家バンクについて、この空き家バンクの促進のほうも十分になされるのかと思いますが、併せて、市長、今の話を聞いてどのようなお考えがあるか教えてください。

○市長（下平晴行君） 空き家バンク登録促進事業と開業支援事業、それぞれに市が予算を出す根拠は、自宅をリフォームする、あるいは改築をする、これは空き家バンク登録促進事業でできるわけですが、これを自らが開業するためには使えないだろうというふうには思います。外から来て、その家を借りて開業をしていくという場合には、開業支援事業が活用できるというふうには、そういう棲み分けをした取組をしていけば、空き家の活用も十分できるのではないかなというふうには考えております。

○2番（栞山晋司君） 今、市長がおっしゃられたことに関しては、予算が関わっている部分かと思えます。私が考えているこの空き家対策に関しましては、「何かしらの事業を行いたい」、それが経済的な側面なのか、コミュニティの側面なのかはそれぞれの事情によると思えますが、何か事業を行う場合には、場所が必要になると思えます。その場所がなかなか見つからなければ、やりたくてもできない。そういう「やりたい」という方の声が上がってくれば、「貸したい」と思う方も出てくるのではないかなというふうには思いますので、そういったところから「空き家バンクに登録してもいいかな」と思っただけのような取組を本市が示していくというの、空き家バンクに対する意識向上につながっていくのかなというふうには思っているところであります。では、先進事例を調査していくというところでお話を伺いましたので、この件については、ぜひ調査をしていただきたいというところで、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

では、次に、自主文化事業の今後の展望について、お伺いしてまいりたいと思えます。これまで、教育委員会の取組による様々な自主文化事業が実施されており、今期も様々な取組がございました。内容の決定に至る考え方と今後の展望について、お伺いさせていただきます。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

自主文化事業は、普段、鑑賞機会が少ない優れた音楽や演劇などの文化に触れる機会を市民へ安価で提供し、芸術文化の振興を図ることを目的に実施している事業であります。演目につきましては、市民ニーズに沿った形で、偏りのないバラエティに富んだ選定を行っております。今後におきましても、引き続き市民ニーズをしっかりと把握しながら、トレンドも意識した演目を選定し、市民に楽しさや感動を与える取組を行ってまいりたいと考えております。

○2番（栞山晋司君） 本当に今期は大変人気のあるイベント等が行われ、私もチケットが買わずにちょっと残念な思いをしたイベント等もありました。チケットがすぐに完売し、私に市外の方から御連絡をいただきました、「このチケットを買っておいてくれないか」と。やはり市民ニーズに本当に沿ったもの、人気のあるものを取組されているのかなと、私自身も十分に感じた

ころであります。また、公開の場で若い方の発表の場、「エニフェス」と呼ばれておりました「ANYTHING GOES FESTIVAL」というものが実施されましたが、この取組は、どのような背景があったのか、またどういう演目があったのか、併せて参加者の感想があれば、お聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** まず最初に、自主文化事業の演目の選定についてでございますけれども、当該年度におきましては、演目テーマ、ジャンルを決定し、それに沿った形で芸能プロモーターや広告代理店からの提案書を基に、教育委員会内で協議し、決定しております。昨年度から本年度におきましては、コロナ禍明けということもございまして、こういった事業に多くの方々が関心を寄せていただいて、たくさんの市民の方々を含め、また市外からも多くの方々に来ていただいたことは、大変ありがたかったな、良かったなと思っているところでございます。

その次に、「ANYTHING GOES FESTIVAL」について御質問がございましたので、この件につきましてお答えいたします。

「ANYTHING GOES FESTIVAL」、これは副題が付いておりまして、鹿児島弁で「なんでん やってみっが！見けいっが！」といったようなフェスティバルとして開催しました。市内の児童・生徒が、学校教育以外でも様々な活動をしております。そういった中で、日頃の練習しているその子供の特技や趣味、自分の考えを発表することができる場を設けたいという思いで、令和4年度から開催をしたところでございます。これによって、自分の良さに気づき、多くの人の前でも堂々と発表できる、自己表現できる、そういう資質を育てていくことが、今後この子供たちが将来社会に出たときにも、十分にその力が発揮されるものという思いで、開催をしているところでございます。参加者数ですけれども、令和4年度は17組、約80人の児童・生徒が出演をしております。これは、幼児も入っております。それから、高校生も入っております。令和5年度は16組、約110人が出演をしております。頑張る子供の姿を応援しようということで、延べ300人を超える方々が来場をしてくださっているところでございます。募集の方法につきましては、市内の各小・中学校及び高等学校にチラシを配布するとともに、市報やホームページ等でも参加の呼びかけを行ってきたところですので。発表の内容といたしましては、空手の演武であるとか、ダンス、よさこい演舞、楽器の演奏、子ども神楽、それから今年は青少年研修事業においてアメリカでの研修を終えた子供が研修先でのいろんな経験談を発表するという場も設けさせていただいたところですので。中高生9人がその報告をしてくれました。出演した児童・生徒の感想の一部を紹介しますと、「緊張の中にもきらびやかな光を浴びて、自分が発表できたことに非常に感激した」、「大きな達成感を得ることができて嬉しかった」、「来年も仲間を誘って参加したい」という声もありました。来場いただいた方の中には、「頑張る子供たちの生き生きとした姿に、深い感銘を受けた」、「こういう取組をしている志布志市の企画は、素晴らしいと思った」というような感想もいただいたところでございます。

**○2番（栞山晋司君）** 非常に多くの若い方々が、自分の普段取り組まれている学びや思いを発表する場だったんだなと、素晴らしい体験ができたんだらうなというふうに思います。今の出演

者の募集の状況というのは、学校機関への募集なのか、例えば民間さんへの募集もかけていらっしゃるのか、どのような募集のかけ方をされていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） この2年間におきましては、小・中学校、高等学校へチラシを配布し、そこから仲間づてであったり、保護者づてであったりして、出演者を広げていくような、そういった形を取らせていただいております。

○2番（栢山晋司君） 学校関係に関わる子供以外は、ちょっと出演しづらいというような状況ではないでしょうか。例えば、民間で取組をされていらっしゃるいろんなスクールがあると思いますが、そういった子供たちは、そのスクールから許可がないと、なかなか出演できないとか、子供たち自らが判断して演目を作っていくというのも、なかなか簡単なことではないというふうに思いますので、その幅をもう少し広げることにはできませんでしょうか。例えば、その幅というのが市内で活躍する、市内で頑張っている児童の方々に広く活躍の場を与えるという面では、民間の方へのお声かけというのも、併せていかげかなと思うところですが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） これまでこの2年間開催する中におきましても、市内の例えばダンスサークルのグループであったりとか、そういったところが中心となって、幾つかの学校にわたる子供たちが合同で出演したというケースもありますので、今後の募集の在り方については、担当課とも十分協議をしながら、より多くの市内の子供たちがこういった場をうまく使っていただいて、自己表現の楽しさであるとか、嬉しさであるとか、そしてそれをみんなで鑑賞することによって勢いを付けていくとか、そういったことは考えてまいりたいと思っております。

○2番（栢山晋司君） 本当に学力だけでは、通常の公教育のみでは数値化できない、計ることができない可能性というのを、こういった場でどんどん育てていただくことも本市の良さにつながっていくのかなというふうに思います。併せて先日、「かごしま漫画クロデミー賞」というイラストや漫画のコンテストのような取組がありました。その中で本市からも受賞者が現れております。本当に数値化がなかなか難しい部分ではありますが、一人ひとりに大きな可能性があることを十分に児童本人たちも感じられるような取組を、今後も期待しております。この取組なのですが、僕はどんどん広げていったほうがいいと思うんですよね。正直、もっと大きな取組をしていくことというのはできないものなのではないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） ありがとうございます。今回、2回目を実施させていただく中であつてですね、今、議員のほうからもあつたような声も他の方々からもいただいたところでございます。しかしながら、開催するとなると、そのための準備であるとか、会場のキャパの問題であるとか、時間の制約の問題とか、様々なことも出てまいりますので、そういったことも総合的に勘案しながら、次年度に向けては、また計画を立ててまいりたいと思っております。子供たちの可能性は、無限大でございます。先ほど議員のほうからもあつたように、数字では表すことのできないような力というものもあるのではないかと、全く同感であります。数字で表されるところの学力、これも十分に大事にしなければなりません。一方で、そこにはなかなか数字としては

出ないけれども、その子の持っているすばらしさとか可能性というのは、私たち大人が引き出してあげながら、また磨いていくようなことも仕掛けていくことが重要であると考えておりますので、多面的に、そして多角的にその子の良さを見出して伸ばしていくと、そういう教育の充実を今後も考えてまいりたいと思います。

○2番（栢山晋司君） 数字としてのレベルと申しますか、「県内で何番だった」、「全国で鹿児島県は何位にある」というような数値で見える取組もありますが、文化レベルというのは、なかなか数値では見えづらいものがあります。やはりまちづくりというのは、文化レベルを上げていくということも同等に必要なものだと私自身は感じておりますので、引き続き教育委員会には、様々な取組に挑戦していただきたいなというふうに思います。以上で、3番目の質問を終わらせていただきます。

では、4番目、リサイクル事業について、この質問に入らせていただきます。食品リサイクル有機堆肥を活用した取組状況と、今後の展望についてお伺いしてまいりたいと思います。お願いいたします。

○市長（下平晴行君） 生ごみの堆肥化につきましては、平成16年度から生ごみの分別収集を開始し、委託先であるそおりサイクルセンターの有機工場で「循ちゃん堆肥」として製品化し、資源化に取り組んできたところでもあります。令和4年度の生ごみ、草木剪定枝の回収量は4,542 tであり、これは、本市で年間排出される一般廃棄物の約4割を占めているところでもあります。その結果として、ごみ分別開始前の平成10年度と比較して、約8割の埋立てごみが削減されております。このことは、市民の皆様の御理解と御協力の上で達成できたことであります。心から感謝申し上げたいと思います。「循ちゃん堆肥」につきましては、特にお茶農家の方に、より多くの御購入をいただいております。また、学校や地域コミュニティ協議会などに配布するなどして、利用者の皆様には大変御好評をいただいているところでもあります。今後も生ごみの堆肥化について継続して取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○2番（栢山晋司君） いわゆる生ごみの堆肥化に取り組むことで、これまで出されていた一般ごみの8割減という、やはりすごい取組なんだなというところを、数字を見ると感じるころであります。また、出されている量が4,542 tと、非常に大きな量のごみが出ているのだなと感じるところであります。この堆肥化されたものでございます、「循ちゃん堆肥」について、作られる量と使われる量、ここの差は、どのようになっていますでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） お答えいたします。

この「循ちゃん堆肥」につきましては、搬入されたものを細かくカットするなど、いろいろな工程に約4か月半かかっておりますので、実際、令和4年度が4,542 t搬入されましたが、年々ばらつきはございますが、令和4年度に販売した量としましては747 tでございます。

○2番（栢山晋司君） 販売された量は747 tというところで、これは、在庫があるような状況なのですか。例えば、堆肥化するから軽くなったりすることなのか、どのような状況になっているのかというのをお聞かせください。

○市民環境課長（留中政文君） 現在のところは、搬入した量につきましては堆肥化をして、その分については全てはけていると、入ってきた量は全て堆肥化しているというような状況でございます。

○2番（栢山晋司君） ちょっと整理させてください。この4,542 tというのは、水分量も含んでいる状態で重いというような理解でよろしいですか。それが堆肥化することで、乾燥することによって軽くなって747 tで、この二つが同一の量で、これが全部販売として出ているという認識でよろしかったでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 先ほど申しあげました4,542 tについては、水分を含んだ量でございます。令和4年度で747 t販売ということで、これについては、完熟堆肥になっております。水分のほうは抜けた状態ということで、入ってきた量が完熟堆肥になるまで約4か月半程度かかります。実際、令和4年度に入ってきたものも4か月半ぐらひはかかって出荷されるというようなことですので、トータルとして見たときには、入ってきた量は完熟堆肥となって、全てはけているというような状況でございます。

○2番（栢山晋司君） 入ってきた分は、しっかりと出ているというところで理解をしました。この堆肥についてなのですけども、私ちょっと勉強不足で大変申し訳ないのですが、この堆肥のもの状況と申しますか、どのような検査をされていらっしゃるのかというのが、何かありますでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） この「循ちゃん堆肥」につきましては、毎月鹿児島県の環境測量センターに分析をお願いしておりまして、窒素やリン酸カリ、pH（ペーハー）とかですね、そういった検査を行っております。

○2番（栢山晋司君） 様々な検査を行っているというところで、例えばいろんな堆肥の基準と申しますか、規格と申しますか、「良いものですよ」とか、「この基準は超えていますよ」とか、何かいろいろそういうものもあるかと思うのですが、特徴とするものはありますでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 利用された皆様からは、非常に安価で好評をいただいているということでございます。特徴としましては、全てが有機堆肥というところで、土着菌で発酵をさせて完熟にするまで長い時間をかけて堆肥化しているというところが、特徴だというふうに思っております。

○2番（栢山晋司君） 有機堆肥というところで、今ありましたが、例えば有機JAS規格ですか、様々なところから集まってくるものだと思うので、残留農薬の部分だったり、重金属だったり、いろんなものも含まれるのかな、堆肥になったらその後どうなるのかなというところは気になるのですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは食品の残渣ですので、全くそういう物質は、入っていないということでもあります。

○2番（栢山晋司君） ということは、非常に優秀な堆肥が出来上がるというところで、本市にとっては非常に売りになる一つのものなのかなと思います。今、作られる量と出る量が同じとい

うところで、大規模農家さんも使われていらっしゃるということだと思っておりますが、この販売管理体制というのは、順調に行われているのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 現在のところ、利用としましては、先ほども答弁しましたとおり、地域コミュニティ協議会であったり、学校等でも使っていただく分とか、あと市民の皆様に買いに来ていただいて販売している分とか、いろいろございますが、その中でもやはり、現在はお茶農家さんに多くの御購入をいただいております、その量としましては、令和4年度で年間360 tほど購入いただいているところでございます。

○2番（栞山晋司君） 360 tを農家さんのほうに使っていただいていると、もうほぼ半分近くになりますけど、農家さんのほうが「ちょっと足りないな」とか、「使わなくていいかな」とか、もしくは「もっと欲しい」となったときには、どういった対応になるのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 今回質問をお受けいたしまして、有機工場の職員の方ともいろいろ打合せとか協議をしました。その中で、お茶農家さんから御購入をいただいております、ある程度の時期になったら、有機工場のほうから「今年はどうされますか」ということで連絡して、「どのくらいの量が必要ですか」ということで、その分を確保したりして対応しております。もし今年「足りないよ」というようなことがありましたら、有機工場と市が一緒になって、購入先を探すようなことにもなろうかとは思っております。

○2番（栞山晋司君） つまりは、予約のような状況をつくってあるということ、予約のシステムはもう既にあるということですか。

○市民環境課長（留中政文君） これまでの販売実績に応じまして、過不足がないように毎月の量を調整して製造しております。毎年大量注文される方には、先ほど言いましたように、事前に注水量を確認して対応しているところでございます。

○2番（栞山晋司君） 作られるまでに4か月かかるわけですね。ということは、1回出せば4か月間は堆肥を作る期間ということですか、それとも堆肥場には新しくレーンがあって、毎月できていくというような状態でしょうか、いかがでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 生ごみとか剪定枝につきましては、市民の生ごみの回収を週3回しており、これは一定量ずっと年間を通じて出るところであります。また、剪定枝については災害等があったときは、大量のいろいろそういう木枝が出たり、そういったこともありますので、それも含めて年間を通してずっと製造は続いているところでございます。

○2番（栞山晋司君） 年間通して製造しているということは、毎日堆肥ができるのですか。毎日できて、毎日売ることができるという理解でよろしいでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 毎日というか、ある一定の量が堆肥として出たときに、その分を例えば保管したり、袋に入れたり、またそういうストックをしたりとか、毎日毎日その処理をするのではなくて、ある一定の量が出たら、その分を処理すると、袋詰めをしたり、ストックをしたりとかですね。完熟堆肥は、ずっとできますけれども、量的には一つのスパンごとにしていくと、そういった仕組みでございます。

○2番（栢山晋司君） 私がここで最も聞きたいところが、販売管理体制。例えば予約の状況だったりとか、そういったものがしっかりと構築できているのかと。例えば欲しいときに、事業者さんが欲しいときというのは、農作物によって様々な時期があるかと思えます。欲しいときに欲しい分だけ、使いたいときに使いたい分だけ買えるような管理体制が整っているのかというところをお聞かせ願いたいがために、どのようなスパンで製品が出来上がってくるのかというところを確認させていただいたかったところですが、改めてお伺いします。販売管理体制として、農家さんにとって欲しいときに買えるような体制は、整われていますでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） お茶農家さんで申し上げますと、注文が集中する時期というのが決まっております、7月、8月、9月とか、11月とか、そういった時期に注文がたくさん来るところでございます。先ほど申し上げましたように、堆肥は、年間を通じて製造しております。そういった時期に出荷するために、前もって販売実績に応じて量を「どのぐらい必要ですか」ということで注文を取ったり、あとフレコンバックに入れて出荷しておりますので、そういったのを農家さんに持ってきてもらって、そういったのに詰めて保管をしながら、必要な時期にその量を確保して出荷できるような体制でしております。

○2番（栢山晋司君） 出荷体制のほうは、確立をしていっているというところで、ある程度は理解しましたが、せっかくすばらしい堆肥というのが作られているのであれば、地元から生まれるすばらしい有機堆肥で作られた作物というものを、我々も地域で消費していくことも重要なことなのかなというふうに思います。まさに志布志市独自のSDGs、農作物ブランドのようなものの確立もできていくのではないかなと、個人的には未来を想像しているところがございます。また、そういった有機無農薬のすばらしい堆肥を使ったものが、オーガニック給食として学校関係で使われたりとか、日常的に我々が食品として食べることができれば、本市がやっているリサイクルシステムというのが、いかにすばらしいものであるかというのを改めて理解できるようなのかなというふうに考えております。改めまして、食品もそうなのですが、今後のごみのリサイクルの展望について、市長のほうから思いがあれば、ひとつお聞かせ願いたいのですが、何か今後の新たな展望というものはあるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 新たな展望というより、先ほどからありますように、平成16年に旧志布志町時代にいわゆる食料残渣をリサイクルして活用していこうということの始まりで、今まで続いているところであります。これは、いわゆる廃棄物そのものを減量して、資源を有効活用していこうという考え方の取組でありますので、引き続きしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○2番（栢山晋司君） 先日、大崎町でリサイクルの勉強会に参加させていただく機会がございました。まさにこの食料の食品リサイクル堆肥を使って、このような取組を考えているというようなプレゼンを聞く機会にもなりましたし、社会全体、日本の都会の方々も含め、リサイクルに関して本当に大きな注目というのをされているんだなというところを、全国から集まられた方々のプレゼンを聞きながら、非常に学びを得たところでありました。今後も本市のリサイクルのす

ばらしいシステムをどんどん前に進めていただきながら、持続的な社会、経済も含め、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに強く願っているところであります。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福重彰史君） 以上で、栢山晋司君の一般質問を終わります。

次に、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは。会派、志民の声、南利尋でございます。今日は、旧暦の2月28日です。私の地元、潤ヶ野校区にある笠祇神社の春祭りが行われております。笠祇神社の春祭りは、昔は校区の大きなイベントでありました。笠祇神社の山頂に出店が並び、歌や踊りなどで大変盛り上がりおりました。学校も早く終わり、子供たちも楽しみにしておりました。今は、過疎化が進み、神社の係の方だけで行われているような現状であります。このめでたい日に潤ヶ野校区出身の下平市長と政策論争ができるということは、大変ありがたいと思っております。市民の方々に分かりやすい具体的な答弁をお願いします。

人口減少対策について伺います。人口減少対策について、どのような施策に取り組んでいるのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

本市の人口減少の現状は、死亡数の増加と出生数の減少により、年間200人から300人程度の自然減が続いており、進学等による若年層の流出が顕著であります。このような状況を受け、これまで総合戦略に基づき、地元活躍人材育成、移住定着拡充、ウェルカム赤ちゃん子育て支援などのプロジェクトにより、全庁を挙げて人口減少対策に取り組んでおります。さらに、令和6年度につきましては、新規事業として新たな住宅取得への支援、若者・子育て世帯への移住支援、保育料や給食費の完全無償化などに取り組むための予算を計上しているところであります。

○5番（南 利尋君） 子育て世代の支援とかそういうものにいろいろ取り組んでいただいているということですが、多くの自治体にとって、人口減少対策は、喫緊の課題になっております。ほとんどの自治体が、思うような実績を達成できていないのが現状ではないかと考えます。同僚議員から何人も人口減少対策について質問がありましたが、一つの事例ですが、都城市が移住・定住の補助金として、上限500万円の移住・定住支援事業に取り組んだ結果、例年では200人程度だった移住者が、令和5年度は1,200人を超えたそうであります。先日BTVの番組で、都城市の移住・定住対策について放送されておりました。子育て中の女性の方が都城市の補助事業で移住してきていらっしゃって、畜産農家で働いていらっしゃいました。インタビューで、「都城市に住んでみて、医療体制が充実しており、買い物をするにも便利で、職場も働きやすい。休日は、家族で都城市周辺でゆっくり過ごせて、本当に移住してよかった」と答えておられました。市の担当者は「思った以上の反応で、大変驚いております。次年度からは、補助額の見直しが必要だと考えております」と答えていらっしゃいました。これは、市長が言われる「オンリーワン」ですよ。都城市は、500万円という予算を付けてPRしたわけですね。例年の6倍の移住者があったということになったわけですね。補助額は別として、Iターン、Uターンで移住された方に

としては、大変利便性の高い生活環境が都城市にはあると思います。本市の人口は、都城市の約5分の1ですが、住みやすいまちづくりの事例が多数あります。市長は、コンパクトシティの取組も述べておられますが、この都城市の住みやすいまちづくりの在り方というものを先進事例としてしっかりと調査・研究していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 都城市のこの子育て支援については、私もしっかり調査をしているところでもあります。ただ、私どもは、やはり少子化対策も必要なのですが、全体的に予算の活用の仕方、財政も含めて高齢者もいらっしゃるし、それぞれの分野でのしっかりと守っていかなければいけない、安全・安心なまちづくりというものを考えていかなければいけないというふうに思っております。これからもいろいろな提案をするのですが、最終的にはやはり議会の承認を得るわけでありますので、全体的なことを踏まえて、しっかりこれは一つの都城市もモデルと申しますか、考え方の調査・研究はしっかりとしていくべきではないかなというふうには思っております。

○議長（福重彰史君） ここで、昼食のためしばらく休憩します。午後は、1時5分から再開します。



午前11時58分 休憩

午後1時01分 再開



○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

○5番（南 利尋君） 余談ではないのですが、笠祇神社を最初に言ったのは、今日、祭りを頑張っている人たちが笠祇岳で聞いているものですから、「午後1時ぐらいから始まる」ということを言っていたのですが、進行上の都合でそこだけ伝えられなかったのが、よろしく願います。

先ほどの市長の見解ですが、私は、予算の問題ではないわけですね。都城市が予算を500万円付けたから「500万円付けてくれ」とか、「1,000万円でいこうよ」という話では全然ないわけですよ。そのまちの魅力をどういうふうに活かしていくかということで、そういう先進事例で調査・研究すべきではないかということで提案させていただきました。市長は、行政を企業に例えられることがあります。人気のある企業は、福利厚生が充実が図られている企業であります。家族を含めた福利厚生が充実している企業は、評判が良く、実績も伸びています。行政を企業に例えるならば、現在の本市の在り方は、市民に対してハード面からの福利厚生の充実が図られていないのではないかと考えます。市民の日常生活において、経済活動や充実した余暇を過ごせる環境を整備していくことが、行政の重要な役割だと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市民が住みやすい環境づくりをしていくというのは、当然なことでもありますので、やはり、そういうハード面とソフト面を兼ね合わせたまちづくりをしていく必要があるというふうに思っております。

○5番（南 利尋君） 下平市長体制になって、6年が経ちました。今おっしゃったように、ソフト面においては、先進事例的な取組もされていますが、ハード面からの取組は、全く見えないような気がします。多くの市民が「本庁機能が志布志地域に移転し、まちの活性化を期待していたが、何も変わらない」と言われます。中には「市長が変わっても、何も変わらない」と言われる方々もいらっしゃいます。施政方針で述べられた行政経営指針の顧客満足度志向、オンリーワン、市民ニーズへの迅速な対応の観点から、このような市民の声をどのように受け止められますか。

○市長（下平晴行君） 「何も変わらない」と言われますが、大分変わっていると僕は思うんですね。例えば、予算も駅舎建設4億円、それから公共下水道13億円、これも中止しております。あと、そのほか今日は資料を持ってきておりませんが、いろんな事業を展開してきたというふうに思っております。そういうことから見ますと、やはり顧客満足度志向をなぜ挙げたかという、やはり企業は、本当に真剣に一生懸命頑張らないとつぶれてしまう、それと同じ感覚で職員の皆さんも業務に当たっていただきたい、当たってほしいということからも、顧客満足度志向を挙げたところであります。

○5番（南 利尋君） では、市長が言われる「オンリーワン」とは、どのような市民サービスなのか、市民ニーズへの対応なのか、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、志布志市にしかないもの、ほかのまちではない志布志市独自のものである、それをどう活かすかということでの「オンリーワン」ということでの取組であります。

○5番（南 利尋君） だから、その「オンリーワン」というサービスは、例えば、志布志市にしかないサービスというのは、何なのですか。

○市長（下平晴行君） 何ですかねって、いっぱいあります。どれというのではなくてですね。さっきから言いますように、港がある、それから武家屋敷、歴史のまちづくりの文化財、そういう資源を活かしたいいわゆる歴まち法というの、観光としてまちづくりをしていこうということでもあります。今、まちなか再生事業も取組をしておりますので、全体を含めてですね、どれということではないです。そのことを観光として活かしていく。志布志港は、おかげさまで産直港湾として認定をされました。それをどう活かしていくかということでの取組であります。

○5番（南 利尋君） 分かりますよ、港とか、歴史とか、そういうものを活かしていってということだと思います。例えば、日本中に海はあるんですね、海沿いは。みんな歴史がありますので、それぞれまちに歴史があるんです。だから、どういうオンリーワンサービスなのかということ、僕は、お伺いしたくて。例えば、志布志市に移住した場合、志布志市に定住した場合は、こういうすごいメリットがありますよと。例えば分かりやすくいうと、お金のそういう予算的なものを言っははいけないのですが、都城市に移住した方は、とりあえず引っ越してきて、「500万円で生活をできるように準備してください」というのがあるわけじゃないですか。それは、都城市のオンリーワン、今まで調べてみても、都城市しか500万円という移住に対する補助金を出

したところはないわけですね。だけど、今、市長がおっしゃった「オンリーワン」は、志布志市は、いっぱいいろんな資源があって、とてもいいまちだということは僕も理解しています。ただ、「オンリーワン」というフレーズを述べられるのであれば、もっとそういう市民ニーズに対応したハード面からの取組も、しっかりと市民に見えるような形で取り組んでいただくことを要望しておきます。今回の質問に当たり、幾つかの企業や移住・交流支援センター「エスプラネード」などを訪問し、多くの市民の意見や要望を伺いました。先に行われた志布志市異業種懇話会でプレゼンしていただいた企業の方々を訪ねて、一生懸命志布志市のことを本当に考えていらっしゃる企業で、3時間ぐらいいろいろ意見交換をしていただきました。その企業は、40人以上の海外、国内からの移住者を雇用して、職場恋愛で移住された人同士で子供もできて、家族で志布志市に今暮らしていらっしゃるということも、社内ではありますよということもお聞きしました。そこで、次世代の志布志市を担う若者や移住者、定住者の意見や要望を踏まえた新しいまちづくりの方向性を検討すべきではないかと考えます。先ほど永田議員からもありました、西江園議員も小野議員も、いろんな方が医療に対して質問しておられましたよね。そこである程度、市長の行政の方向性が分かったのですが、市内の若者や移住・定住者の意見に、小児科、産婦人科の医療体制の充実ということが真っ先に挙げられるわけですね。医療体制の充実は、必要不可欠であると思うんです。小児科もなくなって、産婦人科もないような状態に現状ではなっているわけですね。しかし、今度上限1億円のそういう医療関係を募集するという事業もありますが、今日、明日、1か月後に、そういう開業をしていただくということは、不可能に近いような気がするんですね。先進事例として、錦江町では、移住してきた子育て世代や町内の若者の提案を受け入れて、ふるさと納税を活用した小児科、産婦人科のオンライン無料相談を行っているそうです。2019年には、ふるさと納税を活用して、地域活性化につなげた優れた取組事例として表彰を受けております。錦江町の移住者や若者の声には、「オンラインなら、自宅にいながら画像などを送信でき、的確な診察が受けられる」、「仕事を終えた夜間にも相談できるのもメリット」とかですね、「夜間、緊急病院が鹿屋市にしかないので、夜の場合は、そこに連れて行くか、様子を見ていいかという不安の中で、小児科オンラインなら気軽に医師に相談できる」などの意見があるということです。先ほども永田議員といろいろありましたが、こういう事例であれば、スピード感をもって取り組めるのではないかと考えるのですが、例えば民間のそういうアプリの事業でということで、さっきの答弁がありました。この錦江町は、東京都の医師と連携して行っているということでお伺いしておりますが、そういうオンラインの無料相談なども早急に対応すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 先ほどもこのことについては、説明をしております。全くおっしゃるとおりでの取組をしていこうということで、令和6年度の予算にも計上しているということであり、もう一回言いますけれども、子育て世帯が24時間、365日、いつでもどこでも気軽に医師と健康相談ができるスマートフォンアプリ、これを導入して医療環境に不安を抱く子育て世代の不安軽減に努めるとともに、安心して子育てができる環境の整備の構築をしっかりと図ってまい

という考え方でのご取組でございます。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、早急に立ち上げられると思うので、まずはオンラインから早急に取り組んでいただいて、少しでも、一日でも早く小児科、産婦人科の医療体制が確立できるような取組を要望しておきます。私は、今まで多くの若者、子育て中の方、移住者の方々と、「何人か」と言われますので、少なくとも200人以上はいろいろ意見交換をしてきておりますが、全ての方が「ごみ出しの在り方を変えてほしい」と言われます。移住・交流支援センター「エスプラネード」の企画で、移住体験をされている方、民泊して志布志市に移住しようかなと体験されている、そういう企画があると思うのですが、まずですね、そういうふう泊まれて、朝、ごみの分別にみんな大変びっくりされるそうなんです。文化の違いというか、カルチャーショック的なものを受けるような状況があるわけですよ。子供の頃からそういう教育を受けていれば、これが当たり前になります。30歳を過ぎてそういう子育てをして、じゃあ家族で移住しようかといったときに、朝起きて、「27品目分けてください」ということであれば、良いとか悪いとかではなくて、とりあえずみんなびっくりされているということです。そこで、そのごみ出しがあるから、志布志市に行きたいという方は、何人いらっしゃるのかなということで、いろいろ考えてしまいますが、市内の学校を卒業してほかの自治体で生活し、Uターンした方々からは男女問わず、「なぜ志布志市だけ、特別なごみ出しをしなければいけないのか」とか、「ごみ出しだけでも手間暇がかかる」、「ごみ出しだけで、住みたいと思わなくなる」などの意見がありました。このごみ出しの在り方こそ、市民ニーズへの迅速な対応を行うべきではないかと考えるのですが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 昨日もこのことについては答弁しましたので、御承知だと思うのですが、いわゆるSDGsとは持続可能な開発目標であり、17目標と169のターゲットが示されたということでもあります。昨日も言いましたように、持続可能性というのは、経済・環境・社会の三つの側面から成り立っていると言われております。世界中にある環境問題、差別、貧困、人権問題といった課題を世界のみならず2030年度までに解決していこうという計画目標であります。「持続可能な」という部分、これは「人間の活動が自然環境に悪影響を与えず、その活動を維持できる」、このことを意味していると言われております。このことは、昨日も言いましたように、17目標の中の12番「つくる責任、つかう責任」に当てはまるというふうに思います。そういう観点から、志布志市は、これを平成11年から始めたところではありますが、なぜ始めたかといいますと、いわゆる平成9年4月に容器包装リサイクル法が始まって、この基本的な考え方は、いわゆるその容器包装に対しての市民の分別なんですね。そして、市役所は、行政サービスとして収集しなければいけない。そして事業者は、商品化しなければいけないというこのことを定めているわけですので、このことをしっかり対応することによって、廃棄物の減量を図るとともに、資源化の利活用をしていく、これを推進するということが必要ではないかということでの取組でもあります。

○5番(南 利尋君) ごみ処理については、次の事項で水2杯準備していますので、熱い論争

をよろしく願います。今、移住してくる若者が、今、住んでいる若者が何を求めているかということで、「こういう対応はどうですか」ということなんですね。多くの若者や移住者は、「休日や仕事が終わってから、市内でゆっくりできる施設がないので、整備してほしい」という意見が結構あります。

東九州自動車道や都城志布志道路が開通して、多くの市民が休日などは都城市や鹿屋市に買い物や食事に行くようになりました。私は、これまで市道香月線沿いに商業施設の誘致を提案してきましたが、鹿屋市のバイパス沿いや都城市の商業施設には、到底対抗できる状況ではなくなってしまいました。鹿屋市のバイパス沿いは、短期間で多くの商業施設が開業しております。市道香月線付近にはしおかぜ公園、サッカーコート、体育館、武道館、陸上競技場、鉄道記念公園などの施設があります。しかし、食事をとったり、休憩する施設がありません。休日や週末などには、多くのイベントがあり、多くの人が集まります。スポーツ合宿やサイクルロードレースなどで、市外から訪れた方々が「グルメのまち志布志」を味わうことも難しいのが現状であります。若者移住者のニーズへの対応として、市道香月線沿いに休日や仕事終わりにゆっくりのんびりできる施設や、昼間に食事などができるような環境整備を検討すべきだと考えます。そのためにも、市道香月線沿い限定の飲食店創業支援事業を新たに設けるべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、おっしゃるとおり、市道香月線に商業施設を誘致するように、今、お願いをしているところであります。

**○5番（南 利尋君）** お願いしているということは、その市道香月線沿いで創業した方に対しては、また新たな支援事業があるということでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** そういうことではなくて、それは上町地区とそれ以外の地区についての開業支援事業を実際予算計上しているわけでありますので、それはそれでやっているんです。今、私が言っているのは、そういう商業あるいは飲食業ができるような事業者にお願いをしているということでもあります。

**○5番（南 利尋君）** 人口減少に対しての質問をさせていただいておりますが、早急に対応していただきたい。やはり食べたり、休憩するような、そういう余暇を過ごせるようなスペースがないからこそ、鹿屋市、都城市にみんな求めて行くわけですね。だから、さっき言いましたように、都城市の商業施設と志布志市で対抗するような施設をつくろうといっても、皆さんもう無理な状況は分かっているわけです。だからせめて、さっきも申しましたが、本市の人口は、都城市の人口の5分の1ぐらいなわけですから、5分の1程度のそういうイメージしたものを上町がどうのこうののではなくて、例えば市道香月線沿いに今の若者、移住者が求めているようなまちづくりのそういう施設を整備できるよう早急に検討をしていくべきではないかということなんです、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 私はそれではなくて、志布志市に本来ある飲食店、これをしっかりと確保しながら、志布志市特有の飲食業もそれぞれ違いますので、鹿屋市や都城市と比較はできない

わけであります。私が聞いている範囲内では都城市からよく利用していただいていると、逆にいうと「駐車場も足りないぐらいだ」みたいなことも聞いておりますので、やはり志布志市の飲食店の現状をどう確保して、生き残っていただくかということも含めて、取組をしていきたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）**　そういうことですね。だから私が言いたいのは、単刀直入に言えば、「昼間、そういう食事ができるというほどはない」ということなんです。例えば、東京と志布志市には銀座という名の付くそういう飲食街もあるわけですよ。だから、居酒屋さん、何屋さんと夜の飲食に関してはいっぱいあるわけですが、昼間のそういう飲食をする場面では、弁当屋さんやお総菜屋さんがほとんどの状況で、今スポーツ合宿とかのイベント、私がバレーボールをやっているときにも大会がありましたが、「弁当を用意してこい」、「何を用意してこい」という感覚の流れしかないわけですよ。だから、食事のできるスペース、空いた休憩時間にあの体育館の近辺、市道香月線沿いで食事できて、また午後からの競技に取り組もうみたいなですね。それでその飲食店の横のスペースでみんなで休憩してみたいな、そういうイメージできるような状況が今志布志市にはないということを私が言っているわけではないんです、私は代弁者ですから。そういう若者たち、スポーツをやる若者たち、何かのイベントに参加している方々が「どうにかしてくださいよ」ということをお願いされるわけですね。だから、その市民のニーズにしっかり応えるべきではないかということは今質問しておりますが、見解をお願いします。

**○市長（下平晴行君）**　南議員の質問は、私はちょっと違うのではないかなと思うんですよ。昼間、店をやっているところはいっぱいあります。店をやっている、開業しているところはいっぱいあるんですよ。ですから、そういうことじゃなくて、自分で実際調べてから、今のような質問をしていただくとかですね。でないと、聞いている人は、本当に食べるところが何もないみたいに取り残されてしまうというので、ちょっと懸念したところなのですけれども。志布志市は、結構昼間も飲食店が店を開いています。ですから、その市道香月線については、確かに飲食店があの辺は無いですから、そこは先ほど言ったような取組をしていかなければいけないというふうには思っておりますので、先ほど言いましたように、今ある飲食店をしっかり守っていく、対応していくということを考えて、どういう支援があと必要なのかどうかも含めて、しっかり検討してまいりたいと思います。

**○5番（南 利尋君）**　だから、その「無い」というわけではないんですよ、分かっていますよ。僕も「志布志市の軽井沢」という柳井谷に住んでいますが、志布志地域の中身のことは、もしかしたら市長よりもいろいろ隅から隅まで分かっている部分もあるのかなと、私は、そういうふうに自負しているわけですが、そういう利用の在り方ですね。あることは分かっているんですよ、駅前の定食屋さんもあります、上町通りにもあります、国道沿いにもありますということは分かっています。ただ、そこをじゃあ担当課でも、何でもそうじゃないですか。市長がそういう答弁をされている状況であれば、そこをどう活用していってもらおうかという流れをつくることも、行政の役割ではないのですか。見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 今、言われましたとおり、今の商店街をどう利活用していくかということ、全くそのとおりなんです。だから、そういう取組をしてみたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ですね、だからそういうものも、そのイベントに来られた方、体育館を利用される方に対しても、もっと担当課で志布志市にはそういうすばらしい飲食店があるということ、しっかりと周知していくべきことも大事だと思いますし、アンケートでも、何でも要望されるような、市長がおっしゃったじゃないですか、「志布志市の中心の拠点を市道香月線沿いに、新しいまちづくりに取り組んでまいります」ということを。当初は市長もそういう思いがあったと思います。「新しいまちづくりの拠点は、JR志布志駅から市道香月線に新しい拠点をつくってまいります」ということをおっしゃっているわけですから、今既存の飲食店プラス、そういう新たな飲食店の整備も必要だと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ちょっと同じ質問の繰り返しになっているんですけども、私が言っているのは、そういう既存の飲食店の利活用も含めて、先ほど言いましたように、市道香月線沿い等々のそういう飲食店等々も含めて、しっかり対応していくということであります。

○5番（南 利尋君） 私の要望ではなくて、この若者世代、移住者の方々と意見交換をした上で、そういうふうに要望されたことなので、ぜひ、現状のままであれば、少子高齢化が進み、人口減少は加速していきますので、本当に持続可能な新しいまちづくりを推進するためにも、本市の次世代を担う若者や移住・定住者の意見や要望を踏まえた、新しいまちづくりの方向性を検討していただくことを強く要望しておきます。

環境行政について伺います。令和5年第1回定例会において、埋立て処分場の在り方について質問したところ、「バイオマス発電の調査・研究を行う」という旨の答弁がありました。進捗状況をお伺いします。

○市長（下平晴行君） バイオマス発電につきましては、その原料が林地残材、家畜排せつ物、生ごみ、し尿、汚泥や廃棄物など多岐にわたることから、本市で取り組むことになると、生ごみは既に堆肥化していますので、バイオマス発電の原料にならないと考えるところであります。そのため、民間と連携した取組を考えており、これまで市内にバイオマス発電を建設したいとの要望があった業者と数回協議を行ったところではありますが、昨今の資材高騰などにより、計画が進んでいない状況であります。また、バイオマスを含めた廃棄物を高温・高圧で処理する技術について、処理施設の視察をするなど、調査・研究を行ってまいりました。しかしながら、これまで自治体での導入実績がないため、慎重に進めていきたいと考えているところであります。ごみ処理につきましては、現在行っているごみ分別を継続しながら、市民の利便性の向上を図りたいと考えており、本年4月に循環センターを開設し、資源ごみを出す機会を増やすところであります。また、中間処理業者と協議を行い、令和6年4月から紙の分別項目の見直しも行う予定であり、今後もごみを出しやすい環境の整備を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番(南 利尋君) 人口減少対策でも質問しましたが、若者、移住者だけではなくて、高齢者の方々もごみ処理に対しては多くの意見や要望を聞きます。以前、「埋立て処分場の延命化が図られた」との答弁を聞いたことがあります。本市の目指す持続可能なまちづくりとは、どれぐらい先までを考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○市民環境課長(留中政文君) 今の埋立て処分場の延命化ということで、現在、一般廃棄物は、清掃センターに埋立てをしておりますが、現在のところ、あと30年以上はもつというようなことで、研修等が来たときにはそういった説明もしておりますし、さらなるごみの分別というか、今度は紙おむつのほうも再資源化を始めますので、またさらに延命化が図られるというふうに思っております。

○市長(下平晴行君) これはごみゼロを目指しておりますので、何年までというのは言えませんけれども、できれば、半永久的な取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) これから志布志市が目指すものは、環境に優しいまちづくりということでいろいろ説明がありますが、埋立て処分は一番環境に悪いまちづくりなんですね。例えば、これからの未来にとって、その埋立て処分場跡というのは、必ず未来にとっては大きな足かせになるのは間違いないと思います。国は、焼却によるバイオマス発電を推奨しています。全国の自治体がSDGsの取組を行っていますが、志布志市と大崎町以外は、マスクやティッシュなどを焼却処理しています。昨今の焼却施設は、イノベーションが進み、国の厳しい基準によって公害を出さず焼却施設はありません。SDGsに取り組んでいる自治体において、焼却処分が足かせになっているような事例があるのでしょうか。

○市長(下平晴行君) SDGsも今始まったばかりで、そういうことは聞いてはおりません。

○5番(南 利尋君) 焼却して再生可能エネルギーを作り出すということですよ。埋立ては、未来に対してどんどん公害を発生するような環境をつくっていくということにつながるわけですね。だから、例えば施政方針で述べられた「5R」の推進は、私は必要だと思います。そういう買わない、使えるものは使っていくというような取組は、絶対大事だというのは分かるんですよ。ただ、各自治体で出る一般ごみは、各自治体で処理しなければなりません。先日も補正予算で、一般ごみ処理事業に638万円計上されました。これは、主な財源に、資源ごみの売払金も充当されております。ということは、「市民が一生懸命頑張ってリサイクルして、それを売りました」と、「それで収益をもらいました」と、「そのお金でまたこれを処分してください」という流れがあるわけではないですか。これこそ本当に理不尽な話はないと、僕は思いますよ。市民が一生懸命リサイクルで稼いだお金を、またごみ処理に対して充てていくというような、私は、こういうことがその補正予算の中身だと思っています。だから、例えばこれから志布志港がどんどん発展すれば、どんどん一般ごみは多くなるわけですよ。その中で、ほかの自治体に頼むということは、それだけの経費がかかっていくわけですね。であれば、その再生可能エネルギーを循環型社会において、循環型エネルギーとして活用していくようなまちづくりというものは、今のこのSDGsの時代には本当に求められているような状況だと思うんですね。だから、そういうほかの

自治体に頼らず、志布志市内で出た一般ごみは焼却し、バイオマス発電の材料になるものであれば、志布志市内でバイオマス発電を活用した焼却施設の検討をすべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 基本的に、中間処理でなくて最終処分場というのは埋立てですね。この埋立て処分場のごみを出して、いわゆるごみゼロにしていこうということで、今、亜臨界処理施設というのがあります。担当者は環境省の環境再生・資源循環局長の前佛さんという方ですが、前職は国土交通省の関係で私は知っておりましたので、直接お願いに行ったところでありました。この亜臨界処理装置というのが、いわゆるごみを燃料化、堆肥化、飼料化するわけでありまして。ですから、これをうまく使って対応していこうというのがごみゼロにつながっていくということで、焼却炉を今実際やっているところも、この処理装置を導入しようという考え方であるわけでありまして。ですから、私は「焼却炉は絶対必要でない」というふうに前から申し上げておるとおり、それと併せて国や世界がSDGsに取り組んでいます、私は、平成11年から取組をしているわけですので、これは先進的な取組だというふうに自負をしているところであります。それを含めて市民の皆さん方に御理解していただくために、循環センターをそれぞれの地域につくっていこうという考え方でありまして、その辺も含めて市民の皆さんが出しやすい、そういう環境づくりにしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南利尋君）** その亜臨界ですか、そういうものですね、だから私が何を言いたいのかといいますと、環境に優しいまちづくりを推奨しようとしているわけですね、促進しようとしているわけですね。そこには、「埋立てが一番環境に悪いまちづくりだ」ということを私は言っているわけですよ。それが亜臨界とか、そういう焼却炉とか、そういうものに変えていく時代になっているんですよ。そういうものを時代の流れをしっかりとキャッチした上で、ごみ出しの在り方を考えていかないと、「分別すれば、分別すれば」と言って、そのごみ出しに対していろんな事業が出てくるわけじゃないですか。だから、そういう意味でも埋立てをやめて、違う方向性をしっかりと早急に考えていかなければならないということ、私は質問させていただいております。なぜこういう質問をさせていただくかといいますと、同僚議員のほうでもありましたが、ごみ出しに対する意見や要望がもう絶えないわけですね。とりあえず埋立ては環境に悪いんですよ。バイオマス発電は、2020年のデータで再生可能エネルギーの中では15%を占め、太陽光、水力に次ぐ電力規模であるそうです。電源構成における再生エネルギーの増加に貢献しています。ぜひ、埋立て処分をやめて、本市でも推奨できるその亜臨界か再生可能エネルギーのバイオマス発電による、そういう処理の在り方をしっかりと検討していただくことを要望しておきます。質問は重複するかもしれませんが、行政目線ではなく、しっかりと市民目線に立って、ごみ処理の在り方も考えていくべきではないかと考えております。幾つかの自治体の方々に伺うと、「ごみ問題をいろいろ問題視する市民は、大崎町と志布志市だけだ」ということで、ほかの自治体ではごみ処理に対して、そういう意見や要望などが上がることはないということ、いろんな自治体の方が言われております。先日、若者たちとさまざまな意見交換会として懇親会をしたのですが、

ほとんどがまちの中心市街地の方でしたが、すごく厳しい意見を言うんですね。「行政からすれば、リサイクル日本一のまちと対外的にはすばらしいかもしれないが、市民に対しては大きな負担がかかり、多くの市民が不平・不満を持っている」とかですね、「リサイクルは日本一だが、不法投棄も日本一ではないか」というような、俺に言うなよという話なんですけどね、本当に。そういうことを懇親会などでは本音で言ってくるんですね。この前、私の知り合いも、田舎の人なのですが、「除草作業をすると、法面や田畑に不法投棄したものがたくさん落ちているんだよね、最近」、このような現状とか市民の声を、市長は、どう受け止められますか。

**○市長（下平晴行君）** 市が取組をしているわけですので、議員の皆さんもやはりそのことをしっかり理解していただいて、市民の皆さんにも考え方をこうだというふうに、やはり伝えてほしいなと私は思うんですよ。先ほど平成9年4月に容器包装リサイクル法が施行されたという話をしましたけれども、その中身は、やはり市民の皆さんの役割、そして行政の役割、そして企業の役割、これがしっかりあるわけでありますので、そのことをただ聞くだけではなくて、市民の皆さんにも伝えてほしいなというふうに私は思いますので、よろしく願いいたします。

**○5番（南 利尋君）** 私も市長と同じ立場なので、市長ではないですよ、僕は。同じ立場なので、しっかりと「分別してくださいよ」という話はするんですよ。だけど、そういう意見を懇親会とか意見交換会では、移住・定住者を雇用している会社とか、いろんな方々がそういうことをおっしゃるわけですね。だから、本当に市長がおっしゃるとおり、私たちは市議ですから、しっかりとしたごみの分別をちゃんと皆さんにお伝えするということは、ひとりの議員としての立場だとそれは理解しております。ただ、ごみ出し問題に関しては、聞けば聞くほど本市のごみ出しの在り方は整合性がないのではないかと考えます。例えば、中山間地域では、庭先で焼却している方もいます。旧志布志町時代で推奨されたブリキの焼却炉を、まだ使用している方もいらっしゃるわけですね。資源ごみについては、松山地域では井手間処分場に毎週水曜・日曜の9時から16時30分まで出せます。アピア駐車場では第一・第三土曜日の7時から13時まで出せます。新たに伊崎田地区も週に何回か出せるようになります。ほかの地域では、資源ごみは月一回もしくは申込み自治会によっては特別収集が一回だけです。企業やこのスペースに余裕のある個人宅は、有料のコンテナボックスを置いて分別せずにそのまま出せるわけですね。中心市街地や新興住宅地などに住んでいる若者からは、本当に多くの意見があるわけですよ。例えば、経済的にある程度余裕のある方は、自分の家の庭先にそういうコンテナボックスを置いて出せば、何も問題ないわけですよ。ただ、家族何人かであまり広くないところに住んでいらっしゃる、そういうものをやっぴらっしゃる方に対して、いっぱい思われる方がいらっしゃるわけですよ。移住者の方々も、簡単に言えば、松山地域の方は、週に2回は出せるわけですよ。では、野神地区の人はどうか、じゃあ通山地区の人はどうか、柳井谷地区はちゃんとやっていますので大丈夫なんですけど。だから、それ以外は、本当に格差があるのではないかと、「何でこっちは出せるのに出せないんだ」という、そういう意見がいっぱいあるわけですよ。だから、そういうものもしっかり意見を把握して、この整合性を図るべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） まさにおっしゃるとおりです。井手間処分場に加え、有明地域に令和6年4月から週に3回出せる循環センターを設置します。志布志地域のほうも、今はアピアのほうで月に2回ですけども、やはりおっしゃるように、志布志のほうに令和6年度に計画をして取組をしてみたいというふうに、今、場所等も見つけているところでもありますので、実施をしてみたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 環境行政について幾つかの観点から質問させていただきましたが、やはり市民目線で取り組むならば、市民ニーズに対応した高齢化社会にも対応できる志布志市、大崎町以外の全国で取り組んでいる、ごみ出しは、普通にいろんなことをオンリーワンでやっていかなければいけないわけですが、市民全体の意見としては、ごみ出しだけがオンリーワンではないようにしようよ的な、そういう雰囲気があるわけですよ。だから、施政方針でおっしゃった「5R」を推進することは、本当に大事ですよ。ごみをゼロに近づけていくという観点からもですね。ただ、ごみ出しだけはオンリーワンではなくて、全国の自治体がやっている可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクルという出し方で、時代に合った検討をしていくべきだと多くの市民がそういうふうに求めておりますが、最後に市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ちょうど私が取り組んだときに、そのときは「4R」でした。リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルと、今はリペアということで、修繕までして「5R」ということであります。これは、ドイツが取り組んでいた事例を活用させていただいたということでもあります。市民の皆さんには、大変なことかもしれませんが、こういうSDGsができて、持続可能な開発目標というのが示されたわけでありまして。やはり環境問題、貧困、いろいろ課題がいっぱいある中で、2030年度までに実現していこうという取組でありますので、それと併せて、志布志市のこの取組も御理解いただいて、しっかりと次世代のために資源の利活用を図って取組をしてみたいというふうに考えております。私は市民の皆様方の御理解、御協力をお願いしたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 本当にその環境問題もすごく大事なことです。すごく分かります。ただ、人口減少問題も本当に喫緊の課題であります。そこをうまくバランスの取れた市民ニーズにしっかりと答えられるような、昨日も出ておりましたが、ごみ出しの分別の簡素化とかですね、そういういろんな意味でのある程度の軌道修正をですね、「今のままでは、志布志市に住めないよ」ということではなくて、もっとみんなが受け入れていただけるようなそういうごみ出しの在り方もしっかりと検討していただくことを強く要望しておきます。

道の駅整備事業について伺います。多くの自治体で道の駅が整備され、にぎわいを創出しております。本市でも、道の駅整備事業にスピード感をもって取り組むべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 昨今、多くの自治体で道の駅が整備され、道の駅が特産品販売機能を併せ持つことで、地域経済活動の活性化につながっていることは承知をしているところでもあります。本市としましても、防災の観点や広域的に人を集められるかなど、設置場所についても模索して

きたところでもあります。やはり新たに道の駅を設置し、特産品販売所を併設する場合、経済活動の拠点、地場産品の販売拠点として位置づけている「サンポートしぶしアピア」や既存の道の駅である道の駅松山「やっちくふるさと村」との棲み分けを検討していく必要があるというふうに思っております。加えて、道の駅の整備は、多額の事業費を要することが想定されることから、道の駅整備の目的や各種調査等に基づく設置場所の選定、にぎわい創出のための集客対策、継続性を担保するための整備手法や運営体制の構築など、様々な観点から十分な検討が必要であり、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画との整合性も図りながら、進めていく必要があるというふうに考えているところでもあります。

○5番(南 利尋君) 先日、潤ヶ野校区コミュニティ協議会の視察研修で、日南市の蜂之巣公園キャンプ場というところに行ったんですね。キャンプ場視察が1時間半ぐらいで終わりました、10人で行ったのですが、私は道の駅の「み」の字も言っていないのですが、みんなが「ここまで来たら、道の駅をいろいろ回って帰ろうよ」的な話になりました。「きたごう」、「なんごう」、「港の駅めいつ」、「くしま」の道の駅に立ち寄って行ったのですが、どこもすごくにぎわっております、全員が「なぜ、志布志市には道の駅をつくらないんだ」ということで、みんなが私にいろいろ聞いてきたので、私は、もう余計なことは言いませんでした。一言、「3月8日の私の一般質問を聞いてください」とだけ答えておきました。市長、これは、志布志市民である潤ヶ野校区コミュニティ協議会役員9人から、私にあった質問です。なぜ、道の駅をつくらないんですか、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 先ほど言ったような観点から、道の駅の必要性は感じております。しかし、そのためには、もちろん議会の承認も得たりしないといけないわけでありますので、その前に場所の確保、そういうことも含めて、先ほども言いましたように、やはりこれは計画を持って対応していかなければいけないというふうに、そんな早急にぱっとできるものではないというふうに思っております。ただ、必要性はしっかり感じているわけであります。例えば国道沿いであると、国の附属施設についてはいろんな補助なり支援があるというようなことも含めて、あとは場所の問題等々も含めて、特に道路が今、都城志布志道路、それから東九州自動車道が建設されておりますので、そのことも踏まえて先ほども言いましたように、あるいはアピアの問題、それから松山の道の駅の課題等々も含めて、全体を見た中で道の駅がどういう規模で、先ほど言いましたように災害等々の関連もございますので、面積の問題、場所の問題等々も含めて十分検討・協議をしていかななくてはいけないというふうに思っております。

○5番(南 利尋君) 市長がおっしゃることは、「既存の施設がいっぱいあって、松山の道の駅、アピア、いろんなものがあつた中での、そういう施設を多額の予算をかけてなぜ整備しなければいけないのかということも議論しなければいけない」という答弁だということですが、逆なんですよね。大きなすごい拠点があれば、波及効果で疲弊していたところも潤うということが今の世の中の現実なんですよ。「ここが駄目だから、あそこが駄目だから、もうほかのものをつくったらもっと駄目になるよ」というのは、以前の発想なんですよ。今は、何かの目

玉がぼんと、前に「観光には目玉が必要だ」ということを市長もおっしゃいましたよね。志布志市のそういう目玉になるようなものがあれば、そういう衰退したものもどんどん見直しが図られて、波及効果がそこまで届くわけですね。だから、昔は国道沿いに土産物店があり、観光客でにぎわっておりました。最近では土産物屋がほとんどなくなりまして、みんなどこかのまちに行くと、そのまちにある道の駅に立ち寄り、そのまちの特産物や土産物を買ったり、食事をする方が多くなっているように思います。私が道の駅整備の提案を始めてから、少なくとも100人以上の方々から、「道の駅整備を実現してほしい」というような意見や要望をいただいております。道の駅整備に対する「何でそんなのをつくるんだ」という反対の人は、もう本当に私は1人も聞いたことがないんですね。だから、市民のニーズに応えるため、また志布志市の起爆剤となるような、そういう経済活動の拠点をつくるためにも、本市には農畜産物、水産物の本当の多くの資源があるわけですよ。だから、そういうものを活用しながら、6次産業を図りながら、日本一の道の駅を目指すぐらいの考えはないですか、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるように、民間だったらすぐできると思うのですが、やはり行政はそういう振興計画にしっかり則って、事業を展開していかなければいけないということがありますので、おっしゃることは重々分かっております。どういう形で道の駅の設置ができるかというのは、先ほど言いましたように、十分検討して進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南利尋君） 「石の上にも三年」という言葉がありますが、3年以上私は道の駅のそういう提案をさせていただいております。「検討します、検討します」で、もう3年以上経っているわけですね。第2次志布志市観光振興計画の基本目標1に「志布志を“創る”」とあります。「多様化する旅行スタイルの変化に柔軟に対応し、稼ぐ観光地経営を目指します。また、観光施設の機能充実と志源の磨き上げによる価値向上を図り、魅力ある観光地づくりを目指します」とあります。この「志源の磨き上げによる価値の向上」ということは、6次産業化に取り組んで、そこを志布志市の目玉として売り出していくような、そういう稼ぐ観光地づくりをしていくということがうたわれているのではないですか。「アピアがどうだ、道の駅松山がどうだ」という話ではないわけですよ。そこも活かしていこうということを考えるならば、そういう志布志市の志源を磨き上げた稼げる観光地づくりの目玉として道の駅は必要だと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 6次産業化の商品開発コンクールにつきましては、国や県で実施されており、本市でも優秀成績を収められた事業者がおります。6次産業化商品コンクールの出品につきましては、商品宣伝の面からも有効と考えますが、その波及効果を考えますと、市独自で開催することよりも、国・県レベルの出品を促進することが有効ではないかというふうに考えております。また、本市の恵まれた自然環境により育まれた多くの農林水産品があります。それらの特産品は、国内はもとより海外にも届けております。また、農協、商工会、観光特産品協会等々の関係機関とも連携し、国・県の補助事業を活用しながら特産品の生産体制の充実や6次化の推進

を図っているところであります。特産品の認知度向上や生産者の販路拡大のためには、道の駅等での販売だけでなく、一次生産者と商工業者をマッチングする農商工連携をさらに推進することが有効ではないかというふうに考えているところであります。

○5番（南 利尋君） 6次産業化は、やはり私は喫緊の課題だと思うんですね。よく「志布志を売っていきます」、「シティセールスで志布志を売ります」ということをおっしゃいますが、正直いって現時点では売るものはないんですよ。だから、この振興計画の目標に、「志の源」と書いてありますよね。「志源を磨いていきます」ということがうたわれているわけですよ。だから、売るものを作りましょうということなんですよ。それを提供する拠点を作りましょうという話なのですが、例えば、一つだけちょっとお伺いしたいのは、この第2次志布志市観光振興計画の形態図がありますよね。この基本目標に「志の融合するまち志布志～オンリーワンをあなたへ～」というのが一発目に書かれているわけですが、映画のタイトルのようなのですが、私は、何度読んでも理解できないんですよ。「オンリーワンをあなたへ」ということで、何をあなたへなのかってちょっと説明していただけますか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 第2次志布志市観光振興計画の基本目標であります「志の融合するまち志布志～オンリーワンをあなたへ～」ということで、その詳細について読ませていただきます。「志布志市の人や文化・歴史・自然・取組などの志源を最大限に活用し、かつ融合させ、志布志市らしさのあふれる観光を推進します。市民が地域への愛着を深め、市民一丸となった観光創生を目指します。人の記憶と記録に残る個性ある志布志市観光の実現に向け、市民も訪れる人も感動する・ワクワクするまちを目指します」というふうになっております。

○5番（南 利尋君） 何かいま「オンリーワンをあなたへ」という言葉が、何かかっこよさそうで理解できないなというのが私のレベルなのですが、基本目標としては、志布志市の経済をとかいろいろなことがあると思うのですが、こういうことでやっつけらっしゃるといことは、志布志市独自のことを売り出そうということなんですよ。であれば、6次産業化、そういう個性を活かしたまちづくりというものを強調していくところが大事だと思うんですね。だから、私は、九州内にある道の駅を現在まで30か所以上視察してまいりました。JAFのデータでは、九州で人気ナンバーワンは、福岡県宗像市にある「道の駅むなかた」であります。全国では、6位になっております。じゃらのデータでは、人気ナンバーワンは、福岡県うきは市にある「道の駅うきは」であります。「道の駅むなかた」の2023年度の来場者数は18万人、売上げが180億円だそうです。両方の道の駅も視察してまいりました。私が30か所以上の道の駅を視察して確信したことは、「6次産業を制する者は、道の駅を制す」ということで間違いないと、私は思っております。「道の駅むなかた」の事例を紹介しますと、建物は、大部分が木造で建てられております。駐車場は、普通車500台、大型車24台収容できます。広い駐輪場が整備され、EV充電器なども整備されています。売場では、地元で朝採りされたたくさんの野菜や果物を、多くの農家が出品しております。加工品には、地元で作られた漬物、味噌、そば粉、米粉、調味料など工夫を凝らした商品や初めて目にするものも多く並んでいます。海産物は、地元の漁船から直接水揚

げし、丸ごと格安でケースに並んでおります。1匹丸ごと買うと、その場で刺身や切り身にさばいてくれます。水産会社の商品は、同じスペースに幾つもの業者の商品が並んでいるので、どの業者の商品が一番人気があるかが一目で分かります。業者間の商品開発に対しての意欲を高めるには、「なるほど」と思える陳列方法であると感じました。スイーツ類は、地元産のフルーツやサツマイモなどを使用した多くの商品が並んでおります。もうおこわに関しては、カニ、エビ、タコ、フグ、山菜、鶏など、十何種類以上のおこわが並んでいました。むなかた牛や宗像放牧豚などもたくさん並んでおります。このたくさんの商品が並んで多くの客でにぎわっているだけでも、購買意欲をそそられて、つつい買ってしまふような雰囲気が出来上がっているわけですね。私が長々と紹介するよりも、市長が一回視察に行っていたかと思えます。6次産業化の推進を図り、にぎわいを創出し、地域活性化を図ったすばらしい先進事例がそこにはあります。6次産業化に使用されている原料は、全て志布志市にあります。市長、できるだけ早い時期に「道の駅むなかた」、「道の駅うきは」などを視察して、具体的な6次産業への取組と具体的な道の駅整備を検討すべきであると思えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 中身については、ちょっと分かりませんが、現地視察は行ってみたいというふうに思っております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、本当にやはり中途半端につくったら衰退していくんですね。本当に固い決意をもって取り組めば、6次産業もそうです、道の駅の在り方もそうです、このまちの勝負がかかるぐらいのそういう意気込みで取り組んでいただければ、経済活動の拠点として、またまちの活性化が本当に図られると思います。前回、「道の駅を整備するには、ゴルフ練習場付近から横尾下地区付近がベストである」と提案しました。市長は、「災害対策等を考えたときに、広い駐車場が必要である。農家などの搬入や消費を考えれば、商店街近くがよいのではないか」という旨の答弁をされました。どこのまちを見ても、商店街の近くにあるのは、民間のスーパーだけなんですね。国土交通省が示している道の駅の目的は、何だか御存じですか。

○市長（下平晴行君） 道の駅の目的と申しますと、やはりその地域の特産品も含めて、そのまちの在り方を紹介する場所になるのではないかなというふうに思います。

○5番（南 利尋君） 今の答弁は、市長の認識ですよ。国土交通省の道の駅整備の目的は、「道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とする」ということが、はっきりとうたわれているわけですよ。であれば、東九州自動車道、都城志布志道路を利用される方々の安心・安全な休憩場所となったり、国道を通っていらっしゃる方々の安全で快適な道路交通環境の形成をつくっていくために、道の駅は整備されていくということ、国交省の目的にはうたわれているわけですね。国交省の事業目的を鑑みると、国道沿いかインター付近になるわけですね。30か所以上の道の駅を視察してみると、ほとんどの道の駅がインターから3分から5分ほど離れた場所に整備されているわけです。国道沿いには、広い駐車場を整備できる土地はありません。ゴルフ練習場付近から横尾下地区周辺には、広い土地があります。国道沿いよりも安価で購入できる可能性もあります。周辺

で飲食店や小売店、農業法人を経営されている方々と意見交換を行ったところ、全員の方が「ぜひ整備してもらいたい」とのことでした。市民ニーズに対応するという観点、時代に流れに対応するという観点、そういう観点からも道の駅をこの都城志布志道路、東九州自動車道が開通した今こそ、東九州自動車道への対策事業とかいろいろありますので、そういうものを活用しながら、今しっかりと考えて取り組むべきではないかということなのですが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 先ほどから言いますように、この事業を展開するためには、いろんな角度から見て取り組まないといけないということ等含めて、第2次志布志市総合振興計画に則った取組をしていくということが基本でありますので、そこも含めて、どこの場所に、どういう形で、どういう規模でということを含めて、十分検討していかなければいけないというふうに思っております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、例えば歴史のまちづくり事業もそうですよね。国のいろんな方針が示された中で、すぐその計画をつくって事業を始めたわけですよ。今、東九州自動車道が開通しました。そこに対しての対策事業として、今、国も取組をしているわけですよ。そういうものを活用しながら、そこに対しては、例えば東九州自動車道への対策事業もあります。今、いろいろ防災対策の取組がしっかりとできるような対応もしている自治体があるわけです。そこに対しての補助制度もあるわけです。防災対策の拠点、東九州自動車道の整備事業、そういうことを踏まえた上で、この時代の流れに乗った取組、そういう事業計画も歴まちの事業の流れのような取組も必要だと思いますので、ぜひ対応していただいて、例えば2、3ha、3町歩ぐらいの土地に道の駅を整備して、広い駐車場も整備し、災害時も対応できるような状況にするということですね。都城志布志道路、東九州自動車道にはパーキングエリアがないわけです。入浴施設などを設置すれば、トラックドライバーの方々に大変喜ばれるわけです。志布志市に来るイメージが全く変わるわけですね。「志布志に行っても、高速乗ってもインターないんだよね」という話が、「志布志に着いて、とりあえず東京帰る前にあそこで休憩して、土産を買って帰ろう」みたいなそういう流れができるわけですよ。志布志市を訪れる方や市民が志布志市のグルメを堪能できるように、多くの飲食店に、1軒、2軒ではなくて、いろんな業種の方々に営業してもらおうようなフードコートを設けて、多くの農産物、水産物、特産物、加工品、手芸品などを出品してもらい、屋内外には子供の遊べる遊具などを設置して、休憩スペースを設ければ、全ての市民や志布志市を訪れた方々が利用できる、新たなにぎわいを創出する経済活動拠点が出来上がります。本市の全ての資源を最大限に活用すれば、日本一の道の駅が実現できると思います。まちづくりの基本理念の一つに「挑戦」という言葉があるわけですね。「挑戦」ということは、決断ですよ。挑戦するためには、まず強い意志を持って決断しなければ、「振興計画に基づかなければ、駄目ですよ」ということで取り組まなければ、いつまでたってもそういうのはできない。振興計画の中に、観光振興をしっかりとしていこうという計画もあるわけですから、その中に歴まち事業の取組の在り方と同時に、道の駅整備計画事業をしっかりと強い覚悟で決断するときだと思っております。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員の言われるとおり、言うことは十分分かるんですけども、やはり行政としての取組は、先ほどから言いますように、しっかり計画に則った取組をしていかなければ、これも例えば、私も本当に組織再編も2年かけて取組をしたところでありましたけれども、これも実際できなかつたところなのですが、そういうふうにしっかり計画を立ててもできないこともあるわけでありますので、おっしゃることはもう重々分かります。ですから、そのことには道の駅をつくらなければいけないということも、十分理解しております。そこも含めて先ほどから言いますように、振興計画の中で場所やら、広さやら、それからもちろん土地の所有者もおられることでもありますので、全体を含めてしっかりと計画を立てて取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 今出た組織再編というのも、大事なことだと思いますよ。でもですね、そこは、行政内のソフト面的な感覚の中でのいろんな取組ですよ。実際、私の提案しているものは、はっきり言って役所に毎日来る人はいないんですよ。この志布志市内で経済活動をしたり、余暇を過ごしたり、そういうことの毎日があるわけですよ。だから、ソフト面に関しては、市長の思い描くようなそういうものをいろいろ提案されれば、それはそれでいいと思いますが、「市民のニーズはこれですよ」というものもしっかり把握していかないと、どんどん自然死が増え、少子高齢化が加速し、高齢化がピークに達したときに、「港だけは活性化したけど、港だけでは持続可能なまちはなかなか難しいよね」という結論が出る可能性もあるわけじゃないですか。だったら、先ほどから移住・定住者、若者の意見として、「ハード面をしっかり整備してほしい」ということがあるわけです。そういう観点からもぜひ市民ニーズに対応した取組、歴まちのそういう計画ができた流れのそのパターンで、道の駅整備事業計画をしっかり検討していただくことを強く要望しておきます。

ダグリ岬ベイサイドパーク構想について伺います。現在の進捗状況を伺います。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬ベイサイドパーク構想につきましては、その中心的な拠点となる三角地の整備を進めているところであります。令和5年12月定例会からの進捗としましては、整備実施に向けた事業工程の仮構築、開発行為の許認可事項等の整理、検証及び国・県への相談を行って、今、取組をしているところであります。

○5番（南 利尋君） このダグリ岬ベイサイドパーク構想については、常に質問事項が「進捗状況をお伺いします」だけなんです。何も見えてこないという状況があるわけです。例えば、担当課から私たち議員にどこまで進んでいるのか、何も情報が入ってこないんです。だから、ダグリ岬ベイサイドパーク構想の目的というのは、三角地だけではないですよ。国際の森付近を含んだダグリ岬周辺のそういう事業を、ダグリ岬ベイサイドパーク構想ということで策定されたと思うのですが、2年経っても何にも進んでいないようなことを感じる状況があるわけです。例えば、海水浴場のトイレを2年前には「解体します」ということで報告があったのですが、「ダグリ岬ベイサイドパーク構想が作成されたので、その中で対応していきます」となったわけですね。私は、いろいろ質問を作ってから、昨日の夕方も帰りに寄ってみたのですが、トイレとかそ

ういうものは黄ばんで、もう大変な状況になっていて、シャワーヘッドは全部取れていて、全く観光地ではあり得ないような雰囲気、更衣室はもちろんシャッターが付いていますから、入れる状況ではなかったです。ダグリ岬ベイサイドパーク構想が進んでいないから、今年せつかく志布志市の海水浴場に来てくれた方は、あの更衣室、あのシャワー、あのトイレをあのまま使わないといけないのですか。見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 令和6年度につきましては、当初予算の中で、トイレがあのような状況ですので、レンタルをして、より快適に使えるようにする予定でございます。

○5番（南 利尋君） シャワーは、どうなのですか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） シャワーについては、現在使えますので、そのまま使う予定でございます。

○5番（南 利尋君） 昨日行ってみたら、シャワーヘッドが何もないですよ、ほとんど取れていますよ、二つぐらいしか付いていないですよ。「あのまま使います」という、今答弁でしたよね。あのままでは、まずいと思いますが。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 当然、使えるようにして使っていただくことになろうかと思えます。

○5番（南 利尋君） ですね、ちゃんと既存の施設をできる限りのそういう清潔感を醸し出した、あるものでしっかりと志布志市に来ていただく方々を迎えていただくようなことも取り組んでいただくことを要望しておきます。

あそこに今三角地がありますので、「あそこに海の家を市内の飲食業の方がつくるような段取りをすればいいのではないですか」とか、パラダイス跡地に対しては、「議会だよりを見た」とか、「あそこはまずいよね」ということで、本当に多くの意見が来ています。あれからパラダイス跡地の所有者と話し合いをされましたか。

○市長（下平晴行君） 所有者に連絡して、景観の改善に向けての御協力をいただけるように働きかけはしているところであります。

○5番（南 利尋君） 市民のニーズに迅速に対応するのであれば、何回も言いますが、購入して解体に取り組むことを市民は求めていますけど、取り組んでいただけませんか。

○市長（下平晴行君） 以前から言いますように、やはり基本的に自分の土地は、自分でしっかりと管理していただくということで、志布志市が土地を買うとすれば、その根拠が必要になってまいりますので、そこも含めて、所有者にはお願いをしているということでございます。

○5番（南 利尋君） 根拠は、市民ニーズへの迅速な対応ということなんですよ。安心・安全を守る、そういう観点からしっかりとした対応をよろしくお願いします。終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

○  
午後2時24分 休憩



○議長（福重彰史君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

丸山議員、早退でございます。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今、国会が開かれて、予算の審議等々が行われております。自民党の議員の裏金問題や文部科学大臣の統一教会との関連を指摘されての答弁などを見ていると、全国の児童・生徒の模範とならなければならない立場の人が、テレビ、新聞等々で見せる姿は、本当に全国の子供たちに誇りをもって見せられないなといった態度が見受けられて、誠に残念であります。私たちの世界観がない、いわゆるお金の問題やそういった過去の自分がとってきた行動に対して「記憶がない」、「覚えていない」、そういったことを堂々と議会の中で答弁されている。おそらく全国の人、「それはうそだよ」という、そういった思いが、大半の人たちの思いであるのではないかというふうに思います。私自身も過去にいろいろな失敗をしています。そして、それを反省し、今ここで議員という仕事を務めさせていただいております。それは、住民の皆さんの立場に立ってしっかりと応えて、当局と議論をし、いいまちづくりをしていくんだと、そういった基本的な姿勢がある、それが当然であります。当局におかれても、それぞれの人生があったでしょう。お互いに失敗したり、反省したりして、今があるという思いからすると、国民を代表して国の方向性を決める国会の在り方としては、誠に残念です。私たち日本共産党は、そうした中でもしっかりと国民の立場に立ち、寄り添って全力でその務めを果たしていく、そういうことを申し上げて質問に入りたいと思います。

まず、施政方針ということで、市長が施政方針で「市民が主役のまちづくり」、「誰一人取り残さないまちづくり」を基に、市民目線で市民の立場に立つとの方針で、四つの行政経営指針をもって行政運営をされてこられた6年ですが、その立場から見たときに、この現状をどのように認識しておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

これまで「市民が主役のまちづくり」、「誰一人取り残さないまちづくり」を基に、市民目線で市民の立場に立つという方針の下、四つの行政経営指針を掲げ、市政運営を進めてまいりました。現状につきましては、私が就任しました当初と比較しますと、職員の行政経営に対する意識は高まっていると認識をしており、おおむね満足しているところであります。しかしながら、今以上に全ての職員が全ての場面で、行政経営に対して高い意識を持つことができると思っておりますので、多様化する市民ニーズに対して、迅速で丁寧な対応を行うことができるよう、さらなる意識改革を進めてまいります。

○19番（小園義行君） 「おおむね満足している」という市長の答弁でありますね。そして、後段のほうで、一部そういうことだという答弁でした。先ほど南議員との間でも、それぞれ顧客満

足度志向、オンリーワン、そういったもの等々をやられておりますが、職員に対しても今回わざわざこの施政方針の中で、接遇について「あたえたいこと」として、「挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳を職員一人ひとりが意識するよう、徹底してまいります」ということであります。この点も執行権者ですので、現状、市長から見てどういう現状認識なのかをお願いをしたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、私は職員のいわゆる市民に対する接遇と申しますか、これは挨拶・態度・笑顔・言葉、この四つが基本だというふうに思っております。そのときにこの四つを入れて、職員がしっかり市民に対する対応が何かできないかと考えたのが、「あたえたいこと」でありました。挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳というこの七つをもって、市民の皆さんに接してほしいと、そして自分事として対応してほしいという考え方から、接遇についてはこの七つの項目で対応してきたところでございます。

**○19番（小園義行君）** 会計年度任用職員を含めて職員の方は600人ほどおられるわけで、市長が目指しているそこに100%届く、本来、それが当たり前なわけですが、そこになかなか届かないという思いがあって、この施政方針になったのかなという思いがありました。「職員一人ひとりが志布志市職員としての誇りと自覚を持って、そして高い志を掲げて、市民の皆様信頼される市政の実現に向けて全力で取り組み、行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまちとなるよう、魅力あるまちづくりを目指してまいります」と、職員に協力を呼びかけておられますね。当然、それは、当たり前なことであろうと思っております。例えば、100人職員がいて1人心優しくない職員が仮にいたとします。たまたま市役所に来られた方がその職員にあたったとき、そこの市役所は、「なんと不親切な市役所だろう」というふうになると思われますね。これは、そのほかの施設でも当然当てはまることであって、できるだけ100%の方が、そういう方向になってほしいという思いがありますね。そこで、あえて市長としては、行政運営については「おおむね満足している、若干こうだけど」ということはありましたね。そして、この職員の方々に対しては、昨年からの組織再編、グループ制導入等々含めて、意識の改革をしてほしいという思いで、昨年の条例改正なりグループ制のそういったものを提案されて、今回の施政方針にもあったと思うんです。私は、100%職員の人たちを信頼しておりますけれども、私たち議員に寄せられる職員住民との向き合い方ですね、ここについてちょっと私に届いたことなどを含めて、こういった場合は、どうされるのだろうと。例えば税金の滞納や使用料の滞納、そうした方々が市役所に来られたときの対応、そういったものは現在どういった対応がなされているのだろうかと思って、お聞きしてみたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** 税金を滞納される方も、様々な事情があるというふうに考えております。そのためには、まず丁寧に相手の事情を聞くこと、そして今後の納税計画についてどのようにしたほうがよいかをしっかりと考え、それをお伝えし、納得していただくような対応が必要だというふうに思っております。先ほども言いましたように、自分事として対応してほしいと、このことが対応する上で大切なことであるというふうに考えております。

○19番（小園義行君）　そうですね。実は、私のところに、初めての方でしたけど、税やその使用料の滞納ということで、「納めない」とはおっしゃらないわけですね、「納められない」という場合があるわけですよ。そうしたときに、例えば「3月3日だよ」と、「こういうふうに約束しているから納めてね」ということになったときに、ちょっとできないというケースが起きるわけですよ。そうしたときに、「じゃあもう、あなたの親に払ってもらおう」とか、そういったものをその住民に対して迫るといふか、そういうことで「小園さん、こういうことで大変困っています」という相談でしたので、「ああ、そういうことがあったの」というようなことですよ。基本これはサラ金、闇金で、昔ありましたよね。今もう、現在あるかどうかよく分かりません。そのときには、いろんなことがありました。税金を納めたいけど納められない、使用料を納めたいけど納められないという人がいたときには、それに対して寄り添うという、市長のここにありますね、こういった立場が必要だろうと。「あなたが払わないんだったら、親のところに行くよ」というね、そういうのはね、少しいきすぎだと私は思います。生活保護だって扶養照会不必要というふうに国が言っていますよね。そういった現実がありますので、そこについては、私はうそをついているわけではありませんよ。事実、そういう相談を受けて対応を今聞いているんですけど、いかがですか。

○市長（下平晴行君）　以前、私も税務課にいて、そういう立場にいたときがありました。今おっしゃるように、これは、そういう支払いができない状況をしっかり聞いて、その当時は私は、分納をですね、例えば「月に幾らずつだったら、納めてもらえますか」というような対応をして、納めていただくというような手法を取っていたところでありますので、やはり自分がそういう立場になったときは、どういう対応をするのかという、先ほど言いましたが、自分事としてなった場合のことを考えて対応するよというところでございます。

○19番（小園義行君）　そういう税金の関係でも、税務課にお願いをたくさんします、分納の対応とか。「自己破産しても、これだけはチャラにならないからね」と言って、住民の人にはちゃんと説明しました。ぜひ、そういった払いたくても払えないという状況が発生したときにこそ、今、市長が求めておられる七つの視点、こういったものが大事だろうと思います。やはり私は、昨年ของกลุ่ม制やそのときも、住民サービスの基本というのは、志布志市職員のサービスの宣誓に関する条例というのがありますね。「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います」、これが基準なんですよ。全体の奉仕者として、その人がそういうことで困っているときにはどういう対応をするのかと、全体の奉仕者としてきちんとこのことを意識の中にもってやる。さらに付け加えて言うならば、親切で優しい行政、これが絶対必要だというふうに思います。だから、せっかく市長が施政方針で述べておられますので、私は、職員を信頼していますが、そういうことが現に起きているということを今お伝えしました。ぜひですね、これは600人ほどおられる全ての職員の人たち、また私たちもそうですが、この全体

の奉仕者であるというその立場で努力をするように、こういったことについて、繰り返し繰り返し首長のほうで対応すべきだと思いますが、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** まさにそのとおりでございます。私ももう一つですね、行政経営と経営理念というのを課長の皆さんにも話をしております。行政経営とは、行政の究極の目的は市民の満足度の向上を図るために、企業の経営理念、手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立って自らの判断と責任で行政活動を展開していくこと。その中で五つ、分かりやすい行政経営、すぐやる行政経営、無駄のない行政経営、市民とともに歩む行政経営、市民の期待に応える行政経営としての経営理念であります。職員は、市民の協働を通じ、限りある経営資源で最大の効果を上げる行政サービスを提供し、市民の満足度の向上を目指すということと併せて、もう一つですね、成果重視の行政経営というのを言っております。これは、常に最適なサービスを展開する仕組みの改革。例えば規則、要綱、規程等々で仕組みというのを設定をしているわけですが、そのときに市民が来られたときに、実際その規程あるいは規則に当てはまっていない場合、そのときは「内部で協議させてください」、そして「後でまた連絡します」というような対応の仕方をしていくということは、市役所として市民の皆さんにそれぞれの支援をしっかりと公平・公正に対応すべきという観点からのことでもあります。それから、時代の変化に対応できるように、組織改革をしたところでもあります。それと能力と意識を高める人の改革、これを成果重視の行政経営として、課長の皆さんには常々話をしているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、市長がそういう立場でしっかりあるということですね。ぜひ、私も含めてですけど、法令遵守ですので、そういった問題が起きたとき、法律や条例、要綱、規則というのは、役所の職員を守るためにあるという捉え方もあるでしょう。でも、この法律、条例、要綱、規則の中で、困っている人が何とかその中で解決できないかと、それが今市長がおっしゃったそういうことですよ。ぜひ、これは法律や条例、要綱、規則は、自分たちを守るためにあるのではなくて、その法律でいかにして住民の問題解決ができないかと、その立場が必要だと思います。この思いは、市長、同じですよ。いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** はい、全くおっしゃるとおり、私もそういう観点から職員の皆さんに自分事としてしっかり対応するというのと、先ほど言いましたように、市民の皆さんにはそういう公正に受ける権利があるんだということも含めて、しっかりと職員の皆さんには話をしているところであります。

**○19番（小園義行君）** ぜひ、そういう立場で本当に我が志布志市が「住んでよかったね」というまちになるように、努力をしていただきたいと思います。

次に移ります。個人情報の在り方についてということで、自衛隊への名簿提供についてこれまでも質問をしてきました。「この名簿を提供していることを、市民に市報等で周知していく」ということで、昨年6月議会で質問して、答弁があったわけですが、どのような対応がされてきたのか、まずお聞きしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 自衛隊鹿兒島地方協力本部から情報提供の依頼を受け、自衛官等募集対

象者の情報を募集事務に使用することを目的として、自衛隊に情報提供を行っていることにつきましては、これまでも市報、市ホームページを通して、市民の皆様へ周知を図ってきたところがあります。また、令和5年度より情報提供を希望しない方への配慮としまして、申請に基づき情報提供から除外を行う制度を設け、併せて周知を図ってきております。

○19番（小園義行君） 私も市報とかいろいろ見て、実際になかなか即分かるような状況でないですね。そこで少しお願いします。同じような質問になるかもしれませんが、それは勘弁してください。個人情報自衛隊に提供されていることをどれだけの住民が知っているのか。また、本人に事前に同意を得る、そのことが必要だと思うのですが、対象者全員にそういった書面を郵送するなどして、周知に努めることも大切だと思います。そういったことは、おそらく現実にはされていませんよね。隣の宮崎県のある自治体が、全ての住民の個人情報がちょっと漏れちゃったというようなことでニュースになっていましたが、そういうことがあると、大変なことになるわけですね。でも、私自身も私の個人情報を勝手に自治体であろうが、どこであろうが、第三者に提供されるというのは、とても認めるわけにはいかないというような立場があって、今質問しています。今、私が二つ言いましたね、「そういうことを実際に住民が知っておられますか」と、事前に同意を得ることも必要と考えるのですが、やっておられますか。

○総務課長（小山錠二君） 1点目の住民が知っているかということですが、これまで情報提供依頼があったことについては、「市報のほうで提供しますよ」ということのお知らせはしておりますが、それがどれだけ市民が知っているかということについては、こちらのほうでは把握はできていないところであります。また、この同意につきましては、対象者個人への通知は行っていないところでありますけれども、情報提供及びそのほかの除外申請というような制度について、現在行っているところでございます。

○19番（小園義行君） そういうことになると、この除外申請制度を志布志市は設けているわけですが、そのこともまだ知らないという対象者ですね、18歳と22歳、多分おられると思います。そこでちょっと聞きますが、これまで法的根拠がないと質問をしてきました。現在までの情報を自衛隊のほうに提供されてきたのか、住民基本台帳法でいうところの4情報だけなのか、ちょっとお願いします。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

自衛官等の募集事務につきましては、市町村のほうで事務として自衛隊法第97条の第1項に基づき、「市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」として、自衛隊法施行令第120条におきまして、「防衛大臣は、市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」ということで規定されておりますので、これらに基づいて行っているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、4情報だけですか。名前、住所等含めて住民基本台帳法で示している性別とか、それだけですね。その前提でいいですか。

○総務課長（小山錠二君） はい、今おっしゃいました四つの情報だけでございます。

○19番（小園義行君）　そこで、今、自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条で行っているということでありました。これは、2020年12月18日の菅政権の閣議決定で、この自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条で住民基本台帳の一部の写しを提供することが可能とし、令和2年度中に通知をするということで、本市もそれに従って閲覧だったのが変わりましたね。そこで、自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条は条文に何と書いてあるのか、ちょっとお知らせをしてください。

○総務課長（小山錠二君）　お答えいたします。

自衛隊法第97条でございますが、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とされております。自衛隊法施行令第120条におきましては、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」とされております。

○19番（小園義行君）　今、課長のほうからありましたように、自衛隊法第97条で「募集に関する事務の一部を行う」、自衛隊法施行令第120条は「報告又は資料の提出」ということでうたっているんですが、「資料の提出を求めることができる」と法律はそうなっています。平たくいうと、これは、法的根拠はどこにも示していないですよ。それをやらなければいけないとかいうのはね。この自衛隊法第97条は「事務の一部を行う」と、これは、今でもやっておられますよね。市役所に自衛隊の募集のポスターを貼ったり、どこかの会場を提供しますよと、そういうことですよ。自衛隊法施行令第120条は、「必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としているわけですが、先ほど言った4情報のように、独自の保護を必要とする個人情報の提供を「報告又は資料の提出」に含むと理解するのは、私は困難だと思うのですが、そこについては当局は、閣議決定でやっているのか、それともこの法律に基づいて情報提供できるというふうに判断されたのか、どちらが優先ですか。

○総務課長（小山錠二君）　今、おっしゃいました、まずは自衛隊法、そして自衛隊法施行令に基づきまして、さらには住民基本台帳法に基づく第11条と第12条第2項に基づきまして、事務の一部ということで自衛官募集に対する事務の一部を行っているところでございます。

○19番（小園義行君）　本市がそれまで閲覧にとどめてきた、「住民基本台帳法に基づいて、閲覧はいいよ」ということで、そこまでは拒否できませんので実施してきた。それが、菅内閣の2020年12月18日の閣議決定後変わって、令和3年から志布志市も書面での提供になったんですよ。そこで、私は、とてもじゃないけど、この法律をそのまま読めば、自衛隊法第97条で「事務の一部を行う」と、これは「ポスター貼るぐらいはいいでしょう」ということですよ。自衛隊法施行令第120条は、「報告又は資料の提出」ということで、国が「資料の提出を求めることができる」と、全然これは理解が難しい。提供しなければならないというふうにはなっていないわけで、そこで、特にこの4情報を私の名前、性別、生年月日とかいうものについては、「特に独自の保護を必要とする」というふうに個人情報保護法でうたっているわけですが、2021年2月

5日付で、この通知が来たんですね。この閣議決定は、2020年ですよ、2021年2月5日付で通知が送られてきているわけですが、法の解釈については、一切説明がありません。ここに私は持っています。しかも「本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言である」というふうに、わざわざ通知にそれを書いておられるんですよ。これは持つておられますよね。それからしても私は、法の解釈について、この二つの法律は何ら「情報提供しろ」と、「文書や電子媒体でやれ」というのは言っていないわけですよ。やはりこれは、個人情報を中心に扱う自治体としては、住民基本台帳法に基づいて閲覧にとどめると、それが大事だと思うのですが。市長、わざわざ通知まで来ているけど、「これは技術的助言です」という地方自治法第245条の4第1項に書いてあるんですよ、わざわざそれが書かれて送ってきています。そこについては、市長の考えが最終的にはそうだとすればいいのですが、今の私が思っていることを言わせてもらいましたけれど、市長には、これについては一番最後に聞きますね。そういうふうに来ているのですが、この通知、そこを含めていかがですか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

閲覧ではなく「写し」ということで、今提供しているということですが、これにつきましては、先ほども申しましたように、住民基本台帳法の第11条そして写しの交付につきましては、同法第12条の2というところで、それぞれ「法令で定める事務の遂行のために必要であるという場合についてはできる」と規定されているところから、提供しているところでございます。情報提供につきましては、地方自治法施行令第11条におきまして、自衛隊法施行令第120条に規定された法定事務の受託事務として対応しているところでございます。

○19番（小園義行君） あなたたちは、そういう観点ですけど、もう一つ聞きますね。憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というふうになっています。この視点からしたときに、個人の情報を第三者に提供することをどのように考えるか。この第13条は、「プライバシー権をちゃんと守れ」と言っているのですよ。そこについては、どのように考えておられるのですか。

○総務課長（小山錠二君） 憲法第13条のプライバシー権ということですが、この憲法に基づきましても、これまで自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づきまして、法令に基づいて法定事務を行っているというところでございます。

○19番（小園義行君） もう一回聞きますね。自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条にはきちんとした法的な解釈として、「提供していいよ」というのはどこに書いてありますか。

○総務課長（小山錠二君） 繰り返しになるかもしれませんが、自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条に基づきまして、住民基本台帳法第11条と第12条の2の法定事務に関する事務ということで、事務を行っているところでございます。

○19番（小園義行君） そういうふうな理解なんですね。でも、これは言葉が悪いんだけど、最高裁がいわゆる憲法第13条について、2回ほど判例が出ているんですよ。いいですか、読みます

よ。「最高裁は憲法第13条について、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきであるということの規定して、何人もその承諾なく、個人に関する情報を第三者に取得ないし公表されない自由を有すると判断してきた」、最高裁での1969年12月24日の判決です。またもう一つは、「氏名や住所など個人情報についても、本人が（自己が）よくしない他者には、みだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるとして、プライバシー情報としての法的保護の対象となる」と判断して、2003年9月11日に判決が出ています。これは、どんなふうを受け止めますか。

○総務課長（小山錠二君） 先ほどの最高裁の判例ということでございますけれども、これを自衛隊への名簿提供と仮に比較するとするならば、先ほどのプライバシーの侵害及び肖像権は保護されるべきということに関しまして、最高裁として初めて明言されたということによって重要な判例であったということは聞いております。ただし、当該につきましては、公務の範疇ということですので、我々もその公務の法令に基づいて、この事務を行っているところでございます。

○19番（小園義行君） 最初の質問のところ、「日本国憲法を尊重し、擁護する」というふうに宣誓して、皆さん入庁されて仕事をされていますよね。憲法第13条でこうだよというのを求めているのだったら、そのとおりにやるだけでいいわけですよ。全国の自治体千七百幾らあるんですけど、全てそういうことでやっているということではないわけで、これはあくまでも安倍元総理大臣が、「協力をしていない自治体が、6割もある」という、あの発言から変わってきて、その後菅さんになって、こういうふうになっているんですよ。別に何を好んで「18歳、22歳の情報提供をしてください」というのを誰が言ってますか、「本人が望んでいないのに、勝手に情報漏えいしていいのですか」ということを私は言っているわけです。憲法上、法律もこうですよ。そこについては、やはりきちんと法律を尊重、擁護するという、そういう立場が必要だと思うのですけどね。そういった意味で、市長、今やり取りを聞かれています、どういうふうに思われますか。ぜひこれは、志布志市の市民の個人情報を本人が望まないのに提供されているということを誰も知らない、知らせてないんですよ。そういうことも問題だけど、きちんと今後こういうふうに対象の人に文書で通知する、意思を確認した上で提供する、それがない場合は「除外申請制度があるからしてください」と、そういうふうにするというふうには理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 令和6年度情報提供及び除外申請制度につきましては、市民の皆様により理解をいただくよう、市報3月号及び市のホームページにて、3月1日から5月31日までの期間、掲載記事による周知を行い、併せて4月に自治会使送の班回覧により、今までどおり周知を行うこととして考えております。

○19番（小園義行君） 私が今言ったのは、「今年もまた提供してください」と来るんですよ。そのときに18歳、22歳の個人情報が提供されるんでしょう。その対象の本人たちは、一切知らされていないから分からないんですよ。それをきちんと「あなたは今度対象だから、こうしますよ」と、「国に提供しますが、いいですか」と、そういうことをきちんと通知した上で、「いや、それは嫌だからやめてくれ」と言ったら、「除外申請の制度もあるから、申請してください」

という、そういうふうに対応するのかということを知っているわけです。これは、市長の判断でできるんですよ。別にこれは個人情報保護法という法律で考えたときに、「法令に基づく場合を除き、提供してはならない」とうたっているわけですよ。そこはね、きちんと市長が「いやもう、これまで提供していたけど、閲覧にとどめます」と言ったら、それで終わるんですよ。「住民基本台帳法に基づいて、国に対しては閲覧にとどめます」と、これでやったら職員の人たちも、本当に憲法や法律をちゃんと尊重し、擁護するという立場で宣誓して入っている人たちですから、きちんとそれが担保されるんですよ。市長が「もう提供はやめて、閲覧にとどめます」これで終わるんですけど、いかがですか。それができないのだったら、その対象の18歳、22歳の人に、「あなたの名簿を提供していいですか」と、そういうのと書面でちゃんと通知して返事もらった上で、「嫌だ」と言う人には、「除外申請があるからしてください」と、そういうことをきちんと対応するというふうに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 今のところは、従来の考え方で対応していきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今までどおりということは、法律が求めているのにもかかわらず、閣議決定を最優先として対応するという、そういう立場ですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、法令に基づいて対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） では、もう一つ聞きますね。個人情報保護法第69条第1項、これは「法令に基づく場合を除き」、いわゆるそういう「情報を提供していいよ」となっているんですけど、「法令に基づく」、法令は自衛隊法第97条とか、自衛隊法施行令第120条とか全然そういうことは書いていないんですよ。そこからしてもおかしいと、私は思うんですよ。一生懸命私も法律を読んで勉強して、今質問をしているんですよ。これは、当局もやはり真剣に答弁してほしい。

○総務課長（小山錠二君） 個人情報保護法の関係におきましても、個人情報の提供を制限しておりますけれども、同法の第69条第1項に基づき、法令に基づく場合については提供ができる旨と規定されておりますので、本件につきましても法令に基づき提供をしているものでございます。

○19番（小園義行君） できるというふうにはなっていないんですよ。今の課長の答弁は、重要ですよ。「できる」って、「提供してはならない」というふうにしてあるんですけど、いいですか。では、それについて、ちょっと聞きます。個人情報保護委員会事務局が出している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」というのが、2022年10月に一部改正になっています。今、課長がおっしゃった第69条第1項で、「できる」という、「該当する」という、「それに該当し得る」という、「法令に基づき提供できる」とあなたが言うけど、それに該当し得る法令の例として、会計検査院法、国会法、刑事訴訟法、弁護士法など、その中に自衛隊法施行令第120条は挙げられていないんですよ。これは「個人情報の保護に関する法律での事務対応ガイド」というのがあるんですけど、「提供していいよ」ということが、どこにもないわけです。それについては、ここまで僕は通告をしていませんけど、当然調べられたと思うから今言ったの

ですけど、いかがですか。

○総務課長（小山錠二君） 先ほども申しましたが、個人情報保護法第69条におきましては、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条に基づいてできる」とされているところでございます。

○19番（小園義行君） 「法令に基づく場合を除き、提供してはならない」というふうになっているんですよ。だから、今それちょっと矛盾していますよ。自衛隊法施行令第120条が、国が示したその個人情報保護委員会事務局というところが出した事務対応ガイドには、書いていないわけ。やはり市長、法律に基づいて閲覧はいいわけですよ。閲覧まで「させるな」と言っているわけではないから、本人の個人情報保護をしっかり担保するという意味で、「閲覧にとどめませんか」ということを、今僕は言っているわけです。ぜひ、市長にこれは判断を求めます。法律を犯してまでやる必要はないし、閣議決定もそれをしなければいけないという根拠にしている自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条についても、「やらなければならない」ということを一切書いていないわけです。だから、市長が1期目のときと同じように閲覧にとどめておけばいいんですよ。そうでなければ、もう一回聞きますよ。対象の18歳、22歳の住民に対して、「あなたの情報を自衛隊のほうに提供していいですか」ということを書面なり何かでちゃんと通知した上で、「私は嫌だ」と言う人がいたら、「除外申請の制度がありますから、申請してください」というふうにやるという、そういう立場で理解していいですか。

○総務課長（小山錠二君） 情報提供につきましては、その対象者個人への通知については、現在のところ考えてはいないところでありますが、先ほど申されております除外申請制度に基づきまして、引き続き市報、ホームページ等並びに自治会使送等を通じて、周知してまいりたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 順序が逆でしょう。提供していることを自分たちは知らないんですよ。知らないのに「除外申請の制度があります」と、「そら、何な」ということになりますよね。だから、順序立ててずっと法律に基づいて、日本国憲法に基づいてずっとやってきて、志布志市はそういうことを平気でやっていいのかということを問われているというふうに、僕は質問したんですよ。「憲法を尊重し、擁護する」というふうにあなたたちは、宣誓して入庁しているんですよ。その中で、こういう「ちょっと問題があるね」ということがあっても、堂々とそれを「住民のことなんかどうでもいい」といって、それはおかしいと思う。市長にもう一回聞きます。市長、これもう一回、あなたが最初当選されたときに戻しませんか。これは、閲覧にとどめておけば、何ら問題ないんですよ。住民基本台帳法は、閲覧するということは否定していませんので、そこについて、ちょっと市長にお聞きします。閲覧に戻しませんか。これは、紙でやらなかったからといって、何も不利益を与えられるようなことではないんですよ。

○市長（下平晴行君） 自治体の法定事務、受託事務ということで、これまでどおり継続して情報提供をしていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） では、今私が言ったようなことはやらないということですね。今までど

おりやると。もうちょっと、あきれよねと思いますけど、ぜひね、これ法律をちゃんと遵守してくださいよ。閣議決定があったからやるって、おかしいでしょう。僕は、そういうふうに思います。そのことを含めて、この件については、次から毎回質問をしたいなという思うぐらいこれは大事な案件です。個人情報、勝手に漏えいされているわけだから。「そんなのは許せないよ」と思います。これについては、また次の機会にやります。市長の立場は、そういうことだと理解しましたので、次にいきます。

虐待防止条例についてということをお願いします。今回、児童、高齢者、障害者に対する虐待の防止を図る目的で、市として条例を制定するとされています。この条例を制定することで、これまでの施策がどのように変わっていくのですか。

**○市長（下平晴行君）** 全国的に虐待件数が増加傾向にある中、平成31年3月議会及び令和5年3月議会におきまして、議員から児童虐待防止条例の制定の一般質問を受け、これまで検討してきたところであります。本市における虐待の発生につきましては、児童だけでなく、高齢者、障害者につきましても、年度によりばらつきはございますが、虐待事案が発生している状況でありました。このため、児童だけでなく、高齢者、障害者も含めた虐待防止条例を制定することにより、虐待のない、誰もが安心して暮らせるまちを実現するために、今回提案するものであります。特に市民等からの相談窓口となる市の責務や虐待が身近な問題であるという認識をさらに深め、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応につながるよう、市全体の意識の高揚を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、市長のほうからちょっとありましたね。虐待が悪いというのは、全ての国民が思っていると思います。今、市長のほうから、志布志市内でもそういう案件があるということでありました。では、教育委員会はどうですか。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

学校におきましては、日常的に児童・生徒の観察、それから定期的な面談やアンケートによりまして、虐待案件を1件でも多く早期発見して、深刻化しないうちに早期対応に努めているところでございます。虐待については、全職員で児童虐待防止の指導や支援体制の中で、迅速かつ的確に情報を集め、市教委への報告や児童相談所、そして市の福祉課へ通告し、関係機関と連携しながら現在も対応しているところでございます。各学校では、PTAや学校だより等を活用いたしまして、虐待について保護者へ周知を行い、虐待防止への連携協力を呼びかけております。学校、福祉課等の関係機関からは、児童・生徒に対する身体的虐待、ネグレクト、子供の見ている前で家庭内DVなどの心理的虐待やそれが疑われる案件の報告が届いているところでございます。したがって、今回の虐待防止条例の制定によって、今まで以上に市民全体で虐待防止についての意識の醸成を図り、誰もが虐待しない・させない、安心して暮らせるより良いまちづくりをさらに推進できるものと考えております。

**○19番（小園義行君）** それぞれ平成12年に児童虐待防止法、平成17年に高齢者虐待防止法、平成23年に障害者虐待防止法が制定され、法律がそれぞれの自治体に責務を求めていますね。これ

まで法に基づいて対応してこられたわけですけど、その結果、今回この虐待防止条例を策定しなければいけないというふうに、自分たちが長く対応してこられた中で、こういった判断でそれが虐待防止条例というふうになったのか、そこについてちょっとお願いします。

○福祉課長（若松利広君） 条例の制定につきましては、虐待に対する本市の姿勢や取組の方向性を示し、虐待のない、誰もが安心して暮らせるまちを実現するために、今回制定に至ったところでございます。

○19番（小園義行君） 平成12年と言ったら、20年以上児童虐待については、全部対応してこられたんですよね、その法律が求めていますね。そして、高齢者虐待だって平成17年ですので、もう16年以上もずっと対応してきた。障害者虐待については、平成23年、それでも10年前ですよ。その虐待の方針、ちゃんとしなさいと書いてあります。それを対応してきた結果、やはりそれだけではまずいという判断なのかどうかということをお聞きしております。

○福祉課長（若松利広君） 今回条例を制定したところでございますけれども、これまで当然、児童、高齢者、障害者それぞれ法律に基づきまして対応してまいりました。今回その条例を制定する考えとしましては、市民等からの相談窓口として市の責務を改めて認識し、これまで以上に法律を遵守した体制を整備し、関係部署、関係団体、関係行政機関との連携強化を図りながら、虐待の予防、未然防止、早期発見等に取り組むために、改めて条例を制定したというところでございます。

○19番（小園義行君） これまで、市は、ちゃんとやりなさいと法律が求めていますよ。今の答弁は、そのとおりしてこなかったというふうに受け止めていいのですか。

○福祉課長（若松利広君） 「これまで」と申しましたが、「さらに」というところで理解していただければと思います。

○19番（小園義行君） では、この法律を全部読むと、児童虐待防止法だけ国民に対する責務が書いてありません。ほかの高齢者と障害者は、国民の責務がちゃんと明記してある。児童虐待防止法だけ、国民には求めていないんですよね。法律が求めていないんですよ。今回、虐待防止条例をつくることで、市民にそれを求めるんですよね、児童虐待防止法との整合性はどうなるのですか。

○福祉課長（若松利広君） 確かに児童虐待防止法では、国民の責務というところは、記載されておりませんが、当然市民の責務としてこの今回の条例では、第5条で定める市民の責務につきましては、虐待のリスクの要因の一つとして、被養護者等のいる家庭の社会孤立が挙げられます。そのため、学校や職場、地域社会等の日常生活や社会生活の中で、被養護者や養護者等と関わり合いを持つことが重要だということで考えておりまして、市民の責務としているところでございます。

○19番（小園義行君） 憲法第94条が、「地方自治体は、法律の範囲内で条例を定めることができる」と、条例制定権をうたっています。「法律の範囲内で条例を定めることができる」としたときに、児童虐待の防止等に関する法律は、国民にその責務をうたっていないんですよね。教育長、

うたっていないですよ。でも、この防止条例だと「市民にちゃんとやれ」と言うんでしょう。その整合性がどう担保されるのだろうかと思って聞いております。

○福祉課長（若松利広君） 確かに児童虐待の防止等に関する法律には、国民の責務の規定ということはないところですけども、この防止条例につきましては、高齢者、障害者、児童それぞれ含まれた形の防止条例を策定しているところでございます。こういった意味でも市民の責務といいますのは、先ほど申し上げたとおり、市民全体がそういった養護者、被養護者に関わることで、未然に虐待を防止しようという観点から、市民の責務としているところでございます。

○19番（小園義行君） それはもう虐待はいけないんですよ、それはいけないと分かるんですよ。でも、憲法が「条例をつくる時は、法律の範囲内ですてね」とうたっている以上、自治体は、その法律の範囲内で条例をつくらないといけないわけですよ。今回、児童虐待防止等に関する法律、これがあつた上で、そこに今度は条例をつくるというんでしょう。ほかの高齢者と障害者の法律には国民の責務というのはあるんですけど、児童の法律にはないわけですよ。ないのに市民に「それをちゃんとやれ」って、「法律を超えてやれ」となってしまうから、その整合性はどうかと、そこを聞いています。これは難しい問題ですよ。

○福祉課長（若松利広君） 児童虐待におきましても、重要であることには変わらないということ踏まえまして、今回条例を定めたところでございます。

○19番（小園義行君） ちょっとこれは後で、また論じますね。その前に、これと同じように志布志市がいじめ防止条例を制定されたわけですね。「いじめ」は、虐待と同じという定義で捉えていいのですか。

○教育長（福田裕生君） 「いじめ」というのは、非常に広い、広範な捉え方の言葉だというふうに捉えております。いろんな人間関係の中で大人と子供の間関係もあれば、子供同士の関係もあれば、大人同士の関係もあるというふうな捉え方で、その中の一つにまた虐待というふうな捉え方をしているところです。保護される側、する側の関係性の中で、虐待ということが発生すると思っております。

○19番（小園義行君） 教育長、そういうことですね。じゃあそこで、本市がいじめ防止条例を制定されたのですが、条例を制定した時点とその後の状況がその条例をつくったことでどのように変わったのか、教育委員会としての考えを求めます。件数が100件あつたのが10件になったとか、そういうことも含めて、全体的なものを含めてお願いします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

志布志市いじめ防止等に関する条例が制定された令和元年度の本市のいじめの認知件数は、小・中学校合計で759件、施行された令和2年度が553件、その後令和3年度が454件、令和4年度が306件というように、いじめ防止等に関する条例が制定されたことによって、児童・生徒や保護者のいじめ防止に関する意識が高まり、認知件数は、年々減少傾向にあります。

○19番（小園義行君） やはり条例をつくってよかったんですよ、今のこの件数だけ見るとね。

でも、条例はできたけど、教育長の立場からしたときに、「まだまだだね」という思いなのか、「やっぱりつくってよかったね」という思いなのか、いろんな思いがあるでしょう。いかがですか。

**○教育長（福田裕生君）** 条例ができて非常に良かったなというふうに思っております。このことによって、市民全体でいじめとことこの認識が非常に深くなった、される側の思いを主とした捉え方によって変わってきましたので、その認識が多くの方々に浸透して行って、我が子に対しても学校内において「相手がこういう思いにならないようにすることが、大事だよ」ということを、家庭内においても指導がなされるような状況が年々できつつあると、それによって減ってきていると思っています。

**○19番（小園義行君）** 虐待とか、いじめとかいうのは、本当になくなってほしいけど、なかなか難しいことだと思うんですね。「虐待をやめてください」と言っても、見る人から見たら「虐待しているね」と。例えば私とうちの息子との関係が見えないところで、ある公のところちょっと僕が「しんちゃん駄目でしょう、それ」ってちょっと大きな声出したら、虐待しているというふうに、その人は受け取るかもしれません。私とうちの息子との関係性では、それはごく当たり前のことだけど、大きな声で叱って虐待していると、こういう難しさが僕はあると思うんですね。もちろんいじめについては、明確な定義がきちんとあったり、虐待の定義もありますけど、関係性という意味で非常にこれは難しい。この条例をつくることで、「大変な思いをするのは、当局の人だね」というのがちょっとあるんですけど。この件についてもう一回聞きますね。法律で国民に責務を求めています。高齢者と障害者は「国民の責務として」と第4条で、国民は云々と書かれているけど、児童虐待防止の法律にはないんですよ、僕も何回も見ただけじゃない。条例制定権を憲法第94条がうたっている手前、「法律の範囲内で条例をつくることができる」としているから、そこについては、今後委員会付託になっているでしょうから、ぜひその委員会でも答弁としては、今のところ課長のほうからもきちんと明確なものが出ていけませんので、その「法律の範囲内で条例を定めることができる」ということも含めて、整合性がどうなのかという点については、ぜひ委員会で答弁をしていただきたいものだと思います。そういうことで、今後これが変わっていくんでしょう、これまで法律に基づいてやってきたのがさらに深くなっていくという意味で、本市が人材確保することを今回のこの条例案では定めていますね。そういったもの、専門的な知識を有する人、そういったものをきちんこの虐待防止条例をつくることで人を配置する、そういう人材の確保がどういうふうになっているのか、ちょっとお願いします。

**○福祉課長（若松利広君）** 現在、虐待の通報及び相談の窓口につきましては、主に福祉課及び保健課等の職員が対応しております。専門的な知識を持った職員の配置につきましては、高齢者への対応につきましては地域包括支援センターに社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を配置しております。障害者への対応につきましては、関係団体であるそお地区障がい者等基幹相談支援センターに相談支援専門員、精神保健福祉士、社会福祉士、保育士及び公認心理士等が配置されておりますので、技術的援助及び助言等を求めているところでございます。また、児童につ

きましても、専門的な知識及び技術に基づき、児童相談所が主体となって対応しているところがございます。引き続き専門的な知識を持った人材の確保に努めながら、組織の再編であったり、グループ制を導入する中で、人材等の活用が図られるものと考えているところがございます。

○19番（小園義行君） これについて、もう一つお願いします。今回条例ができると、児童虐待についても教育委員会の所管から離れて、虐待に関しては、福祉課のほうが所管というふうになっていくのですか。

○福祉課長（若松利広君） 基本的に虐待ということになりますと、福祉課のほうで対応しないといけないのかなというふうには考えております。

○19番（小園義行君） 教育委員会から離れて、虐待に関しては福祉課にいくという、今の答弁はそういうことですね。いじめはこっちだよ、それも含めてどうなのですか。

○教育長（福田裕生君） いじめにつきましては、教育委員会が所管しております。児童虐待につきましては、現在も福祉課のほうで主たる所管として対応していただいております。

○19番（小園義行君） では、教育委員会が「虐待を受けている」という子供を見たら通報しないといけないとなっているんですよ。学校現場に福祉サイドの人が来るとかいう形は、なかなか難しいですよ、正直言って。含めて、虐待は福祉課なんですよ、今もね、そうなんですよ。虐待といじめのその境というのは、非常に難しく、僕から見たら判断が付きにくいなという思いがあるのですが、一応、虐待は福祉課のほうにお願いしてありますという理解でいいんですね。

○教育長（福田裕生君） 虐待につきましては、家庭内における養育者から子供へとといったような状況が多いわけがございます。その報告等があった場合は、児童相談所への通告義務がございます。それから、本市におきましては、福祉課のほうにつながりますし、具体的にどういう手だてで接していくかといいますと、教育委員会に配置しております例えばスクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラーとか、教育相談員を間に入れつつ、福祉課のほうへつないでいくというような方法も今も取っているところであります。ですから、発生したらすぐそのまま「お願いします」ということではございません。

○19番（小園義行君） そこについては、お互い連携してやっていくという、法律もそうですが、条例もそういうことだと理解していいですね。全部福祉課に丸投げみたいなことにはならないよね、それは、そういうことだと分かりました。ぜひ、あとは、委員会でちょっと先ほどの件とかお聞きしたい。

次にいきたいと思います。学校教育についてということでお願いします。新しく入学する児童・生徒、小学校そして中学校の入学に至るまで、どういったことを経て入学に至るのか、ちょっとお願いします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

就学時に子供一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その子供の状況に合った就学先や学びの場を判断するために、教育委員会では各関係機関と連携を図りながら、早期から一貫した教育支

援を行っております。具体的に申しますと、小学校に入学する前年度、1年前の5月から6月にかけて、幼稚園、保育園、こども園、療育施設等に対しまして、就学先決定までの流れについてまずは説明を行っております。その後、希望される保護者には、8月から9月にかけて、就学先となる学校や学びの場についての教育相談会を行い、子供の発達の状態、これまでの幼稚園・保育園での療育の状況、教育の内容や方法に関する保護者の意向等を十分にお聞きしております。10月に入りましたら、就学时健康診断を行い、その結果等も踏まえながら、11月に教育支援委員会を行い、発達や障害の状態、教育上必要な支援の内容等について、専門家からの意見聴取を行っております。その後、本人及び保護者と教育委員会そして学校間で就学先や学びの場について、保護者の意向を十分に尊重しながら協議を重ね、教育委員会が子供の就学先を決定することにしております。ただし、就学先が決定した学校や学びの場は、その後も固定化するものではなく、それぞれの子供のその後の発達や成長の状況等を勘案しながら、進級時に柔軟に変更できるようにしております。

○19番（小園義行君） 中学校についても、今と同じような流れですか。

○教育長（福田裕生君） 中学校についても、同じような流れでおります。

○19番（小園義行君） そこで、今回特別に配慮が必要と思われる児童への対応について、ちょっと先ほど触れられましたけど、もう一回お願いします。入学に当たって「この子供は、少し配慮が必要だよ」というときに、例えば養護学校なり、支援学級なりいろいろあるわけですけど、その特に配慮が必要と思われる児童への対応は、どういう状況ですか。

○教育長（福田裕生君） 幼稚園、こども園、保育園等からの状況、それから保護者の意向等を聞いた上で、11月に教育支援委員会というものを開催いたしまして、専門家からの意見聴取を行い、その状況等を保護者と教育委員会の担当者と語っていきながら、保護者の意向を十分踏まえた上で、その後の4月からの就学先であるとか、または支援学級がより適するののか、通常学級で学んでいくのか、そこらあたりは調整を図りながら合意形成を図っております。

○19番（小園義行君） その就学时健診のときに、少しこの子供さんについては、学校の先生、お医者さんとかが、「障害があるのかな」とか「ちょっと特別に配慮が必要だね」ということで、いろいろあった場合に、流れ的には教育委員会がこの教育支援委員会に諮問するとこれです。規則でね。私の息子が行く頃は、いわゆる志布志町障害児教育支援委員会、当時は指導となっていたのですが、それが支援に変わって、障害児となっていたのが変わって、今は教育支援委員会となっていますね、規則でね。そういう子供さんが、仮に今度小学校に入学するようになったときに、どういった対応になっていくのですか。そこをちょっとお願いします。

○学校教育課長（上木勝憲君） お答えします。

教育支援委員会の中でいろいろ相談があった場合については、それぞれの学校あるいはこども園等の日頃の状況を聴取しまして、いろいろな状況、例えば学校生活を送る上で通常の学級の中で生活をした方が望ましいのか、それとも特別な支援を要する学級のほうがより子供を伸ばすことができるのか、そこを勘案しまして、保護者の意向もしっかりと確認をしながら、そしてこど

も園の園長先生のお話や学校の校長先生のお話、いろいろな医学の専門家のお話、養護学校の先生のお話を勘案しながら、参考として判断をしております。教育委員会としましては、そのような意見を踏まえながら、参考として判断をするようにいたしております。

○19番（小園義行君） 今の流れでいくと、最終的にお父様、お母様が、「いや、私の子供は障害がある」と、仮に私のように認めている人が、「でも、やっぱり普通の学校にやりたい」と言ったとき、親の意見が大事だということでしたね。障害があるというのをお父さんもお母さんもきちんと認められた上で、例えば、Aという小学校に入学をする。その際に支援学級なり、それぞれあるでしょう。教育委員会が判断されて、そのお父さんお母さんの意見も聞かれた上で、教育支援委員会に諮問をするという形なのですか。それはもうなくて、親が「ここだ」と言ったら、それでいいという判断なのですか、どっちですか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 学校教育課としましては、教育支援委員会のほうに諮問をしておりますので、様々な御意見がそこで出されます。この子供にとってより良い就学は、どこにあるのかというのを模索しながら、一番この子を伸ばすには、どの学びの場所が必要なのかというのを考えて結論を出すようにしております。その中で一番大事なのは、保護者の意向でありますとか、学校の施設や様々な支援体制の状況を把握をしないといけないと思いますので、そちらも把握をしながら対応をしようと考えております。

○19番（小園義行君） その教育支援委員会の中で、例えば、うちの息子がいいですよ、「シンノスケ君は、志布志小学校でいいですよ」となったときに、「障害があるから、お父さん、お母さん、必ずずっと一日学校に来てくださいね」という、そういったことまで求めるということは、一切ないというふうに理解していいですよ。

○学校教育課長（上木勝憲君） 基本は、そういう要望等はしないと思っておりますが、学校の施設や人的な配置等もありますので、状況によっては御相談をしなければならないときもございます。ですので、そこはいろいろな相談をした上で、一番この子供にとって大切なのはどこなのか、どんなふうにしたほうがより子供たちが学校生活を送る上で、一番最良な方法はどこなのかというのをお互いに意見を交換しながら、要望することもございます。

○19番（小園義行君） 私も最初の子供、長男でしたから、学校に行くのにすごく不安ですよ。「学校がちゃんと見てくださるのかな」とか、そういったことを思って、なかなか自分の要望とか言いにくいですよ。学校には入学させたいと思っているから、そのときに今課長の答弁だと、「お父さん、お母さんをお願いすることもある」というふうに今ちょっと受け取ったんですけど、それはやはり私から見ると、例えば今、人的保証とおっしゃいましたね。支援員がいないとかいようなことで、「お母さん来てください」、「お父さん来てくださいよ」と、これは、当局の責任においてきちんとやらないと、「人がいないから、来てね」と言ったら、学校の先生がいないから、どこかの人をお願いして授業をさせるということはできないでしょう。だから、それを考えると、お父様、お母様は、そういうとき、言い出しにくいわけですよ、僕もそうでした。でも、ちょっと私は強かった。だから、僕は、「そんなことは、一切しません」とはっきり言って、そ

こに入学できたんですよね。だから、「お父様、お母様、来てください」ということが仮にあるとしたら、障害者差別解消法というこの法律から見ても、それを志布志市が求めているとしたら、とんでもないことだと。そういうことにはならないですよということ、僕は質問しているんです。どうですか。

**○学校教育課長（上木勝憲君）** これは、議員がおっしゃるとおりで、一番子供たちのことをまず考えないといけません。合理的な配慮をするというのが、もちろん市の務めでもありますので、そこは、一番考慮しなければならないことだと思っております。先ほど申しましたのは、どうしてもできない場合もございますので、そのときは、お互いに話をしなければならない。基本は、まず子供にとって一番より良い環境をつくるということが大事ですので、人的な保証であったり、あるいは環境であったり、そのような対応をして考えて話合いに臨みたいと思っております。

**○教育長（福田裕生君）** 今、課長が述べたとおりでございます。基本的には、学校の職員でしっかりと対応していくことがまず大事なことでありますし、そのようにしているつもりでございます。そのこともあって、特別支援教育の支援員の配置もさせていただいております。今、課長が申しましたのは、例えば4月の入学時に、まだ子供が十分学校の環境に慣れられない状況のときに、少し朝の1時間でも30分でも子供の様子を離れたところから見ながら、「学校の職員に対するアドバイスをもらえませんか」とか、そういったことでお願いすることは、これまでも私自身も教諭時代にはあったところでございました。それが常時的にあるということではございません。それからもう一つは、校外学習に全ての子供と一緒に出るときに、常時その子供の横に付いていることは、なかなかかなわないことがございますので、そういう場合には、御相談を申し上げて、ある一定の時間付き添ってもらったりとか、若干離れたところで緊急のときに手を貸していただいたりするような、安全確保のための状況をつくるようなお願いはすることはございます。

**○19番（小園義行君）** 教育長に私が言うのは「釈迦に説法」ですけど、そういう障害児教育、そういったものをずっと経験されてきていますので、今からも十数年前ですけど、保育所から「お兄ちゃんと同じ学校に行きたい」と、身体に障害のあった子供がいて、相談がありました。一般質問をさせていただきました。時の首長が、「きちんと対応します」と言って、看護師の人を支援員という形で配置されたことがあります。それが本来行政としての在り方だと、僕は思うんです。そこに例えば今の社会の状況を見ると、人材の確保、人がいないとかいろんなことがありますね。それでも、やはり市長が「住んでみたいまち、住んでよかったまち」「誰一人取り残さない」というこの方針がありますので、これは市長にちょっとお伺いします。教育委員会は、そういう立場だと分かりました。市長、人がいないから「お父さん、お母さん来てね」という、そういうものにはならないと思うんですよ。ぜひそこについては、当局としてしっかりと設置者としての責任と併せて、市長という立場からそういう子供が入学するに当たって、お父さん、お母さんが心配のない状況をつくり出すという、そういった意味では、今、やり取りを聞かれたと思うんですけど、市長も教育長や課長の答弁と全く同じように、きちんと対応するという理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） これは、教育委員会からの要請等で、職員の配置についてももしっかり対応しておりますので、全くおっしゃるとおりだというふうに思います。

○19番（小園義行君） では、そういうことが今後起きないということで理解をしましたので、次の質問に移ります。

会計年度任用職員について、ちょっとお願いします。本市では、これまでの議会の答弁からして、約300名からの会計年度任用職員という立場で、職員の皆さんがそれぞれの分野で仕事をいただいております。その人たちに対しての首長としての考え方、どんな認識をもってその職員の人に向き合っておられますか。

○市長（下平晴行君） 現在本市においては、令和6年1月1日現在で292人の会計年度任用職員の方が働いております。また、職種については一般事務補助、道路作業員、学校助手、専門職である看護師など、多岐にわたっております。そのようなことから、会計年度任用職員の方は、本市の行政運営を進めていく上で、重要な担い手となっていただいていると認識しているところであります。今後も、職員と会計年度任用職員が共に協力しながら、市政運営の発展のためにそれぞれの職種の役割に応じて、業務に当たっていただきたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 教育長は、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 現在、教育委員会におきましては、学校助手、学校司書補、特別支援教育支援員、学校教育専門員、公民館主事など145人の会計年度任用職員の方が働いてくださっております。教育委員会におきましても、学校教育や社会教育、文化・スポーツなどのより良い環境を整え、児童・生徒や市民に質の高いサービスを提供していく上で、非常に重要な担い手となっていただいております。今後も市長部局と同様に、勤務する全ての職員が共に協力しながら、市民サービスの向上と教育行政の充実振興のために、それぞれの職種の役割に応じて、引き続き職責感と働きがいをもって職務に当たってくださるような環境整備もしてまいりたいと思っております。

○19番（小園義行君） 市長部局そして教育委員会にしても、それぞれ約300人前後の人がそういう形ですね。そこで、この会計年度任用職員の制度というのは2024年4月、約3年前に導入されて、今、地方公務員法の適用を受けているわけですね。地方公務員として、働いているわけです。そこで、地方公務員法の適用は受けるけれども、身分の保障というのが十分とは言えないというふうに僕は思います。そういったところで、正規職員の方々との比較で考えたときに、賃金や一時金、諸手当、休暇などは、どういった状況なのかというのをちょっと教えていただけますか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

職員と会計年度任用職員との違いということでございますが、一般事務補助の会計年度任用職員におきましては、職員の給料表の1級の表と比較をしている場合におきまして、期末・勤勉手当を含めまして、職員の場合は、年間総額230万円程度となるところでございます。一方、会計

年度任用職員につきましては、160万円程度ということでございます。休暇につきましても、職員に準じまして年休、病気、特別休暇、産休、育休、夏季休暇と行っておりますが、ほぼ職員に準ずる形での服務規程が定められておりますので、おおむね準じているというところでございます。

○19番（小園義行君） 今、この賃金にしてもこういう状況だということでありました。ぜひ冒頭でお聞きしたように、市長も教育長も、この会計年度任用職員の方々がおられないと行政は回らないという、これは、共通した認識ですよ。ぜひ、ここについては、安心して働けるという、そういったものが重要だと思います。そこで任用に当たって、国は、3年としていますよね。それはまた再度の任用について、今公募されているわけですけど、そこらは、若干変わっていると思います。再度の任用のときには非公募で制限を設けなくて任用するという、その勤務の実績、実証に基づいてきちんと対応していくというのが、僕は、必要だろうと思います。言葉が悪いんですけど、教育委員会では今は期限付き教員っていませんよね、「臨時的任用教員」と言いますよね。「校長先生が望めば、2年は継続していいよ」みたいなのが前はあったんですよ。それも何か不安じゃないですか、一年一年ね。だから、ぜひ学校の先生もそういう状況があったりするわけですよ。市長部局においても、ぜひこの再度の任用となったときに、公募じゃなくて非公募で、「あなたが頑張っているのは、よく分かっているから、お願いしますよ」という、その制限を設けなくてそういったものにはできないものだろうか。言葉は悪いけど、仕事が頓着のない人だったら、それは、誰が見ても駄目ですよ。一生懸命されているというそういうものが見えている実証があるのだったら、この公募ではなくてやるというぐらいのそういうことにしませんか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

募集、選考ということでございますが、令和5年度までの採用につきましては、毎年ハローワークのほうを通じまして、公募を行い、面接による選考を行ってきたところであります。しかし、これまでの様々な議論、そして国の制度の中で、会計年度任用職員の精神的な負担を少しでも軽減するというようなことで、令和6年度からの任用方法につきまして、現在見直しを行っているところであります。先ほど言われましたとおり、令和2年4月1日以降会計年度任用職員として3年以上経過していることもございます。その勤務の実績を見て、再度の任用の申請を申し出ただけであれば、これまでハローワークに応募していたということもなくして、今後、人事評価に基づく任用の可否を決定するという方法に変えていきますので、おおむね3年ごとの公募というような形で制度を見直すこととしております。

○19番（小園義行君） それは、あくまでもその人がどういう仕事をされてきたのか、仕事ぶりですよ。当然それはもう当たり前であって、実際本当に地方公務員法の適用を受けていますので、今、課長の答弁を聞いて、僕は本当に安心しました。ぜひ、志布志市の行政は、その会計年度任用職員の方々がおられないことには回らないという、これはもう本当に同じ認識だと思います。その人たちの待遇改善というのにも、一生懸命取り組んでおられると思います。ぜひそうい

う形でやっていただいて、志布志市の行政が滞ることなく、市長が目指しておられる「誰一人取り残さない」、そういうまちづくりのために全力を挙げてやってほしいものだと思います。今の答弁でよく理解しました。

今回、いろいろ質問させていただきました。議員もみんな一生懸命です。そして、当局もそれに対して一生懸命答弁いただいていると思います。私たち自身がなぜ、この議員という仕事をさせていただいているかということ考えたときに、一生懸命良いまちづくりを当局と一緒にやっていく、そういうものが根底にあるわけですよ。ぜひですね、議員が質問をするときには、「俺の課には、質問は来ないのかね」というぐらいの積極的姿勢もあっていいなというふうに、僕は、個人的には思っています。でも、今回の一般質問を通じて、ぜひ我がまちがさらにいいものになっていくように、市長、2期目の折り返しも過ぎましたので、ぜひ全力で取り組んでいかれることを心から期待をして、私の一般質問を終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

来週11日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後4時15分 延会

## 令和6年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和6年3月11日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

隈 元 香穂子

出席議員氏名 (20名)

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正
危機管理監 萩 原 政 彦	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名します。

日程第2 一般質問

○議長（福重彰史君） 日程第2、一般質問を行います。

4番、隈元香穂子さんの一般質問を許可します。

○4番（隈元香穂子さん） 皆様、おはようございます。

初めに、子育て世代の御家庭、これから出産・育児に向かわれる方々が直面し、喫緊の課題となった小児科医療問題について、質問してまいります。全協などでお尋ねしたことのある質問もあろうかとは思いますが、本日、議会議中継を御覧の皆様、後日ホームページで確認される方々に、できるだけ知っておいていただきたいと考えますので、執行部の皆様には御理解の上、御答弁いただきますようお願い申し上げます。この3月、とうとう志布志市から小児科を専科とする病院がなくなってしまうということで、小さなお子様をお持ちの御家庭では、今後の心配はもとより、現に大変な御苦勞をなさっていらっしゃるのではないかと気をもんでいるところです。昨年、予防接種だけでも継続の御協力いただきました井手小児科が廃院し、この3月をもって、たった一つの小児科専門科として多くの子供たちの心と体の健康をしっかりとサポートしてくださっていた、ひろた小児科が閉院となります。そこで、この小児科医療について現在どのような取組をもって、市民の皆様これまでと近い形で、安心を提供しようとしていらっしゃるのかお示してください。

○市長（下平晴行君） 隈元議員の御質問にお答えいたします。

小児医療は、子供たちの成長と発達、感染症や免疫系の問題に対する予防措置など、様々な健康問題を早期に発見し、適切な治療を行うことで、子供たちの命を守る大変重要な役割を担っております。現在、本市が行っている小児医療の取組につきましては、広域的な取組としまして、曾於医師会立病院への外部医療機関からの派遣医師による週一回の小児科外来の開設や、都城医療センター、都城市郡医師会病院への大学病院からの小児科医の派遣を行っており、夜間対応につきましては、大隅・都城両圏域で、夜間急病センターの運営を行っているところであります。このような状況の中、市内唯一の小児科専門の医療機関が閉院する事態を受け、今回、小児科誘致の支援策としまして、事業承継も含めた小児科開設の補助金制度を提案するものであります。小児科不在の空白期間の一刻も早い解消を図り、本市が目指す「安心して子育てのできるまちづくり」の実現に努めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 今のお話で、誘致に向けて開設支援事業補助金を設定したということですが、小児科新規開設・事業承継、土地建物購入費などに9,000万円、ランニングコストが

500万円、これは運転資金として2年間補助されるということで、合計すると1億円の予算です。これは、2年経過して、その先まだ必要とあれば、当然補助は継続する前提ということによろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのとおりであります。

○4番（隈元香穂子さん） 予算説明資料を見ても、少し理解しづらかったので教えてください。この補助対象事業のところの一つ目、市内において新たに小児科を診療科とする医療機関を開設する事業、二つ目に、医療体制の維持のために事業継承により小児科を診療科とする医療機関を開設する事業、この二つの違いを分かりやすく教えてください。

○保健課長（西 洋一君） 今回の補助金の概要につきましては、今御指摘のありましたとおり、開設準備の補助金として新たに開設する小児科に対する補助、それから事業承継による開設による補助と、二つのスキームによる補助金の制度となっているところです。まず一つ目の新たに小児科を開設するというところにつきましては、新規で土地を購入して、建物を建築して、小児科を開設するといった事業となります。それから二つ目の事業承継につきましては、既存の医療機関を事業承継により改修等を行いまして、小児科を開設するといった事業になるところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） この小児科開設支援事業補助金は、昨年3月に議場で御紹介いたしました自治体の一例、宮城県栗原市が産婦人科と小児科の開業を促すために、開設費の一部を助成する事業、たしか小児科は1億2,000万円の支援額でした。こういった先進事例に倣って、導き出してくださったものと思います。こういった開業に結び付く支援事業を用意してくださったことは、一步前進かなと思うわけですが、次は、これを広範囲に向けて周知させ、該当者、医師を募っていく手立てが必要になります。小児科医療体制を早急に整えることは、多くの子育て世代にとって切実な願いです。急を要するということは、執行部も重々認識されていることでしょうか。募集については、既になにがしかの計画がなされていることと思われまます。その手段、方法は、どのようにお考えかお答えください。

○保健課長（西 洋一君） 募集方法につきましては、市のホームページはもちろんのこと、全国の医師が登録する情報配信サイトの特設ページの掲載と併せまして、登録者向けのメールマガジンによる配信など、ピンポイントでの情報発信を行うこととしているところです。また、SNSによる情報発信以外におきましては、鹿児島大学病院のほうに曾於医師会の会長、それから市長とともに訪問をしていただきまして、本市の現状及び今回の補助金創設をお伝えして、人材募集の協力を行う予定としているところです。それから、今回債務負担行為の承認をいただきましたので、2月26日、承認をいただいた同日付で、市のホームページのほうで情報を発信しているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 産婦人科学会のホームページには、地域医療を希望する医師への求人が出ていているののですが、小児科学会のホームページには、そういった求人はされていないのでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 現在のところ、まだそちらのほうには相談はしていないところがございます。

○4番（隈元香穂子さん） そちらもお尋ねになってみてください。あと、ひろた小児科さんが閉院された後の施設利用に関しての計画、いつまではまだ残務が残っているとか、そういった状況があると思いますが、そちらを教えてください。

○保健課長（西 洋一君） これまでひろた小児科の先生方とは、閉院に関しての協議、それから今回の補助金創設についての協議をさせていただいておりました。その中で、3月の閉院後につきましては、いろいろな残務等の処理があるということで、5月ぐらいまではそういった作業があるというふうなお話は伺ったところがございます。

○4番（隈元香穂子さん） 小児科医療に関しては、産婦人科同様、緊急対応が求められることから、高いリスクを持つわりに保険点数が低くて、開業しても経営的に厳しいということで、医師にとっても移住だ、開業だとなると、なおさらのこと来ていただける専門医を見つけることは、非常に困難だと思われまます。ひろた小児科閉院後に施設利用がかなうのであれば、まずは専門医に週に3日とか、2日とかでも構いません、そこで診療をしていただく。それでもないものと比べれば、十分当座の安心は確保できるかと考えております。そちらは、検討されているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、後からサテライト方式ということについて、答弁しますが、ある関係機関との連携はしっかり取っているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 先月、医師を含めた医療関係者とお話をする機会があったのですが、標榜に小児科を持たない内科、または内科以外であっても、多かれ少なかれ小児科の勉強はしてきていらっしゃるということで、風邪や発熱、腹痛、下痢、嘔吐などの軽い症状については診察をして、緊急性の高い症状であったり、一定期間治療、投薬をしても寛解に至らないと、そういった場合は大きな病院を紹介する形をとる、そういった方法が一番いいのではないかという意見がありました。こういったことは、医師会のほうともお話しされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことも含めて、話をしているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 「子供は診れません」ですとか、まずは内科での受入れ、それを問診、診察、それだけでも構いませんので、医師会のほうでもしっかりと話し合っていたきたいということを進言していただきたい、そう思います。曾於医師会立病院の小児科も、霧島医療センターから週に一回専門医師が来てくださっているだけで、新規患者には対応をしていません。鹿児島大学病院からも医師派遣先は、鹿屋医療センターと霧島医療センターだけのようですし、夜間診療も小児科には対応していないと、診察していただけない場合がほとんどのようです。この現状は、御存じでしたでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、鹿屋医療センターの医師との連携と申しますか、そういう話はしたところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 曾於市の松岡救急クリニック分院が、辛うじて小児救急を診てくだ

さってはいますが、やはり発熱や感染症が中心のようです。井手小児科の場合もそうでしたが、閉院と分かってから行政が取り組んでくださる様々なことが、なかなか功を奏していかない。もっと言えば、井手小児科が閉院するという連絡があった時点で、既に先進事例を紹介していたのですから、小児科開設支援事業補助金もしくは事業継承補助金など、すぐに提示すべきだったと考えます。「井手小児科がなくなっても、ひろた小児科があるから大丈夫だ」と、そういった甘く見ていたような気がします、そちらはありませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 甘くは見えていないですけども、取組については、医師会のほうとも話をしながら進めてきたところですが、確かに「予算を幾ら」というのは、担当課のほうで先進事例等も含めて研修をして、今回の支援策を提案したところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 井手小児科がなくなるという時点で、ひろた小児科さんが1軒になるわけですから、当然負担は大きくなると、ましてや弘田先生も大きな病気をされていらっしゃるわけですので、こういったことは、大いに予想されたのではないかと、そういうふうに思ったものですから、こういった質問をさせていただきました。井手小児科が閉院される時期に、議場で「志布志市には標榜に小児科をあげている山口内科、志布志中央クリニックがあります」と申し上げました。以降、小児科での受診がいずれも徐々に増えてきていると聞いております。昨日の新聞にもありましたが、医師不足や医師の働き方改革で、地域医療への招致は、ますます難しいものとなります。山口内科、志布志中央クリニックに小児科を強化していただく、先ほど申し上げました質問の2番目ですが、実際今ある医療資源を活用する、そういった支援をするというお考えはありますでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 今回の補助金につきましては、小児科診療を専門とする施設を開設するというのを要件としておりますので、例えば既存の医療法人が敷地内に増築をして、そこで小児科専門の診察をするということについても、開設する場合の対象という形で柔軟に対応はしていきたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） そういった場合も、やはり9,000万円の予算の中から、かかる経費を補助していくということによろしいですか。

○保健課長（西 洋一君） その内容等をまた審査会でしっかりと見ながら、対象となれば、補助対象としたいというふうに思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 既存の医療資源の活用を応援していく、そこを広げていただくというところが一番の近道のようなのですが、「調査だ、研究だ」との答弁ではなく、今は確かに患者さんも増えていらっしゃるということですから、そちらが一番早いのかなと考えるところでした。検討を重ねる必要がある小児科医療問題です。金銭の大小だけで招致できるとは思いませんが、できる限りの精いっぱいサポートをお願いいたします。そこでお尋ねいたしますが、大隅4市5町保健医療推進協議会における大隅地域産科医師確保支援事業に500万円の予算が出ているとお聞きし、「これでは、とても足りませんよ」と意見をしたことがありました。令和6年度からは700万円に引き上げられるようですが、この産科医療確保支援事業同様、小児科医療確保事業

というのを盛り込まれていく予定はないのかお尋ねします。

○保健課長（西 洋一君） 大隅4市5町での産科医確保の取組の一つとして大隅地域産科医師確保支援事業ということで、現在事業を行っているところでございます。今回の小児科の問題につきましては、まだこの4市5町の協議のテーブルには上げていないところでありますが、まずは志布志市内に小児科がなくなるということで単独事業という形になりますが、今回補助金を創設させていただいたということです。今後におきましては、またこの4市5町での協議の中で、小児科誘致については今回志布志市だけではなくて、大崎町にも大変影響を及ぼしておりますので、その辺とも十分協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 今おっしゃるように、近隣の自治体からこちらに受診に来られていた方にも、本当に大きな影響を及ぼしている、そういう現実があります。今はまだ小児科があっても、問題のない地域であっても、いずれ本市のように、一つ、また一つと消えていってしまうかもしれません。後手後手になることのないように備えておいていただきたい。ぜひ、そちらの提案もしていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのようにしっかりと、どういう形での取組がいいのか、額にしてもしっかりと内部で検討してまいります。

○4番（隈元香穂子さん） それでは、究極の質問になりますが、今、最も求められている小児科、産婦人科を公営の診療所として、設立するお考えはありませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回の補助制度につきましては、医師又は医療法人自らが補助金を活用して小児科を開設し、運営していただくことを想定しているために、現時点においては、公設での運営は考えていないところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 究極の質問なのですが、この公営の診療所、今回全員協議会で同僚議員が発言をちょっとされましたので、「思い切った政策が必要だと、誰もが感じているんだな」と、そういったふうに感じました。医療過疎地となることを危惧して、一刻も早く解決すべき問題だと感じているのは、市民の思いも同じ、そういったことになります。いろいろ述べましたが、どの方法が一番の近道で、どうすれば実現するのか熟考の上、より良い結果をもたらして下さるようお願いいたします。答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 内部で全体的な取組をどうしたらいいのか等含めて、しっかり対応してまいります。

○4番（隈元香穂子さん） まずは小児科専門医の確保、「市の対応は、どうなっているのだろうか」、「このまま志布志市に小児科はできないのだろうか」、今、一番よく聞く声です。このまちが「住んでよかったまち」だったのだろうか、移住・定住の条件でもあり、子育て支援に欠かすことのできない子供の命を守る小児科医療機関を失ったままでは困ります。非常に困ります。今回、この小児科開設支援事業補助金をもってしても、うまくいかなかったからと立ち止まることのないように、二の手、三の手を周到に整えておいていただきたい、そうお願いして、次にまいります。

では、リモートによる遠隔診療など、以前提案させていただいた件については、市長自ら「先進地事例を確認しながら、できることは、しっかりと対応していきたい」と、お答えになってくださいました。こちらは、どのような検討がなされてきたのかをお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 安心して子育てができるまちづくりを推進し、充実した子育て支援を実現するためには、小児医療体制を早急に整備することが本市の喫緊の課題となっており、またそうした現状の中、小児医療のオンライン相談及びオンライン診療の必要性については、十分認識しているところであります。今回、オンライン相談については、県内外の自治体について情報収集を行い、令和6年度当初予算において予算計上をさせていただいたところであります。また、オンライン診療については、近隣に診てもらいたい医療機関や診療科がない場合など、医療機関を受診するための有効な選択肢になるものと考えておりますが、オンライン診療は、現状として医療機関が主体的に取り組んでいることが多いことから、行政としてどのように関わっていくかを、近隣市町含め広域での医療提供体制の在り方や小児医療のニーズ等を検証しながら、支援や取組を推進していく必要があるというふうに認識をしているところであります。

**○4番（隈元香穂子さん）** オンライン相談とオンライン診療は、全く違うものですので、申し添えます。「宮崎県と鹿児島県のオンライン診療については調べた」との答弁を以前いただきました。これについての検討は、その後いかがでしょうか。

**○保健課長（西 洋一君）** オンライン診療について、これまで検討を重ねてきた中で、先ほど市長のほうから答弁がありましたように、基本的には、その病院側と患者さん側の合意形成が、まず第一優先だということで考えております。それと、あと、オンライン診療での留意点ということで、遠隔での診療行為の限界を正しく理解し、お互いが合意して利用することが必要ということが前提となっている中で、我々もいろいろな自治体の事例も参考にさせていただくとともに、今回当初予算で提案するのは相談事業ですが、いろんな事業者がオンライン相談のような形でオンライン診療、例えば、様々な医師が登録して夜間だけ診療を行うというようなそういった事業もあるようですので、その辺もどういった状況かということもいろいろ全国的な展開等々を踏まえながら、検討をしていきたいというふうには考えております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 本市より明らかに人口、税収ともに少ない自治体が、リモート診療、オンライン診療などを積極的に取り入れることで、医療の地域格差をなくそうと努力をしています。コストにとらわれて、歩みを止めて良い問題ではないと思います。実施自治体をしっかり研究して、本市に合った方法を選択し、取り組んでもらいたい。実診療が最善であることは、重々承知しておりますが、今は、あらゆる方法を模索していかなければならない時期です。御再考をお願いいたします。

答弁をいただきたいです。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、本来は実診療をしていただくということは、もう当然でございますけれども、それに代わる対応をしっかりと取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） それでは、予防接種にまいります。次は、予防接種なのですが、ここに市と契約を結んで、予防接種を実施して下さっている指定の医療機関が記されております。市内には10か所ありますが、ひろた小児科さんが閉院されますので、9か所ですね。この9か所は、いずれも内科、耳鼻咽喉科などで、当然小児科専門医ではありません。それと、接種方法が実施医療機関それぞれで異なっているようで、ロタウイルス、H i b、肺炎球菌、二つを同時接種、1週間後にB型肝炎と4種混合の1回目を接種するところ、月齢の低い子への接種はしていないというところ、同時接種はしていないというところ、1週間おきに何度も通わなければならないとなります。これは、それぞれ把握していらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市内の医療機関において接種できるワクチンの種類、また同時接種できるワクチンについては把握しているところであります。現在は、3か所の医療機関で同時接種を実施しているところですが、令和6年度は、志布志中央クリニックを含め、5か所の医療機関が同時接種をするということで確認をしております。

○4番（隈元香穂子さん） 5か所の同時接種をしている医療機関を教えてください。

○保健課長（西 洋一君） 令和6年度から新たに同時接種を行う医療機関につきましては、5か所ということで、山口内科、志布志中央クリニック、手塚クリニック、びろうの樹脳神経外科、陽春堂内科でございます。

○4番（隈元香穂子さん） 「令和6年度からこうなります」ということを、私は質問しておりませんでしたので、この一覧表には、それぞれの病院が実施している接種方法も、今後は明記していただけるのですか。

○保健課長（西 洋一君） 今後は、令和6年度から新たに接種できる医療機関はもちろんです。同時接種できる医療機関についてもしっかりと表示して、対応していきたいと思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 同時接種ができるということでしたら、それはそれでよかったですけれども、今、令和5年度までのこのばらつきがありましたものですから、例えば、産休で長期休暇を取られた後に、予防接種のためのお休みを何回も1週間おきに「お休みをください」というふうにして、同僚に気を使いながらということだと働きづらいかなということがありましたので、質問したところなんです。あと、どうしても小児科で接種したいという保護者の方は、都城市、串間市、鹿屋市へ行かれることになるのですが、つまり里帰り先などで接種する場合、市が契約していないところで接種する場合、必ず市役所まで連絡するように書かれてはおりますが、双子以上の多胎児出産などで実家滞在が長くなる場合、ワンオペ育児が難しい場合、遠方、すなわち契約のない医療機関で接種することなど、あらゆるパターンが出てきます。そういった場合は、もう自己負担ということになりますでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 今回、新年度から里帰りの方の対応につきましては、これまでも償還払いで対応しておりましたが、長期の里帰りにも対応できるように、助成の申請期間の見直しを行うということで考えております。それから、これまで里帰りの方が市外で接種する場合、対

象としておりましたが、里帰り以外の方で、本市と契約していない市外医療機関で予防接種を受ける乳幼児についても償還払いができるよう、対象者の見直しを行う予定としております。

○4番（隈元香穂子さん） 令和6年度からは、この予防接種については、大分改善が見られるということですね。これは、本当に喜ばしいことだと思います。それでは、今までは契約という形でしたが、それだけでなく問題はないという認識でしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 契約をしているところについては、現物給付というところでしたが、契約のないところについては、償還払いで対応するというところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） この市外で接種できる医療機関の中に拠点病院というのがありまして、鹿屋医療センターなどでは、そこで出産をした者に限るといった条件付きの病院もあります。ここは、どうなりますでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 契約している医療機関につきましては、曾於医師会に加入している医療機関、それから県内の医師会に加入している医療機関と契約しているところです。基本的には、県内の医師会加入で接種できるところについては、対応はできるというふうには考えているところです。

○4番（隈元香穂子さん） 先ほど5か所の医療機関をお尋ねしたときに、志布志中央クリニックが入っておりました。医師会に属していない場所でしたので、今までも病児保育や病後児保育を積極的に受けてくださっていた医療機関でしたので、ここに予防接種ができないというのは、どうしたものかなと考えておりました。それは、もう改善されたということで、了解いたしました。あと、私たちが子育てをしていた頃と違って、現在では予防接種の数が格段に増えておりまして、保護者の方がスケジュールを組んで臨まれます。産後のスムーズな職場復帰を応援する、また御家庭それぞれの育児環境には違いがありますので、その状況に合わせた育児計画を立てる際の手助けになるよう、今後令和6年度からは、随分改善されておりますので、こういった手引書には詳細な情報を提携して、御提供をいただきたいと考えます。お願いしてよろしいでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 現在、赤ちゃんが接種するワクチンにつきましては、今、御指摘がありましたように、1歳までに6、7種類、それから1人の子供さんで接種回数が15回以上となるところがありますので、保護者の負担軽減を少しでも、また赤ちゃんのほうにも軽減する必要があるというふうに考えております。今後においてですが、「志布志子育てナビ」というアプリの中で、予防接種のスケジュール管理ができるということと併せて、予防接種のスケジュール表をこちらで作成して、御本人に合った形でスケジュール管理ができるように周知をしていきたいと思っております。

○4番（隈元香穂子さん） そちらは、よろしく願いいたします。予防接種一つとってもこうですし、投薬、お薬に関しても、小児科に特化した専門医が処方する薬でなければ、不安だと感じる保護者が多いのも現実です。この小児科問題、同僚議員の皆様も多くの不安の声を聞いていらっしゃると思うのであります。できることなら、都度私ども議員に経過状況をお知らせいただ

き、しっかりと対応してくださるよう、子育て世代の娘を持つ母として、強くお願いしておきます。市長、答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、情報提供をしっかりと進めてまいりたいというふうを考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 次は、産婦人科誘致についての質問です。昨年12月16日、「垂水に産婦人科」という見出しで、南日本新聞に掲載されていた記事、まだ記憶に新しい方もいらっしゃると思います。これは一読して驚いたのですが、サテライト型であるという点を除いて、私が令和4年12月定例会で申し上げましたことの一つ、「以前、産婦人科であった東郷クリニック跡を活用して、オンライン診療所としての利用や週に何日かだけでも産婦人科医の派遣はできないものか」という質問を、そのまま実現させたような施策でした。この記事が市長は御覧になりましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私も産婦人科の件については、かねてから気にしておりましたので、目に付いたところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 本市に置きかえて、市長がお読みになってどうお感じになられたかを教えていただきたいのですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 妊婦健診を行う産科や産婦人科のない本市にとっては、このようないわゆる前後のケアや健診、診療ができるということは、大変ありがたいシステムだなというふうに思ったところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 垂水市と人口の比較をしてみますが、本市が約2万9,000人、垂水市は約1万3,000人、年間出生数では本市が約180人、垂水市が50人。いかがでしょうか、市長は、当然理解してくださると思っておりますが、数字を見ただけでも、産婦人科医療施設または関連施設の必要性は歴然ということになります。この数字の対比は、どう読み取られますか。

○市長（下平晴行君） 約4倍になろうかというふうに思いますけれども、それでもやはりこういうシステムをしっかりと対応して、そういう産後のケアあるいは診療をするということでは、大変ありがたいことだというふうに思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 垂水市には、本当にありがたい措置だと思います。当然、志布志市もこういった措置をしていただきたいのですが、垂水市は、まさに地域医療のモデルケースとして、もともと歯科医院だった建物を改装し、分娩機能こそありませんが、産婦人科医師2人体制で火曜・木曜の週2日に、出産前後のケアや健診を中心に診療されることになっています。記事の中に、「この実現に至るまで、鹿児島市の今村総合病院と包括連携協定を結び、産科施設実現に向けた協議を重ねてきた」とあります。垂水市長が述べているように、地域医療の充実は、全国的な課題です。成功事例として、市民の負担が少しでも減るようなシステムを目指すことは、当然どの自治体でも最優先に取り組んでいくべきことです。本市でもこれに倣って、いずれかの医療機関なり、医療法人なりと包括連携を結び、志布志市にサテライト診療所のようなものを誘致していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、曾於医師会のほうとも連携を取りながら、どこの医療機関との取組ができるのか、今、御相談をしながら進めているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 本市にある東郷クリニック跡が非常にきれいに使える状態にあることをパネルで提示し、「オンライン診療の拠点や専門の医師を呼び、実診療していただくことはできないか」という質問を、もう以前にさせていただいております。再質問を含め、二度ほど後を追ったことがあったのですが、私の提案については、「モデルケースとして取り組み、導入していく。できる体制づくりの検討をする」と御答弁くださいました。その後、さらに調査・研究されたことと思います。どのような現状ですか、お示してください。

○市長（下平晴行君） 産婦人科のオンライン診療等につきましては、医師と患者間の合意形成の下、受皿となる医療機関が主体的に取り組む手法であることから、行政側が積極的に導入するというより、医師と患者の関係性に行政がどのように対応できるかということになりますので、どのようなモデルケースがふさわしいのかも含めて、今後もしっかりと検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 医師と患者の関係を構築するよりも、まず受皿として行政がなにがしかの準備をしていく、それは、私にとっては大事なことだと考えます。まずは、その後、東郷先生とは面談をされたのでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 現在ところ、東郷先生とは具体的な協議はしていないところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 一度ぐらいの面談があってもよさそうでしたのに、何も始まっていないという、そういう回答だと承知しました。毎回、「産婦人科医療の必要性は、重々理解している」と答弁をくださいますが、実際、市長にお願いしたいのは、先ほど小児科の件では市長と一緒にというような話がありましたが、産婦人科誘致についてもトップセールスマンとして動いていただきたい。専門性を要することですし、「難しい、そう簡単にはできない」、そういう胸中かもしれませんが、いつもおっしゃる「安心して産み育てるまち」として、なくてはならないものが消えて久しい上に、小児科までなくなります。医療の充実は、移住・定住の条件です。市長が先頭に立って、目に見える誘致活動をしていただくことはできませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 離れた場所での本拠地の病院に準じた機能を提供するサテライト方式は、身近な場所で医療サービスを受けられる、移動時間の短縮が図られるなど、患者の負担軽減にもつながる効果的な取組であります。緊急時や専門的な治療時における対応など、本拠地の病院と密接な連携が必要となります。本市におきましては、鹿屋市や都城市などの医療機関等々を受診している現状において、サテライト方式の拠点となり得る連携可能な医療機関が見込めるかどうかは、病院側の人的な体制はもとより、緊急時の対応や距離的な制約など、本市の実情を考慮した様々な課題をクリアしなければならないというふうに認識しているところであります。安心して子供を産み育てるために、産科医療は、必要不可欠であるというふうに考えておりますが、少子化に伴う分娩数の減少による経営難や産科医特有の専門性やリスク負担の問題など、産科医

確保には様々な要因が挙げられるところでもあります。市としましても、県への働きかけや広域での取組を進めながら、近隣の医療機関の状況等を踏まえ、産科医療確保の支援策を検討してまいります。

○4番（隈元香穂子さん） 提携病院につきましては、せっかく都城志布志道路も開通しますし、そこには医療法人が何か所かございますので、都城市、鹿屋市に限らず、そこは打診をするぐらいのことはあってもよろしいかと思えます。それと、大きい病院ですけれども、小児科にも先ほど申し上げましたが、医師の派遣先は、大体もう決まっているような感じですが。地域医療に関しては、もうちょっと視野を広げて、先ほどの求人のほうが有効かなと考えるところですが。これまで出産施設として産婦人科ばかりを取り上げてまいりましたが、この後申し上げます産後ケアのところに出てきますが、助産院、この助産院でも出産ができることを市長は御存じでしたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 存じ上げております。

○4番（隈元香穂子さん） 母親自身に感染症や合併症がなくて、妊娠中の経過が順調で母子ともに大きな異常がない人であれば、助産院で出産ができます。帝王切開の経験がなく、逆子や多胎でないこと、胎盤の位置に問題がないこと、高齢出産、不妊治療後の妊娠などは、相談の上、受入れ可能な助産院もあります。これまで、助産院誘致は、お考えになったことはありましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、市内に助産院はなく、今ありましたとおり、都城市などの市外の施設を利用している状況であります。出産での利用者は少なく、分娩を取り扱う場合は、医療機関との連携が必要となることや医療行為が制限されること、多胎出産、それから持病既往歴がある方は対応できないなど、開設の条件や利用者の条件等もあることから、そのような誘致についての考えはないところでありますが、設置の相談がある場合については、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 相談を待つのではなくて、積極的に考えていただきたいと思えます。実際、最近お一人、志布志市から助産院で出産をされた方がいらっしゃいます。助産院は、妊婦健診、お産、母乳ケアや育児相談と、産前産後を通してしっかりと母親に寄り添い、行き届いたケアが受けられる場所です。助産院の誘致については、前向きに取り組んでいただきたいところですが。待つのではなく、こちらからという検討はできないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 昔は、そういう助産院で産んでいるというのは、結構あったわけですから、そういう状況等も加味しながら、対応してまいりたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） 対応ということが前向きでありますように、お願いしておきます。では、産婦人科、助産院、産む施設を持たない本市でも、ぜひ考えていただきたい大分県竹田市の助成事業を一つ挙げておきます。人口2万人ちょっとの大分県竹田市では、4月から健診や出産時の交通費と出産直前の宿泊費を助成するようです。これは、竹田市がモデルケースでも何でもなくて、他自治体の良い政策に倣って始めている施策なのですが、交通費は1往復につき

1,000円、タクシーは2往復限定で1万2,000円までとし、里帰り出産は、帰省先から最寄りの医療機関までの距離が20kmまでを対象としています。実際、今回鹿児島県でも遠方の分娩施設で出産する妊婦の交通費や宿泊費に1,337万円を計上しています。ぜひ、前向きに検討してくださいませようをお願いしたいのですが、こちらはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 前向きに検討してまいります。

○4番（隈元香穂子さん） 市長は、公約に「総合病院をつくる」と挙げていらっしゃることで、任期中に柱の何本かは立てるおつもりで、頑張ってくださいっていることと思います。そちらの現在の進捗状況を教えてください。

○市長（下平晴行君） 総合病院の誘致につきましては、地域医療の確保と充実を図るため、公約に挙げて取り組むこととしておりますが、高速道路網のインフラ整備の進展に合わせて、インターチェンジ付近に大隅地域の二次緊急医療を担う医療機関が新設するなど、緊急医療体制のさらなる強化が図られる一方で、小児科閉院の問題や老朽化が進む曾於医師会立病院の今後の在り方など、地域医療を取り巻く状況が大きく変化しつつあるところであります。こうした状況の中、同じく公約に掲げた「安心して子育てができるまちづくり」の最優先課題として、まずは足元の地域医療を支える小児科誘致に取り組む必要があるというふうに考えておりますので、そこを含めて対応してまいりたいと考えております。

○4番（隈元香穂子さん） そういった状況を鑑みて、今そういう状況ですということは承知いたしました。それでしたら、小児科、産婦人科誘致と併せて、助産院の誘致も積極的に考えていただきたいとお願いいたします。最後に御答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、「子供は宝」ということで、そしてそれに関わっているお母さんたちの負担軽減のためにも、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 令和6年度施政方針の中に、「出産祝金を5万円から10万円に増額して、少子化対策、子育て支援の充実を図る」という文言がありました。子育て支援をするに当たって大切なことは、やはり継続的に安心を得られる事業こそ必要だと考えております。一時的、単発的なものが悪いと申し上げているわけではなく、もちろん有り難いのですが、産後以降、この祝金を含め10万円支給後ですね、継続的支援の在り方についてのお考えをお示してください。

○市長（下平晴行君） これはやはり本来であれば、今それぞれの子育て支援の対策で自治体が動いているところでありますが、その中でも合計特殊出生率という率を高めるためにも、そういった対応をしていくという考え方でございます。先ほどありましたとおり、産後の経済的支援としては、伴走型の相談支援面談後に給付する子育て応援金、先ほどありました出産育児一時金、出産祝金、産後ケア事業や予防接種事業の助成、子ども医療費助成、児童手当等があるわけであり、産後の母親の継続的な支援としましては、産後ケア事業以外にも助産師による赤ちゃん訪問、産前産後サポート事業である「ママのほっとカフェ」や母子保健推進員の訪問、子育て世代包括支援センターの助産師による助産師相談などを通し、不安の解消や育児支援を行っている

ところであります。今年度、専門職として、助産師を採用したところであります。これまで以上に妊産婦の支援を強化し、産婦人科や助産院との連携をしっかりと図りながら、妊婦期から子育て期の切れ目のない支援を行って取組をしております。

○4番（隈元香穂子さん） 切れ目のない、隙間のない事業を今、述べていただきました。そちらと経済的な部分で出産後、やはり大変お金がかかりますので、妊娠・出産に係る経済的な支援のところを少しお願いを申し上げます。例えば、妊娠中毒症、貧血などの妊娠に伴い発症する疾病に関する医療費、産後うつを含め、産後も治療を要する病気を発症した場合、妊娠糖尿病などがあるわけですがけれども、もちろん医師の診断書は必要でございますが、妊娠に係る医療費を補助してあげるということは、難しいことでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 妊娠中の医療費助成については、県内で実施している自治体を確認したところですが、県内の自治体には実施している状況はないところでありました。ただ、全国的な状況を見ますと、母子手帳の交付日から出産後の一定期間まで妊産婦に対して、疾患や診療科を特定せず、助成を行っている自治体もあるというのは、確認はできているところです。ただ、本市としましても今年度新規の事業であったり、様々な経済的な支援を行っておりますので、全体的な子育て支援策の一つとして、今回提案いただいた内容については、調査・研究していきたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 近隣自治体にないということでしたら、これはチャンスですので、少し考えを前向きに持っていただきたいと思います。出産は、病気ではないと言いましても、母親の皆さんにとっては命がけの大事業ですから、出生数の減少という深刻な問題が起きています。行政が取るべきは「奇をてらう」くらいの思い切った施策です。これでもかというぐらいの寄り添った形を検討していただきたい。産む施設こそないけど、その分産前産後を通して、「志布志市は、行き届いているよ」と、「できる限りのことはしてくれているよ」と、そういった声を聞きたいものです。市長どうですか、そういった声を聞きたくはありませんか。

○市長（下平晴行君） 本当に女性の方は、命を懸けて、お産をしていただいているということからも含めて、できる限りの対応はしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） ないならないだけの手当ができる、そういった行政であっていただきたい、そう思うわけです。そこで、先日、永田議員にお誘いいただきまして、市と契約している産後ケア事業所、肝付町と都城市乙房町に行ってまいりました。産後ケアの詳細、助産婦によるお産について伺ってまいりましたので、ここでも二、三お願いを述べておきます。まず、この二つの助産院のある場所、それぞれ肝付町、都城市乙房町、特に都城乙房と言え、現在、都城志布志道路の終点にありますので、非常に距離があります。産後ケアとは、お母さんの心理的ケア、母乳指導など、子供が産まれて1歳までの間に利用する事業所です。これは体調が思わしくない状態で、例えばおっぱいの張り、痛みなどでマッサージを受けに行く場合、「ワンオペ育児中のお母さんは、痛みをこらえながら赤ちゃんを連れて、どうやって行くんだろうか」と、「タクシーだろうか、だとすれば、ここまで一体幾らかかるんだろう」と、一人であれこれ想像をし

たのですけれども、お話を伺いましたら、その心配には及ばず、まだまだ認知度が低くて距離もあって、実際志布志市からの利用者数は、先日の回答にありましたように、どちらも僅かな数でした。利用料の免除をお願いする件につきましては、永田議員の質問で「県の指針に従って、実質免除になる」との回答でしたので割愛しますが、今のところ産後ケア施設を利用する場合、ここに産後ケア事業利用対象者の選定フローというのがあります。これに、母体管理が必要な体調不良の方、家事・育児などの日常生活を行うことが困難な方という、一定の要件に当てはまらないと利用対象になりません。そこで、この基本的要件を廃止し、誰でも利用することのできる施設とすることはできないのかお伺いします。

○保健課長（西 洋一君） 産後ケアの利用対象者につきましては、要件等を設けていたところですが、今回、国の実施要綱が改正されまして、対象者については、産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が認められる者というようなこれまでの要件から、産後ケアを必要とする者に見直され、本事業が支援を必要とする全ての方が利用できるということが明確化されたところでございます。本市につきましても、一応こういったフローは行っておりますが、相談に来た場合については、全て相談の対応をしているところでございます

○4番（隈元香穂子さん） では、基本的要件に該当しなくても使えたと、実際に利用を希望される場合は、門前払いではなくて、要件が掲げられていることで心理的障壁にもならないと、そういうことでしたら、まずこの撤廃をするということで間違いはないですね。

○保健課長（西 洋一君） そのような形で、対応してまいりたいと思っております。

○4番（隈元香穂子さん） この令和6年度は、大分変わってくるなど、今日の質問で大分分かってまいりました。一つ一つの子育て支援対策を力あるものにしていかなければ、近隣自治体と同じ条件であっても、「志布志市に住みたい」と、「安心して産み育てたい」とは思いません。さらに精神的、身体的につらい状況にある方においては、この助産院への通院の費用も補助していただきたいと、そこまで考えるのですが、これは、今までのフローに引っかかる方という意味ですよね。それはいかがでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 助産院への通院に係る費用ということでの御質問だと思いますが、現在本市においては、そういった交通費の助成については設定していないところです。ただ、県のほうが助産院ではなくて、遠方への分娩施設を利用する場合の助成措置を今回新たに創設をしているところでもありますので、そういった周産期医療センター等に通うハイリスクの妊婦の方が、60分以上の場所に通院、それから宿泊する場合の補助というのが創設されておりますので、その要件に合うかどうかというところについては、本人の御自宅からのそういった計算等もありますので、そういったものを見ながら対応していく予定ではあるところです。

○4番（隈元香穂子さん） ないもの尽くしですから、どこまでも手厚くしていただきたいというのが本音です。国の補助金や県の支援事業がありますので、市の予算を上乗せしてでもちょっと頑張っていただきたいところです。重ね重ね申し上げますが、安心して産む場所、産婦人科、産後ケア事業所を持たない本市の妊娠・出産に関わるサポート支援事業は、どこよりもきめ細か

いものでないと意味を成しません。とりあえず、「他自治体に倣って契約をしておくか」などという上辺のケア事業や、利用しづらいものは、ないに等しいものと言わざるを得ません。実際この産後ケア事業所は、随分距離がありますので、利用しづらいものの一つになっているような気がします。先日、課長からありましたけれども、今回県の当初予算でも鹿児島子ども・子育て支援パッケージ事業は、市町村の子育て支援施策の後押しをするため、14億3,100万円を計上しています。出産に伴う負担軽減のため、産後ケア費用の無償化を実施する市町村の拡大には2,327万円、遠方の分娩施設で出産する妊婦の交通費や宿泊費に1,337万円が確保されております。そのほかにもありますが、特に他地域での出産を余儀なくされる本市の妊婦の皆様につきましては、産前産後を通してより手厚い支援となるよう御配慮いただきたい。特別なものと位置づけをしてくださいますようお願いいたします。答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃいましたとおり、安心して子育てできる環境づくりをしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 加えて、県は、4月からの組織改編で行われる子ども・子育て施策の強化に向けて、子ども政策局が新設され、子ども政策課、子育て支援課、子ども福祉課と、子育て支援についてだけでも3課の構成に移行し、細分化されます。さらに、児童虐待に関する相談が増えていることから、児童相談所の児童福祉士と児童心理士、合わせて12人を増員するとあります。現状に合わせた組織の改編は、本市でも必然的な取組です。対外的に見ても、職員誰もが広く、浅く知る程度の取組ではなくて、中身の濃い対応を可能とするプロフェッショナルな取組を求めている思いであることを付け加えておきます。

では、次にまいります。能登半島地震につきましては、一日も早い復興を願いつつ、先日行われましたおかげ公園での自転車ロードレース会場で、義援金の募金活動をさせていただき、雨の中短時間であったにもかかわらず、寄せられた多くの皆様のお心に、市長、教育長からのお気持を添えまして、石川県義援金窓口へと送らせていただきました。この市報2月号の市長のコラムになります、「能登半島地震発生を受けて」を拝読させていただきました。まず、耐震適合率について書かれておりますが、「石川県が2021年時点で36.8%、全国平均41.2%を下回っている。それに比べて志布志市は、2018年時点で68.8%と推計される」とありました。この比較年度の異なる耐震適合率が書かれたこの記事、私は、市長が市民に何を伝えたいのかよく分からなかったのですが、どう読み解けばいいのかをお示してください。

○市長（下平晴行君） 今年の1月1日に発生した能登半島地震においては、最大震度7を観測する地震が発生し、日々避難所の様子や被害の状況が報道され、被害の大きさ、復旧の難しさを感じているところであります。本市においては、南海トラフ巨大地震による地震や津波による被害が最大規模のものとして、甚大な被害が想定されているところであり、これまで津波避難施設の整備、備蓄品の購入、各種防災訓練の実施、防災講演会の開催などにより、防災対策の充実を現在図っているところであります。近年災害が激甚化や頻発化する中で、日頃からの備えが重要と考えておりますので、避難経路や避難場所の確認を行うなど、市民の皆さんに防災に関する意

識を日頃から持っていただけるよう、防災意識の高揚、地域防災力の向上を図るとともに、災害対応の中心となる職員の資質向上を図りながら、どうやって市民を安全・安心に守れるかというようなことも含めて、コラムを書いたところでもあります。

○4番（隈元香穂子さん） 比較年度が違うということで、「もともとから志布志市は大丈夫ですよ」というようなメッセージなのかなというふうに思ったわけです。被災地と比較をすることで、「志布志市に同様の地震、津波が来ても、能登半島地震にもたらされた被害規模には至らないから、大丈夫ですよ」と、今言ったようなことを感じましたので、まず初めに確認をさせていただきました。

では、文中、「被災地から日々報告される現状をしっかりと受け止め、市民の安全・安心対策に努めてまいります」とありましたので、これまでの私の質問の答え合わせも兼ねて、質問いたします。能登半島地震発生以降、報告された現状をどのように把握し、分析されているのかをお示しく下さい。

○危機管理監（萩原政彦君） 御質問の「市長がどのように考えていらっしゃるか」という部分を、私のほうから市長に報告しているものがありますので、御紹介させていただきたいと思えます。石川県能登半島地震におきまして、危機管理監としての立場で市長のほうに現在報告しておりますのが、皆様御存じのことではありますが、地理的要因による沿岸部と山間地における複合災害が同様に発生するのではないかと。インフラに対する要因として、緊急輸送道路を啓開するわけですが、その啓開に要する建設業者の確保がやはり難しくなるのではないかと。ライフラインの要因として、上下水道の影響及び通信手段の途絶によって、情報がうまく届かない可能性がある。次に、個別対応の要因として、日常的に発生する自然災害とは違う地震・津波災害への備えについては、個人一人ひとりの避難行動に予知が働かないことで、避難する時間が限られる。また、個人的要因の一つに、「大丈夫だろう」という過信がやはり生じるのではないかと。併せまして、市が備える備蓄品の見直しについて、女性の視点から得られる備蓄品の見直しを行っていく必要があるということ。災害時の応急対応及び災害救助法に基づく支援事務について、本市では、大規模の災害の経験がありませんので、そういったものについて専門家、災害対応した方々から学ぶ必要があるということ等を、市長に私の方から報告させていただいているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 能登半島地震では、災害関連死を含めて3.11の教訓が活かされていないのではないかとということも話題にありました。今回、大隅曾於地区消防組合において、女性消防士の採用に伴い、志布志消防署に女性消防士用の仮眠室などが整備されますが、この採用は、今年度からということによろしいでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） もう既に設計を行っているところでございますが、来年度当初予算の中で、工事発注を予定しております。完了する時期につきましては、今のところ7月末をめどに計画を進めているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） それでしたら、7月以降の採用ということによろしいですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 現在、女性の消防隊員は、曾於消防署に勤務しております。また、

今後も女性消防隊の採用が検討されているようですので、そういったものから考えれば、現在のところ7月末で対応できるというふうに、組合とは協議を進めているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 令和4年6月、一般質問で申し上げました女性の視点を取り入れた災害対策、粉ミルク、母乳パッド、生理用品をはじめとするフェムテック用品、おむつ替えや授乳をするためのスペースの確保など、まだまだ様々なものについて女性の意見を取り入れていただきたいとお願いをした件、当時確認したお答えでは「総務課、防災担当部署に女性職員はいない」とのことでしたが、令和6年度からは採用配置の予定がありますでしょうか。

○総務課長（小山錠二君） 現在、採用の予定はないところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 災害時のジェンダー問題に詳しい方のお話には、「自治体の防災部署は、職員数自体が少なく、女性の配置が難しい場合がある。福祉や子育て担当部署と協力し合えば、多様な視点を取り入れることができる」とありました。本市でのその連携状況はいかがですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 能登半島地震が起きまして、現在私のほうで防災に関する視聴動画を作成し、全職員に視聴していただけるよう、「学びの場」と言いますか、そういう場を設けているところでございます。今、議員御質問の女性の視点ということは、とても重要というふうに認識しておりまして、危機管理運営会議という組織を改めてつくっております。その中では、男性、女性関係なく、それぞれの部署で災害対応を行っていくこととなります。先ほど申し上げましたように、何分大規模災害の経験がないことから、職員も不安な状況でありまして、そういったものも含めて女性の意見、女性の視点での話を聞ける場をつくって、推進を図っていききたいというふうに考えているところです。

○4番（隈元香穂子さん） そう言うのもですね、能登半島地震発生後に起きた問題の中で、特に目を引いたのが、女性の性被害だったわけです。これは、決してあってはならないことですし、防ぐ手立ては、万全でなければなりません。避難所で着替えをのぞかれたり、夜、男性が布団の中に入ってきたり、「支援をしてあげるから」と性的な行為を要求されたりした事例などが挙がっていますが、被害者と加害者が共に被災者であるために、被害を訴えることができなくて、泣き寝入りをするケースが少なくないという報道です。そういった対策は、講じてありますでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） 私も議員の今の御質問の内容については、マスコミ等の記事により把握をしているところでございます。考えられるものは、限られた公共施設の中でそれぞれ男性、女性、先ほど御質問で性被害というふうにありましたけれども、そういったものをしっかりとエリア分けをする、いわゆるプライバシーをしっかりと守るというゾーニングづくりが必要だと思っております。また、災害時に地震、津波が発生しますと、鍵をかけて自宅から避難することとは、難しいと考えます。被害を受けた建物等への防災、防犯、そういったものも、私も熊本地震に行きましたが、熊本地震の支援の中では地域の方々、地域の消防団等が警戒に回るなど、いろんな工夫をしながら防犯対策を行ってきておりますので、そういったものも参考にしな

がら、協議を進めてまいりたいと思います。

○4番（隈元香穂子さん） 女性が着替えをするスペースを設けていなかったために、状況によっては、身体を清潔に保つことができなかつたり、仮設トイレの全てが男女共用で、夜は怖くて使えないという訴えもあったそうです。まさに今おっしゃったプライバシー、そこは、しっかりと考えていただきたいと思います。2020年内閣府が「女性や子ども、高齢者らすべての人が安心して過ごせる避難所運営のガイドライン」を公表しておりますが、避難所運営側の大半が男性であること、こういった女性が声を上げにくいという状況が実態であります。内閣府の性被害相談ダイヤル#8891、「早くワンストップ」と覚えるそうですが、万が一、被害に遭った場合でも、女性が声を上げられる環境を事前からしっかりと周知させていただきたい。市長、この相談ダイヤルの存在は、御存じでしたでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、一般質問の中で、#8000というのが出ておりましたので、確認できたところであります。

○4番（隈元香穂子さん） ちなみに#8891でございます。では、もう一つ、市長はじめ執行部の皆さんにお尋ねいたします。スマートフォンの緊急SOS、iPhone、Androidともに電源ボタンを長押しするか、素早く5回押すことで、緊急SOS画面が表示されます。初期設定のままですと、Androidは警察に、iPhoneは警察、海上保安庁、火事・救急車・救助と3通りの発信先が表示されますので、該当する箇所を選んで緊急SOSができる機能です。御存じだった方、挙手をお願いします。

（挙手）

○4番（隈元香穂子さん） 今、半分ぐらいもいらっしゃらなかったようですが、昨今、スマホの普及率は、相当上がっております。市民のスマホユーザーにして、どれぐらいの方がこの機能を御存じだと思われませんか。

○市長（下平晴行君） 多分、2割ぐらいではないかなというふうには思います。

○4番（隈元香穂子さん） 無論、使わないに越したことはないのですが、市民の安心・安全を守る上では知っていて損のないものですから、市報など防災・防犯記事を掲載される折にでも、自らの命を守る知識、知恵として、しっかりと周知させていただきたいと思います。お願いしてもよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君）しっかりと対応してまいります。

○4番（隈元香穂子さん） それともう一つは、福祉避難所の問題です。災害時、避難を要し、非日常を送る日々の中で、障害などにより落ち着いて過ごすことのできない方、介護の必要な方の中でも看護を必要とする重度の方など、そういった配慮が必要な人たちを様々な状況に合わせて、トラブルを避け、安心して過ごせる福祉避難所は、必要不可欠です。気兼ねなく過ごすためには、小さくても数が必要だと思われませんか。本市が想定する福祉避難所は、何か所ぐらいを想定していらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在7か所を指定しているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 防災マップへの掲載は、ありますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 総合防災マップやWEB上の防災マップには、掲載しております。

○4番（隈元香穂子さん） 事前に福祉施設などを指定したり、協定を結んだりして確保する自治体がほとんどのようだったということでしたが、本市もそういったような協定を結んだりしているのでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） 御質問の協定ですが、3福祉事業所と協定を結んでいるところです。先ほど市長のほうから答弁がありました7か所のうち、4か所につきましては、市が保有する公共施設です。老人福祉センター、志布志市文化会館、志布志市健康ふれあいプラザ、有明地区公民館、そのほか三つの福祉事業所と協定を結んでいるところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 実際被害のあった石川県内の7市町では、開設する予定の福祉施設などが損壊、断水の影響で、想定の2割しか開設ができていないようです。今、予定している場所は、安全であるか、それから開設できない場合の二次避難先まで考えてあるのか、いかがでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） 現在の七つの施設につきましては、本市が最大被害想定をしております地震・津波での被害を想定した上で、7か所の分については、安全な場所に設置してあるというふうに認識しているところです。なお、地震により建物の被害が発生することが考えられます。そういった場合には、次の二次避難につきましては、限られた事業所からの受入体制が整うかどうか難しい部分がございます。近隣の自治体と被害の少ない自治体等の協力を得ながら、対応・対策が求められるというふうに受け止めているところです。

○4番（隈元香穂子さん） では、その二次避難先までは、しっかりと構築をしていただきたいと思います。支援をする予定の人材も同じ被災者になりますので、人手不足ということも考えられます。災害弱者への配慮は、くれぐれもお願いをいたします。

以上、幾つか申し述べました避難先で起こる不測の事態への対応ですが、ほかにも盗難、盗撮など、いずれも女性の視点を外すことはできない事柄です。そこで、この教訓を活かし、女性消防士と女性消防隊員、さらには女性市民を交えた、女性のための災害対策チームの設立について、取り組む予定はございますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回の能登半島地震では、特に避難所での女性の安全確保や衛生面での課題が発生したところであります。特に避難所運営においては、男性のほう为中心となり、女性への配慮の不足や意見がなかなか反映されない状況であったようであります。今後、これらの課題を整理するとともに、避難所運営への女性の参画、相談しやすい体制づくりや女性専用スペースの確保など、男女お互いが助け合って避難所生活が過ごせるように、意識向上や啓発を図ることが大切ではないかというふうに考えているところであります。女性が中心となった災害対策チームの設置につきましては、今後どのような形で設置するのがよいのか、調査・研究してまいりたいというふうに考えているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 調査・研究の行く末は、しっかりとチームが出来上がりますように、

お願いをしておきます。2022年11月、NHKが放送した「明日をまもるナビ」という番組で、「防災のカギは女性の参画 女性に関われば避難所が変わる」、そういったテーマで防災への女性の参画の在り方を検証する南三陸町や熊本、その他実例を挙げて放送をされておりました。番組中、避難所を仕切る女性リーダーが、「女性は、日常生活の中で、常に臨機応変なことをやっているのです。災害で女性たちが力を発揮するのは、理にかなっていると思います」と、「女性が運営の中心で、全体の取組の方向性を決める場所にいることが重要です」とおっしゃっていました。災害対策でなく、災害発生時の避難所においても、女性の声を大いに取り入れていくということによろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのように、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 避難所で生理用品を一つもらいに行くでも、管理をしていた人が男性で、「そこにもらいに行かないといけないということが、とても苦痛だった」と、「嫌だった」と、そういう女性がたくさん答えを出しておりました。防災に対しては、人を救助するとか、力仕事で重いものを運ぶとか、そういったイメージが強いですので、男性中心の領域であることが考えられ、女性が活躍する姿を想像しにくいとは思いますが、女性にも活躍の場がたくさんあることを忘れずに、女性を中心とした災害対策チーム設立の暁には、一層細やかな防災計画、災害対策が盛り込まれることを期待したいと考えます。防災担当部署へ女性を配置する、福祉・子育て支援担当課との連携を図る、女性のための災害対策チームの設立、避難所での女性の登用、以上、お約束をしていただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 女性への配慮をしっかりと対応できるような体制づくりをしてまいります。

○4番（隈元香穂子さん） もしも自分の母親が、奥様が、恋人が、娘が、混乱の場で目を覆う被害に遭うことのないよう、災害弱者と言われる方々が安心して避難生活を送れるよう、我が身、我が家族に置きかえて、市民の人権、尊厳、命を守る対策を講じてくださるよう、強く、強くお願いをいたします。最後に市長、答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 人権、尊厳をしっかりと守るような体制づくりの取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） それでは、質問を終わります。

○議長（福重彰史君） 以上で、隈元香穂子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福重彰史君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日から3月26日までは、休会とします。

3月27日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午前11時27分 散会

## 令和6年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和6年3月27日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第10号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第11号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 志布志市虐待防止条例の制定について
- 日程第6 議案第16号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第20号 志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第22号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第23号 志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第25号 志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定について
- 日程第12 議案第27号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第13 議案第28号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第29号 令和6年度志布志市一般会計予算
- 日程第15 議案第30号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第32号 令和6年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第33号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 令和6年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第21 議案第36号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算
- 日程第22 議案第37号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第38号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書
- 日程第25 発議第1号 錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書の提出について
- 日程第26 閉会中の継続審査申出について  
(総務常任委員長)

日程第27 閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 中 水 忍	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（福重彰史君） これから本日の会議を開きます。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福重彰史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名します。



#### 日程第2 議案第10号 志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第2、議案第10号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋君） ただいま議題となりました議案第10号、志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例制定については、会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を可能とするものであるが、人事評価を適切に活用することが問われている。本条例の提案に当たって、庁内ではどのような議論がなされたのかとただしたところ、現在、職員においては、人事評価制度を導入し、勤勉手当への反映がなされているところである。今回の条例制定によって、職員と同様に会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することとなるが、人事評価についても活用しながら、支給額に反映したいと考えている。なお、評価項目については、簡略化した上で、2次評価まで行う見込みであるとの答弁でありました。

今回の条例制定によって、人件費への影響をどのように捉えているかとただしたところ、現状における会計年度任用職員数で算定すると、3,800万円程度が新たに必要となる見込みであり、財源については、国の地方交付税を活用し、対応していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第10号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第3 議案第11号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第3、議案第11号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、行政手続にマイナンバーを活用するに当たっては、具体的にどのような形で事務の負担軽減につながっていると捉えているかとただしたところ、マイナンバーを活用することによって、税情報や住民票関係情報などの取得が可能となり、これまで市民に提出を求めていた添付書類としての証明書が不要となることから、庁内の事務としても、直接的な入力省略され、事務負担が軽減されるなど、メリットは、多岐にわたるものと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第14号 志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第4、議案第14号、志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、出産祝金の支給額について、目玉事業としてさらに引き上げることも考えられるが、今回、第1子から10万円としたことについて、どのような議論を行い、提案に至ったのかとただしたところ、本市のまち・ひと・しごと創生人口ビジョンの中で、合計特殊出生率の将来展望について、令和7年は2.20と掲げているところであるが、令和3年は1.60であった。そのため、さらなる子育て支援の充実に向け議論を行い、第1子がなければ、第2子・第3子につながらないと考え、第1子から10万円を支給することとしたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第14号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第5 議案第15号 志布志市虐待防止条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第5、議案第15号、志布志市虐待防止条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市虐待防止条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、この条例を提案することに至った経緯についてただしたところ、全国的にも虐待件数が増加傾向にある中、平成31年3月議会及び令和5年3月議会で、児童虐待防止条例の制定について、議員から一般質問を受けたところであった。このことを受けて、児童虐待防止条例の制定に向けて準備を進めていたが、児童虐待だけではなく、高齢者、障害者についても虐待事案が発生している状況であったため、三つを包含した条例制定をすべきではないかと検討を重ね、今回の条例提案に至ったところであるとの答弁でありました。

子供の面前でのDVや夫婦喧嘩も、児童虐待に該当することを知らない方も多いと思うが、どのような対策をしているのかとただしたところ、条例の中で、虐待の防止等に関する施策を総合的に推進することを市の責務と定めており、虐待の未然防止に係る周知や講演会の開催等の取組を進めていくとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑・答弁を踏まえた上で、市長の考え方をただす必要があるとのことから、3月22日、市長への総括質疑を行いました。

主な総括質疑といたしまして、児童、高齢者、障害者それぞれに虐待防止等に関する法律が制定されており、当局においても取組が行われているが、これまでの虐待防止に関する施策が進んでいないと捉え、独自の条例制定に至ったのかとただしたところ、今回の条例制定を機に、さら

なる相談窓口の機能充実のために、専門的知識を有する人材の確保と研修の充実を図っていくこととしている。虐待に対する対応の仕方を強化し、虐待が発生しないような取組を進めるために制定するものであるとの答弁でありました。

市民が虐待を発見し、通告することは、プライバシーの観点からも、難しい面があるのではないかとただしたところ、条例の制定により、早期の発見、早期の対応につながり、虐待から守られるものがあると考えている。通告について、市民が正しい理解ができるように、啓発を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実践していくとの答弁でありました。

憲法第94条に、「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定されているが、本条例について、法律に抵触することはないかとただしたところ、児童虐待の防止等に関する法律には、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法で定める国民の責務の規定はないが、児童虐待の防止等に関する法律第6条で、児童虐待に係る通告の義務が定められているため、法律の範囲内で条例を制定しているものと考えたとの答弁でありました。

以上で総括質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

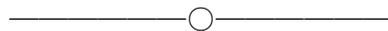
以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第6 議案第16号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第6、議案第16号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市重度

心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、重度心身障害者医療費助成の対象となる手帳の要件は、どのようなものかとただしたところ、今回の改正により、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方を対象に加えるものであるが、このほかに身体障害者手帳1級又は2級を所持している方、療育手帳のA1、A2、Aを所持している方、身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1を所持している方となっており、いずれも生活保護を受給していない方ということが支給の対象となっているとの答弁でありました。

重度心身障害者医療費助成に当たり、所得制限が導入されることで、一定以上の所得がある方が支給対象外となるが、本市で該当する方が見込まれるのかとただしたところ、重度の障害があるため、本人の所得だけでは所得制限に該当する方は少ないと思われるが、扶養義務者や配偶者を含めると該当する方が数名見込まれるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、新たに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に、対象を拡大することは評価できる。一方で、所得制限を設けることは、制度の後退にもなりかねず、制限を設けることはやめるべきであるとの考えから、反対の立場である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第16号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史君） 起立多数であります。  
したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

**日程第7 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（福重彰史君） 日程第7、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、第9期の介護保険料基準額については、第8期から据え置きとし、所得段階ごとの保険料率については、見直しを行ったとのことであるが、全体として保険料収入に、どのような影響があるのかとただしたところ、改正後の介護保険料については、第8期の保険料区分で試算した場合と比較して、600万円程度、保険料収入が下がる見込みとなっている。そのため、2025年問題を踏まえた形で介護保険基金から充当する対策を行い、今回の提案に至ったところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

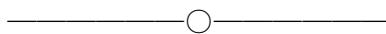
これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



**日程第8 議案第20号 志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（福重彰史君） 日程第8、議案第20号、志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義君） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市分収林条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市が契約している市有林の内容は、どうなっているか。また、今回の条例の改正で変更となる契約についてただしたところ、市内には893haの市有林があり、市が契約している分収林の面積は、164haである。契約の相手方としては、自治会や学校、鹿児島県森林整備公社である。また、今回の条例改正により、「市長が特別な事情があると認める場合」として、鹿児島県森林整備公社との収益分収の歩合を「市が2分」、「造林者が8分」と変更する予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

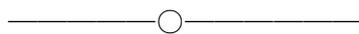
これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第22号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第9、議案第22号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義君） ただいま議題となりました議案第22号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、老朽化した市営住宅について、今後、どのように考えているか。また、性の多様性からみて入居要件の条件の一つである「新婚世帯」をどのように捉えているか。ただしたところ、公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止となった住宅は、解体することとしており、令和6年度は3棟5戸を解体し、令和7年度以降において、38棟113戸を空き家となった時点で年次的に解体する予定である。解体後の対応としては、人口減少社会を鑑み、新たな市営住宅の建設は計画していない。また、新婚世帯は、「婚姻から5年以内」と定義しており、令和6年1月から開始した「志布志市パートナーシップ宣誓制度」により宣誓をされた方で、宣誓から5年以内の場合は、新婚世帯に該当するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第22号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

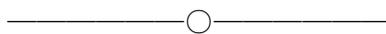
これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第23号 志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第10、議案第23号、志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義君） ただいま議題となりました議案第23号、志布志市空家等の適正管理に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「特定空家等」と「管理不全空家等」の判定は、どのように行うのか。また、管理不全空家の情報を提供した者の個人情報保護について、どのように考えているのかただしたところ、特定空家や管理不全空家の判定は、庁内連絡会で国が定めたガイドラインに基づき協議後、外部有識者で構成する空家等対策協議会にて審議し、市が認定することとなる。また、管理不全空家に関する情報提供は、匿名でも受付は可能である。情報提供者が特定される場合、個人情報の取扱いについては、特に慎重に対応するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第23号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第11 議案第25号 志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第11、議案第25号、志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第25号、志布志市麓庭

園福山氏庭園条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、審査に資するため、福山氏庭園の現地調査を実施し、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和6年7月から一般公開を予定しているとのことであるが、職員を配置して管理を行うのかとただしたところ、福山氏庭園の管理に当たっては、志布志東部地区エリアマネージャーとして会計年度任用職員を採用し、配置する計画である。同マネージャーは、庭園の管理業務のほか、麓地区周辺の古民家を活用したまちづくり業務の推進等を行うことを考えているとの答弁でありました。

福山氏庭園の整備について、これまで要した事業費は幾らであるかとただしたところ、主屋建物の保存修理工事費を中心として、庭園の修復を含めて3億円程度の事業費であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第25号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

## 日程第12 議案第27号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（福重彰史君） 日程第12、議案第27号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋君） ただいま議題となりました議案第27号、鹿屋市との定住自立

圏の形成に関する協定の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から総合政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、大隅定住自立圏の形成に関する協定書を鹿屋市との間で締結し、大隅地域における3市5町との連携体制が構築された中で、大隅広域夜間急病センターの開設は、非常に大きな成果であったと認識しているが、その他においては、どのような取組や成果があったと捉えているか。また、構成市町間の協議頻度についてただしたところ、現在も、大隅地域全体で連携した農畜産業への振興を図るなど、スケールメリットを活かした取組を展開している。また、東九州自動車道や都城志布志道路といったインフラ面の整備促進や、志布志港が高品質・効率的な輸出に向けた産直港湾として認定されたことなど、これまでの15年間における成果は、多々あったものと考えている。なお、大隅定住自立圏として構成する市町間での検討事項や進捗状況の確認などについては、年に2回以上、幹事会等を開催し、協議しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第13 議案第28号 市道路線の認定について

○議長（福重彰史君） 日程第13、議案第28号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義君） ただいま議題となりました議案第28号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、市道認定となった経緯と令和6年度の地方交付金の見込みについてただしたところ、対象となる路線について、これまで農道として耕地林務水産課で管理してきたが、今回、市道所管替えの申請が提出され、内部で協議した結果、認定するものである。また、地方交付金に関して、令和6年度は、約4億8,703万円を見込んでおり、令和5年度の約4億8,495万円と比較すると、約208万円の増額となるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第28号については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第14 議案第29号 令和6年度志布志市一般会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第14、議案第29号、令和6年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（小辻一海君） ただいま議題となりました議案第29号、令和6年度志布志市一般会計予算について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、審査に資するため、そおりサイクルセンター、有明体育館、市道外之牧2号線、宝満団地の現地調査を実施した後、同月14日から21日にかけて、執

行部より関係課長・局長ほか担当職員の出席を求め、予算書及び説明資料による補足説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、財務会計システム改修事業について、電子決裁機能を追加することとしているが、庁舎内及び市民に対する利便性の向上にはどのような形で寄与すると捉えているかとただしたところ、財務処理を行うために必要な決裁には、これまでは紙で出力したものを関係部署間でチェック・回覧する必要があった。本事業の実施に伴い、このような流れから脱却し、担当者の各自席上での電子決裁が可能となる場所である。直接的には市民への利便性向上につながるものではないものの、決裁に要する時間の大幅な短縮につながり、事務の効率化が図られるとともに、年間10万枚ほどのペーパーレス化にも寄与できる見込みであるとの答弁でありました。

次に、総合政策課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地方公共交通対策事業で新設されているバス通学等支援補助金については、本年度においては市内高等学校支援事業の一つとしての位置づけであった。今回どのような背景、議論があって、このような見直しが行われたのかとただしたところ、バス通学等支援補助金は、志布志高等学校の1学年4クラス体制の維持を目的に創設したところであり、現在、志布志高等学校に在籍する生徒に対しての通学支援という形で補助を行っている。しかし、市外の高等学校へ通学する生徒の多くは、バスを利用している状況を鑑み、支援対象として加えることによって地方公共交通の維持・確保にも貢献できるのではないかと捉え、対象要件の拡充を行った上で、改めて本事業の一つとして新設したものであるとの答弁でありました。

バス通学等支援補助金は、市外に居住する志布志高等学校に通う高校生も補助の対象となるところだが、居住先の自治体で創設された類似事業による支援との整合性は、考慮されているかとただしたところ、曾於市、大崎町においても、類似の事業を展開される見込みであることを確認しているが、当該居住地で支援される補助金と合算しても、市内居住者に対する補助額と同額となるよう協議・連携を行い、整合性を図る計画となっているとの答弁でありました。

若者・子育て世帯移住支援事業について、補助対象として年齢制限の要件が設けられている。昨今では、晩婚化が進んでいる状況もみられる中で、事業推進に当たって今後見直しなど検討する考えはないかとただしたところ、全国的に晩婚化の状況にあることは認識しているが、まずは本事業の情報発信と推進を図りつつ、相談内容の分析などに努めたいと考えている。その結果を受けて、今回設定した年齢要件の動向を検証し、定住支援事業と併せた事業の展開へつなげていきたいとの答弁でありました。

次に、コミュニティ推進課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地域コミュニティ協議会活動促進事業について、市内2地区における協議会の事務を担う地域が雇用する職員への助成を決定した経緯、また、市全体へ波及させて

いく方向性は、どのように協議されているかとただしたところ、地域コミュニティ協議会から、今後の事務的負担の軽減を図れないかとの相談を受け、市職員の配置可否も含めて議論を行った中で、地域コミュニティ協議会の円滑な運営のためには、地元をよく知るそれぞれの地域の方に事務局の立場で業務を担っていただきたいとの結論に至ったところである。今回、協議会設立から4年目を迎える市内2地区を対象に、職員雇用に向けた助成を行うものであるが、今後は、全ての協議会へ事務職員が配置できるよう考えていきたいとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、会議録等電子化業務を進めていく中で、冊子のみ保存されている古い会議録について、単純な電子化のみにとどまらず、文字検索が可能となるような処理を行い、今後の活用につなげていく議論はされているかとただしたところ、令和6年度の当初予算には反映されていないが、電子化された古い会議録の文字認識処理については、検討を行っているところである。なお、判読の難しい文字列や、予算書などを中心とした資料類への実施要否など議論しながら、今後は事業化に向けて検討を重ねていきたいとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分については、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、農業委員会事務局分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、嘱託登記業務について、予算の積算根拠とした登記予定件数をただしたところ、登記に係る費用として、所有権移転登記が5,000円、住所変更表示変更登記が2,000円である。令和6年度の登記予定件数は、所有権移転登記を30件、住所変更表示変更登記を2件としており、予算として15万4,000円を計上しているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、歴史のまちづくり事業について、福山氏庭園を拠点に活動するエリアマネージャーの配置やまちづくり協議会の設立が計画されているなど、時間を要する難しい事業であると感じるが、どのような方向性で議論がなされているのかとただしたところ、福山氏庭園については、主屋の修復整備が完了したところであるが、周辺は、空き家が増加している状況であるため、古民家を活用し、観光客と地域の方々との交流空間づくりやまち歩きにつなげていきたいと考えている。ホテル事業や飲食業等を行いたい事業者がまちづくり委員会を立ち上げ、地域と連携を図りながら事業化に向け取り組み、長期的な視点で、福山氏庭園を核とした麓地区の活性化を図っていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、防犯街灯維持管理等事業について、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、各自治会において維持管理する防犯街灯のLEDへの転換が計画どおり進んでいないことには理解をするが、設置の呼びかけも含めた進捗状況は、どのようになっているかとただしたところ、自治会が管理する防犯街灯について、現在本市で把握しているのは、2,638件となっており、そのうち、1,969件の74.5%がLEDへの転換を完了している。自治会長は、年度単位で交代するところが多く、また市役所での手続も煩雑そうなイメージであるとの意見も聞

いていることから、まずは各自治会に対し、気軽に総務課へ連絡をいただけるような内容で周知徹底を行うなど、地道な取組によって市全体への波及を目指していきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、ダグリ岬公園周辺等整備事業について、景観整備業務委託料を計上しているが、今年の夏の海水浴シーズンまでに、トイレやシャワーの整備、さらには除草作業まで見込んだものとなっているかとただしたところ、本委託料は、ダグリ岬公園入口付近の用地に係る景観整備を目的として計上したものであるが、国民宿舎ボルベリアダグリから海水浴場周辺までの伐採については、年次的な計画に基づき別途予算計上し、対応することとしている。なお、海水浴場については、今年の海水浴シーズン前に仮設トイレなどの設置を行い、利用者の利便性向上に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、有害鳥獣捕獲事業について、今年度のイノシシの捕獲実績と農作物への被害状況を把握しているか。また、来年度の捕獲計画や予算措置についてただしたところ、令和5年度の実績として、令和6年2月末時点で1,025頭であり、令和4年度が462頭であったことから、2倍以上となっている。イノシシの目撃情報も多く、農作物への被害が出ていることは承知している。令和6年度の捕獲計画については、志布志市猟友会と協議の上、一斉集中捕獲等を実施し、効果的な有害鳥獣の捕獲を行っていきたい。また、予算措置に関して、令和6年度は、約800頭分の予算を計上しており、猟期期間中の5,000円、一斉集中捕獲期間の7,000円の報奨金も継続して支給するとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、安心子育て環境構築事業について、志布志庁舎及び有明庁舎のロビーにベビーケアルームを設置し、子育て世代の来庁者に、安心感を与えるための環境整備を行うとのことであるが、松山庁舎に設置しない理由は何であるかとただしたところ、ベビーケアルームについては、3庁舎に設置するように検討をしていたが、松山庁舎のロビーは、十分な設置スペースが確保できなかった。今後、松山庁舎執務室のスリム化を図る予定であるので、その段階で設置を検討したいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、危険廃屋解体撤去事業について、昨年度の当初予算から令和6年度に増額した経緯と令和6年度において申請を予定している市民は、どのくらいいるのか。また、申請に伴い、解体を請け負う事業者の市民への周知方法についてただしたところ、本事業は、市民からの申請が多い事業であり、これまでの実績を勘案し、昨年度当初予算より300万円を増額した。また、令和6年度に申請を予定している対象者は、約10名である。解体を請け負う事業者の周知については、市内の解体事業者の一覧表を作成し、相談に来られた市民に提示しているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、森林経営管理事業の事業概要と備品購入の経緯についてただしたところ、本事業は、経営管理されていない森林の所有者から経営管理権を市が取得し、他の林業経営者等に委託し、適切な森林の管理を行うことを目的としている。令和6年度は、森林パトロール員として会計年度任用職員1名を雇用し、パトロール車として4輪駆動車を新規購入する。また、ドローンに関しては、使用場所等により資格を必要としないドローンを購入予定であるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、デジタル化推進事業について、現在、電算システムの標準化・共通化に向けて移行を進めているが、これまで国の制度改正などによるシステムの改修に要してきた費用は、今後削減されていくものと考えてよいか。また、全国的な進捗状況の遅れを指摘する一部報道もあるが、本市における現状はどうかとただしたところ、制度改正や緊急的な行政需要に対応するために、システム改修の必要性が生じた場合でも、標準化・共通化されたシステムは、国が標準化基準を策定または変更することにより対応することとなるため、導入後は、経費も含めて負担軽減されるものと考えている。また、本市における標準化・共通化に向けた進捗状況は32.5%で、県内では上位の進捗率となっており、予定どおり令和7年10月には移行が完了する見込みであるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、デジタル化推進事業について、市役所窓口業務の支援システム等を導入し、市民サービスの向上を図るとのことであるが、稼働までどのようなスケジュールで進めるのかとただしたところ、システムの導入には、契約業務に3か月程度、環境構築や運用テストに半年程度を要するため、窓口の繁忙期等を勘案しながら、令和7年1月以降の稼働を見込んでいる。執務室や窓口のレイアウト変更、窓口職員の研修等も進めながら、3庁舎の窓口でしっかり稼働できるよう取組を進めていきたいとの答弁でありました。

特定外来生物防除等業務委託事業について、アルゼンチンアリとハイイロゴケグモの生息調査や防除業務が計画されているが、どのように防除作業を行うのかとただしたところ、業務は、専門業者へ委託する予定であるが、生息範囲を調査しながら、それぞれの外来生物の活動が活発な時期に合わせ、モニタリングトラップの設置や薬剤散布を行い、防除を図りたいと考えているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、デジタルオルソ画像共同更新事業について、近隣自治体と共同で航空写真を撮影するに当たって、全体としての事業費は、どのように捉えているかとただしたところ、本事業については、県内全域に及ぶものであり、全体の事業費を含め、令和6年度に撮影を希望している他の自治体を現段階では具体的に把握していないが、大崎町、曾於市との2市1町で構成する曾於地区地方税協議会内において議論した結果、単独での撮影と比較すると、大幅な経費の圧縮が見込めることから、隣接する曾於市とともに取組を進めていくこととしたものであ

る。なお、単独撮影の場合、2,000万円以上の経費を要することになるとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、学校給食費無償化事業について、これまで恒久的な財源確保の観点から実施ができていなかったが、今回どのような議論を経て提案に至ったのか。また、無償化は、時限的な取組とはならないかとただしたところ、学校給食費については、子育て世代の経済的負担の軽減を図る観点から、令和3年度から半額助成を行ってきた。その後も物価の上昇が続いていること、県内の自治体においても取り組む自治体が増えている状況であり、格差が生じることがないように取り組んでいくため、無償化の提案に至ったところである。事業の財源については、ふるさと志基金を活用しているが、不公平感を生まないように、恒久的な取組として財政当局に要望していくとの答弁でありました。

中学生英語技能検定実施事業について、検定料を市が負担し、英語教育の推進を図っているが、令和5年度の実績は、どのような状況であったのか。また、英語教育をどのように推進しているのかとただしたところ、令和5年度に公費負担で英語技能検定を受検した生徒数は462人で、全生徒の55.5%の割合となっており、前年度と比較して増加しているところである。また、英語教育の推進については、ALTを3人配置しているほか、SET加配により、英語の専門的な教員や支援講師を配置しながら、充実を図っているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、手数料について、昨年度と比較して521万円余り増額計上されているが、その根拠についてただしたところ、コンビニ収納・スマホアプリ決済手数料について、昨今の物価高騰等に伴い業者側の費用負担が増加しており、令和6年4月から1件につき20円の値上げとなるものである。また、公金振込処理手数料については、全国銀行資金決済ネットワークにおける内国為替制度運営費の適用により、これまで無料であった公金振込に係る金融機関間の手数料が有料化されることを受け、1件につき80円を市が負担しなければならないことから、今回手数料予算の増額計上を行ったところであるとの答弁でありました。

最後に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、保育料無償化事業について、本市独自の子育て支援事業として完全無償化を行うとのことであるが、対象者数は、何人であるのか。また、多額の事業費を要するため、覚悟をもって事業提案したと考えるが、どのような思いで取り組んでいくのかとただしたところ、0歳から2歳児の保育料については、これまで住民税非課税世帯は無償であったが、課税世帯は有償であった。今回の無償化となる対象者数は、240人を見込んでいる。また、保育料の完全無償化により、子育て支援を充実することで、本市への移住・定住促進や、出生率の向上につながっていくよう、継続した事業として展開を考えているとの答弁でありました。

病児保育事業について、新たな事業者により開始が見込まれているが、いつ頃の開設時期を考えているのかとただしたところ、病児保育事業の開始に当たっては、事業実施のための施設の改修工事や各種手続が必要となっている。現在のところ、開設時期は未定であるが、できるだけ早

く開始できるよう、協議を進めていきたいとの答弁でありました。

以上で全ての課の質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、マイナンバーカードの取得推進について、本委員会の審査では、配慮が必要な高齢者や障害者の方々への対応が不足しているように見受けられたところである。また、顔認証マイナンバーカードの運用は、昨年から開始されているにもかかわらず、いまだ申請がない状況となっている。このような国の推進の在り方によって、地方自治体職員は、非常に苦勞しているものと捉えている。経営所得安定対策事業については、水田の所有者や耕作者に対して負担のかかる制度となっており、国の対応や姿勢には疑問がある。重度心身障害者医療費助成事業では、新たに所得制限を設けることとしているが、他自治体の取扱いに準じるような対応は、地方自治の本旨からみて問題があると考えている。学校給食費無償化事業への取組など、今回提案された令和6年度一般会計予算の大方については評価をするが、十分とは言えない点もみられることから反対である。

賛成討論はなく、討論を終え、起立採決の結果、議案第29号は、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回の一般会計予算について、反対の立場で討論をしたいと思います。

学校給食費の完全無償化をはじめとして、積極的な提案に対しては当局の努力を大いに理解するところであります。そうした立場ですけれども、問題と考えることを述べさせていただきたいと思います。

まず、マイナンバーカードの普及の在り方について、本来、法ではカードの取得は、任意とされています。にもかかわらず、国は、この間、法令遵守を自ら捨てて、地方自治体に取得を住民に強行するように、マイナポイントをもらえるなどの施策でやってきております。それにもかかわらず、本市の交付状況は85.59%、2万9,808人、3月10日現在で2万5,512枚であるとの答弁でありました。残り4,296人の方が取得をされておられません。また、2023年12月に導入をされた暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードの交付は、当局の答弁でいまだゼロ枚であるということも審議の中で明らかになりました。また、保険証として使えるようにひも付けされていますが、その登録者数は、本市では確認できないシステムで、何人登録されているのかさえも分からない状況であります。こうした中で、現状の保険証を廃止すると国は決めています。混乱を引き起こすことは、目に見えて明らかであります。現在の保険証は残すべきであります。新年度予算でさらに進めていくとのことですが、取得を希望しないことを選んだ住民、高齢者や障害を抱えて取得が困難な人たちに対する支援の在り方は、十分であるとは言えません。もっと、

そうした住民に寄り添った対応が求められていると思います。

二つ目に、新年度予算で自衛隊への18歳、22歳の名簿提供についても、これまでの一般質問を通して紙媒体等で本人の了解なしに提供するとされております。住民基本台帳法に基づいて、閲覧にとどめるべきだというふうに考えます。

三つ目に、新年度から重度心身障害者医療制度が拡充されて、精神障害福祉保健手帳をお持ちの方にも広がる、そのことについては、大いに歓迎されることであります。ですが、一方、これまで所得制限がなかったことを今回導入することで、所得制限を設けるということでありました。そういうことになると、負担が増える住民の方が出てきます。こうしたことは、制度の後退につながるという思いがあります。やはり所得制限、そういったものはなくして、安心して医療にかかれるような状況にするべきだと思います。

また、農政においても、水田活用の直接支払交付金については、かん水施設がない土地、農地、また5年以内一度も水張りをしない農地は対象外とすることなど、これまでの一般質問や委員会の質疑で「3,400万円ぐらいの影響がある」という答弁も過去にいただいております。そういったことも、今回直接国から生産者のほうに通知されるということで、予算の中にはよく見えておりませんが、そうしたことが新年度も行われます。こうした国の政策に対しては、地方自治体が防波堤となって、国に声を上げて住民をしっかりと守るべきであります。私たち地方自治体でいろいろ行政に関わる者は、法令遵守は基本の一番目であります。にもかかわらず、そういったことが守られていないような状況で予算執行が進められていく。それは、とても認められないという立場で、反対の討論といたすところであります。

○議長（福重彰史君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史君） 起立多数であります。

したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第15 議案第30号 令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第15、議案第30号、令和6年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第30号、令和6年度志

布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険給付費の予算額が、前年度と比較して1億7,000万円程度の減少となっているが、どのような要因が考えられるかとただしたところ、当初予算の編成に当たっては、令和5年度の一人当たりの医療費や年間の平均被保険者数、伸び率等を推計しているが、団塊の世代の方々が、75歳を迎えるに当たり、後期高齢者医療制度に移行し、被保険者数が減少傾向であることが、予算額減少の要因となっているとの答弁でありました。

県の財政安定化基金について、令和6年度は、活用されているのかとただしたところ、令和6年度の本算定に当たり、県全体で国民健康保険事業費納付金の総額が前年度を6億円程度下回る状況となったが、県の財政安定化基金から5億3,000万円の取り崩しが行われたため、納付金の上昇抑制につながったところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、令和6年度は、国保運営方針の初年度となるが、国は、国保税の軽減を行うために、それぞれの自治体が独自で行っている財源の繰入れをやめさせ、保険料の統一をしようと考えている。県下統一の保険料になれば、大変な負担となり問題である。来年度の国民健康保険税は、据え置きとなり、当局の努力を認めるところであるが、高すぎる国保税を引き下げる努力や、「何とかしてほしい」という住民の声を、国・県に訴えていくことについて、対応が不十分であることから、反対の立場である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第30号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史君） 起立多数であります。

したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第16 議案第31号 令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第16、議案第31号、令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第31号、令和6年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和6年度からの保険料率が改定され、保険料は引上げとなるが、どのような要因によるものかとただしたところ、保険料率改定の要因として、一人当たりの医療給付費が依然として増加傾向にあること、団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に加入することによる、被保険者数の急激な増加等が要因として挙げられるとの答弁でありました。

広域連合において、公費負担を増やすことの議論はなかったのかとただしたところ、保険料の改定に当たっては、協議の中で、基金の活用をさらに図るべきではないかとの意見があったところである。広域連合としては、基金を取り崩し、対応しているところであるが、次期保険料の上昇抑制のためにも、ある程度の基金を確保しておく必要があることから、被保険者に一定程度の保険料の増加を負担していただく方針となったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、令和6年度からの後期高齢者医療保険料の引上げにより、2008年の制度開始時と比べると、所得割率は8.63%から11.72%に、均等割額は4万5,900円から5万9,900円となり、1万4,000円も引き上げられている。これでは、高齢者の生活が守れないという思いがある。引上げではなく、国や県の負担を増やし、高齢者の負担の軽減を図ることが、この会計には求められているが、広域連合で運営を行っているため、私たちにはよく見えないところがあり、広域連合での議論が分かるようにすべきだという考えから反対である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第31号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史君） 起立多数であります。

したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

### 日程第17 議案第32号 令和6年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第17、議案第32号、令和6年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第32号、令和6年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、生活支援体制整備事業について、生活支援コーディネーター配置業務を委託するとあるが、どのように事業を進めているのかとただしたところ、高齢者の在宅生活を支えるため、各地域の中で、助け合いの体制をつくっていく取組を進めているところである。生活支援コーディネーターは、それぞれの地域にあるサービスやニーズについて、細かく情報収集等を行っており、今後は、地域で提供できるサービスの構築につなげていけるよう、取り組んでいきたいとの答弁でありました。

認知症総合支援事業について、それぞれの認知症カフェで、特徴のある取組が行われているが、運営に携わるスタッフ同士の交流やスキルアップのための講座等を行う考えはないかとただしたところ、本年度の認知症ステップ・アップ講座を実施した際に、認知症カフェのスタッフの方々にも参加いただいた。その際に、スタッフ同士で話ができる機会がほしいとの意見があったため、来年度も継続して実施したいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、訪問介護サービスの報酬単価引下げにより、訪問介護事業所は、厳しい運営が見込まれ、本市からなくなるおそれがあるなど、介護が必要な方にサービスが届かないような

制度になっている。施設入所待機者についても、その解消には至っておらず、保険料を納めても、サービスを受けられないという、制度の大きな欠陥がある。これから先、高齢者がさらに増加し、安心してサービスを受けられるようにするためには、国や県の負担を増やす必要があると考えるが、そのことについては、制度が始まって以来、ほとんど検討されておらず、問題であるとの考えから反対の立場である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第32号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

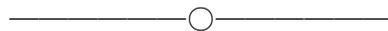
以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。採決は、起立によって行います。  
お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
[賛成者起立]

○議長（福重彰史君） 起立多数であります。  
したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第18 議案第33号 令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第18、議案第33号、令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋君） ただいま議題となりました議案第33号、令和6年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予算計上されている地方債償還金について、現状における要因と今後の見込みはどのようになっているかとただしたところ、地方債償還金については、国民宿舎ポルベリアダグリの建物部分における償還は終えたが、空調機器の更新に伴う部分が残っていると

ころである。具体的な残額としては、約3,800万円で、令和8年度中に償還終了となる見込みであるとの答弁でありました。

劣化度調査業務委託料の計上がされているが、この調査終了後には改修設計業務委託へ移行すると考えてよいかとただしたところ、別途で計上している施設改修時設計業務委託料は、緊急的な修繕に対応するためのものである。劣化度調査業務委託料は、深刻な問題へと発展することを防ぎ、早めの対応を講じることを目的として、あくまでも今後修繕が必要となる箇所の特定期の見極めを行うためのものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第33号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第19 議案第34号 令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第19、議案第34号、令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋君） ただいま議題となりました議案第34号、令和6年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、審査に資するため、新工業団地短期計画地の現地調査を実施し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新たな工業団地として購入を検討している予定地の一部について、

山間部の峽間に位置していることなどから、技術的に高度な排水対策を行った造成が必要と考えられる。今後の対応に向けて、そのような認識を持っているかとだたしたところ、当該地の状況について、そのような認識は持っているところだが、技術関係部署との連携を十分図りながら、購入者からの苦情が発生しないよう、あらゆる事態を想定した排水対策を行った上で、最終的に工業団地としての造成・販売へつなげていきたいと考えている。また、東九州自動車道や港湾整備において発生した残土の活用についても考慮しながら、事業推進を図っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第34号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第20 議案第35号 令和6年度志布志市水道事業会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第20、議案第35号、令和6年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（持留忠義君） ただいま議題となりました議案第35号、令和6年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、能登半島地震を踏まえ、本市は、どの程度の耐震レベルにあると考

えるか。また、災害発生時の対応は、どうなっているのかとただしたところ、能登半島で発生した震度7が本市で発生した場合、市内全域がほぼ断水する可能性があるため、日頃から個々の備えが必要と考える。また、災害発生時には、危機管理計画に基づき対応することとしており、断水時には日本水道協会による給水車等の支援を受けることとなっている。なお、日本水道協会への負担金として、令和6年度の予算は、17万円を計上しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第21 議案第36号 令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算

○議長（福重彰史君） 日程第21、議案第36号、令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（市ヶ谷 孝君） ただいま議題となりました議案第36号、令和6年度志布志市農業集落排水事業会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和4年度から機能強化事業に取り組み、処理場及び中継ポンプ場の機器更新工事を進めているが、計画どおり令和7年度に完了する見込みであるかとただしたところ、機能強化事業は、4年間で実施する計画であるが、計画どおり国の予算の配分がない場合

は、事業期間が延びる可能性がある。国から総額2億5,000万円程度の事業費決定を受けているため、計画した内容が確実にできるよう取り組み、処理場等の管理に支障がないよう対応していくとの答弁でありました。

農業集落排水事業に要する維持管理費については、下水道使用料収入で賄えているのかとただしたところ、施設整備に関する償還金等を含めずに試算すれば、維持管理費用については、使用料収入で賄うことができているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第36号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（福重彰史君） 日程第22、議案第37号及び日程第23、議案第38号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号及び議案第38号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第37号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（福重彰史君） 日程第22、議案第37号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員につきまして、勤勉手当を支給できることとする措置が講じられましたため、育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員に対し、勤勉手当を支給できるようにするものであります。

内容につきましては、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されるようになれば、第11条の規定の適用から会計年度任用職員を除く必要がなくなるため、同条中の、除く規定を削るものであります。

また、この改正により、第12条における「会計年度任用職員」という言葉の定義が、第11条中から削られることとなるため、第12条中に、改めて定義するものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福重彰史君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第23 議案第38号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福重彰史君） 日程第23、議案第38号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例措置が講じられましたため、当該措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます

○**税務課長（濱田 茂君）** 議案第38号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明申し上げます。

初めに、付議案件説明資料から御説明いたします。付議案件説明資料2ページをお開きください。

上段枠内を御覧ください。今回の改正は、令和6年能登半島地震災害に係る個人住民税の雑損控除の特例措置でございます。被災された方の住宅や家財等の資産について損失が生じたとき、「令和6年度分」の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができるものです。能登半島地震は、1月1日に発生したことから、本来であれば、令和7年度分の適用対象となるものですが、その前倒しが可能となるものです。また、適用を受ける場合は、市民税の納税通知書が送達される時までに、所得税確定申告等を行っていただくことになります。

下段については雑損控除について、説明してございますので、参考として御覧ください。

次に、3ページをお開きください。新旧対称表になります。

向かって左側、「令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例」としまして、附則第5条の2が新設となります。

第1項は、災害による損失が令和5年において生じたものとして雑損控除の適用ができる旨、またその場合、その損失金額は翌年度以降には適用できない旨を定めております。

第2項は、雑損控除は親族の損失についても対象とできるものですが、第1項と同様の取扱いである旨を定めております。

第3項は、市民税の納税通知書が送達される時までに、所得税確定申告書や市県民税申告書に、適用を受けたい旨記載していただくことで適用となる旨を定めております。

次の4ページを御覧ください。

附則第6条の改正については、上位法の改正に伴う条ずれの整理でございます。

なお、本条例の施行日は、公布の日としております。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○**議長（福重彰史君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（福重彰史君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（福重彰史君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（福重彰史君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第24 陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書

○議長（福重彰史君） 日程第24、陳情第1号、川内原発20年延長に関する陳情書を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（南 利尋君） ただいま議題となりました陳情第1号、川内原発20年延長に関する陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、審査を行いました。

委員間で協議した結果、採決を求める意見があったことから、討論を行ったところ、反対討論として、次のような要旨の討論がありました。

薩摩川内市議会では、「川内原子力発電所1、2号機の40年超運転を求める陳情」を昨年12月に採択している。また、薩摩川内市長及び鹿児島県知事も、川内原子力発電所の運転期間延長を「容認」する旨を表明した。地元自治体が慎重に議論を重ねた上での判断があった中で、本陳情が求める白紙撤回への理解を得ることは難しいと考えることから反対の立場である。以上のことから、不採択とすべきである。

賛成討論はなく、以上で討論を終え、起立採決の結果、陳情第1号については、起立少数をもって、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（福重彰史君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

○19番（小園義行君） 原案ですよね。賛成の立場で討論をしたいと思います。陳情の趣旨は、「川内原発の20年延長に反対する決議を上げてください」と、決議に基づいて鹿児島県や薩摩川内市、九電、原子力規制委員会に、「20年延長に関する各種決定の白紙撤回を求めてください」の二つであります。思い出しますと13年前の3月定例会時、東日本大震災による原発の事故が原因でいまだ約2万9,000人の人々が避難をしている現状を考えると、原発の運転が地震、津波の多い我が国で、それぞれの自治体に及ぼす影響がとても大きいものがあると考えます。本年1月1日に起きた能登半島地震をみても、原発がたまたま運転停止中であつたことが幸いをしたというふうに思います。ぜひ、こうした原発を巡る考え方は、いろいろあるでしょう。でも、ひとたび問題が起きたら、原発は、大変な問題を引き起こす、そのことをしっかりと私たちは学んだはずであります。そういった立場からしたときに、この20年延長に対しても、県知事は選挙で公約

をしておきながら、住民投票条例に対しての意見書の意思表示もいらないというようなことでありました。そういったことではなくて、原発そのものがどういった問題を抱えているのかというものを私たち自身がきちんと受け止めないと、絶対に安全だと、そういうものではないと過去に私たちが学んだはずです。安全神話に基づいて建設され、東北で地震が起きて、13年経っても一切地元に帰れないという人たちがいる現実、併せて使用済み核燃料については、どういうことをもってそれを解消していくのかという技術の確定ができていない状況の中で、原発については、もっと私たちは慎重に、謙虚でないといけないという思いがありまして、今回のこの陳情を採択をして、ぜひ、それぞれの対応を求める。それは、私たち遠く離れている自治体だからというそういったことではなくて、実際に問題が起きたら、ここにも影響が及ぶというのは必至であります。そういった立場から、よく考えていただいて対応を求めたい。そういった意味で、賛成の立場からの討論としたいと思います。

○議長（福重彰史君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本陳情に対する所管委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。

お諮りします。

陳情第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福重彰史君） 起立少数であります。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史君） 日程第25、発議第1号においては、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第25 発議第1号 錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書の提出について

○議長（福重彰史君） 日程第25、発議第1号、錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○5番（南 利尋君） ただいま議題となりました発議第1号、錦江湾横断道路の早期事業化を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

本意見書は、垂水市議会から大隅半島の3市5町議会に対して、本件に関する意見書の提出の要請があったことに鑑み、議会運営委員会及び全員協議会での協議を経て、総務、文教厚生、産業建設の各常任委員長により発議するものであります。

提出の理由といたしましては、大隅半島と薩摩半島をつなぐ錦江湾横断道路は、交通の利便性の向上や生活圏の拡大、観光資源として活用するなど、大隅半島をはじめとする九州南部地域の産業・経済・文化の発展に大きく寄与するとともに、近年、激甚化傾向にある自然災害への対応や緊急医療体制の確保など、災害と医療の観点からも必要不可欠な道路である。特に、桜島においては、大正大噴火級の大規模噴火が懸念されており、島民の安全かつ迅速な避難方法として、錦江湾横断道路の早急な整備が求められる。令和3年6月に策定された「かごしま新広域道路交通ビジョン」及び「かごしま新広域道路交通計画」では、錦江湾横断道路は、構想道路として位置づけされており、道路の必要性は、各所において認識されている。

よって、錦江湾横断道路の建設を促進するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものである。

提出先は、鹿児島県知事、塩田康一でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（福重彰史君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました発議第1号についての字句整理及び提出手続については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。



日程第26 閉会中の継続審査申出について

○議長（福重彰史君） 日程第26、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第27 閉会中の継続調査申出について

○議長（福重彰史君） 日程第27、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福重彰史君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福重彰史君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和6年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後0時07分 閉会